美祢市地域防災計画

本 編

第1編総則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

第4編 復旧・復興対策

令和4年12月 美祢市防災会議

目 次

第	1編	j i	総	則		1
å	第 1	=	=	上面不	方針	1
5		•				
	- 1-	1:	•	目	的	
	- 1-	2	•		の性格	
	- 1-	3	•		の前提となる災害	
		4	•		に関する組織及び実施責任	
	第	5	節	防災	関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置	2
4	第2	÷	_	⊢	祝と自然災害	0
5		早 1				
			•	•	既況	
	- 1-	2	•		と自然災害	
	矛	3	即	事故	災害	. 13
第	2 編	i :	災害	§予防	計画	14
4	第 1	章	R	5災思	想の普及啓発	14
-		1	•••		500 日	
	-1-	2			知識の普及啓発	
		3	•		^ぬ 調の伝承	
	わ	· 3 ,	레기	火吉	終酬♥クイム弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 10
ģ	第2	查	B	方災活	動の促進	17
		1	•••		団の育成	
		2	•		300円/X	
		3	•		防犯組織の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	- 1-	4:			奶船へ 防災活動の促進	
	- 1-	5 :	•		の火石動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	昻	· ວ ,	테J	江	火い争未有による地区内の防火活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 19
ģ	第3	查	B	方災訓	練の実施	20
	•-	1:	•		の内容	
	213		-1-	HA-1-4N	~···	
9	第4	章	É	自然災	書に強い市域の形成	23
	第	1:	節	市域	の現況と保全対策	. 23
	第	2	節	災害		. 23
		3			パトロールの実施	
	213		-1-	1935		
ģ	第5	章	IJ	医害情	報体制の整備	28
	第	1;	節	災害	情報の収集、連絡体制	. 28
2	第6	•	-		急体制の整備	
	第	1:	節	職員	の体制	. 30
	第	2	節	防災	関係機関相互の連携体制	. 31
	第	3	節	自律	隊との連携体制	. 32
	第	4	節	防災	中枢機能の確保、充実	. 33
	± -	<u></u>	* E	位##マ	74-44 <i>6</i> 6-	6.4
5	第7	•			防対策	
		1 :	•		計画	
		2	•		措置 	
	- 1-	3	-		その他防災上重要な施設の避難計画	
	第	4 :	節	応急	仮設住宅の建設及び住宅の提供	. 40
4	き 名	章	粜	女助 -	枚急、医療活動	41
_		-		- T- FB	, , ,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	

第1節	救助・救急活動	41
第2節	医療活動	42
第9章	要配慮者対策	.45
第1節	ユニュース 1717	
第2節	在宅要配慮者対策	
-1	· · · · · · · · · · · · · · · ·	
第3節	防災知識の普及啓発・訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節	避難所対策	48
第 10 章	緊急輸送活動	.49
第1節	緊急輸送ネットワークの整備	49
第2節		50
第3節	道路啓開	
第4節	緊急輸送車両等の確保	
第 11 章	災害救助物資の確保、災害対策基金計画	
第1節	災害救助物資確保計画	
第2節	災害対策基金計画	52
第 12 章	ボランティア活動の環境整備	53
第1節	ボランティアの位置付け	
第2節	ボランティアの育成	
-1		
第3節	ボランティアの登録	
第4節	ボランティア支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節	ボランティアセンターの体制強化	54
第 13 章	施設、設備等の応急復旧体制	. 55
第1節		
第2節	ライフライン施設の応急復旧体制	
	危険家屋移転促進対策	
第1節	防災のための集団移転促進計画	57
第2節	がけ地近接危険住宅の移転促進計画	57
生 15 音	火災予防対策	50
第15章		
-1		
第2節	林野火災予防計画	64
第 16 章	交通災害予防対策	.68
第1節	航空災害予防計画	68
第2節	陸上交通災害予防計画	69
₩ 17 *	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	71
	産業災害予防対策	
第1節	危険物等災害予防計画	
第2節	地下埋設物災害予防計画	72
第3編 災	害応急対策計画	74
第1章 」	応急活動計画	.74
第1節	- 市の活動体制	
第 1 即 第 2 節	100/130	
-11		
第3節	支援活動体制	
第4節	災害対策総合連絡本部	86

第	2 1	章	災害	情	報の	収	集 •	伝達	計画		••••	••••			••••		 	 				••••		• • • • •	87
-	第	1節	5 X	害	青報	計	画.										 	 							. 87
		2 節						伝達:																	
		3節																							
		4節	-																						
		-																							
	弗	5 節)) <u>/</u>	4 羊収 記	丁쁘	١					• •	• • •				• •	 	 							100
第	31	章	事前	措記	置及	び	応急	公用	負担	計画	画	••••		••••		••••	 	 		• • • • • •	• • • • • •	••••		• • • • •	. 113
	第	1節	5 事	前	井置	計	画.										 	 							113
		2 節	_					一画																	
	<i>7</i> 13		- /-		—	-									• • •	•	 	 				•			
第	4 1	章	救助] • 🛊	枚急		医療	等活	動計	画.	• • • •	••••	••••		••••		 	 				••••	•••••	• • • • •	. 116
	第	1節	5 救	切助	• 救	急	計画	Ī									 	 							116
	第:	2 節	5 医	療	等活	動	計画	Ī									 	 							118
	第	3 節	5 集	団	発生	傷	病者	救急	医療	計画	画						 	 							125
	- 1-								,,,,																
		•						•••••																	
	第	1節	ī 退	難	指示	等											 	 							130
	第	2 節	5 退	難	听の	設	置運	営									 	 							134
												_													
第	61	草			-	-		゚゚ター	_																
	第	1節	5 活	動	本制	١											 	 							137
	第	2 節	5 活	動	内容	١											 	 							137
	第	3 節	5 応	援	要請	١.,											 	 							137
		•						•••••																	
	第	1節	5 框	互	芯援	協	力計	一画									 	 							140
	第	2 節	īÉ	衛	隊災	害	派遣	要請	計画								 	 							144
Arbs.	<u> </u>	±	6V A	. ±Δ·	* = 1																				1.40
		-																							
		1節						ワー		-															
		2節																							
		3 節						【保																	
		4節	•••		_ •	-		送基	•																
		5 節																							
	第	6 節	5 酷	時	ヘリ	ボ	− ŀ	·設定	計画							٠.	 	 							155
Arts.	<u> </u>	±	⋘ =	2 -11/- C	1L >+	_	بين مين مين	a ⊕ L race																	150
		-						計画																	
		1節																							
	弟	2 節	7	7配	首、	万	務者	等の	催い	上(ナミ	计但	刞.			٠.	 	 							162
笙	10	章	合 :	k 41 •	合化》	KL 기	人及 :	び生活	小人里	巨口	上华	<u>د</u> ر	壮 :	经	計庫	ī									164
		ァ 1節						····								-									
		「即 2 節	_					 																	
					-																				
	弗	3 節	ı I	. 活!	心需	ΠĎ	寺(),	供給	計画	• •	• •	• • •				• •	 	 				• •			109
笋	11	章	保	建律	i生i	计间	9 1	•••••								_	 	 							179
		ず 1節						·····································																	
		2節						□ 1 □																	
		도 即 3 節																							
	. ملا	ᆫᆈ	, /F	יות ני	1112						• •	• • •				• •	 	 				• • •			170
第	12	章	応2	急住	宅	计通	I	•••••	••••	• • • • •		••••		••••	••••	••••	 	 	•••••	• • • • • •	•••••	••••		• • • • •	. 185

	第 1	節	応急仮設住宅等の供与	185
	第2	節	被災住宅の応急修理	187
	第3	節	公営住宅の応急修理	187
第	13 🗓	章	水防計画	188
	第 1	節	計画の目的及び性格	188
	第2	節	水防実施機関の業務及び責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	188
	第3		職員の配備体制及び所掌事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第4		気象状況等の連絡系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第5	-	水位、雨量等の連絡系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第6		水位の通知及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の通知	
	第7		水防警報(法第2条、第16条)	
	第 8		水防活動	
	第9	-	公用負担	
		0節	水防標識・水防信号・身分証票	
		1節	水防訓練	
	第 1	2 節	水防協力団体	199
			ルノウ 数 出 ニ ! マ	
	14 1	-	災害警備計画	
	第1	節	陸上警備対策	200
Ask-	45 -	-	포 및 본 및 수 Lg 리 교	
	15 1	-	要配慮者支援計画	
	第1		避難誘導・避難所の管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第2	節	保健・福祉対策	203
	40-			
	16 1	-	ボランティア活動支援計画	
	第1		一般ボランティアの支援体制	
	第2	節	専門ボランティアの支援体制	207
		_		
	17 5	-	応急教育計画	
	第1		文教対策	
	第2	節	災害応急活動	214
	18 🗓		ライフライン施設の応急復旧計画	
	第1		電力施設	
	第2		ガス施設	
	第3	節	水道施設	
	第4	- 節	下水道施設	219
	第5	節	電気通信設備	221
第	19 🗉	章	公共施設等の応急復旧計画	
	第 1	節	公共土木施設	225
	第2	節	公共施設	229
	第3	節	鉄道施設	229
第	20 🗓	章	雪害対策計画	232
	第 1	節	道路鉄道除雪計画	232
	第2	-	家屋の除雪計画	
	第3	-	なだれ対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第4		孤立対策計画	
	⊿ , , ,	741-	1560 mm = 1.3 ≤ 1 € 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	_07
第	21 🗓	章	火災対策計画	237

	第1	節:	火災防ぎ』	ょ計画 2	237
	第2	節	林野火災対	対策計画	242
笋	至 22 章	艺 交	通災害対	策計画2	250
	第 1	節点	航空災害対	时策計画	250
	第2	節	陸上交通災	災害対策計画	253
笋	5 23 章	重産	業災害対	策計画2	256
	第 1	節(化学工場等	等災害対策計画	256
	第2	節	ガス災害対	时策計画	259
	第3	節	農産物対領	ŧ計画 ′2	261
	第4	節	家畜管理語	計画	262
第 4	編	復旧	・復興計画	画	265
笋	1章	復	日・復興活	舌動計画2	265
	第1	節	市の活動体	本制 2	265
笋	2章	被组	災者の生活	舌再建計画2	266
	第1	節	波災者の生	生活確保	266
	第2	節	養援金及び	ブ見舞品の受入れ・配分	274
笋	3章	公	共施設の災	炎害復旧・復興計画2	276
	第1	節	公共施設第	災害復旧の基本方針	276
	第2	節	災害復旧事	事業の推進	276
	第3	節	計画的な復	复興	279
第	54章	被分		* 曲.4. 心大主张文作图士[5] T	280
		14.5	炎中小企業	業·農林水産事業者復興支援計画 2	
	第 1			渠・農杯水産事業者復興支援計画 企業者の援助措置	280
	第 1 第 2	節	被災中小企		
笋		節神	被災中小ú 被災農林第	・ 企業者の援助措置 2	280
穿	第2	節 神 節 神 金	坡災中小企 坡災農林第 独計画	企業者の援助措置	280 281

第1編 総 則 第1章 計画の方針

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であって、市域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等(以下「防災関係機関」という。)及び市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び県地域防災計画における防災対策に関して総合的かつ 基本的性格を有するものである。したがって、他の計画等で定める防災に関する部分はこの 計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、市防災会議に計画の修正案を提出するものとする。
- 3 この計画は防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、市民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。
- 4 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。
- 5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 災 対 法 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号)
- (2) 救 助 法 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号)
- (3) 激 甚 法 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和 37 年法律第 150 号)
- (4) 県
 山口県

 (5) 市
 美祢市
- (6) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

災対法第2条第3号から第6号までの規定によるそれぞれの機関

- (7) 県防災計画 山口県地域防災計画 (8) 市防災計画 美祢市地域防災計画
- (9) 防災業務計画 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が、防災基本計画に基づき 作成する防災に関する計画

第3節 計画の前提となる災害

1 自然災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象(地震を除く。)

2 事故災害

大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通 災害、産業災害その他の大規模な人為的事故

第4節 防災に関する組織及び実施責任

第1項 市防災会議

市防災会議は、市長を会長として災対法第16条及び市防災会議条例(平成20年美祢市条例第20号)に規定する機関の長等を委員として組織するものである。

(1) 所掌事務

ア 市防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

- イ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ウイに規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- エ アーウに掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- (2) 会長 市 長
- (3) 委員
 - ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - イ 県の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - ウ 県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - 才 教育長
 - カ 消防長及び消防団長
 - キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

第2項 実施責任

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに市民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定 地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指 定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行 う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互 に協力して、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び市民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を 図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が 実施する防災活動に協力する。

市民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び市民・事業所のとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 市防災会議に関すること。 2 市民に対する防災思想の普及啓蒙及び訓練の実施に関すること。 3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること。 4 防災に関する施設又は設備の整備に関すること。 5 市が管理する建築物、土木施設の災害予防に関すること。 6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関すること。 7 市民への気象情報、災害情報の伝達に関すること。 8 被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関すること。 9 消防、水防その他の応急措置に関すること。 10 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。

- 11 被災者の救助及び救護措置に関すること。
- 12 保健衛生、文教、治安対策に関すること。
- 13 施設設備の応急復旧に関すること。
- 14 緊急輸送の確保に関すること。
- 15 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関すること。
- 16 地域内の公共的団体及び市民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関すること。
- 17 災害広報に関すること。
- 18 ボランティアの活動支援に関すること。
- 19 義援金品の受入れ・配分に関すること。
- 20 その他災害発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関すること。

2 県及び県警察本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 2 市町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること。 3 防災に関する調査、研究に関すること。 4 県土保全事業等に関すること。 5 防災に関する組織の整備に関すること。 6 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 7 防災に関する物資等の備蓄に関すること。 8 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること。 9 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること。 災害の防ぎょと被害拡大の防止のための応急措置に関すること。 災害の防ぎょと被害拡大の防止のための応急措置に関すること。 12 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること。 13 防疫その他保健衛生に関すること。 14 被災県有施設及び設備の応急措置に関すること。 15 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 16 要配慮者対策に関すること。 17 ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること。 18 自衛隊の災害派遣に関すること。 19 他の都道府県との相互応援に関すること。 20 救助法に関すること。 21 災害時の文教対策に関すること。 22 災害時の文安警備対策に関すること。 23 災害しの公安警備対策に関すること。 24 その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
警察本部	1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序等に関すること。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。

3 指定地方行政機関

指正地力行政機序	
機関の名称	事務又は業務の大綱
中国管区警察局	1 管区内各警察の指導、調整及び応援派遣に関すること。 2 他管区警察局との連携に関すること。 3 関係機関との協力に関すること。 4 情報の収集及び連絡に関すること。 5 警察通信の運用に関すること。 6 津波警報の伝達に関すること。
中国財務局 (山口財務事務 所)	1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。 2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立合に関すること。 3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。 4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等 に関すること。
中国四国厚生局	独立行政法人国立病院機構等関係機関と連絡調整(災害時における医療の提供)
中国四国農政局	1 災害時における食料の供給実施準備について関係団体等に協力を求める措置に関すること。 2 農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関すること。 3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。 4 農林業関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 5 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 6 営農資材及び生鮮食料品の供給、病害虫の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策に関すること。 7 農地、農業用施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。 8 被災農林業者に対する天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、農林業金融公庫の資金等の融資に関すること。 9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。
近畿中国森林 管 理 局 (山口森林管理 事 務 所)	1 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設、保安施設等の整備及び管理に関すること。 2 国有林における予防治山施設による災害予防に関すること。 3 国有林における荒廃地の復旧に関すること。 4 災害対策用復旧用資材の供給に関すること。 5 森林火災防止対策に関すること。
中国経済産業局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 電気・ガスの供給の確保に必要な指導等に関すること。 3 被災地域において必要とされる災害対策物資(生活必需品、災害復旧資材等) の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導に関すること。 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置に関すること。 と。
中国四国産業保安監督部	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 火薬類・高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設・電気施設等の保安の確保に必要な監督指導に関すること。 3 鉱山における危害及び鉱害の防止の監督指導に関すること。 4 鉱山施設の保全の監督指導に関すること。
中国運輸局(山口運輸支局)	1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること。 3 震災時における輸送用船舶・車両のあっせん、確保に関すること。

	4 鉄道及び索道の安全確保並びにこれらの施設及び車両の安全確保に関するこ
	4 鉄道及び索道の安全確保並びにこれらの施設及び車両の安全確保に関すること。
第六管区海上 保 安 本 部 (徳山・広島) 第七管区海上 保 安 本 部 (仙崎・門司)	 1 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関すること。 2 航路標識の施設の保全に関すること。 3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関すること。 4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関すること。 5 警報等の伝達、避難の勧告及びその誘導に関すること。 6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること。 7 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関すること。
広島空港事務所 北九州空港事務所	1 震災時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置 に関すること。 2 航空機事故の応急対策に関すること。 3 指定地域上空の飛行規制とその周知に関すること。
福岡管区気象台 (下関地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設並びに設備の整備に関すること。 3 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達に関すること。 4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 5 市が行う避難情報等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成への技術的な支援・協力に関すること。 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 7 防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。
中国総合通信局	1 災害時の電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監督に関すること。 2 災害時に備えての電気通信施設(有線施設及び無線施設)整備のための調整並びに電波の監理に関すること。 3 非常通信協議会を通じての地方公共団体及び関係機関に対する非常通信の運用に関する指導及び協議に関すること。 4 通信機器の供給の確保に関すること。
山口労働局	1 工場等、事業場における安全衛生管理に関すること。 2 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に関すること。 3 労働者災害補償保険の給付に関すること。 4 失業者の雇用確保、雇用保険の給付に関すること。 5 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。
中国地方整備局	1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関すること。 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械の提供に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言に関すること。 4 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。 6 災害時における交通の確保に関すること。 7 緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関すること。

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	1 災害派遣の準備に関すること。 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 防災に関する教育訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施 (2) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

5 指定公共機関

指正公共機関	
機関の名称	事務又は業務の大綱
日本銀行(下関支店)	1 災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間でおこなわれる資金決済の円滑の確保を図り、 もって信用秩序の維持に資すること。
日本赤十字社 山 口 県 支 部	1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること。2 輸血用血液の確保、供給に関すること。3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。4 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。5 義援金の受入れ・配分に関すること。
日本放送協会 (山口放送局)	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係わる災害広報の実施に関すること。2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。3 放送施設、設備の整備保守管理に関すること。4 社会事業団等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
西日本高速道路株式会社(中国支社)	1 中国自動車道、山陽自動車道の防災対策及び災害応急対策に関すること。2 緊急輸送路の確保等防災関係機関が実施する応急対策への協力に関すること。
日本貨物鉄道株式会社	1 列車の運転規制に関すること。2 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。3 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。4 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
独立行政法人 国立病院機構	1 災害時における国立病院機構の医療班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)の派遣又は派遣準備に関すること。 2 広域災害における国立病院機構からの医療班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)の派遣に関すること。 3 災害時における国立病院機構の災害情報収集、通報に関すること。
西日本電信 電話株式会社 (山口支店)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
株式会社 NTTドコモ (中国支社山口支店)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
日本通運株式会社 (下関支店)	1 災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
中国電力ネットワ ーク株式会社	1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。

第1編 総則/第1章 計画の方針

	2 被災施設、設備の応急復旧に関すること。
西日本旅客鉄道 株 式 会 社 (広島支社)	1 列車の運転規制に関すること。2 旅客の避難、救護に関すること。3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。4 災害時における鉄道車両による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
郵便事業株式会社郵便局株式会社	1 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること。 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除 被災地あての救助用郵便物の料金免除に関すること。 3 かんぽ生命保険業務の非常取扱に関すること。 4 利用者の誘導避難に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱		
山口県医師会美祢市医師会美祢郡医師会	1 救急医療及び助産活動に関すること。2 負傷者の収容並びに看護に関すること。		
山口合同ガス株式会社	1 ガス施設の防災対策の実施及び管理に関すること。2 災害時におけるガスの供給確保に関すること。3 被災施設の応急対策及び復旧に関すること。		
山口県バス協会 サンデン交通株式会社 防長交通株式会社	1 旅客の安全確保に関すること。2 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること。3 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること。		
山口放送株式会社テレビ山口株式会社山口朝日放送株式会社株式会社エフエム山口	- レビ山口株式会社 2 震災時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 山口朝日放送株式会社 2 震災時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。		
山口県看護協会	1 救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。		

7 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
美祢歯科医師会 美祢薬剤師会	災害現場における緊急医療に関すること。

8 市民・事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
市民	1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること。2 市が行う防災事業に協力するよう努めること。
防災上重要な 施設の管理者	1 病院、スーパー、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策に関すること。 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること。 3 社会福祉施設、学校等の管理者

第1編 総則/第1章 計画の方針

区分	とるべき措置
	(1) 防災対策及び被災施設の復旧に関すること。(2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。
その他の企業	市が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るためおおれ次の事項を実施するものとする。 1 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施 2 従業員に対する防災教育訓練の実施 3 防災組織体制の整備 4 施設の防災対策及び応急対策の実施 5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄

第2章 市の概況と自然災害

第1節 市の概況

第1項 地勢

市は、県の西部中央に位置し、山々に囲まれた高原地にあって、日本最大のカルスト台地「秋吉台」と東洋最大規模の鍾乳洞「秋芳洞」といった優れた自然景観を有し、多様な自然景観に恵まれている。

市域を、JR美祢線、国道316号、国道490号が南北に走り、国道435号、中国自動車道が 東西に横断しており、市の南部には、美祢西IC、美祢IC及び中国自動車と小郡萩道路を結 ぶ美祢東JCTを有している。

地勢的には、東に石灰岩台地、西には石炭層を含む中小起伏に富んだ山地が広がっており、 南北に厚狭川、厚東川、大田川が流れている。





第2節 気象と自然災害 第1項 気象の概況

過去 25 年間の降水量は 1,400mm~2,500mm と大きく変動しており、年降水量の平年値は、2003.3mm である。

平均気温の平年値は13.9℃であるが、例年最高気温は、30℃を越える一方、最低気温は、-5℃を下回り、年間の寒暖の差が大きい。

風向は、北から北北東で、風速は、最大で約20m/s程度である。強風の主な原因は、冬から春先にかけての季節風、低気圧によるもの、寒冷前線の通過によるもの、台風によるものなどがある(※平年値の統計期間は1991年~2020年の30年)。

年	合計				気温(℃)			風向・風速(m/s)		
	合計	日最大	平均	見古 見瓜	目 lrf.	平均	最大			
	合計		日平均	最高	最低	風速	風速	風向		
平成9年	2, 458	158	13. 7	32. 0	-6.8	2. 3	18	北北東		
平成 10 年	1,885	100]	14. 7	32. 5	-6.2	2. 2	14	北北東		
平成 11 年	1,980	145	12.9]	31. 2]	-5.6	2. 2	15	北		
平成 12 年	1, 547	91	13.8	32.8	-5.6	2. 1	11	北北東		
平成 13 年	2,021	114	13.6	34. 2	-6.9	2. 2	12	北		
平成 14 年	1,576	109	13.8	33.6	-5. 1	2. 2	13	北		
平成 15 年	2, 374	114	13.6	32. 2	-6.6	2. 2	15	北		
平成 16 年	2,081	124	14. 4	33. 2	-9.5	2. 3	28	北北東		
平成 17 年	1,717	205	13. 5	33. 4	-6.5	2. 2	15	北		
平成 18 年	2, 143	129	13.8	34. 3	-6.0	2. 3	15	北		
平成 19 年	1, 371	70	14. 3	34. 6	-5. 7	2. 2	14	北		
平成 20 年	1,639.0]	104.5]	13.8	33. 3	-7.6	2. 4	16	北北東		
平成 21 年	2, 119. 0	185.0	13.8	32.7	-6. 7	2.6	16.8	北		
平成 22 年	2, 453. 0	234. 0	14.0	33. 7	-6.9	2. 7	13.8	北		
平成 23 年	2258. 5	160.5	13.6	33. 9	-7.5	2. 5	18. 7	北		
平成 24 年	1807. 0	72.5	13. 4	33.6	-10.1	2. 5	12.0	北		
平成 25 年	2095. 0	106.5	14.0	34. 2	-6.0	2. 4	20. 1	北		
平成 26 年	1890. 0	97. 5	13.6	33.0	-6. 2	2. 5	24. 5	北		
平成 27 年	2022. 5	115. 0	13. 9	34. 5	-6. 2	2. 6	18.8	北		
平成 28 年	2472. 5	110.0	14. 6	35. 0	-7.2	2. 5	15. 2	北		
平成 29 年	1750. 0	116. 5	13. 9	34. 3	-5. 6	2. 4	18. 5	北		
平成 30 年	1947. 5	161. 5	14. 2	35. 6	-8.6	2.6	20.8	北北東		
令和元年	1846. 5	155. 0	14. 5	33. 3	-4.6	2. 5	17. 9	北		
令和2年	2392. 5	148. 5	14. 4	34. 2	-4. 9	2. 6	18. 1	北		
令和3年	2027. 0	186. 5	14. 5	33. 9	-9. 1	2. 5	16. 0	北		

出典: 気象庁 観測地点: 秋吉台

- ・] は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている値である。必要な資料数は、 要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準としている。
- ・降水量については、平成19年までは、1 mm単位、平成20年以降は0.5 mm単位。
- ・風速については、平成20年までは、1m単位、平成21年以降は、0.1m単位。

第2項 台 風

台風は、海<u>面</u>水温が低い場所や陸地などでは衰弱する。このため、台風が市に影響する場合には、九州や四国に上陸した後に弱まって接近することが多く、九州各県などに比べれば台風による被害は少ないと言える。しかし、台風は一般の低気圧と比べれば、猛烈な風と雨を伴っているので警戒を怠ることはできない。

特に、勢力の強い台風が、九州の西海上を衰弱することなく北上して、対馬海峡を通過したときや長崎県に上陸した後、北東に進んだ場合には、市でも大きな災害が予想される。

1 台風による風

台風の風は、海上では進行方向の右側で風が強い非対称な分布となる。しかし陸上では、地形により風向や風速が変わる。風向により地域に特有の強風域や弱風域が現れることが多いため、風が弱いからといって警戒を緩めないことである。

平成3年の台風19号では、瓦などの飛散物・落下物、転落や転倒、倒壊建物などの下敷き等による強風が原因の死者が全国で50名を越えた。

また、九州では倒木による深刻な森林被害が発生した。県でも、死者・行方不明者6名、負傷者239名を数え、住宅全壊等35棟、半壊等650棟、床上浸水520棟など多大な被害が発生した。

2 台風による雨

台風は多量の降水をもたらす。特に、強風を伴っているため、山岳によって強制上昇がおこるような地形では雨量が著しく増加する。時には、日雨量が300mmを越えるような雨を降らせることもある。熱帯低気圧又は温帯低気圧に衰えた後でも大雨を降らせることがあるので警戒を怠ることはできない。

第3項 大 雨

大雨による災害は、集中豪雨で起きることが多い。豪雨は、組織的な積乱雲の塊が一箇所に留まり、持続したときに起きる。積乱雲の一つの寿命はせいぜい30分から1時間程度であるが、先に述べた豪雨の場合には、衰弱した端から新しい積乱雲が発生する雲組織が出来ている。このような雲システムは梅雨前線付近や低気圧、台風、太平洋高気圧の周辺部などで発生しやすい。特に梅雨前線が停滞したり、南北に小刻みに振動したりすると大雨になりやすい。大雨による災害は、災害の発生形態によって洪水害・浸水害・湛水害・山崖崩れ害・土石流害・地すべり害・強雨害等に分類されている。

第4項 大雪

冬の季節風による影響は、日本海側と、瀬戸内海側では異なる。一般には、日本海側では曇 天となったりしぐれたりすることが多いが、瀬戸内海側では県の脊梁となる山岳の影響により 晴れることが多い。しかし、寒気の吹き出しが強い場合には、日本海で発生した雲が山岳を越 えて瀬戸内海側に流れてくることがしばしばある。また、冬に九州南岸を低気圧が通過するよ うな場合には、瀬戸内側でもまとまった積雪になることがある。

県では山間部を除けば積雪はそれほど多くない。しかし逆に、わずかの積雪でも道路や鉄道で交通障害が発生し、経済活動や市民生活に支障が出るため、その社会的影響は大きい。

雪による害はこのほか、電線等に降雪が付着し雪の重みによる電線の切断・短絡や電柱・支柱等の傾斜・折損などを起こすことによる停電や電話の不通、なだれによる被害、ビニールハウスなどの倒壊や道路脇の樹木の折損による交通障害などがある。

第5項 過去の自然災害

本市における過去の自然災害は、以下に示すとおり暴風雨による災害と烈風により火災がほとんどである。

【過去の主な災害状況】

第1編 総則/第2章 市の概況と自然災害

年 代	場所	発生日時	記事
文政 11 年	真名		大風にて80戸倒壊
天保8年	大嶺村 四郎ヶ原宿	4月13日 不明	東風の烈風で 64 戸を焼失
天保 14 年	大嶺村奥畑	3月5日 午前11時	山野より出火、烈風のため部落 16 戸のうち 12 戸焼失
明治4年	河原村	1月23日 不明	烈風で一時的に 76 戸焼失
大正 15 年	伊佐村大嶺村	7月6日~7日	伊佐村 浸水家屋 60 戸橋流失 4 大嶺村 浸水家屋 30 戸 堤防決壊 10 間 団地家屋商品の損害多大
昭和3年	伊佐町 於福村 大嶺町麦川	6月24日	伊佐町浸水 50 戸於福村浸水 100 戸大嶺町麦川浸水 100 戸
昭和 27 年	大嶺町入見	5月6日 13時頃	民家 13 戸・集会所 1 戸 煙草乾燥場 10 棟焼失 最大風速 12. 2m/s (ENE)
昭和 28 年	伊佐町	6月25日~29日	厚狭川が氾濫し(梅雨前線)美袮線は各地で 寸断された伊佐町では救助法を適用
昭和 29 年	美祢線及び 主要幹線道路		線路・道路に大被害 市に救助法を適用
昭和 30 年	於福町台山	4月5日 14時30分	開拓団付近の原野 100 ヘクタールを焼き 19 時 30 分に鎮火 最大瞬間風速 10.0m/s (WNW)
昭和 32 年	大嶺町荒川		榎木山炭坑社宅 25 世帯焼失
平成 15 年	大嶺町麦川	7月12日~13日	集中豪雨により家屋倒壊1戸 避難勧告6世帯16名
平成 16 年	美祢地区 管内全域	9月7日	台風 18 号の暴風被害 死者 1 名、負傷者 14 名、ライフライン(停電、断水等) 断絶、倒木による交通遮断、家屋損壊多数 発生
平成 21 年	市全域	7月21日	集中豪雨により 死者 1 名 床上浸水 2 棟 床下浸水 26 棟
平成 22 年	市南西部	7月15日	集中豪雨による土砂災害、浸水被害が多数発生 家屋被害 全壊 2 棟 半壊 23 棟 床上浸水 103 棟 床下浸水 180 棟
平成 27 年	美祢地域	8月25日	台風 15 号による集中豪雨被害 家屋被害 床上浸水 2 棟 床下浸水 15 棟 一部損壊 2 棟
平成 30 年	市全域	7月6日	集中豪雨により 全壊 1 棟 床下浸水 3 棟

消防防災年報より

第3節 事故災害

近年の社会・産業の高度化、複雑化、多様化を背景として、高度な交通・輸送体系の形成、 多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁などの道路構造の大規模化に伴い危険物等災害、 大規模な火災、林野火災、航空災害等、大規模な事故による被害(事故災害)についても一層 の充実強化が求められている。

第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

基本的な考え方

災害による被害を最小限にとどめるためには、市、県及び防災関係機関による各種の災害対策の推進と、同時に、市民一人ひとりが、家庭や地域社会において、自らの生命と財産は自分で守る「自助」、あるいは、「共助」の心構え、行動が求められる。

このため、市、県及び防災関係機関は、市民に対し、災害に関する防災知識を啓発指導するとともに、市民参加・体験型イベントを実施するなど、普及啓発を推進するとともに、市は県及び防災関係機関等と連携し、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る。

第1節 自主防災思想の普及啓発

【総務課】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自分の身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助ける、避難施設で 自ら活動する、あるいは市、国、県及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力など が求められる。

このため、市は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等、多様な主体の視点に十分配慮するものとする。

第2節 防災知識の普及啓発

【総務課、建設課、教育委員会、消防本部】

第1項 市

防災対策を円滑に実施するため、市職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。 また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、一般市民に対しては、 災害に対する正しい知識の普及啓発を図る。

1 市職員に対する教育

市職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における 防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。 実施する内容は、おおむね次の事項が考えられる。

- (1) 災害に対する基礎知識
- (2) 市防災計画に示す災害対策
- (3) 特別警報、警報、注意報等発表時及び発災時に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割(職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達)
- (5) 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 災害対策の課題その他必要な事項

上記のうち、(3)及び(4)については、年度当初に各所属において、十分周知しておくものとする。また、各対策部は、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行うものとする。

2 市防災担当者の研修会の実施

災害対策の推進に当たり、中心となる市の防災担当職員を対象に必要な知識や心構えについて研修を行うとともに、県や防災機関との連携について確認する。

実施する内容は、おおむね次の事項が考えられる。

- (1) 災害に対する基礎知識
- (2) 市防災計画と県防災計画との関係
- (3) 特別警報、警報、注意報等発表時及び発災時に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割(市への情報伝達等)
- (5) 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 災害対策の課題その他必要な事項

3 児童生徒に対する教育

市教育委員会は、所管する各学校に対し児童生徒に対する防災教育に関する指導計画の作成と、その実施を指導する。

- (1) 児童生徒に対する指導
 - ア ホームルーム、学校行事等教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識、災害発生時の 対策等の指導を行う。
 - イ 特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階や立地 条件等地域の特性に応じた指導を行う。
 - ウ 中学校の生徒を対象に、応急手当の習得のための指導を行う。
- 4 市民に対する普及啓発

避難情報発令時、特別警報、警報、注意報時及び発災時に、5段階の警戒レベルに対応した行動をとれるように、災害についての正しい知識や防災対応について、イベントの開催、市広報紙、パンフレット、ポスター、メール、インターネット及び報道媒体を活用し、県と協力して次のようなことを普及啓発する。

なお、普及啓発に当たっては、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を活用した啓発に努めるとともにほか、防災の日を設定し重点的な取り組みを行う。また、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。

- (1) 家庭での予防・安全対策
 - ア ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認
 - イ 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確保
 - ウ 2~3日分の食料、飲料水等の備蓄
 - エ 非常持出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - オ 消火器の普及
 - カ 保険・共済等への加入
- (2) 避難所での行動
- (3) 災害時の家庭内の連絡体制の確保
- (4) その他
 - ア 災害の基礎的知識、市の災害発生状況及び防災対策
 - イ 浸水、土砂災害危険予想地域の情報
 - ウ 避難地、避難路その他避難対策
 - エ 応急手当等看護の知識
 - 才 要配慮者対応
- 5 各種団体等に対する普及啓発
 - (1) 市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及啓発を図る。

なお、啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮した内容に配慮して行う。

- (2) 各種団体が開催する研修会、講習会において、防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。
- 6 防災アセスメントの実施

地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、防災マップ(各種ハザードマップ)、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアルを作成するなど、市民の安全確保に努めるものとする。

7 防災公園の整備・活用

上記1~5に掲げる防災知識等の普及啓発活動に資するため、美祢市消防庁舎・消防防災 センター敷地内に指定緊急避難場所としての機能を有する防災公園を整備し、活用を図る。

第2項 防災関係機関

防災関係機関においては、市に準じて職員に対する防災教育を実施する。

第3節 災害教訓の伝承

市及び県は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、 大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧でき るよう公開に努めるものとする。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市及び県は その取組を支援するものとする。

第2章 防災活動の促進

基本的な考え方

地域社会の安全確保は、市、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の 中核となる消防団や市民による防災組織の体制整備が図られて、初めてその目的が達成できる。 特に、大規模災害発生時においては、これらの消防組織と消防、警察、自衛隊等の救助活動 部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、また避難者の誘導、避難者への各種救援 活動等に大きな成果が期待できる。このため、消防団及び自主防災組織等の育成強化を図る。

第1節 消防団の育成

第1項 市

【消防本部】

消防団は地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団の活性化を推進し、その育成を図っていく必要がある。

- (1) 消防団の活性化等その育成強化については市が行う。
- (2) 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
- (3) 消防団の施設、装備の充実を推進する。

第2項 県

消防団は地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団の活性化を推進し、その育成を図っていく必要がある。

このため、市が行う消防団の活性化等その育成強化について指導・支援に努める。また、消防防災活動の技術習得について、教育訓練を実施する。

第2節 自主防災組織の育成

【総務課、消防本部】

災害に対処するためには、防災関係機関と市民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。

このため、市民の相互助け合いの精神に基づき、地域住民による自主防災組織を育成し、防 災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

第1項 市

- 1 自主防災組織の設置育成は、災対法の規定に基づき、市が推進する。
- 2 自主防災組織の設置推進を図るため、おおむね次の事項について定めるものとする。
 - (1) 自主防災組織の意義
 - (2) 自主防災組織の規模
 - (3) 自主防災組織の育成
 - (4) 自主防災組織の編成
 - (5) 自主防災組織の防災計画
 - (6) 関係団体との協調
- 3 自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行う。
 - (1) 自主防災組織の設置推進
 - ア 市民を対象とする自主防災組織の育成
 - (ア) 市民を対象とする自主防災組織については、自治会単位、学校区単位等が考えられるが、市民が無理なく活動できる規模とすることが望ましい。
 - a 市民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模で組織する。
 - b 地理的状況、生活環境等からみて、市民の日常生活上の基礎的な地域として一体性 を有する規模で組織する。
 - (イ) 市民が自主的、積極的にその組織に参加し、実効ある活動を行うために、市民が参加しているコミュニティ団体等の既存の組織を自主防災組織として育成する。

- (ウ) 消防団員の積極的な協力を得て、自主防災組織を育成する。
- イ 大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している事業所等における自主防災体制の強化
 - (ア) 学校、病院及びスーパー等多数の者が利用する施設を対象とした防火管理体制の強化を図る。
 - (イ) 危険物施設及び高圧ガス施設等を対象として、自衛消防組織の育成を図る。
 - (ウ) 多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望まれる施設を対象 とした、自衛消防隊の育成を図る。
- (2) 防災資機材等の整備促進

自主防災組織の活動に必要な防災資機材及び活動拠点等の整備を促進する。

(3) 防災資機材の操作方法の講習等

防災資機材の操作方法の講習会、応急手当の講習会等を実施し、自主防災組織の指導援助 に努める。

(4) 防災知識の普及啓発

防災講演会等を実施し、市民の防災に対する関心を維持していく。

(5) 自主防災リーダーの育成

自主防災活動を活発にするためには、地域の要となる自主防災リーダーが必要であり、研修会等を実施し、この育成に努める。

第2項 県

- 1 市が行う自主防災組織の設置推進活動等について、指導・支援に努める。
- 2 消防学校の教育訓練機能を活用して、自主防災リーダーの育成の支援に努める。
- 3 県民に対する県域レベルでの研修会や情報交換の場を設けるなど自主防災リーダーの育成 支援に努める。
- 4 市職員に対する自主防災組織についての研修会等の実施に努める。

第3項 自主防災組織

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時において効果的な防災活動を行うよう努める。また、防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める。

- 1 平常時の活動
 - (1) 防災知識の普及
 - (2) 防災訓練の実施
 - (3) 火気使用設備器具等の点検
 - (4) 防災用資機材等の整備
- 2 災害時の活動
 - (1) 災害情報の収集及び伝達
 - (2) 初期消火等の実施
 - (3) 救出・救護の実施及び協力
 - (4) 避難誘導の実施
 - (5) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

第3節 自主防犯組織の育成

【総務課】

市民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織の育成を図るとともに、訓練の実施、資機材等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

第4節 企業防災活動の促進

【総務課、消防本部】

企業は、災害時における企業の果たす役割(従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、 地域住民への貢献等)を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(B

第2編 災害予防計画/第2章 防災活動の促進

- CP)の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。
- 1 市は、企業の防災意識の高揚を図るため、様々な機会を捉え企業防災の必要性及び企業が 地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要 請を行っていく。また、災害時においては、市及び県、関係機関等と企業が連携、協力して、 迅速・的確な防災対応行う必要がある。
- 2 優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。

第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 【総務課】

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3章 防災訓練の実施

基本的な考え方

災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、市民それぞれが、発災時にとるべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。

防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と市民との間の協力体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高く、防災関係機関のほか、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を継続的に実施する必要がある。その際、被災時の男女のニーズの違い等、多様な主体の視点に十分配慮するように努める。

第1節 訓練の内容

【総務課、消防本部、関係機関】

第1項 市

市は、防災関係機関と共同して又は単独で、次の訓練を実施する。

- 1 総合防災訓練
 - (1) 大規模災害の発生を想定し、災害発生後における市、県及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。
 - (2) 訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とし、複合災害(同時 又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化 し、災害応急対応が困難になる事象)を想定することに努めるものとする。

市及び県	防災関係機関	自主防災組織・市民
 ・災害対策本部設置運営 ・情報の収集伝達・広報 ・避難誘導 ・要配慮者安全確保等 (避難支援) ・避難所・救護所設置運営 ・応援受入 ・緊急交通路の確保 (道路啓開、交通規制) ・自主防災組織等の活動支援 ・広域応援協定に基づく広域 合同訓練等 	 ・情報伝達・広報等 ・消火活動 ・救助・救急 ・医療救護 ・ライフライン施設応急復旧 ・救援物資輸送 	初期消火・応急救護・炊き出し・避難・避難誘導・要配慮者安全確保等 (避難支援)

(3) 訓練を行うに当たっては、災害及び被害想定等を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

2 個別防災訓練

(1) 情報の収集、伝達訓練

大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、県及び防災 関係機関等と協力して実施する。

(2) 職員及び自主防災組織の参集訓練

大規模災害を想定した参集訓練を定期的に実施する。

同時に、自主防災組織及び市民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とする。 訓練の内容(事例)

第2編 災害予防計画/第3章 防災訓練の実施

- ・災害発生時の広報
- ・避難誘導、避難指示等の発令及び警戒区域の設定
- ・要配慮者の安全確保 (避難支援)
- •消防、水防活動
- · 救助 · 救急活動
- ・ボランティアの活動体制の確立
- ・食料・飲料水、医療その他の救援活動
- ・被災者に対する生活情報の提供

3 広域防災訓練

広域応援協定をより実行あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協 定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施に努める。

4 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線(地上系・衛星系)等を使用して気象予警報等の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

5 訓練後の評価

訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

第2項 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画(防災業務計画)をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

第3項 事業所、自主防災組織及び市民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。

このため、市民に対し災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施する。

1 事業所(防火管理者)における訓練

学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)、病院、社会福祉施設、工場、興行場、スーパー及びその他消防法で定められた事業所(施設)の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

2 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、市民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

訓練内容は、避難、初期消火、応急救護、要配慮者の安全確保、避難所運営等について実施する。

3 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市、県及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

第4章 自然災害に強い市域の形成

基本的な考え方

大雨、洪水等の自然災害から市域を保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、様々な保全対策を実施するとともに、各種法令等に基づき災害危険区域を設定し、計画的な予防対策事業の執行を図る。

第1節 市域の現況と保全対策

【建設課、農林課】

第1項 治 山

山地災害を防止するとともに、これによる被害を最小限にとどめるため、治山事業による治 山施設の設置と機能が低下した保安林の整備などを計画的に推進する。

また、防災機能や優れた災害に強い森林を整備する防災の視点から森林づくりを進めるため、間伐等森林整備の推進や、森林の現況を把握する地理情報システム(森林GIS)の整備、土砂災害警戒区域等の指定に当たっての必要に応じた上流域の森林の保安林指定や治山施設設置の検討、市民自らが森林整備に参加する仕組みづくりなどの取り組みを、市、県、市民等の連携を図りながら、それぞれの役割に応じて推進する。

第2項 砂 防

砂防事業については、県が土石流の発生により甚大な被害のおそれのある危険区域を重点的 に取り上げ、整備を推進する。また、土石流が発生した箇所は、その直後に緊急点検を行い、 危険度の高い箇所については、早急に対策工事を実施する。

第3項 河 川

河川事業は、災害の原因を除去し、洪水の安全な流下を図るために水系の一貫を基調とし、河川の安全と開発を一本化した計画に基づいて推進する。

治水事業は、危険度が高く氾濫による損失の大きい地域の被害防除に重点をおいて推進するものとし、洪水の調整を図り流域の安全を確保するため、河川の改修事業などを促進し、あわせて、市街地及びその周辺地域における河川の整備を図る。また、水利用の高度化に伴う水利の安定、河川の浄化、河川敷の適正利用、骨材採取の規制など、河川管理の適正化を図り、水害に備え水防体制の強化を図る。

第4項 ため池

ため池の決壊は、農地の流出はもとより、人命・財産に重大な被害をもたらすことから、ため池災害を未然に防止することは、民生の安定と国土保全の上から極めて重要である。このため、農業用ため池の実態把握に努め、下流への影響度や老朽度に応じて計画的に整備を推進する。また、ため池管理者の適切な維持管理とあいまって、水防管理関係機関との連携による適確な防災体制の確立を図り、ため池災害の未然防止に努める。

第2節 災害危険区域の設定

【建設課、農林課】

第1項 設定の目的

河川、その他土地の状況により、洪水、地すべり、山崩れ、火災その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握する。

第2項 危険区域の設定

孤立危険区域

設定の基準

災害を受けた場合次に該当する地区を想定

- (1) 道路、橋梁が決壊すると迂回路がない地区
- (2) 長時間通信連絡、交通が途絶することが予想される地区 災害危険箇所編……災害による孤立危険区域

防災重点ため池

(1) 設定の基準

ア 農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域(以下「浸水区域」という。)のうち、当該 農業用ため池からの水平距離が100m未満の区域に住宅等(住宅又は学校、病院その他の公共の 用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがな いものを除く。)が在すること。

があり、浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれのあるもの

- イ 貯水する容量が 1,000 m以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が 500 m未満の区域に住宅等が在すること。
- ウ 貯水する容量が 5,000 ㎡以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が在すること。
- エ 上記以外で、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるもの

危険ため池

(1) 設定の基準

防災重点ため池のうち、老朽化したため池であって、次のいずれか1つ以上に該当し、早期に補強等を必要とするものでため池が決壊した場合人家1戸以上又は重要な公共施設に直接被害が及ぶおそれがあるもの

- ア 堤体の老朽化及び断面不足(堤体等からの漏水、余裕高不足、天端幅不足、法面勾配不安定、法面浸食)
- イ 取水施設の老朽化(斜樋及び底樋の破損又は漏水)
- ウ 余水吐の老朽化及び断面不足(破損又は断面不足)
- (2) 設定の状況

ため池の実態調査により、危険ため池と判定されたもの及びため池整備事業等で継続実施中のものを設定している。

山地災害危険地区

設定の基準

山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区から流出する土石による危害が 人家1戸以上又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区で危険度によりA、B、Cに区分する。

(1) 山腹崩壊危険地区

崩壊が発生し、又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区

(2) 崩壊土砂流出危険地区

渓流において、山腹崩壊又は地すべりにより発生した土砂が土石流等となって流出するおそれの ある地区

(3) 地すべり危険地区

地すべり防止区域に指定された箇所又はそれ以外の箇所で指定基準に相当し、現に下流に被害を与え又は与えるおそれのある地区

道路橋梁事前規制区間

設定の基準

異常気象時において主に大雨・強風により地すべり、土崩れ、沢崩れ、落石、崩土、河川の増水 等が発生し、道路の通行が著しく危険であると予想される区間を想定した。

なお、時間雨量、連続雨量及び平均風速等により、区間ごとに通行規制を行っている。

地すべり所危険箇所

設定の基準

「地すべり危険箇所調査要領」により、地すべりの発生するおそれのある箇所を「地すべり危険箇所」という。

地すべり防止区域

設定の基準(地すべり等防止法3条)

(1) 地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きい地域の面積が5ha(市街化区域(市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画区域が定められていない都市計画区域にあっては用途地域)にあっては2ha)

以上で、次の各号のいずれか一つに該当するもの

- ア 多量の崩土が、渓流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの
- イ 鉄道、県道以上の道路又は迂回路のない市町道、その他の公共施設のうち重要なものに被害を 及ぼすおそれのあるもの
- ウ 官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- エ 貯水量 30,000m³以上のため池、関係面積 100ha 以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域 面積 500ha 以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
- オ 人家 10 戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
- カ 農地 10ha 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 前項の基準に該当しないが、家屋の移転を行うため、特に必要がある場合

土石流危険渓流等

設定の基準

「土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領」により、土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流を「土石流危険渓流」とし、これに、人家のないものの今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流(一定の要件を満たしたもの)を含めたものを「土石流危険渓流等」という。

(1) 土石流危険渓流 I

土石流危険区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む)ある場合の当該区域に流入する渓流

(2) 十石流危険渓流Ⅱ

土石流危険区域内に人家が1~4戸ある場合の当該区域内に流入する渓流

(3) 土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ

土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、 住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流

砂防指定地

設定の基準(砂防法第2条)

砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地で国土 交通大臣が指定したもの

急傾斜地崩壊危険箇所等

設定の基準

「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」により、傾斜度 30 度以上、高さ 5 メートル以上の急傾斜地で人家に被害を及ぼすおそれのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」とし、これに、人家はないものの今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所(一定の要件を満たしたもの)を含めたものを「急傾斜地崩壊危険箇所等」という。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

被害想定区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む)ある箇所

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

被害想定区域内に人家が1~4戸ある箇所

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

急傾斜地崩壊危険区域

設定の基準 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条)

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第1条の2)

崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地で次の(1)、(2)のいずれにも該当するものを含む区域で知事が指定したもの

- (1) 高さが5メートル以上であること。
- (2) その崩壊により、5 戸以上の人家又は官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれがあること

土砂災害警戒区域

設定の基準

知事が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として定める次の基準に該当するもの

- (1) 急傾斜地の崩壊
 - ア 傾斜度が 30°以上で高さが 5m以上の区域(急傾斜地)
 - イ 急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域
 - ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域
- (2) 土石流

土石流の発生のおそれがある渓流において、扇頂部から下流の部分及びこれに隣接する部分で 勾配が 2°以上の区域

- (3) 地滑り
 - ア 地滑り区域(地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域)
 - イ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域

設定の基準

知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する 警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体 に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を 有する建築物の構造を規制すべき区域として定める次の基準に該当するもの

- (1) 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域
- (2) 土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域
- (3) 地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が建築物に作用した時から30分間が経過したときにおいて建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域等

河川関係

設定の基準

河川について、洪水による災害予防に重点をおくべき区域として、次のいずれか1つの基準以上のものを設定した。

- (1) 河川の堤防の決壊又は溢水箇所の延長が100m以上
- (2) 人的被害のあるもの
- (3) 耕地被害が 10ha 以上のもの 災害危険箇所編……重要水防箇所(河川関係)

地すべり所危険箇所

設定の基準

「地すべり危険箇所調査要領」により、地すべりの発生するおそれのある箇所を「地すべり危険箇所」という。

第3節 防災パトロールの実施

【総務課、建設課、農林課、消防本部】

第1項 調査の目的

災害に対する地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止対策及び応急措置の適切な実施を 図るため、市は、防災関係機関と合同して総合的な現地調査を行うものとする。

第2項 実施要領

1 調査時期

毎年、必要に応じて計画的に実施する。

2 調査区域

第2編 災害予防計画/第4章 自然災害に強い市域の形成

主に災害危険区域とする。

- 3 参加機関
 - (1) 市(総務課、調査対象区域の主管課)
 - (2) 消防(消防本部、消防団)
 - (3) 警察(美祢警察署)
 - (4) 県(宇部土木建築事務所)
 - (5) その他防災関係機関
 - (6) 調査地区の実情に応じて参加機関を調整する。

4 調査方法

- (1) 関係機関及び市が把握している危険区域及び新たに危険が予想される区域を調査する。
- (2) 調査事項は、参加機関で検討、協議して定める。
- (3) 調査結果は、現地において意見を調整する。

5 調査内容

- (1) 道路、河川、橋梁、急傾斜地、農林施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画
- (2) 地すべり、山崩れ、雪崩れ等の危険区域の現況とその予防計画
- (3) 洪水により危険が予想される地区の現況とその予防計画
- (4) 孤立予想地区の現況とその対策
- (5) ヘリポート適地の確認
- (6) 避難予定場所、避難経路等の確認
- (7) 応急対策用資機材の備蓄状況
- (8) 局地の気象

危険事態発生の要件となる基準事項の調査、例えば降雨量、通報水位、警戒水位等

- (9) 各種観測施設整備の状況
- (10) 大規模な火災、爆発により被害が拡大するおそれがある施設整備又は区域の実態
- (11) 過去の災害発生状況

第5章 災害情報体制の整備

基本的な考え方

災害発生時に、的確な情報の収集が困難となれば、市、県及び防災関係機関が緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施する上で支障となるため、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図る必要がある。

また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る必要がある。

第1節 災害情報の収集、連絡体制

第1項 情報通信体制の確保

【総務課、デジタル推進課、消防本部】

1 市の対策

災害時の災害情報の収集、伝達機能に支障をきたさないように市は、通信設備に対し、次のような安全対策を講じるものとする。

(1) 通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、 デジタル化の促進等を図っていくものとする。

(2) 非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。また、通信施設のみならず庁舎全体の停電対策に配慮したものへ整備していくものとする。

(3) 非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

2 情報収集・伝達体制の整備

市、県及び防災関係機関は、災害発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障を来たさないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるようにする。

- (1) 情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者の指定
- (2) 被災現場での情報収集担当地域及び担当者の指定、情報収集資機材の確保対策等
- (3) 通信機器の運用計画
- (4) 航空機、車両等による機動的な情報収集活動ができるよう、関係防災機関で事前に調整 するなどの体制整備
- 3 情報処理分析体制等の整備
 - (1) 災害情報データベースの整備

市は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースの整備に努める。

(2) 情報の分析整理

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努めるものとする。

4 電気通信事業者の対策

【西日本電信電話(株)】

- (1) 電気通信設備の防災計画
 - ア 被災地に対する通信の途絶防止対策
 - (ア) 伝送路のループ化を推進する。
 - (イ) 災害対策機器の配備を行う。
 - (ウ) 特設公衆電話の設置を行う。

イ 異常輻輳対策

- (ア) 災害時優先電話の通信確保を行う。
- (イ) ネットワークの効率的なコントロールを行う。
- (2) 定期点検の実施

災害応急対策を円滑に実施するため、特に、緊急を要する応急復旧資機材、救急用物資及 び設営用物資の備蓄状況を常に把握し、定期的に点検する。 (3) 社員等の動員体制

災害発生時には、迅速的確な対応が実施できる体制を講じる。

(4) 部外機関に対する応援又は協力の要請方法等

災害が発生した場合に、応援の要請若しくは協力を求める必要があることを想定し、必要な体制を整備しておく。

(5) 防災に関する訓練

ア 防災活動を安全にして円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備等の災害応急復旧 及び通信疎通訓練を県域支店内の各事業所及びNTTグループ各社と協力して、定期又 は随時に実施する。

イ 防災計画に基づく訓練については、積極的に参加する。

(6) 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板の運用

災害のため被災者等の安否連絡が多発したり電話の輻輳が想定される場合に運用する。

【(株)NTTドコモ】

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な情報伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して通信施設の優先的な使用を図る。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- (4) 発災に備えた災害応急対策用資機材・人材の配置を行う。

第2項 被災者等への的確な情報伝達

【総務課、デジタル推進課】

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、市においては、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

1 情報伝達手段の整備

市は、告知放送(IP通信網)による伝達のほか、インターネット(市HP、防災アプリケーション、メール)を活用した伝達方法を促進する。

2 情報伝達体制の整備

市は、災害発生時に市民への情報伝達手段を確保するため、IP通信網を利用した情報一斉送信システムを整備し、屋外スピーカーの設置、戸別受信機の貸与を実施する。

3 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報について市は、あらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておく。

第6章 災害応急体制の整備 基本的な考え方

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市、県及び防災関係機関は、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携を強化する必要がある。

第1節 職員の体制

【全課】

第1項 市

市は、災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、迅速に災害対応を行うため、あらかじめ職員配備体制の構築を図る。

また、災害発生時の対応を迅速・的確に実施するため、防災担当部局への専任職員の配置や 増員、消防本部との人事交流等による連携など、組織の防災対応力の強化に努める。

1 配備体制

職員配備基準の明確化を図るため、配備課、配備者について次のように定める。

配備区分	配備基準	体制の内容	配備課	人数
第1 警戒体制	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雪警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 の一つ以上が発表されたとき。	・災害の発生を防止するため、必要気準備の開始及び気象情報の収集活動を主とする体制・第2警戒体制発令時に、直ちに参集できる体制	・各部長が必要と認める課	・各部長が 必要と認 める人員
第2	・大雨警報・洪水警報の一つ以上が発表されたとき。	・防と東域災害のは、 ・防と東域災害のは、 ・防とを規し、 ・変異を発し、 ・変異を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を表生を表生を表生を表生を表生を表生を表生を表生を表生を表生を表生を表生を表生	・総務課 ・建設課 ・農林課 ・福祉器 ・各次記に表示 ■状況に課 ・商工労働 ・監理ののででででででいる。 ・教育学課 ・生涯、ののといる。 ・そのと認める課	・2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
第3	・大雨警報 ・洪水警報 の一つ以上が発表され、市内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれ(下記の状況等から判断する。)があるとき ① 河川が氾濫注意水位を超えたとき。 ② 土砂災害降雨危険度がレベル3に到達するおそれがあるとき。 ③ 台風の上陸・接近が明らかなとき。 ④ 梅雨前線が停滞し、先行雨	・相当という。 ・相とされの水水を 地域で、大力ででは、大力ででは、大力でででである。 が発生でである。 が発生でである。 が発生でである。 が発音でである。 は、れの水水がでは、 ででは、大力ででは、 で	・総務課・監理課 ・地域タタ側課 ・デジタ側課 ・福祉課 ・福祉課 ・建設部、農林課 ・教育習が、プチーの会員のでする。 ・各出張によります。 ・各出張にはませる。 ・各出張にはませる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	各部長が認める人員

	量その他の状況から必要と 認められるときなど。 ⑤ 広範囲に高齢者等避難を 発令したときなど。	り多数の避難所を開 設し運営する体制 ・事態の推移に伴い、 直ちに第4非常体制 に移行し、速やかに 災害対策本部を設置 しえる体制	・子育て支援課・管理業務課・施設課・その他各部長が必	
第4 非災本制 【策制】	_	・災害対策本部体制 ・全庁体制による災害 予防・応急対策を実 施する体制	全部局	・ ・ 必る ※外の自 ※外の自 ※外の自 ※外の自 ※ ・ ・ 必る ※外の自 ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※

2 職員の参集方法等

- (1) 参集連絡は、メール等により行う。
- (2) 参集場所は、勤務している庁舎とするが、 交通途絶等のため所定の課・所に参集することができない場合は、所属長にその旨を連絡し、最寄りの庁舎や避難所に参集する。
- 3 応急活動に必要なマニュアルの作成等

災害発生時における職員の初動体制の手引きとして、「職員初動マニュアル」を作成し、職員 へ周知する。

その他、各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、 定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機 関等との連携等について徹底するものとする。

4 業務継続計画(BCP)の見直し

市は、大規模災害が発生し、市が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画(BCP)を必要に応じて見直し、業務継続を図る。

第2項 防災関係機関

防災関係機関においても、災害の発生に備え、市と同様に非常事態に即応できる体制の整備を図るものとする。

第2節 防災関係機関相互の連携体制

【全課】

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、市、県及び防災関係機関は、応急・復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておくものとする。

第1項 市における相互応援協定の締結

各対策部は、それぞれの応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等を締結しておき、災害発生時において積極的な協力が得られるように努める。

第2項 警察及び消防の支援体制の整備

警察及び消防は、全国的に組織された警察災害派遣隊等及び緊急消防援助隊の市内援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図る。

第3項 応援機関の活動体制の整備

- 1 市は、近隣市(消防本部)からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておく。
- 2 市は、救援活動において重要となる臨時ヘリポート及び緊急消防援助隊の進出拠点等の整備、確保に努める。

第4項 災害対策本部における連携

1 救出・救助機関

大規模災害が発生した場合、各機関は必要に応じて職員を市災害対策本部等に派遣し、災害 現場における連携方法の調整、迅速な意志決定等を支援する。

2 ライフライン事業者

大規模災害が発生した場合、被害が大きなライフライン事業者は必要に応じて市災害対策本部等に連絡員を派遣し、被害状況等の共有化を図り、迅速な復旧につなげるものとする。

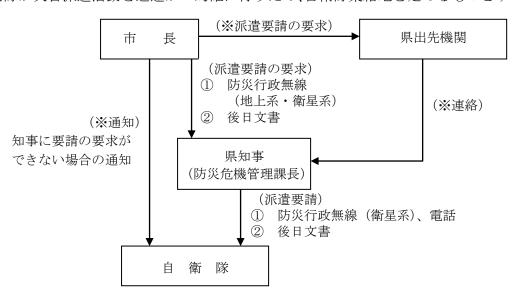
第3節 自衛隊との連携体制 【総務課】

市は、自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ次の事項等を定め必要な準備を整えておくものとする。

- 1 要請の手順及び要請先
- 2 連絡調整窓口
- 3 連絡方法
- 4 連絡先

また、いかなる状況においてどのような分野(偵察、消火、救助、救急等)について、自衛 隊の派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行う。

市は、自衛隊が災害派遣活動を迅速かつ的確に行うため、自衛隊集結地を定めるものとする。



第2編 災害予防計画/第6章 災害応急体制の整備

陸上自衛隊	第 17 普通科連隊	山口市	083-922-2281 防災行政無線(衛星系) 217	
	第 13 旅団	広島県	082-822-3101	
	小月教育航空群	下関市	083-282-1180	
海上自衛隊	第 31 航空群	第 31 航空群 岩国市 0827-22-318		
	下関基地隊	下関市	083-286-2323	
	第 12 飛行教育団	防府市	0835-22-1950	
航空自衛隊	航空教育隊	防府市	0835-22-1950	
	第 17 警戒隊	萩 市	0838-23-2011	

第4節 防災中枢機能の確保、充実 【全課】

災害発生時において市、県及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実を図ることが望まれる。

このため、次の対策を講じるものとする。

- 1 既存の施設設備にあっては、安全点検を行い、浸水対策等の強化を行う等、必要に応じて 改修・補強工事を実施していく。
- 2 市庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。
- 3 庁舎並びに医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、自家発電設備の整備を推進する。
- 4 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

第7章 避難予防対策

基本的な考え方

災害時において、市民の生命、身体の安全、保護を図るためには的確な避難行動が不可欠であり、避難誘導、避難所等について、あらかじめ計画を策定しておく必要がある。

第1節 避難計画

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮した計画となるよう努めるとともに、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図るものとする。

また、躊躇なく避難指示等発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り こむとともに、当該業務を遂行するため役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める ものとする。

第1項 避難情報等の基準

【総務課】

市は、避難指示等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアル等を整備しておく必要がある。

なお、判断基準の策定については、雨量、水位、土砂災害警戒情報の発表などの具体的な基準を定めておく。

	発令時の状況	市民に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	・災害が発生するおそれがある状況、即 ち災害リスクのある区域等の高齢者等 が危険な場所から避難するべき状況	危険な場所から高齢者等は避難(立退き 避難又は屋内安全確保) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非 常用持出品の用意等、避難準備又は自 主的避難を開始
避難指示 (警戒レベル4)	・災害が発生するおそれが高い状況、即 ち災害リスクのある区域等の居住者等 が危険な場所から避難するべき状況	危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保) ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所や近隣のより安全な場所等への避難行動を開始
緊急安全確保 (警戒レベル5)	・既に災害が発生している状況 ・災害が発生又は切迫している状況即ち 居住者等が身の安全を確保するために 指定緊急避難場所等へ立退き避難する ことがかえって危険であると考えられ る状況	・命の危険 直ちに安全確保!・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、直ちに安全を確保・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではない

※屋内安全確保:洪水等災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の危険度を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保する行動

第2項 避難の指示事項

【総務課】

避難の指示に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。

- 1 避難の指示の発令者
- 2 指示等の理由(避難を要する理由)
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期、誘導者
- 5 避難所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他災害の状況により必要となる事項

第3項 避難の指示の伝達手段

【総務課、デジタル推進課、消防本部】

- 1 市は、避難の指示等を発令した場合の伝達手段等を、あらかじめ定めておく。その際、通 信途絶を想定し、伝達手段の多様化を検討し整備する。
 - (1) 告知放送 (IP通信網)
 - (2) 防災メール (美祢市安全安心メール、エリアメール、緊急速報メール)
 - (3) テレビ、Lアラート、ケーブルテレビ、ラジオ
 - (4) 広報車
 - (5) 消防団
 - (6) 市HP、ポータルサイトへの掲載
 - (7) 自主防災組織(区長)への電話連絡
 - (8) I P通信網を利用した一斉配信(携帯端末、屋外スピーカー、戸別受信機)
 - (9) 防災・行政アプリケーション
- 2 市民への周知を徹底するため、伝達に当たっては、市による対応だけでなく、消防、警察、 放送局等の協力による伝達体制を整備する。

また、夜間に避難情報等を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定める。

第4項 高齢者等避難

【総務課】

災害のおそれがある場合に、市は、避難行動要支援者をはじめとする避難に時間を要する高齢者等の要配慮者に対して早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

このため、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域 や伝達方法を明確にした避難準備情報・高齢者等避難開始に関するマニュアルを作成し、避難 指示・高齢者等避難の判断基準を策定する。

第5項 避難場所及び避難所の指定 【総務課】

1 指定緊急避難場所の指定

市は災害が経過するまでの間、緊急的に災害を逃れるための避難所の指定に当たっては、各地域で想定されるあらゆる災害に対し、安全が確保される施設を指定しておくことが望ましいが、そのような施設を地域内に確保することが困難な場合が多いため、想定される異常な現象

- (1) 想定される異常な現象
 - ア 洪水 (浸水)
 - イ 土砂災害(崖崩れ、土石流、地滑り)

に応じた避難所を指定緊急避難場所として指定する。

- ウ 大規模な火事
- (2) 管理基準

第2編 災害予防計画/第7章 避難予防計画

災害が切迫した状況において、速やかに開設できる体制を整えおくこと。また、事前に施 設管理者等と開設体制について協議しておくこと。

- (3) 立地基準
 - (1)に掲げる異常な現象による災害のおそれがない区域内に立地していること。
- (4) 構造基準
- (3)に掲げる安全な区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。

なお、洪水等の浸水被害に対しては、その水位よりも上に避難上有効なスペースがあること。

2 指定避難所の指定

被災者が一定期間滞在する場としての避難所については、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の公共施設等を指定避難所として指定する。

(1) 規模基準

被災者の生活の場となるとなることを踏まえ、当該避難所での受入れが見込まれる被災者の数に対し、十分な面積を有していること。

なお、被災者一人当たりの占有スペースは2㎡以上となるよう配慮する。

(2) 立地基準

想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

また、車両その他の運搬手段による物資の輸送が比較的容易が場所にあるものであること。

(3) 構造基準

速やかに被災者を受け入れ、又は生活関物資を配付することが可能な構造又は設備を有するものであること。

- 3 避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議
 - (1) 施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取りかわしておく必要がある。
 - (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。
 - (3) 管理責任者を予定しておく。
 - (4) 指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする

第6項 避難所への経路及び誘導方法

【総務課、福祉課、消防本部、関係課】

高齢者、障害者等の要配慮者に対する避難誘導(地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導)について考慮した内容に努め、避難誘導計画を作成する。

- 1 避難誘導体制
 - (1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、市職員、その他責任ある立場にある者等が考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、市職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶこと。

(2) 避難指示者(市長、警察官)と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関(者)は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。

(3) 避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から市民に避難所及びその位置、避難経路の周知徹底 を図ること。また、夜間照明、外国語表示の設置に努めること。

- 2 避難経路の選定
 - (1) 可能な限り避難経路を2箇所以上選定する。
 - (2) 相互に交差しない。
 - (3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。
 - (4) 市民の理解と協力を得て選定する。

第7項 避難順位の一般的基準

- 1 病弱者、高齢者、障害者、傷病者、妊婦
- 2 乳幼児、学童
- 3 女性
- 4 その他の者
- 5 防災従事者

第8項 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておくものとする。

1 携帯品として認められるもの

貴重品(現金、預金通帳、印鑑、免許証・健康保険証(カード))、常備薬(処方箋も含む)、 懐中電燈、携帯ラジオ

2 余裕がある場合

上記の他若干の食料品、日用品等

第9項 避難所の運営管理

【総務課、福祉課、健康増進課】

市は、避難所における活動を円滑に実施するため、「避難所運営マニュアル」等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門 家等との 定期的な情報交換に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーがある者に配慮するものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や 感染症患者が発生した場合の対応について、連携して検討するように努めるものとする。

1 管理運営体制の確立

管理責任者、連絡員(災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡)について、あらかじめ定めておくものとする。

- 2 避難者名簿(様式の作成)
- 3 避難収容中の秩序保持(管理要領) 集団生活に最低限必要な規律等
- 4 災害情報等の伝達(生活情報、安否情報、応急対策実施情報等)
- 5 各種相談業務

第10項 避難所開設に伴う被災者救援措置

【福祉課、上下水道局、健康増進課】

- 1 給水措置
- 2 給食措置
- 3 毛布、寝具等の支給
- 4 衣料、日用品の支給
- 5 負傷者に対する応急救護

第11項 避難所の整備に関する事項

【総務課】

- 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備(換気、照明等)
- 2 避難所として必要な施設・設備の整備(貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、 通信機器等)
- 3 災害情報の入手に必要な機器の整備(テレビ、ラジオ等)
- 4 避難所での備蓄

食料品、水、常備薬、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資

第 12 項 避難所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発 【総務課、デジタル推進課】

- 1 平常時における広報
 - (1) 広報紙、市HP、メール、パンフレット、ハザードマップ等の作成及び配布
 - (2) 市民に対する巡回指導
 - (3) 防災訓練等の実施
- 2 災害時における広報
 - (1) 広報車による周知
 - (2) 避難誘導員による現地広報
 - (3) 自主防災組織(区)を通した広報

第13項 被災者支援

【総務課】

住宅被害の調査や罹災証明の交付の担当部署を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第14項 土砂災害警戒区域の避難計画

【総務課、建設課】

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条の規定に基づき、 次の事項をあらかじめ定めておく

- 1 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び 伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒区域体制に関する事項
- 2 土砂災害警戒区域内に主として社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法。
- 3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施 に関する事項
- 4 土砂災害警戒区域に、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(以下「要配慮者利用施設」という。)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該施設の名称及び所在地
- 5 救助に関する事項
- 6 上記に掲げるもののほか、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒体制に関する事項
- 7 市長は、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物(土砂災害ハザードマップ等)の配布その他必要な措置を講じる。
- 8 市地域防災計画に、その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する
- 9 上記8の配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記8の計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告する。これを変更したときも同様とする。
- 10 市長は、上記8の配慮者利用施設の所有者又は管理者が、上記8の計画を作成していない場合において、急傾斜地における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な

避難の確保を図るために必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- 11 市長は、上記 10 の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 12 上記8の配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記8の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

第15項 浸水想定区域の避難計画

【総務課、建設課】

水防法第14条、15条の規定に基づき、次の事項をあらかじめ定めておく

- 1 浸水想定区域ごとに洪水予報及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)伝達方法、避難、救助その他人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。
- 2 浸水想定区域内に地下街や、社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための浸水に関する情報、予報及び警報の伝達方法。
- 3 洪水に関する情報の伝達方法、浸水のおそれがある場合における避難施設その他避難場所及 び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する 上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等) の配布その他必要な措置を講じる。

第2節 県の措置

- 1 災害時における避難誘導、避難所の運用は、原則として市が実施することとなるが、県はこれを支援・補完する立場から、避難所として指定された県有施設の必要な整備に努める。
- 2 大規模災害時に市域を越えて避難する住民のための避難所(広域避難所)を確保するため、 県立学校等の県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向 けた訓練等を行うよう努める。また、市町の避難所の相互利用について、調整指導を行う。
- 3 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の避難体制の点検を行う。また、県立社会 福祉施設においては、必要に応じて、避難対策等を盛り込んだ防災マニュアルの見直しを図 るものとする。
- 4 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制 点検の指導を行う。
- 5 想定し得る最大規模の降雨により、浸水が想定される区域を指定したときは、その区域、 水深及び浸水範囲等を公表する。
- 6 土砂災害の危険性のある区域を明示するため、基礎調査の結果を公表するとともに、土砂 災害警戒区域に対処するための警戒避難基準に関する資料を市に提供する。

第3節 学校その他防災上重要な施設の避難計画 【教育委員会、病院事業局、関係各課】

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、 市、関係機関等と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、 訓練等を実施するなど、避難について万全を期するものとする。

- 1 学校及び幼児教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項
- 2 病院については、患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、 移送の方法、保健衛生等に関する事項
- 3 福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に 関する事項

第2編 災害予防計画/第7章 避難予防計画

4 その他防災上重要な施設については、避難所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項

第4節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供 【建設課】

市は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

- 1 応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備をしておく。
- 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。
- 3 公営住宅及び民間賃貸住宅等の空家状況を常に把握し、災害時における被災者へ迅速に提供する。
- 4 民間賃貸住宅の災害時の活用については、業界団体との協定の締結に努める。

第8章 救助・救急、医療活動 基本的な考え方

大規模災害発生時には、救助・救急、医療救護を必要とする大量の負傷者の発生が予想される。 発災当初における市、県及び防災関係機関の最も重要な活動は、一人でも多くの人命を救助す ることにある。このため、市、県及び防災関係機関が一体となった活動が早期に実施できるよ う、救助・救急、医療活動に係る初動体制の確立を図ることが求められる。

第1節 救助・救急活動

第1項 市

【消防本部】

- 1 県内広域消防応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう受入窓口、活動体制についての計画をあらかじめ定めておく。
- 2 消防団、自主防災組織等に対する訓練を実施する。
- 3 救助工作車、救急自動車、ファイバースコープ、エンジンカッター、チェーンソー等救助・ 救急用資機材の整備充実に努める。また、関係機関が保有する資機材情報の共有化を図る。
- 4 消防の広域化を推進することにより、救助や救急専門職員の増強や高度資機材の計画的整備を図る。
- 5 高度な救助・救急業務に対応するため、救助・救急隊員の充実に努める。
- 6 大規模災害時に、的確に救助や救急に対応するため、救助・救急隊員の増強を図るととも に、都市型救助等の高度救助技術の導入や救急業務の高度化を推進する。

第2項 県

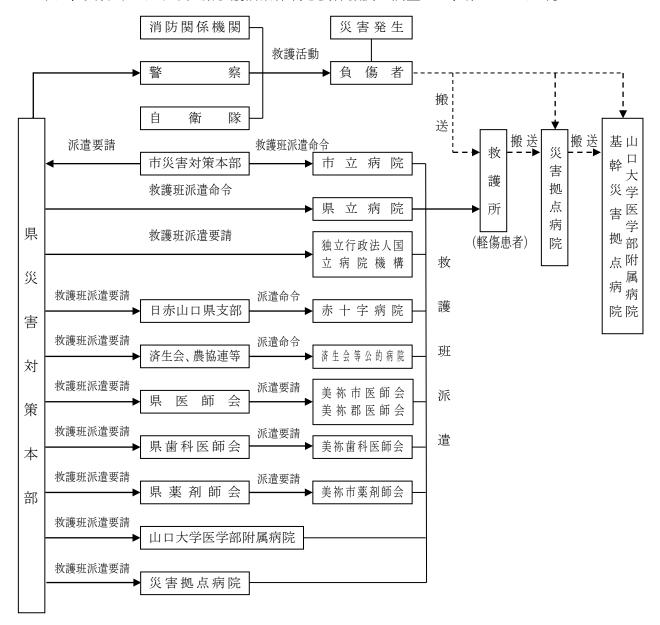
- 1 災害の初動時に、広域的な救助・救急活動を、迅速かつ的確に実施するためには、消防の 広域化が極めて有効であり、市町において主体的にその推進が図られるよう、積極的に市町 間の調整や情報提供を行う。
- 2 緊急かつ広域的な救助・救急活動が円滑に実施できるよう、県内全市町等による消防相互 応援体制の整備を推進する。
- 3 緊急消防援助隊(消防庁)との連携体制の確保を図る。
- 4 県警察と消防機関との連携体制の確立を図る。
- 5 定期的な連絡会議等の開催や連絡調整窓口の設置、医療関係者も加え、共同で実践的な防 災訓練を実施するなど、平常時からの防災関係機関との連携体制を確立する。
- 6 都市型救助等の高度な救助技術訓練を実施するための体制の整備を推進する。
- 7 高潮や洪水災害に備え、急流などにおける救助に有効な流水・洪水救助技術(スイフトウォーターレスキュー)の普及を図る。
- 8 ヘリコプターによる患者の搬送システムを確立しておく。
- 9 エンジンカッター、チェーンソー等の救助・救急用資機材の整備充実、関係機関が保有する資機材情報の共有化を図る。
- 10 救助・救急に必要な大型重機等の資機材について、緊急時に確保できるよう体制を整備しておく。
- 11 県民に対し応急手当の方法等について啓発指導するため、消防職員を応急手当指導員として養成する。他に、日赤山口県支部も、赤十字救急法指導員を養成する。

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立

【健康增進課、病院事業局】

市は、災害時における医療救護活動体制を関係機関と調整の上、確立しておく。



1 市

【健康増進課、病院事業局】

- (1) 救護所の指定及び整備をするとともに、市民に周知する。 設置場所は、原則として避難地、避難所、災害現場とする。
- (2) 市立医療機関による救護班を編成する。

病院名	所 在 地	電話
美 袮 市 立 病 院	大嶺町東分 11313-1	0837-52-1700
美祢市立美東病院	美東町大田 3800	08396-2-0515

また、管内医療機関で構成する救護班の編成体制を整備する。

救護班の編成基準

	医		師	1~2名	
	薬	剤	師	1 名	必要に応じて編入
	看	護	師	3~5名	
	事	務 職	員	1 名	
ĺ	診療車等の車両を有するとき運転手1名				

県、医療機関と連携して救急法、家庭看護知識の普及に努める。

(3) 2 - 県

県は、市が行う医療救護体制の確立について応援、補完するとともに、次の事項を実施又は 指導する。

- (1) 災害派遣医療チーム(DMAT)の増強を図るとともに、運用に係る体制を整備する。
- (2) 災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療受けられるよう、JMATやまぐち や日赤救護班、医療関係団体による医療チームとの連携を推進する。
- (3) 災害時にDMATやJMATやまぐち、日赤救護班、医療関係団体の医療チームの派遣 要請を迅速に行えるよう、平時から連絡窓口や要請手順等を定めておく。
- (4) 災害時に拠点となる災害拠点病院を、各2次医療圏に1箇所以上整備する。
- (5) 医薬品及び医療資機材等の緊急調達を円滑に行うため、関係団体との間で供給体制を整備する。
- (6) 傷病者の搬送や災害医療活動に必要な緊急輸送ルートや搬送手段の確保に努める。
- (7) 広域後方医療施設への傷病者の搬送のため、航空搬送拠点や航空搬送拠点臨時医療施設 (SCU)を整備するとともに、災害時のドクターへリの運用体制を整備する等、救急医療体制 の整備に努める。
- (8) 災害医療関係者間で情報を共有できるよう、行政や医療機関、医療関係団体による広域 災害・救急医療情報システム(EMIS)の活用を促進するとともに、操作等の研修や訓練を実 施する。また、災害時にシステムへ接続できるよう、非常用通信手段の確保に努める。
- (9) 健康福祉センターは地域医療活動の拠点として、医療情報の収集が図られるよう、医療機関、医療関係団体、市町、消防本部との間の情報収集体制を整備する。
- (10) 災害時に被災地の医療ニーズの把握及び医療チームの派遣調整等を行うため、全県及び 2次医療圏単位で災害医療コーディネーターを配置し、全県単位で災害時小児周産期リエゾ ンを配置する。また、コーディネーター及びリエゾンの養成や関係機関・関係団体との連携 強化を推進する。その際、コーディネーター及びリエゾンは県に対して適宜助言を行う。
- (11) 被災地で効率的な保健医療活動が行えるよう、保健医療活動チームの派遣調整や情報連携等の保健医療活動の総合調整を行う体制を構築する。
- (12) 医師ができるだけ治療に専念できるよう、救急救命士等の消防職員等に対し、DMAT に準じた災害医療に係る知識等の習得と連携活動システムを構築する。
- (13) 迅速・的確な医療救護活動を行う体制を構築できるよう、訓練を実施する。
- (14) 災害医療関係者が本県の災害医療対策を検討する場を設け、平時からの関係構築を推進 する。
- (15) 大規模・広域災害に対応するため、相互応援協定を締結している他都道府県との連携の 強化に取り組む。
- 3 指定地方行政機関等
 - (1) 日赤山口県支部は、医療救護班の編成、出動体制の整備や災害医療拠点病院としての整備をする。
 - (2) 医師会等は、市からの応援要請に備えて医療救護班の編成、出動体制の整備に努める。
 - (3) 薬剤師会は、医師会等の行う医療救護活動を支援するため、救護組織を編成し、救護活動に必要な医薬品等の確保や調剤体制の整備に努める。

4 市民

- (1) 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。
- (2) 市、県、日赤山口県支部及び医療機関が実施する応急手当等の技術の習得に努める。

第2編 災害予防計画/第8章 救助・救急、医療活動

(3) 慢性疾患等のための常備薬については、お薬手帳を携帯する。

第2項 健康管理体制の確立

【健康増進課】

- 1 市の保健師、栄養士は、被災者に対して巡回指導により、被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。
- 2 保健センターは、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。

第3項 血液製剤の確保体制の確立

【福祉課】

- 1 災害時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。
- 2 市は、災害時における血液不足に備え、市民に対して献血を啓発する。

第9章 要配慮者対策

基本的な考え方

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、 避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、平常 時からこれらの要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要があ る。

このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。

第1節 社会福祉施設、病院等の対策

第1項 組織体制の整備

【福祉課、子育て支援課、健康増進課、病院事業局】

- 1 市及び県は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
- (1) 市は、 社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。
- (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者施設の避難確保に関する計画や 避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 2 市は、社会福祉施設、病院等の防災共助マップの作成を通じた災害時の地域の協力体制の 整備を支援するため、近隣施設や地域住民への協力の呼びかけや連絡協議会の設置など各種 調整を行うものとする。
- 3 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
 - (1) 災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画(防災マニュアル)を作成するなど、組織体制を整備する。 特に夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。
 - (2) 職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的に実施する。
 - (3) 市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。
 - (4) 洪水、土砂災害等による被害のおそれのある地域にある施設の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。
 - (5) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告しなければならない。

第2項 施設・設備の整備等

【福祉課、子育て支援課、健康増進課、病院事業局】

- 1 市は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の 安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。
- 2 市は、要配慮者利用施設における土砂災害防止等の防災対策を進める。
- 3 市は、社会福祉施設、病院等のうち土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設を把握するとともに、防災情報が確実に伝達できるよう、防災メール等などの防災情報伝達手段の整備を進める。また、施設の避難状況などを把握するため、施設との交信手段の取り決め等、連絡体制の整備を図るものとする。
- 4 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努めるものとする。

- (1) 入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。
- (2) 消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災 資機材の点検・整備を進める。

第2節 在宅要配慮者対策

第1項 支援体制の整備

【総務課、福祉課、子育て支援課】

- 1 市は、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、要配慮者の迅速な 避難を支援するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携のもとに、平常時からの情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。
- 2 市は、次の事項に留意し、要配慮者の事前把握に努める。
 - (1) 必要な支援内容に応じ、登録制度の創設や避難支援に関する相談窓口の開設を行う。
 - (2) 避難に際しての支援の必要性、地域の特性を考慮した把握を進める。
 - (3) 把握した情報は、市民のプライバシーに十分な配慮を行った上で、本人の同意が得られた範囲で防災関係部局等との共有を図る。
- 3 市は、要配慮者に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、 福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努め る。
- 4 市は、迅速な避難を支援するため、告知放送(IP通信網)のほか、アプリ、メール、電話等により要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。
- 5 市は、災害救助関係業務に加え、要配慮者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員 の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、保健センター、児童相談所等の相談機関、 保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。
- 6 市は、洪水、土砂災害等のおそれのある地域の在宅の要配慮者の避難対策について、近隣 住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。
- 7 市は、避難行動に時間を要する要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始すること を求める「高齢者等避難」を発令するための基準策定に努める必要がある。

第2項 防災設備等の設置促進

【消防本部、福祉課】

市は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、火災警報器、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため文字放送受信装置の普及にも努める。

第3項 避難行動要支援者名簿の作成

【福祉課】

- 1 市は、居住する要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるものとする。
- 2 市は、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の 生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施す るための基礎となる名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

- 3 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の 要件に該当する者とする。
- (1) 65 歳以上の一人暮らしの者で要支援1、2又は要介護1、2の認定を受けている者
- (2) 75歳以上のみの世帯の者
- (3) 要介護3~5の認定を受けている者
- (4) 身体障害者手帳1~2級の交付を受けている者
- (5) 療育手帳の重度(A)の判定を受けている者
- (6) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (7) 障害を理由とする公的年金の1級を受けている者
- (8) 難病患者のうち、特定疾患医療受給者であって本人等から申し出のあった者
- (9) 要介護1、2の認定を受けている者で本人等から申し出のあったもの
- (10) 前各号に掲げるものほか市長又は避難支援等関係者が避難支援等の必要性を認めた者
- 4 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- 5 市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把 握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める。
- 6 市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者 名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

第4項 避難支援等関係者

【福祉課、子育て支援課】

- 1 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる 関係者(以下「避難支援等関係者」という。)に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する ものとする。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することにつ いて本人(当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意が得られない場合は、 この限りでない。
- 2 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。
- (1) 消防本部
- (2) 美袮警察署
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 美祢市社会福祉協議会
- (5) 自主防災組織(区長)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に携わる関係者
- 3 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (2) 災対法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

第2編 災害予防計画/第9章 要配慮者対策

- (3) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導すること。
- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難 行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導すること。
- (6) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結すること。
- 4 避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び 身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害 の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

第3節 防災知識の普及啓発・訓練

第1項 防災知識等の普及啓発

【総務課、福祉課、生活環境課】

- 1 市は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被 災時の男女のニーズの違い等、多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。
- 2 外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の 対策を進める。
- 3 市は、地域における要配慮者支援の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、要配慮者の支援方法等の普及啓発に努める。
- 4 ペットに対しては、被災動物の放置の問題からも、飼い主責任による同行避難への配慮が必要となることを踏まえ、動物救護に関する防災知識の普及啓発に努める。

第2項 防災訓練

【総務課、福祉課、高齢福祉課】

市は、防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など 訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、市民、自主防災組織等の協力を得な がら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの 違い等、多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第4節 避難所対策

【福祉課】

市は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。また、被災時の男女ニーズの違い等、多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

- 1 要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院施設が避難する際の施設専用避難所の指定に努める。
- 2 避難所における高齢者、障害者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、生活の場の確保対策として、宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。
- 3 避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。

第 10 章 緊急輸送活動

基本的な考え方

災害応急対策活動を円滑に実施する上で、緊急輸送路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両の確保が必要となる。

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

【総務課、建設課】

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワーク の形成を図る。

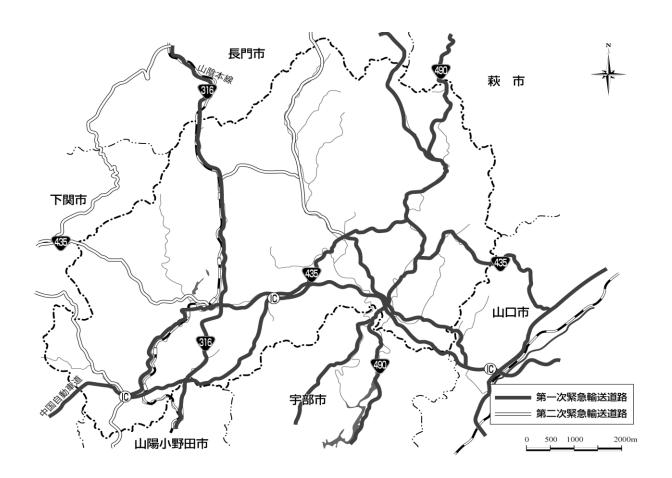
また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポート(資料編参照)を指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定

(1) 道路

- ア 緊急輸送道路として主要となる幹線路線の指定
- イ 幹線路線が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定
- ウ 緊急輸送道路を補完する道路の指定



第2編 災害予防計画/第10章 緊急輸送活動

(2) ヘリポート

ア 航空輸送の拠点となる臨時ヘリポートの指定

第2項 輸送施設等の安全性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、災害に対する安全性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

【建設課】

市道路管理者は県警察と協力して、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害に対する安全性の確保を図る。

第3節 道路啓開

【建設課】

市道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を 図るため、建設業者、団体との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。 なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第4節 緊急輸送車両等の確保

【総務課】

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。

第 11 章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画 基本的な考え方

市は、大規模災害が発生した場合を想定し、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需品等について、備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

第1節 災害救助物資確保計画

第1項 食料の確保

【福祉課】

市は、災害時における市民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

市は、災害時における応急用食料の調達・供給については、不測の事態に備えた体制を図るものとする。

市は、災害時における市民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、その備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図るものとする。

この場合、市町相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても、 十分留意するものとする。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

市は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備するものとする。

- (1) 主食系として、米について、農林水産省等と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるよう、体制を整備するものとする。
- (2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量(流通在庫量又は製造能力)の把握に努めるものとする。
 - ・精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰等

第2項 飲料水の供給

【福祉課、上下水道局】

1 応急給水活動計画

市は、応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に 実施できるような体制を整備しておく。

- 3 飲料水の確保
 - (1) 必要量の確保

市は、大規模災害が発生した場合の被害想定を行い、被害想定を参考に、最大断水時の延 で影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。(1人1日3リットル)

(2) 井戸水の活用

市は、地域内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、宇部健康福祉センターとの連携体制を整備する。

4 応急給水資機材の整備

市は、給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等の必要な資機材の整備、 備蓄に努める。

5 応急復旧体制の整備

市は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、市町相互、民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 生活必需品等の確保

【福祉課】

市は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ等の生活必需品について、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう、備蓄に努めるものとする。

第4項 市民のとるべき措置

市民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という考えに基づき、2~3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備に努めるものとする。

第2節 災害対策基金計画

【行政経営課】

市は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害基金の積立を行っている。

1 災害基金

県内の全市町をもって、県市町総合事務組合が設立されて、基金が積み立てられている。

2 基金への積立

平成3年度における基準財政需要額により算定された市町の納付目標額に達するまで、市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額(その金額が市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。)を組合に納付するものであること。

- 3 基金の処分
 - (1) 基金の処分の対象となる災害は、次に掲げるものであること。
 - ア 風害
 - イ 水害
 - ウ雪害
 - 工 地震
 - 才 干害
 - カ 火災
 - キ その他議会の議決を経て定める災害
 - (2) 次に掲げる事項に該当する場合にあっては、市町納付金の3倍以内の額を処分すること ができるものであること。
 - ア災害による減収補てんを要するとき。
 - イ 災害対策事業費の支出を要するとき。
 - ウ その他災害に伴う費用の支出を要するとき。
 - (3) 上記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うときは、市町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができるものであること。
 - ア 道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業
 - イ 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に 関する事業
 - ウ その他組合長が必要と認めた事業

第 12 章 ボランティア活動の環境整備

基本的な考え方

大規模災害時には、市、県及び防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく県民の救援活動への協力を必要とする。

このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、災害時におけるボランティア 活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要 な事項を定める。

第1節 ボランティアの位置付け

第1項 ボランティアの定義

市防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものをいう。

第2項 ボランティアの活動対象

【福祉課、建設課】

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者(以下「専門ボランティア」という。)及びそれ以外の者(以下「一般ボランティア」という。)に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区分	活動内容
専門ボランティア	 ・被災住宅等応急復旧(建築士、建築技術者等) ・建築物危険度判定(応急危険度判定士) ・土砂災害危険箇所の調査(斜面判定士等) ・医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等) ・福祉(手話通訳、介護等) ・無線(アマチュア無線技士) ・特殊車両操作(大型重機等) ・通訳(語学) ・災害救援(初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等) ・その他特殊な技術を要する者 ・災害復旧技術専門家派遣制度(災害復旧活動の支援・助言)
一般ボランティア	・救援物資の整理、仕分け、配分・避難所の運営補助・炊き出し、配送・清掃、防疫・要配慮者等への生活支援・その他危険のない軽作業

第2節 ボランティアの育成

【福祉課】

第1項 市民に対する普及・啓発

市は、関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

第2項 ボランティアの養成

市、県及び日赤山口県支部は、関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動する上で必要となる知識や技術を習得できるよう、研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

第3項 コーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、市は、関係団体と連携してその養成を図る。

第3節 ボランティアの登録

【福祉課】

【一般ボランティアの登録】

市ボランティアセンター(市社会福祉協議会)は、災害時における一般ボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

【専門ボランティアの登録】

県は、関係団体と連携を図り、専門ボランティアの登録等をあらかじめ行い、災害時の対応 に備える。

第4節 ボランティア支援体制の整備

【福祉課】

第1項 ボランティア活動支援マニュアルの作成

市は、市ボランティアセンターと連携して、災害時におけるボランティアの活動が、円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティア活動支援のためのマニュアル等を作成する。

第2項 支援体制の確立

市は、市・県ボランティアセンターと協議して、市内のどこで災害が発生しても対応できるよう、あらかじめ、適当なブロックごとに、一般ボランティアの活動のコーディネート等の支援拠点となる中核ボランティアセンターを定め、必要な連携体制等について検討を行う。

第5節 ボランティアセンターの体制強化 【福祉課】

市は、平常時から災害時におけるボランティア活動支援の中核を担うボランティアセンター の体制の強化を図るため、その支援に努める。

第 13 章 施設、設備等の応急復旧体制 基本的な考え方

市、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、市民が日常生活を営むうえで重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講じる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図るものとする。

また、市、県は、定期的な連絡会議等を開催し、ライフライン事業者との連携強化に努めるものとする。

第1節 公共施設等の応急復旧体制

第1項 公共土木施設等

【建設課】

- 1 被災施設設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。 また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措 置を講じるものとする。
- 2 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、 あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第2項 公共施設

【関係課】

災害発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等にかかる体制の整備をしておく。

第3項 鉄道施設

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等(運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等)に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努めるものとする。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

第1項 水道事業者

【上下水道局】

災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第2項 下水道事業者

【上下水道局】

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 電気事業者

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第4項 ガス事業者

二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

第5項 通信事業者

通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなど その影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立 を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第 14 章 危険家屋移転促進対策

基本的な考え方

市は、国及び県の補助制度を活用し、市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転事業を推進する。

第1節 防災のための集団移転促進計画 【建設課】

第1項 事業の目的

市民の生命身体及び財産を災害から保護するため、災害による被災地域又は被災する危険の著しい地域のうち、市民が居住する地域として適当でないと認められる区域内にあるすべての住居を他の安全な場所に移転をさせることを目的として、一定規模の住宅団地を整備する等の集団移転事業を推進する。

第2項 事業主体

市(例外として、市の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。)

第3項 移転促進区域

1 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害(豪雨、洪水、その他の異常な自然現象)にかかるもの

2 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

第4項 国の補助制度等

1 国の補助

次の各号に掲げる経費について政令で定めるところにより、それぞれ4分の3を下らない割合により、その一部を補助する。

- (1) 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費(当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。)
- (2) 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費
- (3) 住宅団地に係る道路、飲料水供給施設、その他政令で定める公共施設の整備に要する経費
- (4) 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費
- (5) 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備を政令で定めるものに要する経費
- (6) 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費
- 2 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもって その財源とすることができる。

第2節 がけ地近接危険住宅の移転促進計画 【建設課】

第1項 事業の目的

がけ地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅*の 移転を行う者に対して補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行い、急傾斜 地崩壊防止対策とあいまって市民の生命の安全を確保することを目的とする。

第2編 災害予防計画/第14章 危険家屋移転促進対策

※危険住宅

がけ地の崩壊、土石流、なだれ及び地すべりによる危険が著しいため、建築基準法第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域又は同法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域ー県建築基準条例第7条-及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅

第2項 事業主体

市 (特別の事情がある場合には県が実施することができる。)

第3項 移転の促進

市は事業計画にしたがって危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助、指導を行い、移転の促進を図る。

第4項 国の補助制度

国は事業主体に対して、移転事業に要する次の各号に掲げる費用について、予算の範囲内においてその2分の1を補助する。

- 1 危険住宅の除去等に要する経費
- 2 危険住宅に代る住宅の建設、購入に要する経費

第5項 県の補助制度

県は事業主体に対して、移転事業に要する費用について、予算の範囲内においてその4分の 1を補助する。

第 15 章 火災予防対策

基本的な考え方

火災は、市民に最も身近な災害で、いったん発生すると貴重な人命と財産を一瞬のうちに失い、また延焼拡大した場合は地域全体を焼失させ、甚大な被害を発生させるおそれがある。

火災の発生を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るため、市、県、消防機関等は必要な予防対策を推進する。

第 1 節 一般火災予防計画 【消防本部】

第1項 火災予防対策の推進

1 火災予防思想の普及啓発

火災予防思想の普及啓発については従来から積極的に取り組んできているが、なお一層の徹底を図るため市、県及び消防機関は、関係団体等と協力して地域に密着した効果的な防火思想の普及啓発活動を推進する。

特に春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、講習会の開催、広報車の巡回広報、広報紙の配布、告知放送(IP通信網)、新聞・ラジオ等報道機関の利用等あらゆる機会をとらえ、火を出さないための運動を展開する。

- (1) 地域に密着した防火、防災思想の普及啓発
 - ア 防火思想普及の徹底を図るため、広報用素材の充実、広報メディアの拡充、広報素材 の有効活用等を図り、関係機関並びに団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える 親しみやすい広報活動を展開する。
 - (ア) 街頭広報や報道機関を活用した啓発活動
 - (イ) イベント、集会等を利用した啓発活動
 - (ウ) 巡回による啓発広報活動
 - (エ) 家庭訪問による防火指導
 - (オ) 学校、職場等における防火指導
 - (カ) 自主防災組織による啓発広報活動
 - イ 外国人に対する火災予防広報の実施

近年、市内に観光する外国人が増加していることから、これらの外国人に対する火気の管理、避難等必要な広報活動を行う。

- 2 災害に強いまちの形成
 - (1) 市、国及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。
 - (2) 市、国、県、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送、収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。
- 3 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保

日常生活で用いる火を使用する設備・器具等からの出火を防止するため、これらの設備・器具等の設置及び取扱基準等を定めた市条例(美祢市火災予防条例)の周知徹底を図る。

- (1) 炉、ふろがま等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準
- (2) 調理器具、ストーブ等の火を使用する器具の取扱いの基準
- (3) 指定数量未満の危険物及び危険物に準ずる可燃性物品(指定可燃物)等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準
- 4 住宅防火対策の推進

第2編 災害予防計画/第15章 火災予防対策

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占めていることから、将来にわたり住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、市、県、消防機関等は、効果的な住宅防火対策を推進する。

(1) 防火意識の高揚

住宅の防火意識の高揚を図るため、住宅防火の現状、住宅防火対策の必要性等の周知徹底 を図る。

ア 住宅防火対策の必要性を明確に訴える親しみやすい広報活動を展開する。

イ 市の広報紙、告知放送 (IP通信網)等の活用を図り、地域に密着した効果的な広報 活動を推進する。

ウ 市、県、消防機関等の共催による住宅防火講習会及び住宅防火フェア等を開催する。

(2) 住宅防火診断の実施

消防機関等で実施している住宅防火診断について、対象者に理解しやすい診断に努めるとともに、各種イベント、展示会等を活用するなどして、診断対象の拡大を図る。

(3) 住宅防火設計の普及の推進

住宅設計の専門技術者のみならず、住宅を建設しようとしている建築主等の住宅設計に当たっての防火、避難上の留意事項等の理解を深めるため、住宅防火講習会の開催等を行う。

- (4) 住宅防災機器等の普及
 - ア 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置、防炎寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。
 - イ 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置等の設置を支援する住宅金融支援機構の割増 し融資制度の周知を図るなどして、住宅用防災機器等の設置を促進する。
- (5) 住宅防火モデル事業の推進

平成7年度から国において推進している住宅防火モデル事業の指定地域の拡大に努める。

- 5 地域における防火安全体制の充実
 - (1) 自主防災組織の整備充実

火災や地震等の災害から地域を守るには、市民一人一人の自覚と、近隣居住者相互の協力が不可欠となる。このため、地域の実情に応じた、自治会、管内事業者、女性・高齢者・社会活動団体等による自主防災組織の育成を図るとともに既存の幼年・少年・婦人の各クラブ等の活性化等についても一層推進する。

また、市民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるように必要資機材の整備を推進する。

(2) 防火訓練の実施

防火に関する技能の習得、啓発を図るため、消防機関、事業所等は防火訓練を定期的に行う。

訓練は夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の火事発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、訓練は形式的なものとならないよう、訓練実施者は具体的な訓練目標を定め効果的な訓練の実施に努める。

第2項 要配慮者の防火安全性の確保

【福祉課、消防本部】

高齢者、障害者等の要配慮者に対し火災等の災害のない生活の場を確保するため、市、県、 消防機関及び関係団体等は以下の対策を推進する。

1 住宅防火対策(高齢者等の防火安全対策)の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも 65 才以上の高齢者や障害者が被 災する場合が多いことから、市、県及び消防機関等は高齢者・障害者住宅防火対策の効果的推 進を図る。

- (1) 防火意識の高揚
- (2) 住宅用防災機器の普及
- (3) 住宅防火診断の実施

2 避難協力体制の確立

一人暮らしの高齢者、障害者等が適切に避難できるよう消防団、自治会、町内会、自主防災 組織、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

- 3 その他の安全確保対策の推進
 - (1) 火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報(緊急通報システム)の普及促進を図る。
 - (2) 高齢者、障害者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備(閃光型警報装置、点滅型誘導灯等)の設置促進に努める。

第3項 建築物防火対策の推進

【建設課、消防本部】

建築物の防火安全性を確保するため、市、県及び消防機関は、建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

- 1 関係者への指導の強化
 - (1) 建築基準法に係る防火規制の徹底

建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。

また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の報告の指導を推進する。

(2) 消防同意制度の適切な運用

建築物の許認可に係る消防機関の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ建築物の防火を推進しようとするもので、消防機関はこの制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。

(3) 重点的・効果的な予防査察の実施

消防機関は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、防火対象物定期点検結果報告、 消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果あるいは、過去 の指導状況等を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が 高い防火対象物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査 察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。

- 2 消防用設備等の設置、維持の適正化
 - (1) 消防機関は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について、防火対象物の 実態を踏まえ、基準に適合しかつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の 確保を図る。
 - (2) 消防機関は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。
 - (3) 市、国、県、事業者等は、高層建築物、地下街等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防炎物質の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。
- 3 防火管理の徹底

消防法に定める防火管理制度では、防火対象物に対する人的な規制で、収容人員が一定以上の対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。

消防機関は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者の選任、更に、防火管理者に対して 消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう 指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

第4項 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底 【消防本部】

多数の者が出入りする劇場、百貨店、ホテル・旅館、病院・社会福祉施設等の特定防火対象物については、火災により大きな被害が発生するおそれがあることから、前項の対策に加え次の事項を推進し、これらの特定防火対象物の防火安全性の確保を図る。

- 1 防火管理体制の充実
 - (1) 消防機関は、実態に応じた初期消火、通報及び避難等の訓練の実施についてきめ細かな 指導及び検証を行う。
 - (2) 特に高齢者、身体障害者に対する火災情報の覚知、伝達に配慮した避難誘導体制の確立 について指導を行う。
 - (3) 病院、社会福祉施設等で、自力避難が困難な者を多数収容している施設にあっては、近隣住民や、ボランティア組織の応援、協力体制の確立を推進する。
 - (4) 消防機関は、用途別に国が定めた次の「防火管理体制指導マニュアル」に基づき、用途別に適切な指導を行う。
 - ア 物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアル
 - イ 旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル
 - ウ 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル
 - エ 高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアル
- 2 防火対象物定期点検報告制度の適正な運用

消防機関は、消防法に定める「防火対象物定期点検報告制度」の対象となる防火対象物の防火管理等の状況について、点検報告により把握するとともに、その不備事項について早期改善を指導する。

- 3 避難施設・消防用設備等の維持管理の徹底
 - (1) 火災発生時の避難路となる通路、階段等の適正な管理がなされるよう指導を徹底する。
 - (2) 火災発生時において、煙の拡散及び延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図る。
 - (3) 防火対象物の関係者自らが、自主的に適正な維持管理をチェックする体制の整備を推進する。
- 4 特定違反対象物及び小規模雑居ビルに対する是正措置の徹底

消防機関は、消防法令の違反により火災が発生した場合、人命危険が大であると予測される 特定違反対象物、小規模雑居ビルについては、指示、警告、措置命令、告発・公表等の適切な 違反処理により、法令違反の是正を図る。

5 工場、倉庫等の防火安全対策の推進

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況から、一旦火災が発生すると延焼速度が速いため大規模火災となる危険性が高く、甚大な人的、物的被害を生ずるおそれがある。

このため、これらの防火対象物については、消防用設備等の適正な維持管理等防火安全体制の徹底が図られるよう指導を行う。

第5項 消防力の充実・強化

火災の発生防止、被害の軽減を図るためには、市における消防力の充実・強化が求められる ことから、市は国が定めた「消防力の整備指針」に基づく消防力(資機材、要員)の確保に努 める。

- 1 市消防計画の整備
 - (1) 市は、国が定める基準に従い、地域の実態に応じた消防計画を策定する。
 - (2) 市は、策定した消防計画(大綱は次のとおり)に基づき、計画的な火災予防対策の推進を図り、必要な組織の確立、消防資機材の整備、地域の実態を反映した警戒・防ぎょ活動の実施に努める。
 - ア消防組織に関すること。
 - イ 消防力等の整備に関すること。
 - ウ防災のための調査に関すること。

第2編 災害予防計画/第15章 火災予防対策

- エ 防災教育訓練に関すること。
- オ 災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること。
- カ 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- キ その他災害対策に関すること。
- 2 消防組織の充実
 - (1) 消防本部

予防要員、警防要員の確保に努め、予防業務、警防業務の万全を期する。

(2) 消防の広域化の推進

住宅や防火対象物等の火災予防や火災原因の調査、立入検査等を行う予防要員等の専門職員の増強を図るため、消防の広域化を推進する。

(3) 広域消防応援体制の整備

県内の市町、組合消防本部が締結した県内消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、 市は必要な運用体制の確立に努める。

(4) 消防団の活性化の推進

消防活動(防災活動)等において消防団が担う役割の重要さに鑑み、市は消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。

(5) 自主防災組織の育成

第1項5参照

(6) 消防組織の連携強化

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図るものとする。

3 消防教育・訓練の充実

複雑多様化する消防事象に対応できる消防職員、団員の育成を図るため、市及び消防本部は、消防職員、消防団員が、容易に教育を受けることができる環境の整備に努める。

- 4 消防施設等の充実・強化
 - (1) 消防施設等の整備
 - ア 市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、 消防水利施設、火災通報施設及び消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるな どして、その充実強化を図る。
 - イ 消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等 を中心に防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等に より消防水利の確保を図る。
 - ウ 消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増 設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。
 - エ 自治会等自主防災組織による初期消火活動が円滑になされるよう軽可搬ポンプ等の消火機材の整備充実を図る。
 - (2) 空中消火資機材・化学消火剤の備蓄

化学消火薬剤については、関係者(消防本部、市、県・海上保安部・署、事業所)において 備蓄してきているが、今後も整備充実に努める。

第6項 文化財防火対策の推進

【文化財保護課、消防本部】

文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等の設置の推進を図る。

1 建造物文化財・防火施設の現況

資料編参照

- 2 予防対策実施責任者
 - (1) 予防対策 ……所有者又は管理団体
 - (2) 予防対策指導……市教育委員会、消防本部
- 3 文化財防火対策の推進
 - (1) 防火設備の整備充実

ア 消火設備の整備

第2編 災害予防計画/第15章 火災予防対策

消火器、スプリンクラー、ドレンチャー、放水銃、消火用水槽等を建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。

イ 警報設備の拡充

自動火災報知設備、漏電火災警報器等の整備拡充を図る。

ウ その他設備の拡充

被雷装置、火除地、消防道路、消防倉庫、防火塀、防火壁、防火井戸等の整備促進を図る。

エ 防火設備の修理・更新

文化庁の「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財 (美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく定期的な点検や消 防設備点検などで確認された不具合・老朽化等に対する確実な修理・更新等を図る。

(2) 予防対策指導の推進

利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。

- ア 防火管理体制
- イ 国、県への災害通報体制
- ウ 災害の起こり易い箇所の点検、確認
- (3) 防火思想の普及啓発
 - ア 毎年1月26日を文化財防火デーとし、関係者の協力を得て防災思想の普及啓発、防火 訓練を実施するなどして文化財の防火について広く市民の意識の高揚を図る。
 - (ア) 防災思想の普及(新聞、ラジオ、テレビ、市広報紙、展示会、講演会、映画等による。)
 - (イ) 防火訓練の実施(地域住民、市消防、消防団との通報協力により、通報、消火(初期消火体制の構築・強化)、重要物件の搬出、避難等総合的にかつ地元消防の協力・指導のもとに行う。)
 - イ 消防実技講習会等を実施して消防技術の向上を図る。

第7項 災害復旧への備え

【建設課】

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2節 林野火災予防計画

【農林課、消防本部】

市の多くを占める林野は、古くより木材その他の林産物の供給、市域の保全、水資源の確保、自然景観、健康保養の場として市民生活に大きく貢献している。

林野火災が一旦発生すると、これらの役割を担う森林資源を短時間のうちに焼失し、その回復には長い年月と多大の労力を費やし、社会的損失が極めて大きなものとなるおそれがある。

このため、市、国、県及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

第1項 出火防止対策の推進

林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、火入れ、たき火等人為による失火が大部分である。

林野は、広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に出入りすることが出来ること及び 林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、市、 国、県、消防機関及び森林組合等は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、 林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

- 1 林野火災予防対策の推進
 - (1) 防火思想の啓発

市、国、県及び関係者は協力して県民の林野火災防止に対する認識のより一層の向上を図るため、防火思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

ア 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から出火防止の徹底が特に重要となる。

そのため、市、国、県、消防機関及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。

また林野火災は、空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を 林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め強力 に啓発運動を展開する。

- (ア) 告知放送 (IP通信網)、アプリ、メールによる啓発
- (イ) 広報車による巡回広報
- (ウ) ポスター、チラシ等の配布
- (エ) 広報紙による啓発
- (オ) 学校等を通じての広報(児童生徒の防災思想の高揚)
- (カ) 林野火災予防標識板及び立看板等による啓発
- (キ) 森林保全巡視員による巡回指導

イ 協議会等の開催

各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。

(2) 発生原因別対策

ア 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採取、渓流魚釣等の一般入山者に対して次の事項を推進する。

- (ア) たばこ、たき火による失火については、十分な防火思想の啓発を図る。
- (4) 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。
- (ウ) 山林内でのタバコのポイ捨てを防止するため、簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。
- (エ) 危険時期等における入山制限の周知を図る。
- (オ) 観光事業者による防火思想の啓発を図る。

イ 山林内事業者(作業者)対策

山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとるものとする。

- (ア) 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
- (4) 火気責任者は、あらかじめ事業所(作業箇所)内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期すものとする。
- (ウ) 事業所に火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ゴミ焼き箇所を設けるととも に、標識及び消火設備を完備するものとする。
- (エ) 鉱山、道路整備等山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講じるものとする。

ウ 火入れ対策

火入れに当たって、市及び消防機関は、美祢市火入れに関する条例及び美祢市火災予防 条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。

林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、出来る限り 11 月から 2 月までの冬期に行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。

- (ア) 火入れを行う場合は、必ず市長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させる。
- (イ) 火入れ方法の指導
- (ウ) 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報の発令中又は発令された場合、一切の火入れを中止する。火入れ者、責任者に対して火入れ中に風勢等により他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは速やかに消火を行うよう指導する。

- (エ) 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また跡地には状況に応じ監視 員を配置する。
- (オ) 森林法及び市条例、規則等で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導する。
- エ 道路、鉄道沿線等における火災対策

西日本高速道路株式会社、JR西日本及び県内バス等運送業者は、道路の利用者、乗客、 乗員等による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、 次の事項について協力するものとする。

- (ア) 危険地帯の可燃物の除去
- (イ) 路線の巡視
- (ウ) 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立
- (エ) 林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動の際の路線通行の便宜
- (オ) 緊急時における専用電話利用の便宜
- 才 森林所有者対策

森林所有者は自己の所有する林野から放火、失火が生じないよう次の事項を実施するものとする。

- (ア) 一般市民に対する防火意識の啓発
- (イ) 無許可入山者の排除
- (ウ) 火入れに対する安全対策の徹底
- (3) 巡視・監視の強化
 - ア 警戒活動の強化

市、森林組合等は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。

イ 森林保全巡視指導員の設置

山火事の多発地帯、保安林、森林レクリエーション地帯等に森林保全巡視指導員を配置 し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導のほか、次のことを行い森林の保全を 図る。

- (ア) 災害の早期発見に関すること。
- (イ) 無許可伐採等に対する指導
- (ウ) 森林の産物の盗掘、案内板等の棄損等の防止に関すること。
- (4) 関係団体との協力体制
- ア 市、県及び消防機関は、森林組合、市民による自主防災組織との間の協力体制の充実 を図る。
- イ 市及び消防機関は、市民による自主防災組織の育成に努める。

第2項 林野消防対策の推進

市、県及び消防機関は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため次の対策を講じる。

- 1 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立
 - (1) 下関地方気象台及び県は、林野火災の未然防止、被害の軽減を図るため、市に対し迅速かつ的確な乾燥注意報、火災気象通報等の気象情報の伝達を行う。
 - (2) 市、県及び消防機関は、火災気象通報が発せられた場合に遅滞なく市民、関係者に周知するための体制の充実を図る。
 - (3) 市長は、気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上 危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、市民、関係者に伝達するための体制の整備を図る。
- 2 活動体制の整備
 - (1) 消防体制の確立

市及び消防機関は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。

(2) 相互応援体制の確立

市は、林野の分布等を考慮して、林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を整備するものとする。

平成8年4月、県内全市町及び全消防一部事務組合を対象として県内広域消防応援協定を 締結しており、今後はこれの円滑な対応が出来るよう体制の整備に努める。

(3) 総合的消防体制

市、国及び県は、林野及び消防の行政窓口を中核として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

(4) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は、消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため、航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。

このため、市は迅速な火災発生速報が行えるようあらかじめ必要な体制を確立しておくものとする。

3 林野火災消火訓練の充実

市、県及び消防機関は関係者の協力を得て林野火災消火活動の特殊性を考慮した実戦的な消火訓練を実施するものとする。

第3項 林野火災に強い地域づくり

1 事業計画の作成

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、市による 林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

2 防火道等の整備

市、国及び県は、防火道、防火樹帯の整備等を必要に応じて実施するものとする。

第4項 林野火災消防施設・資機材の整備

地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に 実施するため、市、県及び消防機関は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

- 1 林野火災消防施設の整備
 - (1) 市は、林野火災の多発地域等に対して、防火管理道等の整備を図る。
 - (2) 市及び消防機関は、林野火災用消防水利(防火水槽、自然水利)の確保に努める。
 - (3) 市は、消火活動又は防火線としての役割を備えるよう林道の整備を計画的に推進する。
 - (4) 林野火災の多発地域等については、市有林はもとより、一般民有林についても、防火線 の設置及び防火樹帯の造成を指導する。
- 2 消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備についてはこれまでも計画的に整備を進めてきているが、今後も必要な資機材について市、県及び消防機関はその充実に努める。

3 空中消火資機材の整備

市及び消防機関は、航空機による消火活動が円滑に実施できるよう、管内の地形、林相等を踏まえ日常から臨時へリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

第 16 章 交通災害予防対策

基本的な考え方

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故等に対して防災関係機関がとる災害予防対策 について定める。

第1節 航空災害予防計画

【消防本部】

本計画は、航空機災害の被害軽減を目的として県及び市がとる災害予防対策について定める。

第1項 航空災害予防対策

航空機災害対策を推進するに当たって、県、市及び関係機関は、その所掌する消防防災責任 と相互協力により必要な措置を講じるものとする。

- 1 航空交通の安全のための情報の充実
 - (1) 福岡航空測候所山口宇部航空気象観測所は、航空交通の安全確保及び飛行場における災害防止のため、飛行場及び飛行場周辺の気象状態を正確かつ迅速に観測通報を実施するものとする。また、各種気象資料や予報等をもとに気象状況を把握し、航空交通機関・運航管理者・機長に対し、空港の特性に応じた気象解説及び気象資料の提供を行うものとする。
 - (2) 航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講じるものとする。
 - (3) 航空運送事業者は、分類整理した各種情報を事業間相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。
- 2 飛行場の保安管理の充実

県及び大阪航空局山口宇部空港出張所は、航空法に定める保安上の基準に従って、当該施設の保安管理を適切に行うとともにその充実に努める。

3 市(消防機関)

市は、航空機災害発生時においてその消防責任を遂行するため、次に掲げる事項を推進するものとする。

(1) 消防力の強化

市は、化学消防車、化学消火薬剤等の整備充実を図る。

(2) 各種計画の策定

市は、市防災計画及び市消防計画において、航空機災害に関する消火活動、救助救急活動等に係る災害応急対策についての計画を策定するものとする。

(3) 消防訓練の実施

人命救助、火災鎮圧等実践的な訓練を飛行場管理者等と協力して行い、必要な知識、技能 の習得に努める。

(4) 消防相互応援協定

航空機災害に際して円滑な消防活動を実施するためには、飛行場管理者、隣接市及びその 他関係機関とあらかじめ災害応急対策に関する協定等の締結を図っておくものとする。

4 県の対応

県は、飛行場管理者として航空法により飛行場内における航空機災害についての保安管理責任が課されていることから、適正な保安管理を遂行するため、関係機関の協力のもと次の対策を推進するものとする。

- (1) 県防災計画における航空機災害対策の策定及びその充実 航空機災害の予防及び応急対策を推進するため、県防災計画において航空災害に係る計画 の充実を図る。
- (2) 空港消防隊の整備充実

航空機災害及び空港施設の火災の発生に際して迅速、かつ的確な消火救難活動が行えるよう空港内関係機関で構成する自衛空港消防隊の設置及びその充実を図る。

(3) 消火救難設備の整備

空港消防隊が適切な消火救援活動が行えるよう必要な設備の整備充実を推進する。

ア 消防力整備の原則

山口宇部空港を使用する飛行機の全長(機体の先端から最後部までの長さ)、最大胴体幅及び着陸回数(最大就航機種の最繁忙時における連続した3ヶ月間の着陸回数。以下同じ。)を勘案して「空港の等級」が決定され、これに基づき必要な消防力の整備を図ることとされている。

イ 山口宇部空港の整備すべき消防資機材

- (ア) 化学消防車
- (4) 使用消火薬剤
- (ウ) 救急医療搬送車
- (エ) 通信設備
- (オ) (ア)から(エ)までの消火、救難設備を有効に操作し、事故の現場に搬送できる要員を 確保すること。
- (4) 救急資機材の整備充実

航空機事故が発生した場合は多くの死傷者を生ずるのが通例であり、災害想定を基にして 必要な医薬品、資機材の整備充実を図る。

(5) 連絡体制及び手段の整備

災害発生時等における関係機関への通報連絡体制の整備を図るとともに、空港内消防隊、 市消防本部、警察等関係機関との間の情報連絡が容易に行えるよう通信連絡手段の整備を推 進する。

(6) 応援体制の整備

災害発生時における消防救難活動を円滑に行うには、地元消防機関、隣接市町その他の関係機関の支援又は協力が必要となるため、これら関係機関との間における災害応急対策に関する協定等の締結を図るものとする。

(7) 訓練の実施

航空機災害に際して迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、防災技術の習熟、関係機関相互における支援体制の強化等を目的とした実戦的な訓練を実施する。

5 関係機関

航空機災害に関して捜索活動等を迅速かつ的確に実施するため、必要な資機材、車両等の整備に努めるものとする。

第2項 規制措置の実施の推進

- 1 航空機の安全確保については航空法に各種規制措置が定めてあり、航空関係者はこれを遵 守することにより航空災害の発生防止を図ってきている。
- 2 大阪航空局山口宇部空港出張所は、関係する航空会社に対し航空法の遵守並びに運航の監督及び必要な指導を強化するなどして、航空災害予防に努めるものとする。

第2節 陸上交通災害予防計画

第1項 道 路

【建設課】

1 現況

本市における現在の道路体系は、高速自動車道の中国自動車道が東西に走り、市南部に美祢西IC、美祢IC、美祢東JCTを有している。

これに平行するように東西に国道 435 号が、南北には国道 316 号、国道 490 号が走り、これに県道、市道が連携し道路網を形成している。

また、中国自動車道連結部の美祢東JCTから秋吉台・秋芳洞、萩市を結ぶ延長約30kmの自動車専用道路である地域高規格道路小郡萩道路の整備が進められ、絵堂ICまでが開通している。

2 対策

(1) 道路管理者

ア 気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

- イ 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- ウ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。
- エ 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的か つ総合的に実施するものとする。
- オー収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとする。
- カ 危険物等の流出時に的確な防除活動ができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。
- キ 防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。
- ク 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備して おくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めておくものと する。
- ケ 道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。
- コ 災害発生の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対 策を実施するものとする。
- サ 一般県道・市道・都市街路の整備は、国道や主要県道など幹線道路にくらべて立ち遅れているが、日常生活に密着した生活道路としての役割を重視して、その整備を進める必要がある。これからの道路交通網の整備は交通安全の立場から、たとえば、分離帯、自転車歩行者道、安全な歩道、沿道緑化など積極的に整備を推進する。
 - また、昼間巡回、夜間巡回及び定期巡回の計画を立て、必要に応じて異常時巡回計画を立てるものとする。

(2) 気象台

気象台は、道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

(3) 警察

道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

3 自動車運転者の労働管理等の改善指導

労働局等により、労働基準法の遵守徹底、労務管理の改善等について監督指導を行い、運転者の疲労等による災害の防止を図る。

第2項 鉄 道【地域振興課】

1 現況

市内を南北に走る美祢線は、通勤通学列車として、旅客、貨物の輸送改善に努めている。

2 対策

鉄道事業者に対し、防災計画に基づいた予防対策の実施を求める。

第17章 産業災害予防対策

基本的な考え方

化学工場等における火災、爆発、ガス漏洩等各種産業災害について各防災関係機関がとるべき災害予防対策について定める。

第1節 危険物等災害予防計画 【消防本部】

第1項 危険物等関係施設の安全性の確保

- 1 市、国、県及び関係機関は、事業者、高圧ガス製造保安責任者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の向上を図るものとする。
- 2 市、県及び事業者は、危険物等災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到 達することができるように複数の進入経路の確保に努めるものとする。
- 3 市は、建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努めるものとする。
- 4 市、国、県及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、 原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物関係施設 の安全性の向上に努めるものとする。
- 5 市、国、県及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造 図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう 努めるものとする。

第2項 石油類等の災害予防対策

1 石油類等の危険物の範囲(消防法第2条、別表第1、労働安全衛生法施行令) 石油類をはじめとする消防法上の危険物とは、消防法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同 表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう、その主なものは次表の とおりである。

種 別	性質	主な品名等			
第一類	酸化性固体	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物等			
第二類	可燃性固体	硫化りん、赤りん、硫黄等			
第三類	自然発火性物質 及び禁水性物質	カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム等			
第四類	引火性液体	特殊引火物 (ジエチルエーテル、二硫化炭素等) 第一石油類 (アセトン、ガソリン等) 第二石油類 (灯油、軽油等) 第三石油類 (重油、クレオソート油等) 第四石油類 (ギヤー油、シリンダー油等) アルコール類 (メチルアルコール、エチルアルコール等) その他引火性液体			
第五類	自己反応性物質	有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物等			
第六類	酸化性液体	過塩素酸、過酸化水素、硝酸等			

- 2 石油類等の危険物及び危険物施設の現況 市内には危険物製造所等が存在し、うち貯蔵所、取扱所がその大部分を占めている。
- 3 災害予防対策
 - (1) 危険物施設の災害予防対策 (消防法第 10 条、労働安全衛生規則第 2 編第 4 章) 製造所、貯蔵所、取扱所の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよ う次の措置を行う。

ア 実施責任者(消防法第 11 条、労働安全衛生法第 88 条・第 91 条) 市長

イ 危険物規制の技術上の基準

製造所、貯蔵所、取扱所の位置、構造及び設備の基準を示す。

ウ 指導対策

(ア) 立入検査

市長は、危険物施設が技術上の基準に適合するよう規制し、また、必要に応じて随時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。

(イ) 自主査察

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、(社) 県危険物安全協会連合会と協調して、 危険物取扱者に命じて、危険物施設が技術上の基準に適合しているか否かを自主的に査 察し、必要に応じ施設の整備改善に努める。

(2) 危険物の取扱いに関する災害予防対策

指定数量以上の危険物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ 災害予防対策は異なるので、消防法の規定により予防対策を推進する。

ア 実施責任者

市長

イ 指導対策

(ア) 立入検査

市長は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を行い、危険物施設での危険物の取扱い、貯蔵について指導する。

(イ) 自主査察

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、(社) 県危険物安全協会連合会と協調して 危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について講習会等を実施し、安全管理 の徹底を図るものとする。

(ウ) 運搬対策

危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について「危険物の規制に関する 政令」第28~30条の2で定める技術上の基準に従って行うものとする。

第2節 地下埋設物災害予防計画

【関係課】

第1項 目 的

地下工事現場における地下埋設物施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止し、第二次災害の拡大を予防し、沿道住民及び通行者の安全確保を図る。

第2項 工事現場安全管理体制の確立

1 安全管理組織

組織図を作成し、責任の明確化を図る。

2 現場責任者の指定

責任者を指定し、現場における工事の施工に関しての指揮をとる。

3 非常事態における緊急措置

緊急時における分担区分と動員計画を確立する。

第3項 安全対策

1 工事施工に係る安全対策

工事施工に当っては、道路法、道路交通法、消防法等その他公署からの命令事項を遵守して 工事を行うよう義務づけ、なお、工事施工者においても監督を行う。

2 地下埋設物管理者との協定

地下埋設物については、各管理者と協定又は承認書等を取り交わし、安全の確保に努める。

第2編 災害予防計画/第17章 産業災害予防対策

なお、工事については、試験掘等を行い、その位置を確認し、埋設物(特に電気・ガス・通信)に接近した場所での作業は、各管理者の立会いを求める等の措置を講じ、安全の確保に努める。

3 他の施工工事との連絡協調

道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分、打合せを行い工事の施工中においても連絡を密にして協調を図る。

4 沿道住民への通報体制

緊急時において、現場内の非常ベル等を鳴らして作業員に知らせるとともに、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知させる。

5 各種防災用具の着用又は備付場所の標示

消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより、防火用具の着用、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。

6 工事現場の巡回、点倹

工事現場は、常に巡回を行い、保安設備等の点検を行い、不十分なものについては、速やか に改善等の措置を行わせる。

7 応急資機材の確保

必要な資機材は、現場近くに準備し、緊急時に備える。

8 防災訓練の実施

工事の進行に伴い、予想される災害を想定して関係機関と合同による防災訓練を実施する。

9 十木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対して、建設工事の際の電気・ガス・通信施設による災害を防止するため電力・通信ケーブル及びガス管の敷設状態埋設深度、材質等ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに電気・ガス・通信事故防止に当たっての注意事項の徹底を図る。

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

基本的な考え方

市の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、国、県、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。

第1節 市の活動体制

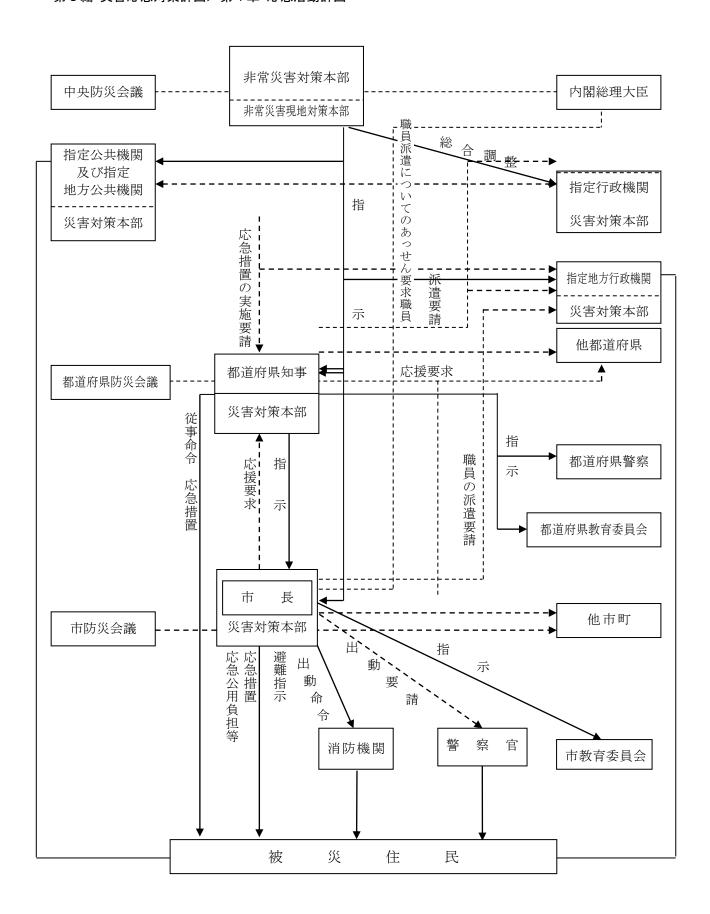
市長は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令及び本計画の定めるところにより指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施するとともに、区域内の防災関係機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う。

第1項 災害対策本部の設置

市長は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、市災害対策本部(以下「市本部」という。)を設置し、災害応急対策を実施する。

1 災害対策本部の設置基準

気象災害の場合 その他の災害の場合 (1) 気象情報等市内全域にわたる災害が発生 (1) 市内に大規模な火災又は爆発が発生し、市 し、又は局地的災害であっても被害が甚大で 長が必要と認めるとき。 あるとき、又は大規模の災害発生を免れない (2) 市内に有害物、放射性物質の大量の放出又 (下記の状況等から判断する。) と予想される は多数の者の遭難を伴う列車、航空機等の事 故その他重大な事故が発生し、必要と認める ア 河川が氾濫危険水位を越えたとき とき。 土砂災害警戒情報が発表されたとき 大規模台風の上陸が明らかなとき (2) 気象情報等の有無に関わらず、局地的豪雨 等により現に災害が発生し、その規模及び範 囲等の状況から特にその対策を要するとき。 (3) 大雨、暴風、暴風雪、大雪のいずれかの特 別警報が発表されたとき、又は発表されるお それがあるとき。



第3編 災害応急対策計画/第1章 応急活動計画

2 市本部の組織

市本部の組織は、本部長(市長)、副本部長(副市長)及びその下に設置される各対策部をもって構成する。

	7	本部長	市	長					
	畐	川本部長	副市	ī長		参 与		会正副議長 委員会教育長	
_						(対策部)		(構成部・課)	
		総務企				総務企画対策		総務企画部	
7	本		届祉部長 農林部長 南工部長 水道局長 委員会事務局長 事業局管理部長		デジタル推進対	计策部	デジタル推進部		
투	部 観光商	観光商			市民福祉対策		市民福祉部		
1	-	教育委		· ·	建設農林対策		建設農林部		
j		病院事 消防長		長	観光商工対策		観光商工部		
		会計管:	会計管理者			上下水道対策		上下水道局	
-		夕卸の	各課の長 病院事業局の各課の 長 教育委員会事務局の	= .		- 	文教対策部	部	教育委員会事務局
		病院事		美局の各課の	病院対策部	部	病院事業局		
	本 名課の 選挙管: 局長	教育委			消防対策部	部	消防本部		
<u> </u>		举管理委員会事務 長	応援協力部	fß	議会事務局、会計課、選挙管理委員会 事務局、監查委員事務局、農業委員会 事務局				
	1 / \ 1 —		監査委員事務局長 農業委員会事務局長 		長				

3 市本部の廃止基準

市長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を廃止する。

4 市本部の設置(廃止)の通知等

総務企画部長は、市本部が設置(廃止)されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	方 法
県 (防災危機管理課)	山口県総合防災情報ネットワークシステム
防災関係機関	電話・FAX
報道機関	電話・FAX
市民	告知放送(IP通信網)、アプリ、メール、市 IIP

第2項 市本部の運営

1 本部員会議

本部長は、市の災害対策を推進するため、必要の都度本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。本部員会議出席者は、本部長、副本部長、参与、本部役員その他本部長が必要と認める者とする。

- (1) 本部体制の配備及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- (3) 救助法の適用に関すること。
- (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (5) 指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施要請及び他の県に対する応援要請に関すること。
- (6) 災害対策に要する経費に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

2 部

(1) 部の構成

部は災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

市本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部	部 長	班	構成課
		本 部 班	総 務 課
		財政班	地 方 創 生 推 進 室 行 政 経 営 課
		調査班	税務課
総務企画対策部	総務企画部長	管財班	監 理 課
		公共交通班	地 域 振 興 課
		総合支所・ 出 張 所 班	各 総 合 支 所 各 出 張 所
デジタル推進対策部	デジタル推進部長	広報・情報班	デ ジ タ ル 推 進 課
市民福祉対策部	市民福祉部長	救助班	福 祉 課 子 育 て 支 援 課
		防疫清掃班	生 活 環 境 課
		健康増進班	健 康 増 進 課
		相談班	市 民 課
建設農林対策部	建設農林部長	農林班	農林課
建议层外对水即	连权层外即攻	土木建築班	建 設 課
観光商工対策部	観光商工部長	商工班	商工労働課
	P0001H1 F1000	観光班	観 光 政 策 課
上下水道対策部	上下水道局長	水 道 班	管 理 業 務 課
工「小坦刈來部	工「小坦川文	下水道班	施 設 課
文教対策部	教育次長	教育総務班	教 育 総 務 課
大松 刈水印	教育负芨	学校教育班	学 校 教 育 課

			A 注 ⇔ 図 2 + °
		社会教育班	生涯学習スポーツ推進課
			各 公 民 館
			文 化 財 保 護 課
		文化財保護班	秋 吉 台 科 学 博 物 館
			世界ジオパーク推進課
			経 営 企 画 室
			市 立 病 院
病院対策部	病院事業局管理部長	病院班	美 東 病 院
			グリーンヒル美袮
			訪問看護ステーション
			総 務 課
冰叶井茶力	消防長	УЖ 17 + т.Гт	警 防 課
消防対策部		消防班	予 防 課
			消防署
			議 会 事 務 局
			会 計 課
応援協力部	会計管理者	応 援 班	選挙管理委員会事務局
			監 査 委 員 事 務 局
			農業委員会事務局

3 現地災害対策本部

当該災害の規模その他の状況により、災害対策を強力に推進する必要があると本部長が判断 したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部(以下「現地本部」とい う。)を設置する。

- (1) 現地本部長
 - ア 現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。
 - イ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 現地本部の組織等

現地本部を構成する機関、その他組織等に関する必要な事項は、現地本部設置の都度、本部長が定める。

- 4 本部長等の職務
 - (1) 本部長(市長)

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長(副市長)

本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

(3) 本部役員、本部員

本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。

5 指揮命令系統の確立

市長不在の場合は、副市長が、市長・副市長不在の場合は、総務企画部長が指揮を執る。

6 県、国の現地対策本部との連携体制

県、国が現地対策本部を設置した場合においては、一体的な応急対策を実施するために必要な措置を講じる。

第3項 動員配備計画

1 配備体制

職員配備基準の明確化を図るため、配備課、配備者について次のように定める。

配備区分	配備基準	体制の内容	配備課	人数
第1 警戒体制	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雪警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 の一つ以上が発表されたとき。	・災害の発生を防止 するため、必要気 準備の開始及気 象情報の収集活動 を主とする体制 ・第2警戒体制発令 時に、 できる体制	・各部長が必要と認める課	・その他各 部長が必 要と認め る人員
第2	・大雨警報・洪水警報の一つ以上が発表されたとき。	・防と東域災害の事のでは、	・総務課 ・建設課 ・農林課 ・福祉会支所 ■状況を応じて配 備するがにでいます。 ・監理課 ・整育学習スポーツ 推進課 ・各の他各部長が必要と認める課	・2 2 4 1 2 2 4 1 2 2 4 1 2 2 4 1 2 2 4 2 1 2 2 4 2 1 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 2 4 2 2 2 4 2
第3	・大雨警報 ・洪水警報 の一切とが発表され、市内に相当規模の災害が発生し、等等を生し、災害が発生し、決等を出るとは発生のおける。)があるとをがいがあるとをがいがあるとき。 ② 上砂災到達をしたときなど。 ③ なと見のとはがいらいなどのはなどのがはなどのがはなどのがでにないができるができるができるというできるというできなど。 ⑤ などのいるときなど。 ⑤ などのものなどのであるときなど。 ⑥ などのいるときなど。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・地域振興課 ・デジタ働課 ・商工課 ・福祉課、農林、課 ・建設総総でする ・教学習経合所・支 ・各出況にる経 ・各出況にる経営 ・各状況する経営 ・各状況する経営 ・各状況する経営 ・ので、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	・各部長が認める人員

第4 非	-	・災害対策本部体制 ・全庁体制による災害 予防・応急対策を実 施する体制	全部局	・ ・必る ※外の自職 ・ ・必る ※外の自職 ・ ・必る ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・

2 職員の動員体制

- (1) 災害対策本部設置時の部長に充てられる者は、それぞれの部(班)の動員計画を作成し、職員に周知しておく。
- (2) 各所属長は発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。
- (3) 夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、職員参集システム(メール)による初動 体制、情報連絡体制を整備する。
- 3 動員の方法
 - (1) 勤務時間内外問わず、メール送信で呼出を行う。
 - (2) 災害による交通途絶のため所定の配備につくことができないときは、本庁又は最寄りの出先機関に参集し、各部長又は所属出先機関の長の指示に従うものとする。
- 4 部相互間の応援動員
 - ア 動員要請

市本部の各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務企画部長に要請するものとする。

- 応援を要する時間 応援を要する職種等
- 勤務場所 集合日時、場所、携行品
- 勤務内容 その他参考事項
- イ 動員の措置
 - (ア) 総務企画部長は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の措置を講じるものとする。
 - (イ) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて協力班を編成し所要の応援を行うものとする。

第4項 班の編成及び所掌事務

班の編成及び所掌事務は、次のとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務にしたがって、防災対策を実施するものとする。

対策部 (対策部長)	班	構成課	所掌業務
	本部班	総務課	・ 災害対策本部の設置・運営・廃止に関すること。 ・ 市長の特命事項に関すること。 ・ 市長の被災地視察に関すること。 ・ 各部及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 各部からの被害報告の取りまとめに関すること。 ・ 気象状況の収集伝達に関すること。 ・ 選難情報等の発令に関すること。 ・ 避難情で援動員、派遣要請に関すること。 ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・ 非常通信設備の使用管理に関すること。 ・ 現地災害対策本部の設置等に関すること。 ・ 災害時応援協定の運用に関すること。 ・ 災害の罹災証明書の発行に関すること。 ・ 避難所の開設及び人員確保に関すること。 ・ 災害対策事務で他部に属さない事項に関すること。 ・ 災害対策事務で他部に属さない事項に関すること。
総務企画対策部 (総務企画部長)	財政班	地方創生推進室行政経営課	・ 災害対策に必要な財政措置に関すること。・ 災害発生前・直後の巡視、応急活動に関すること。・ 部内の各班、他部への協力応援に関すること。
	調査班	税務課	・ 家屋の被害調査に関すること。・ 被災者に対する市税等の減免及び納期延期に関すること。・ 災害発生前・直後の巡視、応急活動に関すること。・ 部内の各班、他部への協力応援に関すること。
	管財班	監理課	・ 庁用自動車の配車計画に関すること。・ 市有財産の被害調査に関すること。・ 災害発生前・直後の巡視、応急活動に関すること。・ 避難所の開設及び運営に関すること。・ 部内の各班、他部への協力応援に関すること。
	公共交通班	地域振興課	・ 公共交通機関との連絡調整及び被害状況の把握 に関すること。 ・ 部内の各班、他部への協力応援に関すること。
	総合支所・ 出張所班	各総合支所 各出張所	管内の災害情報の収集及び応急対応、本部班との連絡調整に関すること。部内の各班、他部への協力応援に関すること。

対策部 (対策部長)	班	構成課	所掌業務
デジタル推進対策部 (デジタル推進部長)		デジタル推進課	 ・災害広報全般に関すること。 ・報道機関との連絡調整に関すること。 ・災害写真の撮影・収集に関すること。 ・文字放送、音声放送、市HP、庁用自動車による災害情報提供に関すること。 ・庁内情報システムの被害状況調査及び復旧に関すること。 ・災害情報等のメール・アプリ配信に関すること。 ・他部への協力応援に関すること。
	救助班	福祉課 子育て支援課	 災害救助の総括に関すること。 災害救助法、被災者生活再建支援法等に基づく諸対策に関すること。 避難所の運営に関すること。 被災者への食糧調達及び配給に関すること。 被災者への入浴施設の開放に関すること。 要配慮者対策に関すること。 要配慮者関連施設への避難情報等の連絡に関すること。 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 災害ボランティアに関すること。 義援金品の受付、配分に関すること。
市民福祉対策部(市民福祉部長)	防疫清掃班	生活環境課	・ 被災地、避難所等の防疫・消毒に関すること。・ ごみ、し尿処理、清掃に関すること。・ 仮設トイレの設置に関すること。・ 遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関すること。
	健康増進班	健康増進課	 ・ 災害時医療の総括に関すること。 ・ 救護所の開設・運営に関すること。 ・ 救護班の派遣に関すること。 ・ 医療機関との連絡調整に関すること。 ・ 被災地の保健衛生に関すること。 ・ 被災者の健康管理、保健相談に関すること。
	相談班	市民課	・ 被災者の総合的な相談窓口の設置・運営に関すること。 ・ 部内の各班、他部への協力応援に関すること。

対策部 (対策部長)	班	構成課	所掌業務
	農林班	農林課	・農林関係の被害状況調査に関すること。 ・危険ため池の警戒に関すること。 ・罹災農林業者に対する金融相談に関すること。 ・所管事項に係る罹災証明書の発行に関すること。 ・農協等との連絡調整に関すること。 ・所管の避難所の運営に関すること。 ・その他応急農林対策に関すること。
建設農林対策部(建設農林部長)	土木建築班	建設課	 公共土木施設の被害状況調査に関すること。 道路、河川、橋梁等の警戒に関すること。 水防緊急対策及び実施に関すること。 河川の水位及び浸水状況の把握に関すること。 土砂災害(がけ崩れ、地すべり、土石流等)による被害状況の把握に関すること。 市内道路の被害、規制状況の取りまとめに関すること。 緊急輸送路の確保に関すること。 被災者への住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 応急仮設住宅の建設に関すること。 応急危険度判定に関すること。 その他応急土木対策に関すること。
	商工班	商工労働課	・ 商工業者の被害状況調査に関すること。 ・ 罹災商工業者に対する金融相談に関すること。 ・ 所管事項に係る罹災証明書の発行に関すること。 ・ 所管の避難所の運営に関すること。 ・ その他応急商工業対策に関すること。
観光商工対策部 (観光商工部長)	観光班	観光政策課	観光施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。観光客の避難誘導、保護安全対策に関すること。観光施設の被害状況についての報道対応に関すること。その他応急観光対策に関すること。

第3編 災害応急対策計画/第1章 応急活動計画

対策部 (対策部長)	班	構成課	所掌業務
上下水道対策部	水道班	管理業務課 施設課	・ 上水道施設、簡易水道施設、飲料水供給施設の被害状況調査及び応急復旧工事に関すること。・ 給水地域の飲料水の供給に関すること。・ 水源の確保に関すること。・ その他応急水道対策に関すること。
(上下水道局長)	下水道班		・ 下水道施設及び終末処理場の被害状況調査及び応急復旧に関すること。・ 農業集落排水施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。・ その他応急下水道対策に関すること。
病院対策部 (管理部長)	病院班	病院事業局	病院施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。被災患者の受け入れに関すること。市立病院救護班の編成及び派遣に関すること。医療資材の確保及び支給計画に関すること。その他市立病院の応急災害対策に関すること。
文教対策部 (教育次長)	教育総務班	教育総務課	 教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 所管の避難所の使用及び運営に関すること。 調理員の炊き出し協力に関すること。 給食施設の使用に関すること。 学校の応急給食対策に関すること。 教育関係義援金品の受付、配分に関すること。
	学校教育班	学校教育課	 児童生徒の避難対策に関すること。 児童生徒の安否確認に関すること。 臨時休業等の判断に関すること。 被災児生徒に対する医療、防疫等に関すること。 被災児童生徒に対する学用品の配布に関すること。 その他応急教育対策に関すること。
	社会教育班	生涯学習スポーツ推進課各公民館	・ 社会教育施設、体育施設の被害状況調査及び応急 復旧に関すること。・ 所管の避難所の使用及び運営に関すること。

対策部 (対策部長)	班	構成課	所掌業務
文教対策部 (教育次長)	文化財班	文化財保護課 秋吉台科学博物館 世界ジオパーク推進課	・ 指定文化財等の被害状況調査に関すること。・ 文化財、所蔵資料の保護、修復に関すること。・ 博物館の被害状況調査及び応急復旧に関すること。・ 部内の各班への応援協力に関すること。
応援協力部 (会計管理者)	応援班	会計課 議会事務局 選举管理委員会事務局 監查委員事務局 農業委員会事務局	・ 各部からの要請に応じた応援協力に関すること。
消防対策部 (消防長)	消防班	総務課 警防課 予防課 消防署 消防企画室	災害警備体制に関すること。災害防除及び救急救助活動に関すること。消防団に関すること。避難情報等の伝達、避難誘導に関すること。消防相互応援に関すること。

第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制 第1項 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

- 1 市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画、市及 び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する とともに、市及び県の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じ る。
- 2 上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事 する職員の配置及び服務の基準等を定めておくものとする。

第2項 防災上重要な施設の管理者等

市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等による防災に関する責任を有する者は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、市及び県防災計画並びに自ら定める防災計画等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

このため必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、服務の基準を定めておくものとする。

第3節 支援活動体制

1 緊密な連携の確保

地方公共団体、指定行政機関、公共機関、各事業者等は現地情報連絡員(リエゾン)の活用 等により、相互に緊密な連携の確保及び緊密な情報交換に努めるものとする。

2 応援協力体制の確保

第3編 災害応急対策計画/第1章 応急活動計画

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。

3 防災業務関係者の安全確保

各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともの、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 災害対策総合連絡本部

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、下記により災害対策総合連絡本部(以下「連絡本部」という。)を設置するものとする。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めたときは、設置すべき機関にその旨を申し出るものとする。

1 設置機関

- (1) 市長……主として陸上災害の場合
- (2) 知事……2以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合
- (3) 空港事務所長……主として航空事故の場合
- (4) 西日本旅客鉄道(株)広島支社長又はその指名する者……JRの事故の場合
- (5) その他……主として、上記以外の機関の管理に属する施設等にかかる災害又は事故

2 構成機関

災害応急対策の実施にあたる機関の長又は災害現地に出動した部隊等の指揮者をもって構成 するものとし、各機関は積極的に参加するものとする。

3 連絡本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となるものとする。

本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統括するものとする。

4 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

- 5 所掌事務
 - (1) 災害応急対策を効果的に推進するための協議
 - (2) 災害情報の収集、分析、検討
 - (3) 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
 - (4) 各機関の活動の連絡調整
 - (5) その他災害応急対策実施についての必要な事項
- 6 各機関との関係

連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから、連絡本部の各構成員はそれぞれ所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑なる実施の推進に努めるものとする。

第2章 災害情報の収集・伝達計画 基本的な考え方

災害発生時において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講じるうえで災害情報の収集、 伝達は最も重要なものとなる。

また、市をはじめとする防災機関が実施する広報は、被災地の混乱を防ぎ民心を安定させるうえで重要な役割を担う。

第1節 災害情報計画

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、市をはじめとして防災関係機関が得た情報を市民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため、本節では、災害に関する気象特別警報・警報・注意報(以下「気象警報・注意報等」という。)等の発表・伝達について必要な事項を定める。

第1項 気象警報・注意報等

1 気象特別警報・警報・注意報等

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町ごとに発表される。

(1) 気象特別警報・警報・注意報の概要

種類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害
村別書報	の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こ
音報	るおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
沙辛却	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそ
注意報	れがある場合に、その旨を注意して行う予報

(2) 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要

:	種類	概 要		
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているために直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。		
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発 表される。		
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。		
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報 (土砂災害)、大雨警報 (浸水害)、大雨警報 (土砂災害、 浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報 (土砂災害)は、 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		
警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		

	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に 備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の 確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想 されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再 確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、 発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての 注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼 びかけられる。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などが発生するおそれがあるときに発表される。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的に は、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や 破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
土砂災害	等警戒情報	大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当する。
記錄的短時間大雨情報		県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、府県気象情報の一種として発表する。土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているとき山口県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

第3編災害応急対策計画/第2章 災害情報の収集・伝達計画

2 特別警報発表基準

現象の種類	基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される 場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

⁽注)発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

3 警報·注意報発表基準一覧表(美祢市)

令和3年6月8日現在 発表官署 下関地方気象台

	府県予報区		山口県			
美祢市	一次細分区域		北部			
2000	市町村等をまとめた地域		萩・美祢			
	(浸水害)		量指数基準	24		
	大雨 (土砂災害)	土壌雨量指数基準		141		
	洪水	流域雨量指数基準		大田川=20.3, 長田川流域=14.2, 湯の上川流域=5.3, 厚東川流域=23.8, 青景川流域=9.7, 河原上川流域=8.3, 本郷川流域=8.2, 麦川川流域=7.4, 厚狭川流域=26.6, 原川流域=12.4, 伊佐川流域=12.3, 日野川流域=8.7, 三隅川流域=6.1,		
警報			域雨量指数	厚狭川流域= (6, 原川流域= (6,1	, 23. 9), 麦川川流域=(14, 6. 6), 1. 1)	
		指定河川 による暑	洪水予報	_		
	暴風	平均風速		20m/s		
	暴風雪	平均風速		20m/s 雪を伴う		
				平地	12 時間降雪の深さ 10cm	
	大雪	降雪の湾	ださ きょう	山地	12 時間降雪の深さ 30cm	
		表面雨量指数基準		12	13 MINIT I WINC OCCU	
	大雨		a	112		
	洪水	流域雨量指数基準		大田川=16.2, 長田川流域=11.3, 湯の上川流域=4.2, 厚東川流域=19, 青景川流域=7.7, 河原上川流域=6.6, 本郷川流域=6.5, 麦川川流域=5.9, 厚狭川流域=21.2, 原川流域=9.9, 伊佐川流域=9.8, 日野川流域=6.9, 三隅川流域=4.8		
		複合基準 表面・流域雨量指数		厚狭川流域= (5, 21.2) , 麦川川流域= (6, 5.8) , 伊佐川流域= (5,9.8) ,原川流域= (5,9.9)		
		指定河川洪水予報 による基準		_		
	強風 平均風		<u> </u>	10m/s		
注意報	風雪	平均風速	<u> </u>	10m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の湾	定士	平地	12 時間降雪の深さ 5cm	
	八当	降雪の休さ		山地	12 時間降雪の深さ 15cm	
	電田	落雷等に	こより被害が	が予想される場合		
	濃霧	視程		100m		
	乾燥	最小湿度	度 40%で、 🤋	実効湿度 65%		
	なだれ	積雪の深さ80cm以		上で、次のいずれか F天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 40cm 以上		
	低温			均気温が 3℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以 想される場合 ℃以下		
	霜	11月20日までの早霜 3月20日以降の晩霜 最低気温			降の晩霜 最低気温 3℃以下	
	着氷・着雪 大雪注意報・警報		意報・警報 <i>の</i>	の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度 90%以上		
記録的	短時間大雨情報	1時間雨	 〕量	100mm		
※ 大雨	洪水 大雪の鑿朅	沙辛却	異同数報	具国宗数却 改	面注音報	

[※]大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略している。

[※]乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略している。

[※]平地とは標高200メートル以下の地域、山地とは標高200メートルを超える地域である。

[※]土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を

第3編災害応急対策計画/第2章 災害情報の収集・伝達計画

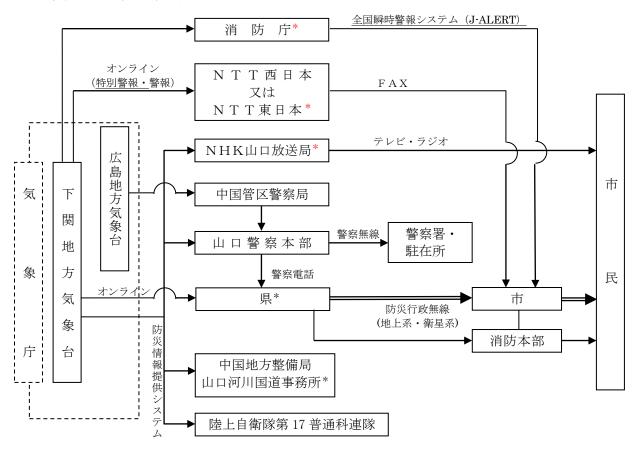
示す指数である。この表では市内における土壌雨量指数基準の最低値を示している。

- ※表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表に貯まっている量を示す指標である。
- ※流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する 流域の雨水の量を示す指数である。

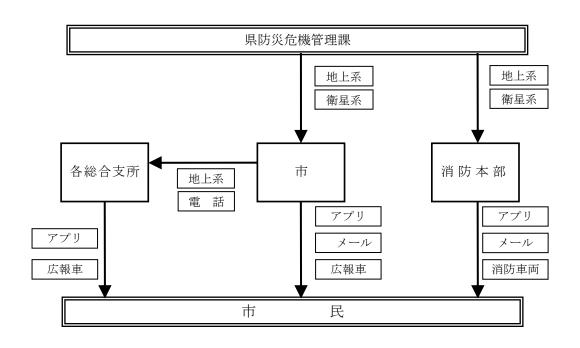
第2項 気象警報・注意報等及び気象情報に係る伝達

各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、気象に関して必要な情報を迅速かつ正確に 把握し、入手した情報を速やかに市民及び関係機関に伝達する。

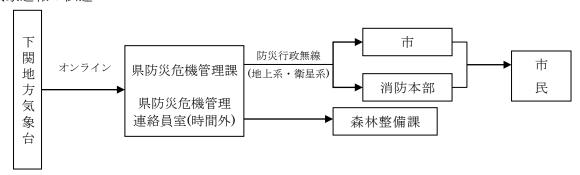
1 気象台からの伝達系統図



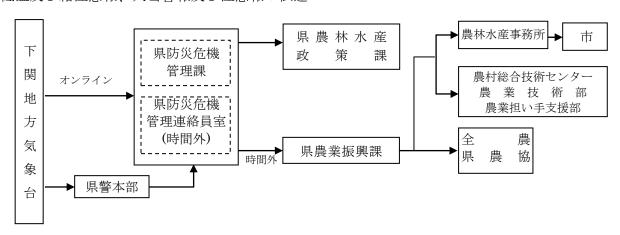
- 注) 図中において、「*」は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
- 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている 伝達経路
- 2 市における伝達系統図



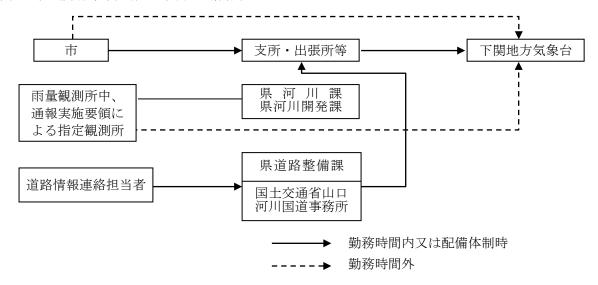
3 火災気象通報の伝達



4 低温及び霜注意報、大雪警報及び注意報の伝達



5 異常気象(降雨、降雪)に関する情報伝達



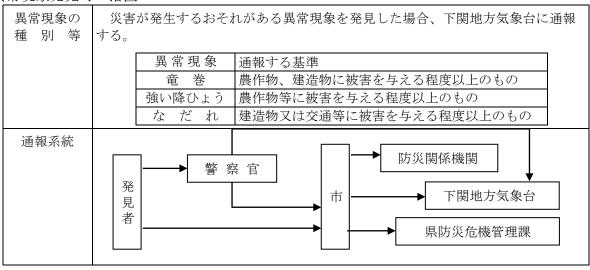
第3項 関係機関による措置事項

1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達

関係機関	措	置	内	容	
市	気象警報・注意報等及び気象情報の 1 気象警報及び注意報等について ったときは、区域内の公共的団体 に対して通報するとともに、直ち 防機関、県出先機関等へ協力を要 る。 2 市民等への、避難指示等の伝達及 平常時から訓練等を行うなどして	、県、N 、その他 に、市 請するた な報手段	也重要な施設の 民に周知する。 よどして、万分 、体制の確立	の管理者、 この場合、 との措置を が迅速に実	自主防災組織等 、警察機関、消 講じるものとす

	また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をして おくものとする。
消防本部	1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 災害のおそれのある警報及び注意報等について、県、市関係部局から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、市民への周知を図る。 2 異常現象その他の情報の伝達 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市関係部局、県(防災危機管理課)及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。
気 象 台	気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 本章第1節第2項1「気象台からの伝達系統図」により気象情報等を関係機関に 伝達する。
県	1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 気象警報及び注意報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は 自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線(地上系・衛星系)により市及び消防 本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった 取り扱いを行うものとする。 なお、勤務時間外に配備を要する場合においては、該当の課及び出先機関の担 当者等に職員参集システムによる気象情報の伝達を適宜行う。 2 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市、県出先関、 防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは 直ちに、市、消防 本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。 通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。
警察本部	1 気象警報・注意報等及び気象情報の通報 警察本部は、気象台、中国管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署・駐在所に通知するとともに、県(防災危機管理課)に連絡する。 2 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき又は市民からの通報を受けたときは、速 やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。
西日本電信 電話株式会社	特別警報及び警報の伝達 気象業務法に基づいて、下関地方気象台から伝達された特別警報及び警報を関係 市町に連絡する。
報道機関	本章第4節「災害時の放送」に記述
その他の 防災関係機関	気象台、県、警察、市町、海上保安部等から通報を受けた災害に関する重要な情報については、所属機関に対して、直ちに、通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 異常現象発見時の措置



通報項目

- 1 現象名又は状況
- 2 発生場所
- 3 発現日時分(発見日時分)
- 4 その他参考となる事項

3 異常気象時の気象観測資料収集協力体制

各関係機関が観測している気象データについては、必要に応じて関係機関に伝達するととも に、関係機関から照会があった場合はその提供に協力するものとする。

第4項 土砂災害警戒情報 (気象業務法第11条、災対法第40条及び第55条)

1 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難を支援することを目的とする。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第 11 条並び に災対法第 40 条及び第 55 条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表される。

3 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表される。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出 した降雨指標が監視基準に達したときとする。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短期間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

5 地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、県と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を 速やかに設定する。

- (1) 対象となる事象
- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象(土 石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等)が発生した場合
- (2) 暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、県土木建築部と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。

状況	地	震
要素	震度 5 強 の地域	震度 6 弱以上の地域
土壤雨量指数	8割	7割

6 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

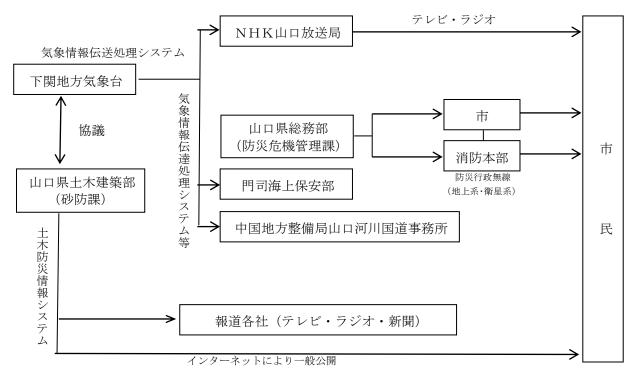
7 土砂災害警戒情報に係る市の対応

市長は直ちに避難指示等を発令することを基本とする。

なお、避難指示等の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及 び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に発令す るよう努めるものとする。

8 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第5項 土砂災害緊急情報(土砂災害防止法第28条、第31条)

1 土砂災害緊急情報の目的

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市町長に通知するとともに、一般住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。

2 緊急調査

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第28条の規定に基づき緊急調査を実施する。

なお、緊急調査の着手に当たっては、急迫性要件とその規模要件の2つの要件から判断する。 急迫性要件とは、地割れ又は建築物の外壁に亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつある こと。

規模要件とは、被害が想定される土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね 10 戸以上であること。

3 通知及び周知

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していることを確認した場合は、同法第31条の規定に基づき、市町長に通知するとともに、一般住民に周知する。

4 通知及び周知対象区域

地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域の単位で通知及び周知を行う。

5 通知及び周知基準

土砂災害緊急情報は、以下の場合に通知及び周知する。

- ・緊急調査及び解析によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域が特定され、 かつ、重大な土砂災害が急迫していると認められる場合(急迫情報)
- ・継続期における緊急調査によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認められた場合(継続情報)
- ・緊急調査によって、地すべりによる重大な土砂災害がないと認められた場合、又はその危険が急迫したものではないと認められた場合(終了情報)
 - 6 通知及び周知にあたっての留意点

土砂災害緊急情報は、市町や一般住民に避難の判断のための情報を提供するものであり、迅速な調査、通知及び周知が必要となる。

このため、通知及び周知にあたっては、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報には、一定の誤差を含むことに留意する。

7 土砂災害緊急情報に係る市町の対応

市町長は、避難等の発令にあたり、土砂災害緊急情報を活用し、判断を行う。

第2節 災害情報収集·伝達計画 【関係各課】

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施する上で基本となる。

このため、市をはじめとする防災関係機関は、災害の発生に際して速やかに管内における所 掌業務に関して必要な情報を把握し、国等関係機関に報告することが求められる。

このため、災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

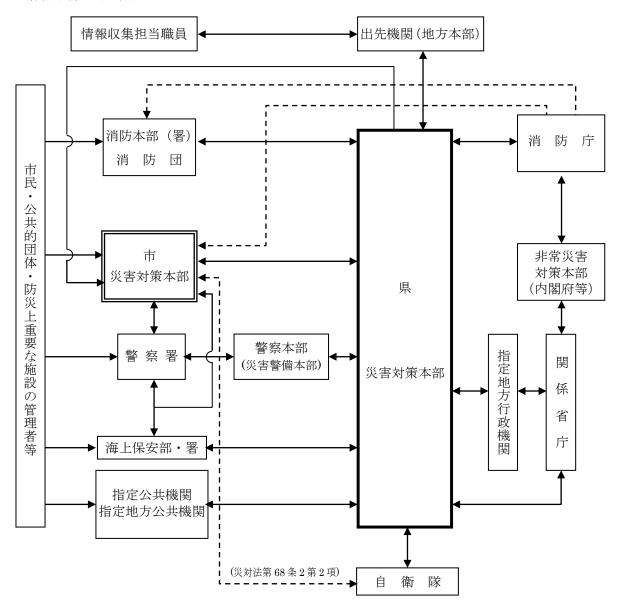
第1項 情報収集・伝達連絡系統

市、県及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、市民及び関係機関に速やかに伝達する。

また、状況に応じて市民に対して適時適切な災害情報の伝達を行うものとする。

なお、情報伝達に際しては、要配慮者に配慮するとともに、市民にとってわかりやすい伝達 に努めるものとする。

1 情報収集連絡系統



2 防災関係機関等の措置

災害発生時には、各防災機関は、積極的に所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策に必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達するものとする。

区	分	内 容
市		 情報収集体制 職員の巡回等積極的な情報収集を行う。特に、災害危険箇所、危険ため池等災害 発生の予想される箇所については、重点的な警戒を実施する。 情報収集の実施については、市民等からの通報のほか、消防本部への出動指示(要請)、消防団の活動、警察署への協力要請・情報交換等関係機関との連携を図る。 被害規模を早期に把握するため、消防本部に119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。 情報伝達体制

- (1) 気象情報、災害発生の予想、避難に関する情報等は、市民その他関係機関に伝達して初めて効果が現れるものであり、その伝達については、防災行政無線をはじめ電話、広報車、連絡員等状況に応じた方法により伝達を行うとともに、必要に応じその伝達について関係機関の協力を要請する。
- (2) 市において収集した情報は、県、警察署その他の関係機関に対して報告・伝達を 行う。特に人命に関わる場合、堤防の決壊等大規模な被害が予想される場合は、応 援体制等の準備が必要となることから、早期(未確認段階でも良い。)の伝達を行 う。

3 被害報告

被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では、国、県が実施する市への応援活動に支障をきたすため、災害が発生した場合は、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。

ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は消防庁へ連絡するものとする。

(1) 被害発生速報

次の重要被害について、発生の都度、発生後直ちにその概要を文書又は電話等により報告する。特に、死傷者、住家被害を優先的に取り扱う。

人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者
家屋被害	住 家 全壊、半壊、一部破損、床上浸水、 広範囲な床下浸水 非住家 全壊、半壊 被災者
その他被害	ため池、河川、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害
避難措置	市町が立退きを勧告又は指示した場合、警察官、海上保安官、 水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合
災害対策本 部設置状況	災害対策本部を設置又は廃止した場合

(2) 中間報告

被害状況調査の進展に伴い、文書により順次報告する。

(3) 被害状況報告

災害に対する応急措置完了後20日以内に文書により最終報告する。

4 直接即報

火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)の即報基準に該当する火災・災害等のうち、次のものを覚知した場合、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。

[消防庁報告先]

回 線	別	平日 (9:30~18:15) ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室
NTT回線		03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク		選択番号-048-500-90-49013 選択番号-048-500-90-49033	選択番号 48-500-90-49102 選択番号 48-500-90-49036

(1) 交通機関の火災

航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- ア 航空機火災 (火災発生のおそれのあるもの)
- イ トンネル内車両火災を含む。
- ウ 列車火災
- (2) 危険物等に係る事故
 - ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 ㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの
 - イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当 するもの
 - (ア) 河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの
 - (イ) 大規模タンクからの危険物等の漏えい等
 - ウ 高速道路上等におけるタンクローリーに事故に伴う、火災・危険物等の漏えい 事故
- (3) 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ、死者及び負傷者が30人以上発生し、又は発生するおそれのある救急・救助事故で次に掲げるもの
 - ア 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故
 - イ バスの転落等による救急・救助事故
 - ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 5 その他の報告

被害報告以外の報告は、関係法令、通達等に基づき取り扱う。

119番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。

県 1 情報収集体制

- (1) 被害状況の把握
 - ア 土木(建築)事務所等出先機関による情報収集
 - イ 市町からの被害報告等
 - ウ 市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、各種通信手段の活用等により、主に人的被害、住家被害及び避難状況等の被害情報把握に努める。
 - エ 警察、海上保安部その他の防災関係機関との映像等を含めた情報交換
 - オ 情報の集約(各課→防災危機管理課)
 - カ 被害程度に応じ、防災危機管理課は東京事務所と連絡を保ち、政府機関等から の情報収集を行う。
 - キ 関係機関への要請
 - ク 航空機(消防防災ヘリ、県警、自衛隊)による情報収集の依頼
 - ケ 防災関係機関に対する情報提供の要請
 - コ 静止画伝送システムによる被害状況の把握
 - サ 山口県総合防災情報システムによる情報収集
 - シ JAXA衛星画像データや国土地理院の地理空間情報等による被害情報の 把握

2 情報の伝達

- (1) 収集した情報は、必要に応じ市、消防本部をはじめとする防災関係機関に伝達し、災害対策、災害派遣その他必要な措置をとるため活用する。
 - また、報道機関等に発表し、市民に対する周知を図る。
- (2) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を必要に応じ市及び防災関係機関に連絡する。
- (3) 県は、国に非常災害対策本部が設置された場合、指定公共機関を通じ、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を随時連絡する。

警察本部

災害時において警察本部(災害警備本部又は警備課)は各警察署から災害に関する情 報を収集し、県災対本部に通報し、相互に密接な連携を図るものとする。

また、警察署においても、市災対本部、県出先機関と緊密な連携のもと必要な情報を 収集するものとする。

情報収集は、次によるものとする。

- ・被災市を管轄する警察署からの情報収集
- 警察ヘリコプターによる上空からの情報収集
- マスコミからの情報収集
- 関係機関からの情報収集

防災関係 機

- その他の 1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所管する施設に関する 被害、災害に対してとった措置、震災に対してとろうとする措置、その他必要事項に ついて、速やかに県及び必要と認める関係機関等に通報伝達するものとする。
 - 2 被害報告等

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が関係機関へ報告又は報告 を求める事項等については、「被害報告処理一覧」によるものとする。

3 人的被害、住家被害、火災に関する情報の収集・伝達(推定情報を含む。)

市は、自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の派遣要請の判断基準となる 情報について、県総務部本部室班(防災危機管理課)へ報告する。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ア 情報のソース (現場で確認したものか、報告等間接的なものか。)
- イ 現場の位置
- ウ 発信する情報を入手した時刻
- 4 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集・伝達

市は、食糧、水、物資の調達に関わる応援要請の判断基準となる情報について、県総務部本 部室班(防災危機管理課)及び県災害救助部(厚政課)へ報告する。なお、一刻を争う情報で あり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ア 情報のソース (現場で確認したものか、報告等間接的なものか。)
- イ 発信する情報を入手した時刻
- 5 農林業関係の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達

市は、迅速な被災現場での活動、応急復旧措置等のために不可欠な情報について、県農林水 産対策部(農林水産政策課)へ報告する。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ア 情報のソース (現場で確認したものか、報告等間接的なものか。)
- イ 現場の位置
- ウ 発信する情報を入手した時刻
- 6 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集・伝達

市は、医療活動に関わる応援要請の判断基準となる情報について県総務部本部室班(防災危 機管理課)及び県災害救助部(厚政課)へ報告する。なお、一刻を争う情報であり、確定した 数値、通常のルートにはこだわらないものとする。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ア 情報のソース (現場で確認したものか、報告等間接的なものか。)
- イ 現場の位置
- ウ 発信する情報を入手した時刻
- 7 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集・伝達

市は、応援隊(自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等)の迅速な被災現場への到着、 その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報について、県土木対策部(道路整備課)へ報 告する。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース (現場で確認したものか、報告等間接的なものか。)

イ 現場の位置

- ウ 発信する情報を入手した時刻
- 8 鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達

市は、応援隊(自衛隊、緊急消防応援隊、警察災害派遣隊等)の迅速な被災現場への到着、 その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報について県総務部本部室班(防災危機管理課) 及び県災害救助部(厚政課)へ報告する。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ア 情報のソース (現場で確認したものか、報告等間接的なものか。)
- イ 現場の位置
- ウ 災害の概要、警察機関・消防機関等の活動の状況等
- エ 負傷者等の状況
- オ 発信する情報を入手した時刻
- 9 電気、上下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集及び伝達 市は、応援隊(自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等)の迅速な被災現場での活動、 応援の内容の決定のために不可欠な情報について、県環境政策対策部(生活衛生課)及び、県 土木建築対策部(都市計画課)へ報告する。

第3節 通信運用計画

【総務課、消防本部】

大規模災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される。 このような状況の中で市、県及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報の伝達、被害情報 の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。

このため、これら重要通信の受信、伝達が円滑かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定める。

第1項 通信の確保

市、県及び防災関係機関は、災害時の通信を次により確保するものとする。

- 1 通信取扱責任者及び通信担当者の選任
 - (1) 市、県及び防災関係機関は、災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、通信取扱責任者及び通信担当者をあらかじめ選任しておくものとする。
 - (2) 通信取扱責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努めるものとする。
- 2 通信の確保

市、県及び防災関係機関は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している防災行政無線の確保に努め、重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うものとする。

3 通信手段の確保が困難な場合

大規模災害により通信の確保が困難になったときは、防災関係機関は、他の機関の設置する 専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

(1) 電話・電報施設の優先利用

市、県及び防災関係機関は、災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を 迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使 用するなどして、通信の確保を図る。

アー般電話及び電報

	事 項	Ę		対	策	
1	非常緊 電話の承	認	輳を避けるため、加	入電話をもって		. 円滑を図り、かつ、輻 憂先電話」として、西日 くものとする。

2 非常・緊急扱いの電報

地震災害等天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合、「非常扱いの電報」は、全ての電報に優先して取り扱われる。また、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報については、「緊急扱い<u>の</u>電報」とし、他の電報(非常扱いの電報を除く。)に先立って取扱われる。

【電報の申し込み】

非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付電話番号 115 番に申し出る。その際 発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。

イ 専用電話

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専 用電話を使用して、通信の確保を図る。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、気象電話、 鉄道・軌道電話、電気事業電話があり、利用方法については下記による。

(ア) 一般的使用

有線電気通信法により防災関係機関は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な場合に、他機関が設置する専用通信施設を使用して、通信の確保を図るものとする。

(イ) 災対法の規定に基づく使用

市長が、市民、関係機関に対し、緊急かつ特別に通知、要請、伝達、警告を行う必要が起きたとき、また、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、市長が応急措置の実施に当たり、必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、他の機関が設置する専用電話を使用して通話の確保を図るものとする。

(ウ) 使用手続き

市長は、他機関が設置する専用電話を優先的に利用又は使用する場合に備えて、あらかじめ、設置機関と協議して手続き等を定めておくものとする。

ウ 携帯電話の使用

各防災関係機関は、情報の収集伝達、応急対策を円滑に行うための手段として、携帯電話の効果的な使用を行う。

エ 衛星携帯電話の使用

各防災関係機関は、通信施設の被害や輻輳等による不通時や携帯電話の不感地域において連絡手段を確保するため、衛星携帯電話の効果的な使用を行う。

(2) 防災関係機関の無線通信の利用

防災機関は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線 設備の配備、あるいは、他の機関が設置している無線通信を使用(非常通信)するなどして 必要な通信を確保する。

事 項	措 置 事 項
1 代替設備 の配備	市及び防災関係機関は、災害に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重 点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の伝達に努める。
2 非常通信 の利用	又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し通
	信の確保を図るものとする。 この場合の要件としては、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。
	(1) 非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、防災関係機関から の依頼に応じて発信、受信する。また、免許人は、防災関係機関以外の者から 人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を 受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。
	(2) 非常通信協議会 非常通信 (無線・有線) の利用を円滑、的確に実施するため、「非常通信協 議会」が設置されている。
	非常通信協議会では、市・県の防災行政無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート(県と国を結ぶルート)」及び「地方通信ルート(市町と県を結ぶルート)」を策定している。
	これらの非常通信ルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。
	(3) 非常通信利用に係る依頼文等 次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。 ア 電報頼信紙又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び 発信者の住所・氏名を記載すること。
	イ 本文は、カタカナ又は普通の文章形式で、できる限り簡略化し、なるべく 200 字以内にまとめること。
	(4) 非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等 ア 非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。 イ 陸上移動無線局の派遣
	有線通信が利用できない状況にあり、かつ、付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置するものとする。
	(5) 非常無線・有線に共通する事項 ア 非常通報の伝送に要する料金
	(7) NTT以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。 (4) 伝送途上において、発信局、着信局のうち1局でもNTT所属の取扱局 が関係すると、「料金免除扱いの電報」を除いて、全て有料となる。

2 非常通信の利用

イ 非常通信として取扱う通信の内容

非常通信(無線・有線)として取り扱える通信の内容は、次に掲げるもの 又はこれに準ずるものであればよいことになっている。

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (イ) 天災の予警報(主要河川の水位を含む)及び天災その他の災害に関する もの
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (エ) 電波法(昭和25年法律第131号)第74条実施の指令及びその他の指令
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持 又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (ク) 遭難者救護に関するもの
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (サ) 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害 対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に 要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するも の
- (シ) 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

3 防災相互 通信用無線

県、関係市町、消防、警察、海上保安庁等相互間の通信連絡手段として、「防 災相互通信用無線」をそれぞれが常置している。

この無線は、陸上移動局及び携帯局で構成され、移動範囲は当該無線局の目的を達成するために必要な陸上、海上又は空域となっていることから、当該地域の災害応急対策に必要な情報収集、連絡は、これを使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

4 災害対策 用移動通信 機器等の借 用

(1) 中国総合通信局において、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする「災害対策用移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。

【総務省が所有する災害対策用機器】

種類	貸 与 条 件 等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与:無償 新規加入料:不要 基本料・通話料:不要

(2) 市は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、借用申請を行い、貸与を受けるものとする。

(3) 民間団体等の通信施設の活用

大規模災害等が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、被害概況の情報提供、また、応急対策活動時においては、その機動力を活用しての情報収集・伝達等に威力を発揮する。

このため、市は、通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらの者の円滑な協力が得られるよう必要な措置を講じておくものとする。

ア アマチュア無線の活用

市は、地域内に所在するアマチュア無線局開設者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておく。また、支援を受ける業務等について、あらかじめ十分検討しておくものとする。

イ タクシー用業務無線の活用

市は、地域内に所在するタクシー事業者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておくとともに、支援を受ける業務等について十分検討協議しておくものとする。

第2項 通信施設の整備

市、県及び防災関係機関は、災害時等の通信の確保を図るため従来から必要な通信施設設備の整備を行ってきているが、より充実した通信の確保が図られるよう今後とも整備促進を図っていく必要がある。

1 市

市においては、防災行政無線(移動系)を整備している。

2 県

県においては、災害時の通信を確保するため出先機関、市、防災関係機関との間に防災行政 無線(衛星系・地上系)の整備を進め、通信連絡手段の多重性の確保を図っている。

今後は、大規模災害等発生時において迅速かつ的確な情報の収集、伝達に必要な画像伝達等 の通信を確保するため、防災行政無線網の整備を計画的に図っていく。

- (1) 防災行政無線地上系の固定局及び移動局の回線容量の確保
- (2) 防災行政無線地上系固定局の防災関係機関(放送機関等)への配備
- (3) 防災行政無線衛星系の地球局を県総合庁舎等及び主要防災関係機関(自衛隊、基幹病院 等) に配備
- (4) 可搬型携帯用無線設備(「移動多重系無線局」及び「衛星系通信可搬型地球局」)の充実 防災行政無線地上系については、国の周波数変更方針に対応した施設設備の整備を図る。

3 消防無線

消防は、消防活動、救急活動を効果的に行うため、従来から消防救急無線の整備充実を図ってきているとこであるが、今後は、国の割り当て方針に沿って 150 メガヘルツ帯アナログ現設備を 260 メガヘルツ設備に更新を図っていく。

消防通信無線は、消防業務に応じて多くの無線システムが取り入れられており、それぞれ使用する周波数や通信方式が異なる。

消防機関に割り当てられる周波数は、全国波(他の都道府県における消防・救急活動の支援のため全国の市町で使用する周波数)、県内共通波(他の市町における消防・救急活動の支援のため県内の市町で使用する周波数)、市町波(各市町(消防)における消防活動及び救急活動を実施するために使用する周波数)がある。

第4節 災害時の放送

【デジタル推進課】

災害時においては、通信施設の損壊、輻輳等により防災機関、市民とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じるおそれがある。

防災機関は、被害の拡大防止に必要となる予警報、災害情報を迅速に伝達するとともに、市 民に適時的確な情報(ライフラインの復旧状況、市・県が実施する各種応急対策、安否情報等) を提供し、被災地の社会的混乱を最小限にとどめる必要がある。

これらの情報を信頼性のあるものとして、迅速に被災住民等に伝達するには、放送機関の協力を必要とする。このため、これに必要な事項について定める。

第1項 放送局に対する放送の要請

災害時において、市長は、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、 要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要 請し、市民等へ必要な情報を提供する。

1 市の放送要請

災対法第57条の規定に基づき、市長が行う伝達、通知又は警告にかかる放送要請は、原則として、県を通して行うものとする。ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は、放送機関に対し直接要請を行うことができるものとする。この場合、市長は、事後速やかに県に報告するものとする。

ア 県を通しての要請は、県災対本部本部室班に対して、要請するものとする。

イ 市長が、放送機関に対し直接要請を行う場合は、次の取扱要領によるものとする。

2 放送要請取扱要領

(1) 放送要請ができる災害等

暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等による災害 発生時

- (2) 放送要請要領
 - (ア) 放送要請の指示

市長は、災害時において緊急を要する通信のため、特に必要と認めた場合は、総務対策 部長に対して、放送要請手続きをとるよう指示する。

(イ) 放送要請文の作成

総務対策部長は、広報班長と協議の上、要請文を作成する。

(ウ) 放送要請の決定

放送要請は、市長が決定する。市長不在の場合は、副市長が決定する。

(エ) 放送機関への要請

広報班長は、要請文を県にファクシミリ又は電話により連絡し、各放送機関への伝達を 要請する。

(オ) 災害放送連絡責任者

放送の要請に関する手続き等を円滑に実施するため、連絡責任者を定める。

- a 市: 地域振興課長
- b 放送機関

放送機関	連絡責任者	連 絡 先
NHK山口放送局	放 送 部 長	083-921-3707
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113
山口朝日放送株式会社	報道制作部長	083-933-1111
株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535

第2項 緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に市民等に情報を提供する手段として緊急警報放送が ある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により市民に知らせるものである。

1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次の各号のいずれかに該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、 かつ、広域伝達に適した場合に使用される。

- (1) 大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合
- (2) 気象業務法の規定により、大津波警報・津波警報が発せられたことを放送する場合
- (3) 災対法第57条に基づく、知事からの要請により放送する場合

- 2 緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関 日本放送協会 (NHK山口放送局)
- 3 利用方法等

知事(市長は知事を通じて)は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し緊急警報信号の放送を行うことを求めるものとする。

第3項 放送機関の活動体制

大規模災害等が発生した場合、初期の段階では、行政機関の情報伝達手段が十分でなく、被 災住民に適時的確な情報提供が困難となる。

ラジオ・テレビ等の公共放送は、市民が必要とする災害情報を広範囲、一斉に伝達できる手段として大変有効であり、これが途絶した場合、被災住民に与える影響は極めて大きい。

このため、各放送機関(NHK山口放送局・山口放送・テレビ山口・山口朝日放送・エフエム山口)は、放送施設の確保、災害時の活動体制、応急措置等について必要事項を定め、大規模災害が発生した場合の円滑な対応に備えている。

第5節 広報計画 【デジタル推進課】

災害時における市民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、各防災機関は、災害及び応急対策の状況等について、適時的確な情報の提供を行う。

このため、市をはじめとする各防災機関が実施する災害時の広報活動及び報道機関への発表について、必要な事項を定める。

第1項 広報活動

各防災機関が広報活動を行うに当たっては、連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努めるものとする。

また、災害広報を円滑、迅速に実施するため、また、情報の輻輳、混乱を防止するため、各防災機関は、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておくものとする。

1 広報の内容

広報内容は、おおむね、次の内容が考えられる。各防災機関は、適時適切な広報を実施するものとする。

- (1) 事前情報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 交通情報
 - ウ その他必要事項
- (2) 中間情報
 - ア 避難に関する情報
 - イ 災害発生情報
 - ウ 交通規制情報
 - エ その他必要事項
- (3) 発災直後情報
 - ア 交通規制情報
 - イ ライフライン情報
 - ウ 安否情報
 - 工 避難所情報
 - オ 食料・生活物資の情報
 - カ 復旧状況
 - キ その他必要事項

2 広報実施機関

実施機関	担当部局	備考
県	総合企画部	広報 広聴 班
市	デジタル推進部	広報・情報班

第2項 災害時の広報活動

各防災機関は、迅速・的確な情報収集に努め、それぞれが定める計画により、適時適切な広報活動を実施するものとする。

各機関が実施する災害時の広報については、応急対策の中でそれぞれ示されていることから、 以下、市が実施する広報活動に必要な事項について定める。

1 広報班の体制

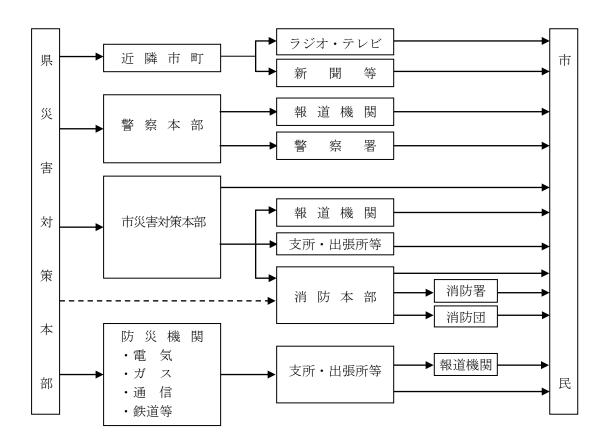
広報班は、単独で又は他課の応援を受けて、必要な災害広報を実施するものとする。

担当係名		対	応	す	る	事	項		
広報・情報 ・公共交通 班	(1) 写真、映像、 (災害広報に関への提供、(2) 広報印刷物((3) ラジオ・テ(4) 情報の収集	必要な写 庁内外、 の編集、 レビ・新	真等を被 国等の展 発行に関 聞・H P	災地、各 示依頼に すること 等の活用	対策部、工備えるも	のとする		集の上、	報道機

2 災害広報に関する連絡等

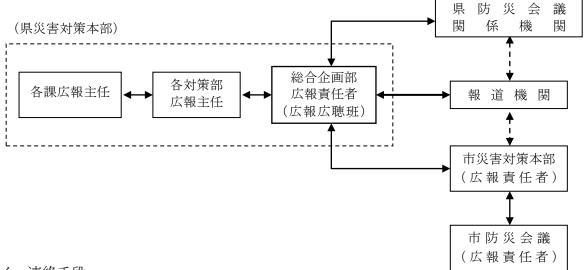
(1) 災害広報活動の流れ

市及び県災対本部を中心とする災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。



(2) 災害広報に関する連絡

ア 連絡系統図



イ 連絡手段

電話、FAX、文書送達、連絡員の派遣、放送等の方法を選択活用する。

ウ 関係機関に対する連絡事項

機関の別	連絡の内容となる事項
市 (各対策部)	(1) 災害広報資料の収集及び提供についての依頼(2) 市民に対する広報事項についての広報の依頼(3) 被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼(4) 災害全般の情報提供についての依頼
報道機関	(1)被害状況及び応急対策の状況の発表(2)市民への広報事項の周知についての協力依頼(3)情報提供についての依頼(4)災害関係の取材についての協力等に関する連絡

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1) 収集の方法

現地住民、市、関係防災機関の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たるものとし、必要に応じて取材員、連絡員等を現地に派遣するなどして対応する。

(2) 収集事項、収集内容

V >		
	収 集 事 項	収集の内容
1	気象情報	(1) 情報の出所(2) 情報発表の日時(3) 情報の内容(4) 市民の心構え及び対策
2	災害情報及び資料	(1) 情報の出所(2) 災害発生の日時場所(3) 災害の対象、範囲、程度(4) 災害発生の経過
3	避難等の措置の状況	(1) 情報の出所(2) 避難措置の実施者(3) 避難した地域、世帯、人数(4) 避難先、避難日時(5) 理由及び経過
4	消防団・警察・自衛隊・消防等の 出動状況	(1) 情報の出所(2) 出動機関又は出動要請者(3) 出動日時、出動対象、目的(4) 出動人員、指揮者、携行機械器具等(5) 経過

第3編災害応急対策計画/第2章 災害情報の収集・伝達計画

5	応急対策の情報及び資料	(1) 情報の出所(2) 応急対策実施日時、場所(3) 応急対策の内容(4) 実施経過及び効果
6	その他災害に関する各種措置の状況	(1) 情報の出所(2) 措置の実施者(3) 措置の内容、対象、実施時期(4) 実施理由、経過、効果
7	災害時における美談などの情報	(1) 情報の出所(2) 日時、場所(3) 内容、経過(4) 連絡先

(3) 災害広報の実施方法等

災害広報の実施概要は下記とおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用し実施するものであること。

広報対象	広 報 事 項	実施主体	広 報 手 段	備考
市民に対する広報	(1) 気象情報等 の周知及び防 災上の一般的 注意事項 (2) 被害状況、 応急対策の状 況及び市民の 一般的注意事 項	気象台、 県、市 防災関係機関	 (1)報道機関へ依頼 (2)告知放送(IP通信網)の活用 (3)メールの送信 (4)HPの活用 (5)広報車巡回 (6)広報紙への掲載 (7)チラシ、掲示による周知 (8)組織を利用しての口伝 (9)アマチュア無線局への依頼 (10)臨時災害FM放送局の活用 (11)Lアラートの活用 	(1) 必要に応じ 民間広報車の 借上を行う (2) 自治会組織 を活用する
国の関係省庁への広報	(1)被害の状況(2)応急対策、応急救助の実施状況	県 指定地方行政 機関・指定地 方公共機関等	 (1) ビデオ・映画等 (2) 写真・写真グラフ (3) 広報紙(誌) (4) スライド (5) 新聞スクラップ 	東京事務所経由
県外への広報	(1) 災害全般の 状況(2) 応急対策活 動支援要請	県	(1) 報道機関へ依頼 (2) 他県等への依頼	

(4) 報道機関に対する発表

ア発表者

原則として、広報・情報・公共交通班が発表する。

イ 発表場所、時間 広報班が関係者と協議して決める。

(5) 国及び公共機関等との連携

市は情報の公表、広報活動の際、必要に応じその内容について県、国、公共機関と連携をとりあうものとする。

第3項 放送局の報道計画

放送局が実施する災害時の放送に関するもののうち、要請手続き、要請要領等については本章第4節に記述しており、ここでは、放送の具体的な取扱いについて、その概略を定める。

1 法令に基づく放送送出(災対法第57条、気象業務法第15条、日本赤十字社法第34条)

要請者	放送機関	要請受理窓口	措置
知 事	NHK山口放送局	放送部長	NHK、KRY、TYS、FMY、
市 長	山口放送株式会社	報道制作局長	YABは、緊急放送の要請を受けた
日本赤十字社	(KRY)		ときは、検討の上、次の事項等に留
	テレビ山口株式会社	報道制作局長	意してその都度決定し、放送を実施
	(TYS)		する。
	山口朝日放送株式会社	報道制作部長	〇 放送送出内容
	(YAB)		○ 要請側の連絡責任者
	株式会社エフエム山口	編成制作部長	○ 優先順位
	(FMY)		○ その他必要な事項

2 各放送局の対応

(1) NHK山口放送局

種類	放 送 要 領
臨時ニュース	(1) チャイムを鳴らす(2) 番組を中断して送出。定時放送終了後も臨時に送出
ニュース速報	番組を中断又はステーションブレイクを利用して送出。 テレビ画面は、スーパーで送出する場合もあり
気 象 警 報 等	気象警報、津波警報・注意報、地震情報、台風情報等は、 「臨時ニュース」又は「ニュース速報」に準じて送出

(2) 山口放送

- ア 定時ニュースの時間で放送
- イ 定時の天気予報の時間で放送
- ウ 番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- エ 報道特別番組の制作、放送
- (3) テレビ山口
 - ア 定時ニュースの時間での放送
 - イ 天気予報の利用による報道
 - ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時報道
 - エ 緊急事態発生の際は、ローカル番組を変更し、報道特別番組等を組み放送
- (4) 山口朝日放送
 - ア ANNニュース、YABニュースによる定時のニュース報道
 - イ 天気予報の利用による報道
 - ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時ニュースを放送
 - エ 緊急事態の際は、自社制作番組を変更し、報道特別番組等を制作、放送
- (5) エフエム山口
 - ア JFNニュース、ニュース提供の各新聞社による定時のニュース放送
 - イ 天気予報の利用による放送
 - ウ 自社制作の番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
 - エ 緊急事態の際は特別報道番組を制作、放送
 - オ 見えるラジオ (FM文字多重放送) の災害緊急チャンネル開局、速報

第4項 安否情報の提供

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第3章 事前措置及び応急公用負担計画

基本的な考え方

災害が発生するおそれがある場合の事前措置及び災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められる場合の応急公用 負担について定める。

なお、本市おける水防事務は、水防法の規定に基づき、消防本部がその機能を有している。

第1節 事前措置計画

第1項 市長の事前措置の指示(災対法第59条1項)

1 指示権発動の条件

災害が発生するおそれがあるときで次のような場合が考えられる。

- (1) 予警報が発せられたとき (災対法第59条1項)
- (2) 警告をしたとき (災対法第56条)
- (3) 水位が警戒水位に達したとき(水防法第12条)
- (4) 水防上危険であると認められる所があるとき(水防法第9条)
- (5) 台風、水害、火災の非常事態における市長の指示があった場合(消防組織法第24条の2)
- 2 指示の対象

危険物の製造所・貯蔵所・高圧線・高い煙突・ネオン看板・材木・危険物等災害が発生した場合にその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、 その他必要な措置

3 指示の内容

災害が発生した場合に災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補 強、保安措置、その他必要な措置

4 代執行

指示事項を履行しない場合には、行政代執行法に基づいて市長が代執行できる。

第2項 警察署長等の事前措置の指示(災対法第59条2項)

警察署長は、市長から要求があったときは、第1項の市長の指示を行うことができる。

第3項 消防長、消防署長その他の消防職員の事前措置命令(消防法第3条)

- 1 命令発動の条件
 - (1) 屋外において火災の予防に危険であると認める場合
 - (2) 屋外において消防活動に支障となると認める場合
- 2 命令の対象

屋外において火災予防に危険であると認める行為者又は火災予防に危険であると認める物件 若しくは消防活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者

- 3 命令の内容
 - (1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用、その他これらに類する行為の禁止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備
 - (2) 残火、取灰又は火粉の始末
 - (3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理
 - (4) 放置され又はみだりに存置された物件の整理又は除去

第4項 水防管理者又は消防機関の長の事前措置の要求(水防法第9条)

1 事前措置要求の条件

随時、(梅雨期、台風期、融雪期の前その他水害の予測されるとき。)区域内の河川堤防等を 巡視し、水防上危険と認められる箇所があるとき。

- 2 要求の対象
 - (1) 準用河川については市長

- (2) 2級河川、砂防指定地に係る河川については知事
- (3) 普通河川については条例の定めるところにより知事又は市長

第5項 事前措置の指示、命令、要求の手続き

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により、事後 文書を交付する。

第6項 事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は緊急事態が切迫した場合に即時管理者等に対して行うことができるが、そのときになって初めて指示等を行ったのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されるので、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測できるものについては、あらかじめ管理者等に対して予告をおこなうものとする。

第2節 応急公用負担計画

第1項 市長の権限(災対法第64条、第65条)

1 権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊 急の必要があると認めるとき。

- 2 公用負担の内容
 - (1) 物的公用負担(災対法第64条)
 - ア 土地建物その他の工作物の一時使用
 - イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用
 - ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、 移転、伐採等
 - (2) 人的公用負担(災対法第65条) 市民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。
- 3 公用負担の手続き等
 - (1) 物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要する。(災対法第64条、同法施行令第24条~27条、行政代執行法第5条、6条)

(2) 人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

4 損失補償及び損害賠償

災対法第82条1項、84条1項の規定による。

第2項 警察官の権限(災対法第64条7項、第65条2項、第63条2項)

市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、市長の公用負担の職権を行う。

第3項 自衛官の権限(災対法第64条8項、第65条3項、第63条3項)

市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長の公用負担の職権を行う。

第4項 消防吏員又は消防団員の権限(消防法第29条)

- 1 権限行使の要件と権限の内容
 - (1) 物的公用負担

消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。

(2) 人的公用負担

緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼防止又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。

第5項 消防長又は消防署長の権限 (消防法第29条、第30条、第36条)

- 1 権限行使の要件と内容
 - (1) 火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ない と認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し 又はその使用を制限することができる。
 - (2) 消火、延焼防止、人命救助のため緊急の必要があるときは、(1)以外の消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又は使用を制限することができる。
 - (3) 火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を使用し又は用水路の水門、樋門、水道の制水弁の開閉を行うことができる。
- 2 損失補償及び損害賠償

消防法第29条3項、36条の3の規定による。

第6項 水防管理者、消防機関の長の権限(水防法第24条、第28条、第45条)

- 1 物的公用負担(水防法第28条)
 - 水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。
 - (1) 必要な土地の一時使用
 - (2) 十石、竹木、その他の資材の使用、収用
 - (3) 車両、その他の運搬用機器若しくは排水用機器
 - (4) 工作物その他の障害物の処分
- 2 人的公用負担(水防法第17条)

水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

3 損失補償及び損害賠償

水防法第28条、第45条の規定による。

第4章 救助・救急、医療等活動計画 基本的な考え方

大規模災害発生時には、建物・工作物の倒壊、交通施設の損壊、土砂崩壊等の災害が広域に わたり発生することが考えられ、これらの災害による負傷者等の発生も多数にのぼることが予 想される。

このため、大規模災害時における救助・救急の初動体制の確立、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携による医療救護活動が必要になる。

第1節 救助・救急計画

【消防本部】

救助・救急活動は、被災者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施されることが必要となることから救助・救急に関し必要な事項を定める。

第1項 救助・救急の実施

1 実施機関

機関名	活 動 内 容
市、消防機関	 (1) 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急 資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊 と他の隊(救助隊等)が連携して出動する。 (3) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市に対し必 要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応 援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。 (4) 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ 迅速に調達する。 (5) 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (6) 救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付 近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷 者の救護に当たる。 (7) 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携 し、後方医療機関へ搬送する。
県 (防災危機管理課) (厚 生 課)	(1) 消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の救助・救急機関が災害現場において、情報を共有し一元的に活動できるよう、各部隊の現場責任者や県災害対策本部からの派遣職員で構成する「現地活動連絡本部」を設置する。 (2) 市(消防)が実施する救助・救急活動が、迅速円滑に行われるよう関係機関との連絡調整に当たる。 (3) 被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、自衛隊、国の各機関、近隣県に派遣又は応援要請を行う。 (4) 救助法が適用された場合、市が実施する救出・救助活動が円滑に行われるよう支援する。
警察	(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。(2) 県、市(消防本部・消防団)、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、 負傷者の救出・救助に万全を期する。(3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。
自衛隊	県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・ 救出、行方不明者の捜索に当たる。

2 救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出して、その者を保護することを目的とする。

- (1) 救出を受ける者
 - ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者
 - ・水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
 - ・地滑り、崖崩れ等により生き埋めにあったような場合

- イ 災害のため、生死不明の状態にある者
 - ・行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
 - ・行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者
- (2) 救出の実施期間
 - ア 災害発生の日から3日以内
 - イ 災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て救出期間を延長することができる。
- (3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

ア 借上費又は購入費 救出に必要な機械器具の直接捜索及び救出に使用した期間中の 借上費又は購入費

イ 修 繕 費 救出のため使用(借上使用含む。) した機械器具の修繕費

ウ 燃 料 費 機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、捜索、救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

3 市民及び自主防災組織の役割

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

4 資機材の調達

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

第2項 傷病者の搬送 【健康増進課、消防本部】

- 1 傷病者の搬送手順
 - (1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

- (2) 傷病者の後方医療機関への搬送
 - ア 医療救護班又は消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合 は、市、県及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。
 - イ 傷病者搬送の要請を受けた市、県及びその他の機関は、救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。
 - ウ 重傷者等の場合は、消防防災へリコプター及びドクターへリを活用し、必要に応じて、 山口大学、自衛隊、海上保安部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。
- 2 傷病者搬送体制の整備
 - (1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要となる。

このため、県は、広域災害・救急医療情報システムを活用し、災害発生と同時に管内医療機関の状況把握に努め、医療救護所との連絡調整を図る。

(2) 搬送順位

あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

(3) 搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る県関係対策部(道路整備課、交通規制課)との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。

(4) トリアージ・タッグの整備

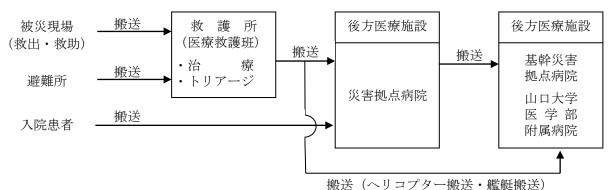
大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関(医療機関、消防機関等)は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タッグの標準化を図る。

第2節 医療等活動計画

大規模災害時には、家屋の全・半壊等により多数の負傷者が発生することが予測される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、市民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施する上で必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

第1項 災害時における医療救護の流れ



第2項 医療救護体制

【健康增進課、病院事業局】

災害時における医療救護は、一次的には市が実施する。

県は、これを応援・補完する立場から、医療実施関係機関(地方独立行政法人山口県立病院 機構、日赤山口県支部、医師会等)に支援を要請する。

1 医療救護活動

- (1) 医療救護班の編成
 - ア 市は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、管内の医療機関等の協力を得て、災害時の医療班を確保する。
 - イ 県は、医療救護を応援・補完する立場から、直轄医療救護班を編成するとともに、県 医師会、独立行政法人国立病院機構、地方独立行政法人山口県立病院機構、日赤山口県 支部、山口大学医学部等に対して、医療救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)の 編成を要請する。
 - ウ 医療救護班の編成基準

災害の規模により配置する班数は変動するが、おおむね1救護所1班を目途に編成する。 エ 各機関は、国、県が非常対策本部を設置している場合は、救護班の編成について報告 するよう努めるものとする。

(2) 機関別活動内容

ア市

- (ア) 市立医療機関による救護班を設置する。
- (4) 必要に応じ医師会の協力を得て、医療救護班を設置する。
- (ウ) 市の能力のみでは十分でないと判断した場合は、宇部健康福祉センター所長に応援 要請を行う。この場合、次の事項を示して応援要請を行う。(要請は電話等でよいが、 後日正式に文書をもって行う。)
- ・ 医療救護班の派遣場所及び派遣期間
- ・必要とする医療活動の内容(内科、外科、産婦人科等の別)及び必要資機材
- 応援必要班数
- ・現地への進入経路、交通状況
- ・その他参考となる事項

(エ) 緊急を要する場合は、隣接の市に応援の要請を行い、事後、宇部健康福祉センター にその状況を報告するものとする。この場合の要請内容は、上記(ウ)に掲げる事項とする。

イ県

- (ア) 宇部健康福祉センター所長(保健環境部長)は、市からの要請を受けた場合、直ちに、災害救助部医務班に報告するとともに、管内の市又は医療機関による応援措置について調整・指示を行う。
- (イ) 医務班は、宇部健康福祉センター所長(保健環境部長)から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、直ちに、次の措置をとる。
 - 地方独立行政法人山口県立病院機構に対する応援要請
 - ・日赤山口県支部救護班の派遣要請
 - ・独立行政法人国立病院機構に対する応援要請
 - ・山口大学医学部に対する協力要請
 - ・市立病院設置市に対する応援の指示又は応援の調整
 - ・県医師会、被災周辺の一般病院、診療所に対する協力要請
- (ウ) 知事、市長から県医師会長等に応援要請する場合は、上記市からの応援要請に掲げる内容を示した文書により要請する。(緊急時は電話、口頭により、事後速やかに文書を送付する。)
- (エ) 災害救助部長は、県の能力では十分でないと認めるときは、中国・四国・九州各県相互応援協定等の協定に基づき、近隣県に応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。
- (オ) 必要に応じ、災対法第71条、救助法第24条に基づき、医療救護に必要な者(医師、 歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師)に対し従事命令を発する。
- (カ) 救助を行う上で特に必要があると認める場合、救助法第26条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。
- (キ) 医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者 へ要請する。
- (1) 国が非常災害現地対策本部を設置した場合、必要に応じ救護班派遣計画の作成など 医療活動の総合調整を要請する。
- ウ 医師会等

人命尊重の観点から、市(医療対策部長)から医療救護班の派遣要請があったとき又は 自らの判断により、救護班を編成し、直ちに出動させるものとする。

- (3) 医療救護所の設置
 - ア 医療救護班は、市があらかじめ定めた医療救護所又は被害の状況に応じ県が設置する 医療救護所において、救護活動を実施する。救護所の設置場所は、被害状況によって変 動はあるものの、原則として、次のとおりとする。
 - (ア) 避難所
 - (イ) 災害現場
 - イ 医療救護班の業務内容

医療救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 傷病者に対する応急処置
- (イ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定(トリアージ)
- (ウ) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- (エ) 助産救護
- (オ) 死亡の確認、遺体の検案・処理

2 後方医療体制

被災現地での応急治療では十分でない中等傷及び重傷者、また、特殊な治療を必要とする被 災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。

(1) 災害拠点病院

第3編災害応急対策計画/第4章 救助・救急、医療等活動計画

県(医務班)は、2次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、現場救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。

(2) 基幹災害拠点病院

県(医務班)は、基幹災害拠点病院を定め、現地救護所、避難所救護センター又は災害拠 点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必 要とする者について必要な医療救護活動を行う。

(3) 山口大学医学部附属病院

山口大学医学部附属病院は、基幹災害拠点病院とともに、災害拠点病院等で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について、必要な医療救護を行う。

- (4) 災害拠点病院、基幹災害拠点病院は、災害時の後方医療機関として迅速かつ的確な医療 処置を実施するために、防災能力の向上を図る。また、担当者の訓練、医薬品、医療資機 材の確保をしておくものとする。
- (5) 現場救護班及び避難所救護センターと後方医療機関との間の連絡調整、情報提供は、県 (医務班) が実施する。
- (6) 後方医療機関への傷病者の搬送について、県は必要に応じ、緊急輸送関係省庁(国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁)に対し、輸送手段の優先的確保を要請する。
- (7) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、 相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める ものとする。

3 個別疾病対策

災害時においては医療機関の被災、混乱等から各種の問題点が生じるが、人工透析患者、難病等の慢性的疾病者への対応も重要となることから、これらの対応について定める。

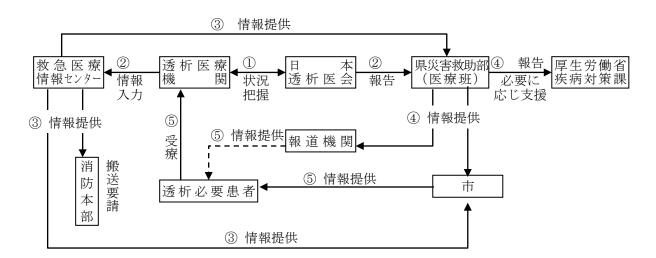
(1) 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して実施することが必要となる。

このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

ア 発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び 透析医療機関の稼働状況を把握し、県へ伝達する。

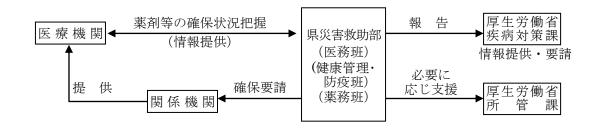
イ 救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を県、市、消防本部に提供する。



- ウ これらの情報をもとに、県及び市は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者 団体等へ的確な情報を提供し、診療の確保を図る。
- エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。
- オー県は、直ちに、関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

(2) 難病

県は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じる。 ア 医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。



イ 難病治療に必要な医療機器及び医薬品(例ALS等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等)の把握に努め、薬品の確保を図る。

第3項 健康管理体制

【健康増進課】

災害時における健康管理は、一次的には市が実施する。

健康管理活動

医療救護班との連携のもと、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理(保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。)を行う。

- (1) 健康管理班の編成
 - 1班当たりの構成基準は、保健師・栄養士を中心とし、状況に応じて医師等を編入する。
- (2) 健康管理班の業務内容
 - ア 避難所等における保健指導(健康・栄養相談、健康教育等)及び家庭訪問指導
 - イ 要配慮者(高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等)に対する保健指導
 - ウメンタルヘルスケアの実施
 - エ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
 - オ 避難者(避難所外含む)に対する肺血栓塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)、 熱中 症の予防対策
 - カ 関係機関との連絡調整
- (3) 機関別活動内容

ア市

- (ア) 医療救護班との連携のもと、保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した 健康管理を行う。
- (イ) 市だけでは十分対応できないと判断した場合は、宇部健康福祉センター所長に応援 要請を行う。
- (ウ) 緊急を要する場合は、直接近隣の市に応援要請を行い、事後、宇部健康福祉センター所長にその状況を報告するものとする。
- (エ) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理 を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施 計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。
- イ 県(災害救助部)
 - (ア) 災害救助部長は、市から健康管理班の派遣要請があった場合又は健康管理の必要を 認めた場合は、直轄健康管理班を派遣する。
 - (イ) 宇部健康福祉センター所長(保健環境部長)は、市から要請を受けた場合、直ちに、 健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市町による応援措置について調整指示を 行う。
 - (ウ) 健康管理・防疫班は、宇部健康福祉センター所長(保健環境部長)から健康管理についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、直ちに、次の措置をとる。
 - ・区域外の健康福祉センター(環境保健所)等で編成する県直轄健康管理班の派遣

- ・区域外の市町に対する応援の指示又は応援の調整
- (エ) 災害救助部長は、県だけでは十分な対応ができないと認めるときは、厚生労働省健 康局長に対し、健康管理班の派遣を要請する。
- (オ) 災害救助部長は、県の能力では対処できないと認めるときは、中国・四国・九州各県との相互応援協定に基づき、近隣県に応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。
- (カ) 健康管理・防疫班は、市が被災者等の健康管理のための実施計画を策定する場合、 必要に応じ計画策定に協力する。
- (キ) 宇部健康福祉センター(環境保健所)は、被災者等及び救護活動に従事している者のPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神的不安に対応するため、災害時地域精神保健医療活動ガイドライン(厚生労働省作成)に沿って、精神科医等との連携によりメンタルヘルスケアを実施し、精神保健福祉センターは、宇部健康福祉センター(環境保健所)の活動を支援する。

第4項 救助法に基づく医療計画

【健康増進課】

救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、被災地の市民が、医療の途を失った場合、 これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図る必要があることから、市及び県は、これ に必要な措置を講じる。

1 実施機関

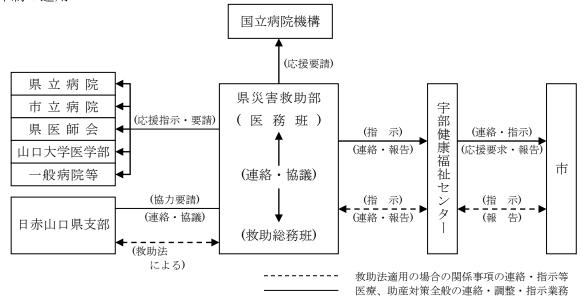
(1) 市

災害時において、平常時の医療が不可能又は困難になったときは、市長がその対策を実施する。

(2) 県

救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事がその職権を市長に委任したとき 又は緊急に医療救護を実施する必要があるときは、市長が着手することができる。

2 体制の運用



3 医療救護の対象

- ア 応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者
- イ 経済的能力の有無は問わない。また、傷害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。
- ウ被災者のみに限定されない。

4 医療救護対象の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術

第3編災害応急対策計画/第4章 救助・救急、医療等活動計画

- エ 病院又は診療所への収容
- 才 看護
- 5 医療救護の実施方法
 - ア 原則として、救護班により実施する。
 - イ 重症患者等で、救護班では、人的、物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため、治療 が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し、治療できるものとする。
 - ウ 次の場合、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置をとることができるものとする。
 - (ア) 災害の範囲が広範で、救護班の派遣能力又は活動能力の限界を超える場合。
 - (イ) 救護班の到着を待つ時間的余裕がないとき。
- 6 措置手続等
 - (1) 救護班による場合

救護班が直接対象者を受付け、診療記録により処理する。

(2) 医療機関による場合

ア 市長は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。 イ 市長は、医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定するもの とする。

7 費用の範囲

- ア 救護班の費用
 - (ア) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
 - (イ) 事務費、派遣旅費等(旅費、日当、超過勤務手当) この場合、公立病院救護班については、事務費で、従事命令による救護班については、 実費弁償として処理する。日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第 19条の定めによる補償費の中に含まれる。
 - (ウ) 救護班が使用し、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費(別途輸送費として取り扱うものとする。)
- イ 一般の病院又は診療所で措置した場合の費用

医療保険制度の診療報酬の額以内

- (注) 救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先するものとする。
- ウ 施術者で措置した場合の費用

厚生労働大臣が定める協定料金の額以内

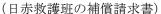
- 8 費用の請求
 - (1) 救護班の費用の請求

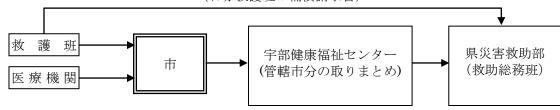
救護班は、医療に要した経費請求書を知事に提出する。

(2) 医療機関による場合の費用の請求

措置対象者が提出した医療券(生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの)に 所要事項を記載して、知事に提出する。

(3) 提出経路





- (4) 日赤救護班又は従事命令による救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。
- 9 実施期間

ア 災害発生の日から14日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準(期間の延長)の協議を 行う。この場合の協議は、期間内に行う。

10 連絡協議等

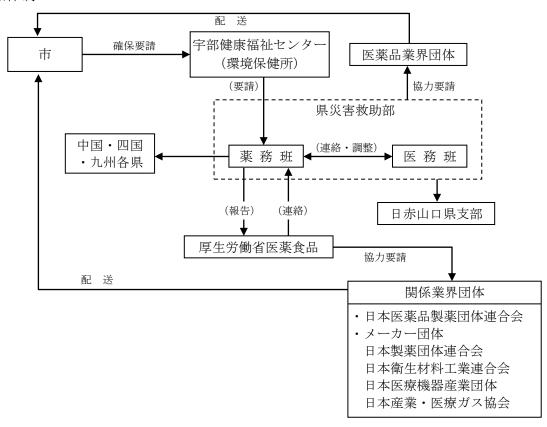
- (1) 県(災害救助部医務班)は、救護班の派遣等の調整、決定に当たっては、救助総務班及び日赤山口県支部と協議して、円滑な救護活動を実施する。
- (2) 被災地における医療救護活動を実施するに当たり、救助法に関する事務の総括、調整は、当該被災地を管轄する宇部健康福祉センターが当たる。

第5項 医薬品・医療資器材の補給

1 医薬品等の供給体制

県は、医療救護活動、助産活動が円滑に行われるよう医薬品等の供給体制の確保に努める。 また、市内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合には、速やかに厚生労働省に対し て報告し、中・四国、九州各県への協力要請及び県災害時医薬品等供給マニュアルにより医薬 品業界、薬剤師会等と協力して医薬品の確保を図る。

- (1) 医薬品等の使用及び補給経路
 - ア 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該業務に従事する医療機関の手持ち品を繰替使用する。
 - イ 補給体制



2 血液製剤等の確保

(1) 各機関の対応

ア県

災害救助部長は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、山口県赤十字血液センターに供給を要請する。

イ 山口県赤十字血液センター

血液製剤の備蓄場所(山口県赤十字血液センター)の被災状況及び備蓄量を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。

(ア) 被害のない地域に移動採血車を配備し、市民からの献血を受ける。

- (イ) 血液製剤が不足する場合には、県基幹センターに需給調整を要請し、市外からの血液製剤の確保を図る。
- (ウ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給には、県(災害救助部)及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。

なお、原則として血液製剤の輸送は、山口県赤十字血液センターが行うが、陸送不可能な場合には、県警本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。

- (エ) 輸血用血液の備蓄場所
- 3 医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医薬品・器材等の輸送に当たっては、被災状況に応じ防災関係機関の協力を得ながら、迅速な輸送手段の確保を図る。

第3節 集団発生傷病者救急医療計画

【健康増進課】

第1項 実施方針

1 目的

天災、地変、交通、産業災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救急医療体制を実施するために必要な事項について定める。

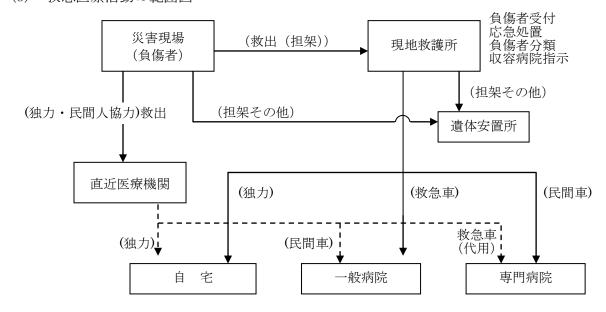
2 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質、有害物の流出、列車、航空機、墜落、その他の事故で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態(以下、本節においては「災害」という。)を対象とする。

3 救急医療の範囲

本対策における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的措置とし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 災害現場での救出
- (2) 現場付近での応急手当
- (3) 負傷者の分類
- (4) 収容医療施設の指示
- (5) 医療施設への輸送
- (6) 遺体の処理
- (7) 関係機関への連絡通報その他の応急的措置
- (8) 救急医療活動の範囲図



4 この対策に定める事項以外の救急医療対策に必要な事項 関係法令及び県又は市の防災計画に定める所によるものとする。

第2項 関係機関(者)の措置

1 災害発生責任者の措置

災害発生責任者(企業体等)は、災害が発生したことを知ったときは、ただちに消防及び警察機関に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。

2 消防及び警察機関の措置

消防及び警察機関の長は、災害の当事者又は発見者等からの通報その他により本対策による 措置が必要と認めたときは、直ちに市長に通報するとともにその事態に応じて救出、救護、輸 送、警備、緊急輸送路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出動させるほか 適切な措置を講じるものとする。

3 市の措置

市長は、前項の通報を受けたとき又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに医師会その他の関係機関に通報するとともに、必要に応じて市立病院の救護班に出動を命じ、地区医師会長又は日本赤十字社山口県支部長その他の関係機関に出動を要請し、知事、他の市町長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。

なお、市長は、適切な救急医療活動ができるよう平素から関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともにあらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- (1) 災害発生時における通信連絡方法
- (2) 現場活動部隊、救護班の編成
- (3) 病院等医療機関の収容能力及び受け入れ体制の確認
- (4) 救急医療薬品、医療器具、救出資機材の調達計画、輸送方法
- (5) その他必要な事項
- 4 県の措置(災対法第4条)

知事は、災害の状況等から市のみでは、適切な措置を実施することが困難と認めるとき又は市長から応援の要請があったときは、必要に応じて地方独立行政法人山口県立病院機構、自衛隊及び日本赤十字社山口県支部救護班の派遣を要請し、県医師会に出動を要請し、他の市町長に応援を指示し、中国四国厚生局長(国立病院)その他の関係機関に応援を要求するほか連絡調整その他必要な措置を講じるものとする。

5 医師会長等の措置

医師会は、市長からの出動の要請があった時又は自らその必要を認めたときは、直ちに管下の医師及び看護婦その他の医療関係者(以下「医師等」という。)に対して出動を指示し、連絡調整その他の措置を講じるものとする。

6 自衛隊の措置

自衛隊の部隊又は機関の長は、知事、又は空港事務所長(国機関)から派遣の要請があったとき、又は自らその必要を認めたときは救出、救護に必要な部隊の派遣に必要な措置を講じるものとする。

7 その他の協力

その他の関係機関、団体、企業、市民は、市長、消防職員、警察官の求めに応じて救急医療活動に協力するものとする。

第3項 医師会長等に対する出動要請の方法

災害の発生により市長が医師会長等に対して医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。ただし緊急を要する場合においては、電話、 口頭等により、事後速やかに文書を送付するものとする。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の発生原因及び状況

第3編災害応急対策計画/第4章 救助・救急、医療等活動計画

- 3 出動を要する人員及び資機材
- 4 出動の時期及び場所
- 5 その他必要な事項

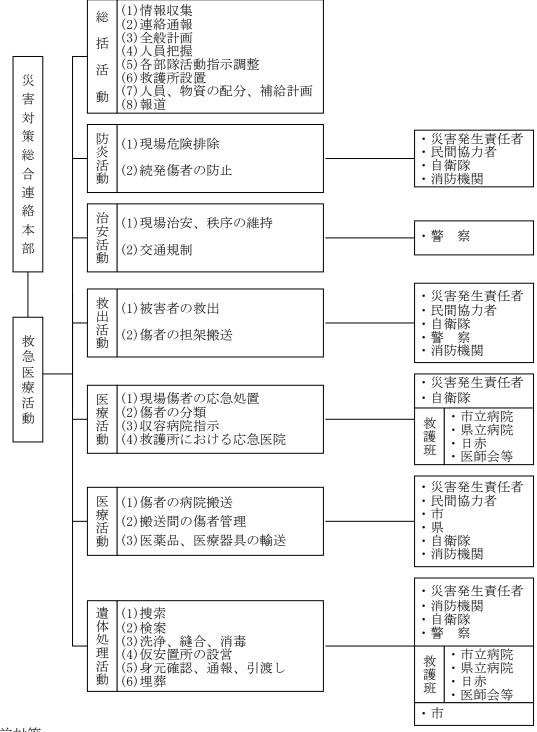
第4項 救急医療活動等

1 災害対策等の総合調整

地域防災計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加 し、又は連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密な連携を保 つよう努めるものとする。

2 現地救護所

災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係機関と協議の上、現地救護所を設置する。 現地救護所においては、傷病者を秩序と統制のもとに受け付け、応急処置及び救命初療を行い 症状程度の分類、傷票の作成交付、搬送順位の決定、収容病院の指示その他の措置を行う。 3 災害現地に出動した部隊の活動 災害現地に出動した各部隊の具体的な活動は、次のとおりとする。 <災害現場における救急医療活動>



4 事前対策

救急医療活動の関係機関の長は、あらかじめ救急医療活動に出動できる部隊の編成、資機材の確保又は所在の確認、医療施設の収容能力の把握、関係機関との連絡調整、通報、連絡方法の検討等に努めるとともに、随時関係機関が合同して又は単独で訓練を実施するものとする。

第5項 費用の負担

1 実費弁償等の負担区分

災害に出動した医師等に対する実費弁償及び損害賠償は、次の区分により負担するものとする。

第3編災害応急対策計画/第4章 救助·救急、医療等活動計画

- (1) 市が対策を実施する責務を有する災害で(2)及び(3)以外の場合は市
- (2) 救助法が適用された災害の場合は、その適用の範囲内において県(県が支弁し国が負担)
- (3) 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主又は災害発生責任者
- (4) 特別の事情がある場合は、関係機関(者)が相互に協議の上、定めるものとする。

2 実費弁償

市長の要請に基づいて出動した医師等に対する手当は、救助法施行令第11条の規定に基づき市長が認めた額(救助法施行細則第13条)とする。

医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償するものとする。

3 損害賠償

市長の要請に基づいて出動した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し、負傷し、疾病にかかり又は廃疾となったときは、救助法施行令中扶助に係る規定の例により、補償するものとする。

市長の要請に基づいて出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、その 程度に応じてこれを補償するものとする。

第6項 救急医療活動報告書の提出

医師会長等は、市長の要請により医師等を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速 やかに、次の各号に掲げる内容を示した報告書を市長に提出するものとする。

- 1 出動場所
- 2 出動者の種別、人員(出動者の出動時間及び期間別に記載)
- 3 受診者数(重傷、軽傷、死亡別)
- 4 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- 5 損害補償を受けるべき者及び物件の程度
- 6 救急医療活動の概要
- 7 その他必要な事項

第5章 避難計画 基本的な考え方

災害発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、市民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながることから、的確な避難誘導、避難所の開設等について定める。

第1節 避難指示等 【総務課】

第1項 避難の実施機関及び実施体制

1 避難の指示権者及び時期

1 避難の指示権者及び時期						
指示権者	指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	とるべき 措 置
市 長 (委任を受け た職員又は 消防職員)	市 長 (委任を受けた職員) (委任を職員)		全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 ・急を要すると認めるとき。	住者、滞在者、その他の者	・立退きの指示・立退き先の指示	県知事に報告(窓口防災 危機管理課)
市 長 (委任を受け た職員又は 消防職員)	市 長 (委任を受 けた職 フは消防 職員)	第3項	全災害 ・災害が発生し、又は発生 のおそれがある場合に、 立退きを行うことにより かえって生命又は身体に 危険が及ぶおそれがある と認めるとき。	住者、滞在 者、その他 の者	避その他屋 内における 避難のため の安全確保 の指示	告(窓口防災危機管理課)
知 (委任を受け た職員)		災対法 第60条 第5項	・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の 事務を行うことができなくなった場合		同上	事務代行の 公示
警察官		災第 61 条警務 3 等警務 4 条	全災害 ・市長が避難のため立退きを指示することができるとき又は市民が必めるとき又は市まいる。要求があったとした要求があり迫急を要があるとき又は急を要さる場合において危害を受けるおそれのある場合		・立退き・警告をといる・警告をといる・必要難に・でで、・要時にをとりを合り	条による場合は、市長に通知 (市長は知事
自衛官		自衛隊法 第 94 条	全災害 ・災害により危険な事態が 生じた場合	同 上	避難について 必要な措置 (警察官がそ の場にいいり場合に限り 場合に建を命隊 害派走を られたに限 自衛官に る)	執行法第4 条の規定の
知 (その命を受 けた県職員)		地すべり等 防止法 第 25 条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき。			その区域を 管轄する警 察署長に報 告

知 事	水防法	洪水による災害	同上	同 上	同 上
(その命を受	第 22 条	・洪水の氾濫により著しい			(水防管理
けた県職員)		危険が切迫していると認			者による場
水防管理者		められるとき。			合のみ)

2 高齢者等避難

市長は、人的被害の発生する可能性が高まり、一般住民に対して避難準備を呼びかける必要があるとき、又は避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

3 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、次のとおりである。

- (1) 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
- (2) 水位(情報)周知河川・その他河川等の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく 超過するとき
- (3) 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき。
- (4) 河川が氾濫危険水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- (5) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
- (6) 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害のおそれがあるとき。
- (7) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- (8) 大規模な火事で、風下に拡大するおそれがあるとき。
- (9) 大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (10) 有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき。
- (11) 雪崩による著しい危険が切迫していると認められるとき。
- (12) その他危険が切迫していると認められるとき。

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、市民の積極的な協力を得て実施する。

4 県の実施する避難措置

(1) 市が行う避難誘導の指導・応援協力

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

ア 管内市町の避難指示等の状況を把握し、総務部本部室班(防災危機管理課)に報告する。

イ 市から資機材、人員の協力要請があった場合、必要な応援を行う。

(2) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施するものとする。

(3) 水防区域及び地すべり防止区域における立退きの指示等

市内で河川出水、斜面崩壊等の災害が発生した場合、二次災害を防止するため、水防区域及び地すべり防止区域の調査を行うとともに、市長若しくはその委任を受けた市職員の実施する避難のための立退きについて支援し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする。

(4) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を総務部本部室班(防災危機管理課)に通報する。

5 避難指示等の区分

避難指示等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速な収集とその情報に基づく判断にある。また、発令のタイミングは、要配慮者に十分配慮するものとする。

種 別	事 前 避 難	緊急避難	収 容 避 難
概要	被害が発生し始めた場合等で、 被害を受ける前に、避難準備又は 安全な場所に避難させる必要が あり、時間的に余裕がある場合	事前避難の余裕がな く、現に災害が発生し、 又は危険が切迫してい ると判断される場合	通常、居住の場所を失った場合、又は比較的長期にわたり避難の必要がある場合
予想される 事 態	(1) 気象警報が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき。 (2) 河川が氾濫注意水位(警戒水位)を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。 (3) あらかじめ災害形態別に危険が日頃から予想されるとき(地滑り指定地域等)。 (4) その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させる必要がある場合	避難の指示等を突発 的に行うケースが多い ので速やかな伝達手 段、避難所の周知、避 難方法等平常時に確立 しておく。	ゆる手段を講じて迅速

6 避難指示等の伝達

【総務課、デジタル推進課、消防本部】

避難指示等は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

(1) 避難指示等を行った市長等は、速やかに、その内容を告知放送(IP通信網)、アプリ、 防災メール、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し、周 知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。この場合、情報の伝わりにくい要配 慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

また、利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等に対しては、特に当該施設とあらかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。

- (2) 避難の伝達に当たっては、市単独の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。
- (3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。
- 7 避難指示等の解除

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2項 警戒区域の設定 【総務課】

1 警戒区域の設定

市長若しくは委任を受けた職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設 定する。

警戒区域の設定は、市民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。

また、市長からの要求等により、警察官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が市長の 職権を行った場合、その旨を市長に通知するものとする。

なお、災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長に代わって警戒区域を設定する。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、市民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定すること。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限(どのような立入り許可をするか)を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておくものとする。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、市民及び関係機関にその内容を伝達する ものとする。

第3項 避難誘導

【総務課】

避難指示等が出された場合、市長は、人命の安全を第一とし警察署及び消防署・消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。

- 1 避難誘導に当たっては、避難場及び避難路や浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- 2 被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある 避難所等に誘導する。この場合、高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者を優先して避難誘導す る。
- 3 避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所 を避け、安全な経路を選定する。
- 4 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。
- 5 浸水地帯では、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。
- 6 高齢者、障害者等要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を 活用するなど配慮する。
- 7 誘導中は、事故防止に努める。
- 8 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ他 機関に応援を要請し、実施するものとする。

第4項 観光客への避難誘導

【観光政策課】

地理に不案内な観光客の安全確保について、必要な措置を講じる。

- 1 各機関の役割、安全対策等
 - (1) 市の役割
 - ア 安全性の確保
 - (ア) 避難誘導路、誘導手段等の確保
 - (イ) 観光協会、施設管理者との協議、連携
 - イ 観光協会、施設管理者への情報等の提供、伝達
 - (ア) 情報の定期的提供
 - (イ) 緊急避難に関する情報の速やかな伝達
 - (ウ) その他必要な情報の伝達と発信
 - (2) 観光協会の役割と施設管理者が講じる安全対策
 - ア 観光協会の役割
 - (ア) 対策本部、各施設管理者との連携
 - (イ) 施設管理者が講じる安全対策への協力、支援
 - イ 宿泊を伴う施設管理者が講じる安全対策
 - (ア) 各施設の緊急避難誘導計画の策定と対策本部への提出
 - (イ) 避難誘導に関する社員教育の徹底と訓練の実施
 - (ウ) 緊急避難時の備品類の設置と情報の提供
 - 各部屋に避難マップを常備(客室案内係が館内説明時に説明)
 - ・施設の入口等に避難マップの掲示
 - (エ) 自家用車利用宿泊者の避難誘導に関する事項
 - ・駐車場の出口に避難方向の明示(30台以上収容可能な駐車場)

- ・避難誘導バスを必要に応じ確保
- (オ) バス利用宿泊者(団体客)の避難誘導に関する事項
 - ・バスの運転手、ガイド等を同一施設に宿泊
 - ・団体バス専用駐車場の確保と明示
- ウ その他の施設管理者が講じる安全対策
 - (ア) 各施設の避難誘導計画の策定と対策本部への提出
 - (イ) 避難誘導に関する社員教育の徹底と訓練の実施
 - (ウ) 観光客への災害情報の提供

第2節 避難所の設置運営

避難所は、災害のため被害を受け又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は市長であり、救助 法適用時においては、市長が、知事の委任を受けて行うことになる。

避難所の開設は、他機関、協力団体等(消防団、婦人会、自主防災組織、ボランティア団体等)の協力を得て実施する。

第1項 避難所の開設・運営

【総務課、福祉課、避難所施設所管課】

- 1 避難所の開設
 - (1) 避難所は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時において、先に選定した避難施設のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、管内の学校、公共施設等において開設する。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者等の同意を得て避難所として開設する。なお、開設に当たっては、建築物の安全を確認した上で、開設すること。利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等から、施設専用避難所の開設について依頼があった場合には、あらかじめ、指定されている避難先施設の管理者に開設(受入)の要請をし、施設専用避難所を開設する。
 - (2) 避難所を開設した場合には、付近住民に対して周知徹底を図るとともに、関係機関(宇部健康福祉センター、警察署、消防署等)へ連絡する。

また、施設専用の避難所を開設した場合には、依頼のあった避難元施設に、開設について確実に伝達するとともに、必要に応じ、避難元施設と避難先施設との調整を行う。

- (3) 避難所開設と併せて、情報提供に必要な窓口を設ける。
- 2 避難所の管理・運営
 - (1) 避難所を設置した場合には、管理責任者を任命するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。この場合、避難者の自活能力を高める観点等から避難者の中から協力者を選任する。

また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努めるものとする。

- (2) 管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるので、正確かつ迅速な対応を行う。また、市は避難者情報の早期把握に努める。
- (3) 避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- (4) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自 主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対 して協力を求めるものとする。
- (5) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
- (6) 避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、更には、避難が長期 化する場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、多様な主体の視点等に配慮す

る。特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。

- (7) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難 所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (9) 避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、多様な主体の視点等に配慮する。特に、女性や子供等に対する性暴力・DV の発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (10) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、防災担当部局と保健担当部局が連携して、 必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第2項 避難所に収容する被災者の範囲

- 1 災害によって現に被害を受けた者
 - (1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者

住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等(破壊消防による全半壊を含む)の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者

(2) 現実に災害を受けた者

自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。例えば、観光客、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等

- 2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - (1) 避難指示等が発せられた場合
 - (2) 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合 (注)
 - ・ 被害を受けるおそれがあって避難所に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消 したときは、直ちに、退所しなければならない。
 - ・ 収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できるかぎり同一町内、単位等にまとめることが望ましい。

第3項 避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

1 期 間

災害発生の日から7日以内。災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長する ことができる。

- 2 費 用
 - (1) 賃金職員等雇上費
 - (2) 消耗器材費
 - (3) 建物の使用謝金
 - (4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費
 - (5) 光熱水費
 - (6) 仮設炊事場及び便所及び風呂の設置費等
 - (7) 福祉避難所設置に係る実費

第4項 広域一時滞在

- 1 市において行う事項
 - (1) 市長は、被災地区の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等における広域一時滞在について県に要請する。
 - (2) 広域一時滞在のための要請をした市長は、所属職員の中から避難管理者を定め、移送 先に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。
 - (3) 県から被災者の受け入れを指示された市は、直ちに、避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。
 - (4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市が行い、被災者を受け入れた市は、避難所の運営に協力するものとする。
 - (5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。
 - (6) その他必要事項については、隣接市と平素から協議しておく。
- 2 県において行う事項
 - (1) 市から被災者の移送の要請があった場合は、県(災害救助部救助総務班)は、県及び市町相互間の応援協定に基づき近隣県等へ照会するなどして被災者の移送先を決定する。また、被災市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで広域一時滞在のための協議を行うものとする。

なお、市町及び県が被災により当該協議を行うことができない場合には、国が代わって 行うものとする。

- (2) 知事は、移送先が決定したら、直ちに、移送先の市町長に対して避難所の開設を指示要請し、被災者の受け入れ体制を整備させる。
- (3) 被災者の避難、収容状況等にかんがみ、県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常災害対策本部等を通じ、又は避難関係省庁(警察庁、防衛庁、厚生労働省、国土交通省、消防庁)に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。この場合、県は非常災害対策本部が作成した広域的避難収容実施計画に基づき適切な活動を実施する。
- 3 移送方法

被災者の移送方法は、県が市の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

第5項 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、 地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

第6章 消防防災へリコプターによる災害応急対策 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、市はヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、消防防災ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。

第1節 活動体制

消防防災へリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「県消防防災へリコプター運航管理要綱」、「県消防防災へリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第2節 活動内容

消防防災へリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

1 災害応急活動

被災状況の情報収集、市民への情報伝達、被災地への救急物資・医療品等の輸送

2 救急活動

傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重態患者の高度医療機関への転院搬送

3 救助活動

災害被災者・遭難事故等の要救助者の捜索・救助

4 火災防御活動

林野火災等の空中消火、消火資機材・要員の輸送、市民の避難誘導

5 広域航空消防防災応援活動

大規模災害時等における全国ネットワークによる相互応援

6 災害予防活動等

市民への災害予防等の広報等

第3節 応援要請

【総務課、消防本部】

市長は、県知事に対して、「県消防防災へリコプター応援協定」の定めるところにより、応援 要請を行うことができる。

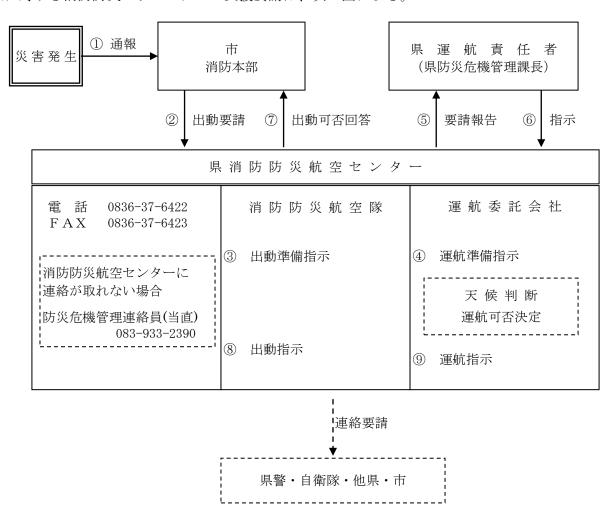
1 応援要請の原則

市長は、次のいずれかに該当し、消防防災へリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市の消防力によっては防御が困難な場合又は消防防災へリコプターによる活動が有効と判断される場合
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

2 要請方法

県に対する消防防災へリコプターの支援要請は、次の図による。



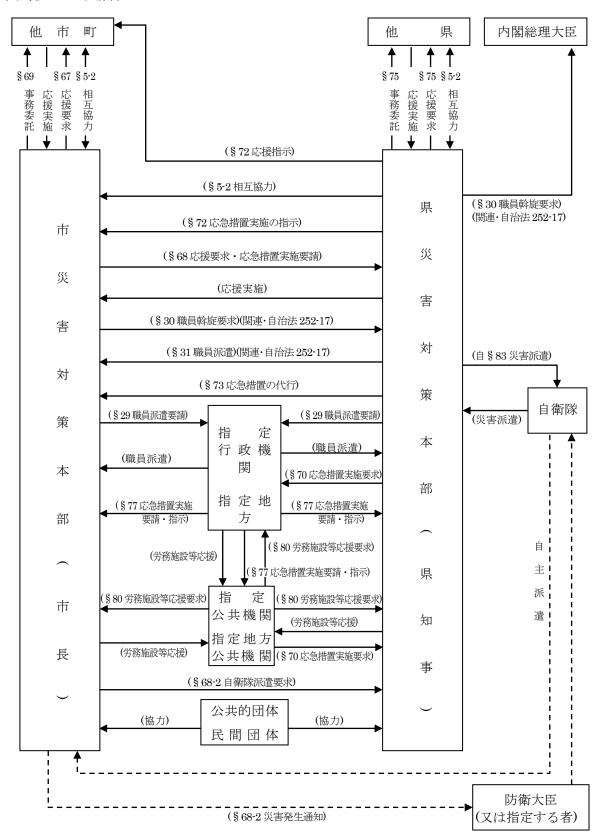
第7章 応援要請計画 基本的な考え方

災害が発生した場合、市、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めてある地域防災計画等に基づき、各種の応急対策を実施することになるが、大規模災害発生時には、被害が広範囲にわたり発生することから被災地市のみでの対応では困難なばかりか、県及び県内の各機関をもってしても十分な対応ができないことも考えられる。

このような場合、被害を受けていない市や隣接県、国、自衛隊及び民間団体等の協力、応援を得て災害対策を実施することになる。

第1節 相互応援協力計画 第1項 災害時の応急対策協力関係図

1 災対法による場合



第2項 防災関係機関相互協力

【総務課】

被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるには、国(指定地方行政機関)、県、市、及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に協力して対応することが求められることから、これに必要な事項について定める。

1 相互協力体制

(1) 市が行う措置

ア 他の市町への応援要請

市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市長に対し 応援要請を行うものとする。

イ 県への応援要請又はあっせんの要請

- (ア) 市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。
- (イ) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

区分	派遣	む の 相	手 方
区分	他 市 町	県	指定地方行政機関
派遣要請	自治法第 252 条の 17	自治法第 252 条の 17	災対法第29条第2項
派遣あっせん (あっせん要請先)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第 30 条第 2 項 (知 事)	災対法第 30 条第 1 項 (知 事)

- (ウ) 派遣要請者は、市長、市の委員会又は委員である。
- (エ) 要請先及び要請必要事項

県への要請は、県本部本部室班に対して行い、要請については、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

要請必要事項は、次のとおりである。

要請の内容	要請に必要な事項	備考
1 他の市町に対する	(1) 災害の状況	災対法第67条
応援要請	(2) 応援(応急処置の実施)を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及	災対法第 68 条
2 県への応援要請又 は応急措置の実施要 請	び数量 (4) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急処置) (6) その他必要な事項	
自衛隊災害派遣要請	本章第2節自衛隊災害派遣要請計画参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又 は都道府県の職員の派 遣のあっせんを求める 場合	(1) 派遣のあっせんを求める理由(2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数(3) 派遣を必要とする期間(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件(5) その他参考となるべき事項	災対法第30条 自治法第252条 の17
他県消防の応援を 求める場合	山口県広域消防応援・受援基本計画	消防組織法 第44条
放送機関への災害時 放送要請	第2章 災害情報の収集・伝達計画参照 日本放送協会山口放送局・山口放送(株)・テレビ 山口(株)・山口朝日放送(株)・(株)エフエム山口	災対法第57条

ウ 自主防災組織との協力体制の確立

市は、区域内の自主防災組織(企業等を含む)との協力体制を確立し、その機能が十分 発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等について、災害発生時に円滑な行 動がとれるよう、日常から関係者等に周知を図っておくものとする。

自主防災組織の協力業務として考えられる主なものとして、「避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力」、「救助・救急活動を実施する各機関への協力」、「被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力」、「被災地域内の社会秩序維持への協力」、「その他の災害応急対策業務(地域、市の体制等勘案して)への協力」、「要配慮者の保護」等がある。

エ 資料の整備

市は、被災市町からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から、応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要な資料について整備を行っておくものとする。

- (2) 県がとる相互協力措置
 - ア 知事は、市から応援の要求があった場合、市以外の市町長に対し応援すべきことを指示するとともに、県として必要な応援措置を講じる。
 - イ 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関の長又は 指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する。また、内閣総理大臣に対し職員 の派遣あっせんを求める。なお、この場合の要請に必要な事項は、上記市町の場合と同 様である。

区分	派	遣の	相 手	方
区分	他市町村	県	指定地方行政機関	指定行政機関
派遣要請	自治法 第 252 条の 17	自治法 第 252 条の 17	災対法 第 29 条第 1 項	災対法 第 29 条第 1 項
派遣あっせん (あっせん要請先)	_	災対法 第 30 条第 2 項 (内閣総理大臣)	災対法 第 30 条第 1 項 (内閣総理大臣)	災対法 第 30 条第 1 項 (内閣総理大臣)

- ウ 派遣要請者は、知事、県の委員会又は委員である。
- エ 知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき応急措置のうち特に急を要する重大な事項について、市長に代わって実施することになる。

特に急を要する応急処置	 1 災対法第60条第5項(避難の指示等) 2 災対法第63条第1項(警戒区域の設定) 3 災対法第64条第1項・第2項(応急公用負担等) 4 災対法第65条第1項(人的公用負担)
-------------	--

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関

- ア 防災関係機関の長又は代表者は、その所掌する災害応急措置を実施するため特に必要 があると認めるときは、関係機関に対し労務、施設、設備又は物資の確保について応援 又はあっせんを求めるものとする。
- イ この場合の市への応援要請、あっせんを依頼しようとするときは、次の事項について 総務対策部を窓口に、とりあえず口頭又は電話により要請し、後日文書で改めて処理す るものとする。
 - (ア) 災害の状況及び応援を求める理由(あっせんを求める理由)
 - (イ) 応援を希望する機関名
 - (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - (エ) 応援を必要とする期間
 - (オ) 応援を必要とする場所
 - (カ) 応援を必要とする活動内容
 - (キ) その他必要な事項

2 相互協力の実施

- (1) 基本的事項
 - ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与するものとする。
 - イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、協議、協定等を締結しておく ものとする。
- (2) 応援を受けた場合の費用の負担
 - ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第9 2条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。
 - イ 費用の負担の対象となるものは、おおむね次のとおりである。
 - (ア) 派遣職員の旅費相当額

- (イ) 応急措置に要した資材の経費
- (ウ) 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
- (エ) 救援物資の調達、輸送に要した経費
- (オ) 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

【総務課】

1 地方公共団体の応援協定

大規模な災害が発生した場合の災害応急対策は、市、県のみでの対応では十分な対応ができないことが予測される。このため、市及び県は、他の市町、県との間に相互応援協定を締結するなどして、円滑な災害応急対策を講じる。

(1) 市の相互応援協定

ア 消防相互応援

県内各市町及び各消防一部事務組合は、全県下を対象とする広域消防相互応援協定を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。

イ 自動車専用道における消防相互応援

関係市町は、中国自動車道及び山陽自動車道において火災、救急及び救助事故等が発生した場合に、災害による被害を最小限に防止することを目的とした消防に関する相互応援協定を締結している。

(2) 県及び市町相互応援協定

県内で災害が発生した場合、被災した市町のみでは十分な応急措置等ができない場合に備え、県及び県内市町が迅速かつ円滑な応援を行えるよう、県及び県内市町相互間の災害時応援協定を締結している。

2 防災関係機関との協定

災害時において、防災関係機関の円滑な協力が得られるよう市は、協定の締結を推進する。

3 民間団体との協定

市、県及び関係防災機関は、災害応急対策を実施する上で支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう、関係民間団体との協力体制の確立に努めるものとする。

第4項 派遣職員にかかる身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取り扱いについては、災対法第32条、同施行令第17条、第18条にその取り扱いが規定されている。

第5項 応援者の受入措置

【総務課】

1 応援者の受入先

他の市町、他県からの応援者の受入れについては、応援を求めた市長又は知事(各対策部)において、受入れに必要な措置を講じるものとする。

- (1) 到着場所の指定
- (2) 連絡場所の指定
- (3) 連絡責任者の氏名
- (4) 指揮系統の確認及び徹底
- (5) 使用資機材の確保、供給に必要な措置
- 2 応援者の帰属

要請に応じ派遣された者は、応援を求めた市長、又は知事(各対策部)の下に活動するものとする。

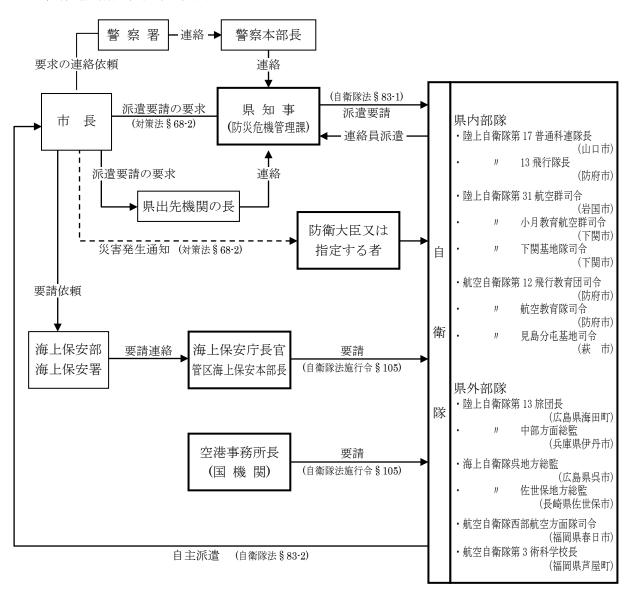
第2節 自衛隊災害派遣要請計画 【総務課】

大規模な災害が発生した場合、市、県等の力だけでは、救助活動に必要な人員、物資、設備及び用具等を確保することが困難な場合がある。

このような場合、被害の状況に応じて自衛隊の派遣要請を行うことになるため、これに必要な事項を定める。

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

1 災害派遣要請(要求)系統図



2 災害派遣の範囲

(1) 派遣方法

自衛隊の災害派遣には、次の場合がある。

ア 災害が発生し、市長が、人命又は財産の保護のため必要があると認めて要請した場合 イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、市長が、予防のため要請を し、事情止むを得ないと認めた場合

- ウ 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、市長等からの要請を待つ時間的 余裕がないと認めて自主的に派遣する場合。この場合の判断基準は、次のとおりである。
 - (ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報 収集を行う必要があると認められること。

第3編 災害応急対策計画/第7章 応援要請計画

- (イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (ウ) 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助 に関するものであること。
- (エ) その他の災害に際し、上記(ア)~(ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を 待つ時間的余裕がないと認められること。この場合において、自主派遣の後、知事か ら要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。
- (2) 災害派遣時に実施する活動内容

救助活動区分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害 の状況を把握
避難の援助	避難指示が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要がある ときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先し て捜索救助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水 防活動
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力しての消火活動 (消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又 は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施 (薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 を実施。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると 認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の実施
救援物資の無償貸付 又 は 譲 与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」 (昭和33年総理府令第1号)に基づく、被災者に対する救援物資の無償 貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び 除去の実施
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての 所要措置

(3) 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解としておおむね次に 掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。なお、派遣を要請しない場 合、その旨を連絡すること。

ア 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要であること。

- イ 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ、適当であること。
 - (ア) 救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められる差し迫った必要性があること。 (緊急性)
 - (4) 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。(公共性)
 - (ウ) 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。(非代替性)
- ウ 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

第2項 災害派遣要請の手続

- 1 要請権者
 - (1) 要請権者

知事:主として陸上災害の場合

(2) 市長の措置

市長は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、第1項1に掲げる災害派遣要請系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に派遣要請の要求(要請依頼)をするものとする。

- 2 要請手続
 - (1) 県の要請事務処理窓口

自衛隊の災害派遣の連絡窓口は、県本部本部室班とする。

(2) 事務処理の方法

市長は、知事に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、事態が切迫している場合は口頭又は電信、電話等により要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項
- (3) 災害派遣連絡窓口一覧表

(0) 9(1)	过是相心日 克孜			
区 分	要 請 先	所 在	地	活動内容
	第 17 普通科連隊長	山口市上宇野令 784	(083-922-2281)	車両・航空機・地上部
に対する	第 13 旅団長	広島県安芸郡海田町寿岡	丁 2-1	隊による各種救助活動
もの			(082-822-3101)	
	中部方面総監	伊丹市緑ケ丘 7-1-1	(0727-82-0001)	
海上自衛隊	呉地方総監	呉市幸町 8-1	(0823-22-5511)	航空機をもってする人
に対する	第 31 航空群司令	岩国市三角町2丁目	(0827-22-3181)	員、物資の輸送、状況
もの	小月教育航空群司令	下関市松屋本町 3-2-1	(083-282-1180)	偵察、応急給水等
	下関基地隊司令	下関市永田本町 4-8-1	(083-286-2323)	
航空自衛隊	第 12 飛行教育団司令	防府市田島	(0835-22-1950)	主として航空機による
に対する	航空教育隊司令	防府市中関	(0835-22-1950)	偵察・人員・物資輸送、
もの	西部航空方面隊司令官	春日市原町 3-1-1	(092-581-4031)	急患搬送等
	第3術科学校長	芦屋町芦屋 144-1	(093-223-0981)	

3 市長の派遣要請の要求

市長の知事への派遣要請の要求は、災害派遣要請依頼書(様式)によるものとし、緊急を要する場合には、電話等により派遣要請の要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出するものとする。

なお、市長は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は指定する者に通知することができる。この場合において、市長は、 事後速やかにその旨を知事に通知すること。

4 自衛隊との連絡

(1) 情報連絡

自衛隊の派遣を要請した者は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適宜連絡するものとする。

また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等にかかる情報収集に努めるものとする。

(2) 県との連絡

ア 陸上自衛隊第17普通科連隊は、県に災害対策本部が設置された場合、県本部室に連絡 員を派遣等情報収集をするものとする。

イ 災害対策本部を設置しない場合でも、災害の発生のおそれがあるとき又は災害が発生 したときにおいて必要と認めるときは、防災危機管理課に連絡員を派遣するものとする。 ウ 派遣に際しては、必要に応じて無線機器を携行するものとする。

第3項 災害派遣受入れ

1 市長の措置

知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機 材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

- (1) 部隊の受入準備
 - ア 市の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名 する。
 - イ 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等 の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備してお く。
 - ウ 部隊が集結した後、直ちに指揮官とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置 をとるものとする。
- (2) 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派 遣部隊を集結地に誘導する。

(3) 自衛隊の活動等に関する報告

市長は、派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の申告を受け、また、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜県災害対策本部本部室班に報告するものとする。

- 2 経費の負担区分
 - (1) 自衛隊が負担する経費
 - ア 部隊の輸送費
 - イ 隊員の給与
 - ウ 隊員の食料費
 - エ その他部隊に直接必要な経費
 - (2) 派遣を受けた側が負担する経費
 - (1)に掲げる経費以外の経費

第4項 自主派遣の場合の措置

- 1 指定部隊の長は、できる限り早急に県知事等に自主派遣したことの連絡をするものとする。 この場合の連絡は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数 等について行うものとする。
- 2 知事等は前記の連絡を受けたときは、直ちに当該部隊が派遣された地域の市長等に通知するものとする。
- 3 市長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第3項に 定める措置に準じた措置をとるものとする。
- 4 自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は、前記第2項に定める措置をとるものとする。

第5項 災害派遣部隊の撤収

- 1 撤収要請の時期
 - (1) 要請権者(知事等)が、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったと認めるとき。
 - (2) 市長から災害派遣部隊の撤収要請の依頼があったとき。
 - (3) 知事は、市長から撤収の依頼を受けた場合又は自ら撤収の必要を認めた場合にあっても、 民心の安定、民生の復興に支障がないように各機関の長並びに自衛隊連絡班と協議して行 うものとする。
- 2 撤収要請の手続き

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書(様式)によるものとする。

第8章 緊急輸送計画

基本的な考え方

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種の災害応急対 策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

【総務課、建設課】

第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定

市は、大規模災害時に物資の受入、被災地への輸送、被災者の拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、陸の交通手段を活用した緊急輸送ネットワークを形成するため、緊急輸送道路等輸送施設を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

1 緊急輸送施設等の指定

(1) 道路

市は、本庁舎、総合支所及び広域輸送拠点及び隣接市並びに拠点医療機関と接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定する。

(2) ヘリポート

空路による救援物資等の受け入れ並びに負傷者の緊急輸送のための臨時航空基地として、 臨時ヘリポートを指定する(資料編参照)。

第2項 緊急輸送施設等の整備

緊急輸送施設として指定された施設の管理者は、施設の災害に対する安全性の確保等防災対策に努めるものとする。

第3項 広域輸送拠点の整備

1 市の拠点整備

市は、県内他地域及び他県等からの緊急物資の受入れ、一時保管並びに各地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点としての広域輸送基地を定める。

施設名称	所在地	管理者	電 話
美祢中央公園	大嶺町東分 1313	建設課	0837-52-5221
多目的広場	伊佐町伊佐 3813	教育委員会	0837-52-3310
伊 佐 公 園	伊佐町伊佐 4541	教育委員会	0837-52-3310
大 田 運 動 場	美東町大田 6165-1	教育委員会	08396-2-5555
秋芳北部総合運動公園	秋芳町嘉万 2233	教育委員会	0837-62-1922

2 輸送拠点の整備

輸送拠点の整備に当たっては、地域の社会特性(人口、交通施設の整備状況、交通利便性等) や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。

3 代替地の選定

災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を 選定確保する。

第4項 発災時における緊急輸送施設の確保

大規模災害時には、緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、 緊急輸送施設の確保を図る。

第2節 緊急道路啓開

【建設課】

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、市・県は、各種救援活動を円滑に実施するため、次の基準により緊急度の高い順に第1次緊急啓開道路、第2次緊急啓開道路に区分し、各道路管理者は、この路線における障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行うこととする。

第1項 緊急啓開道路の選定基準

- 1 第1次緊急啓開道路
 - (1) 高速自動車道、主要国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等の幹線道路
 - (2) 病院、消防署、警察署等の実活動部隊の拠点を結ぶ道路
 - (3) 市本庁及び総合支所等を結ぶ道路
- 2 第2次緊急啓開道路
 - (1) 第1次緊急啓開道路と市災害対策本部が設置される庁舎を結ぶ道路
 - (2) 第1次緊急啓開道路と主要公共施設を結ぶ道路
 - (3) 第1次緊急啓開道路と救援物資等の備蓄倉庫を結ぶ道路
 - (4) 市、県の第2次緊急啓開道路との接続道路

第2項 啓開道路の選定

1 啓開道路の選定

県及び市は、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社等の関係機関と協議の上、 それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定 する。

2 災対法に基づく車両の移動命令等

【各道路管理者等】

各道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者(本節において「道路管理者等」という。)は、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、当該区間内にある者に対して当該区間を周知し、以下の措置をとることができる。

- (1) 当該車両その他の物件の所有者等に対し、当該車両等の道路外への移動その他必要な措置をとることの命令。
- (2) 所有者等が(1)の命令によっても当該措置をとらないとき又は現場にいないとき等には、道路管理者等自らによる当該措置の実施。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 上記の措置をとるため必要な限度において、他人の土地の一部利用又は竹木その他の障害物の処分。
- (4) (2)又は(3)の措置をとったときは、通常生ずべき損失の補償。

第3項 緊急啓開作業体制

1 緊急啓開路線の分担

啓開作業は、各道路管理者が行う。

なお、道路啓開に当たっては、被災地方公共団体、その他の道路管理者及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

2 啓開作業

市は、区域内の道路被害及び道路上の障害物等の状況を速やかに調査し、県に報告するとともに、所管する道路については、県に準じて啓開作業を実施する。

- (1) 市は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査するとともに、 他機関からの情報収集に努め県及び国土交通省に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作 業を実施する。
- (2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、警察、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

- (3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (4) 道路の確保に当たっては、2 車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、1 車線とし、適当な箇所に車両の交錯ができる退避所を設ける。
- (5) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに、 受入体制の確保に努める。
- (6) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会等関係団体の支援を要請する。

第4項 道路啓開に必要な資機材の確保

各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業界等を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

第3節 輸送車両等の確保

【総務課、監理課、地域振興課】

市、県及び防災関係機関は、災害時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保についての計画を定める。

第1項 輸送手段の確保措置

- 1 輸送手段の確保については、それぞれ応急対策を実施する機関が行うこととするが、災害 が激甚で、これらの機関において輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて 実施する。
- 2 輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による 輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を 総合的に判断して最も効率的で適切な方法によることとする。このため市、県及び関係機関 は、あらかじめ輸送力の確保に係る計画について定め、災害時の輸送力の確保を図るものと する。
 - (1) 車両による輸送

実施機関が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上等の措置 を講じるものとする。

- ア 公共的団体の車両
- イ 営業所有者の車両
- ウ その他の自家用車両
- (2) 列車による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、当該対策の実施機関は、JR西日本及びJR貨物に要請して、列車輸送を行うものとする。

- (3) 他の輸送手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行うものとする。
 - ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
 - イ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

第2項 調 達

- 1 市は、あらかじめ定める輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料の調達先、活用場所等を明確にし、必要人員及び物資等の輸送手段を確保するものとする。
- 2 市が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他の市又は県にあっせんを依頼するものとする。
 - (1) 輸送区間及び借上期間
 - (2) 輸送人員又は輸送量
 - (3) 車両等の種類及び必要台数
 - (4) 集結場所及び日時
 - (5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量

- (6) その他参考となる事項
- 3 指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等は、災害発生時に、市から輸送力確保に係る協力要請があった場合、これの確保に協力する。
 - (1) 日本貨物鉄道株式会社
 - (2) 日本通運株式会社
 - (3) 防長交通株式会社
 - (4) サンデン交通株式会社
 - (5) 中国 J R バス株式会社

第4節 救助法による輸送基準 【福祉課、関係各課】

第1項 輸送の範囲

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

1 り災者を避難させるための輸送

市長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送

- 2 医療及び助産のための輸送
 - (1) 重症患者で、救護班では処理できない場合等の病院又は産院への輸送
 - (2) 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送
 - (3) 救護班の人員輸送
- 3 り災者の救出のための輸送

救出されたり災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送

4 飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、濾過器その他の機械器具、資材等の輸送

5 救済用物資の輸送

り災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、 衛生材料及び義援物資等の輸送

- 6 遺体の捜索のための輸送
 - (1) 遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送
 - (2) 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送
- 7 輸送の特例

応急救助のため、輸送として上記1~6以外の措置を必要とするときは、知事は、内閣総理 大臣に対して特別基準の協議を行うものとする。

第2項 輸送の期間

- 1 救助法による各救助の実施期間中とする。
- 2 各種目の救助の期間が内閣総理大臣の同意により延長(特別基準)されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。

第3項 輸送の費用

- 1 輸送業者における輸送又は車両の借上のための費用は、本県の地域における慣行料金(国土交通省認可料金以内)によるものとする。
- 2 輸送実費の範囲は、運送費(運賃)、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両の借上に伴う費用(借上料)は、輸送業者に支払う料金 の額以内で、各実施機関が、車両等の所有者と協議して定めるものとする。
- 4 官公署及び公共的団体(農業協同組合、森林組合等)の所有する車両を借上げる場合は、原則として使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。

(燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする。)

第5節 交通規制 【総務課、建設課】

第3編 災害応急対策計画/第8章 緊急輸送計画

災害時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を 円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝 達及び交通規制その他の必要事項について定める。

第1項 道路交通規制

1 交通規制の内容

災害発生直後における交通混乱を最小限に止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行 を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

(1) 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第1次交通規制、第2次交通規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害発生直後における交通混乱を最小限にとどめるため

- (ア) 被災地域方向へ向う車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。
- (イ) 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。
- (ウ) 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・ 誘導を実施する。

イ 第2次交通規制

- (ア) 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。
- (4) 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。
- (ウ) 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2) 規制の実施種別

実 施 者	規制種別	規 制 理 由 等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し又は 発生しようとする場合において、災害応急対策 を的確かつ円滑に行うため必要があるとき。	緊急通行 車両以外 の車両。	災対法 第 76 条 第 1 項
同 上	同 上	県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき。		道路交通法 第4条 第1項
警察署長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域 に及ばないもので、期間が1カ月を超えないも のについて実施するとき。	同上	道路交通法 第5条 第1項
警察官	同上	災害発生時等において交通の危険を防止す るため、緊急措置として、必要があると認めた とき。	同上	道路交通法 第6条 第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通 が危険であると認めるとき。	同 上	道路法 第 46 条 第 1 項

2 交通情報の収集伝達

警察本部(交通管制センター)は、道路管理者等と連携して、交通情報を収集するとともに、 各種広報媒体を活用して、市民及び広く道路利用者に対して情報伝達を実施する。

(1) 交通情報の収集

管制施設(カメラ等)、航空機(ヘリコプター等)、車両(パトカー、二輪等)、警察官等により、次の事項を調査する。

- ア 幹線道路の被害状況
- イ 交通規制の実施状況
- ウ鉄道、駅等の被害状況
- エ 交通の流れの状況
- オ その他

(2) 交通情報の伝達

収集した交通情報は、次の広報媒体を活用して、広報を実施する。

- ア 管制施設(交通情報板、路側通信等)
- イ ラジオ、テレビ等の放送施設(日本放送協会、民放各社等)
- ウ 日本道路交通情報センター
- エ その他
- 3 交通規制の実施要領
 - (1) 第1次交通規制

災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

- ア 被災地域への流入交通の抑止
 - (ア) 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。
 - (イ) 迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。
- イ 避難車両の流出誘導の実施
 - (ア) 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難 車両の流出誘導を実施する。
 - (イ) 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。
- (2) 第2次交通規制
 - ア 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

- (ア) 緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。
- (イ) 迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止 規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。
- (ウ) 規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車については、他の路線に迂回誘導する。
- イ その他の交通規制の実施
 - (ア) 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入り交通路を確保する。
 - (イ) 被災地域内の生活道路の確保を図る。
- (3) 警察官等の規制実施体制及び規制資機材の活用
 - ア 警察官等の規制実施体制及び隣接県、近隣県等を含めた広域的な交通規制の必要がある場合、県公安委員会は、これらの県の公安委員会に対して交通規制及び広報について 要請する等、相互の連携を取りながら実施する。これらについては、別に定める。
 - イ 交通規制に当たっては、道路交通法第4条第5項に基づく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識、災対法第76条第1項の規定に基づく、同法施行規則第5条第1項に定める標識及びロープ、防護柵等の装備資機材を有効に活用して実施する。
 - ウ 道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか、信号機の 早期機能回復を講じる。
- 4 交通規制用資機材及び道路交通機能確保用資機材の整備

交通規制措置に必要な所要の資機材及び電力停止に対応した信号機装置の整備を計画的に行う。

- 5 被災現場措置
 - (1) 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において、次の措置を行うことができる。

区分	項目	内 容	根拠条文	
警察官	応急対策の障害 となる車両及び	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害 となることにより、災害応急対策に著しい支障が生	· ·	

区分	項目	内 容	根拠条文
	物件の移動等の 措置命令	じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に 対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを 命じることができる。	第1項
	命令措置をとら ないとき又は命 令の相手方が現 場にいない場合 の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	
	移動措置に係る 車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、 車両その他の物件を破損することができる。この場 合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法 第 76 条の 3 第 2 項
自衛官消防吏員	警察官がその現 場にいない場合 の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、 上記警察官の権限を行使することができる。	災対法 第 76 条の 3 第 3 項、 第 4 項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	ア 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直 接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を 経由して行うものとする。	災対法 第 76 条の 3 第 6 項
自衛官消防吏員		イ 措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通 部交通規制課を経由して行うものとする。 (7) 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、 所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることが できないときは、その理由及び措置に係る物件 の詳細な状況を通知書に記載するものとする。 (4) 破損行為を行った場合は、原則として破損前 後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添 付の上、通知の際送付するものとする。	

(2) 車両運転者の義務

中的是每日少我仍			
項目	内 容	根拠条文	
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の 道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法 第 76 条の 2 第 1 項、第 2 項	
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行 車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければな らない。	災対法 第 76 条の 2 第 1 項、第 2 項	
移動等の命令に 対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法 第 76 条の 2 第 4 項	

6 道路管理者に対する要請

公安委員会は、災対法に基づく規制を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び必要な措置をとることを要請することができる。

第2項 緊急通行車両の確認

災害発生時において県公安委員会が、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限等の交通規制を行った場合において、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認が必要となることから、この確認について次により行う。

1 確認実施機関

市が保有し、応急対策活動に使用する車両及び応急対策活動に必要として調達した車両については、県公安委員会に申請し、証明書の交付を受ける。

2 確認対象重両

災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送に必要な車両 について、緊急度、重要度等を考慮し実施するものとする。

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じておおむ ね以下のとおりとするが、輸送活動に当たっては、①人命の安全②被害の拡大防止③災害応急 対策の円滑な実施に配慮して行う。

(1) 第1段階

ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物 資

- イ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保 安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ 災害応急対策用車両
- (2) 第2段階
 - ア 上記(1)の続行
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
 - 才 応急復旧対策用車両
- (3) 第3段階
 - ア 上記(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品
- 3 緊急通行車両確認証明書等の交付

緊急通行車両確認証明書の発行は公安委員会(警察本部及び警察署)又は県(物品管理班) において行い、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

第6節 臨時ヘリポート設定計画

【総務課、健康増進課、消防本部】

大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。このため、災害時のヘリコプターの離発着場(臨時ヘリポート)の設定について、必要な事項を定める。

第1項 臨時ヘリポートの設定

- 1 臨時ヘリポートの確保
 - 市は災害時の対応に備え、地域内に1箇所以上の臨時ヘリポート予定地を確保する。
- 2 臨時ヘリポートの選定
 - (1) 消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県(防災危機管理課) と協議し、定める。
 - (2) 自衛隊のヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県経由(防災危機管理課)により、陸上自衛隊第17普通科連隊(第13飛行隊)と協議し、現地調査の上、定める。
- 3 臨時ヘリポートの選定条件

臨時ヘリポートの選定条件としては、おおむね次の要件を満たすものであること。

第3編 災害応急対策計画/第8章 緊急輸送計画

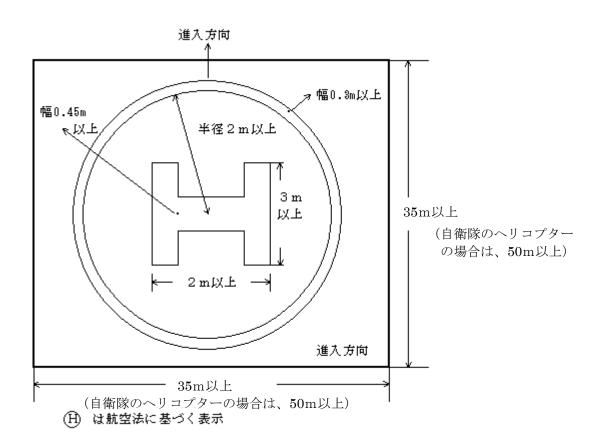
具体的事項	備 考
1 着陸帯は、平坦な場所で展圧 されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、 砂又はかれ草等の異物が存在 しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入 するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等 をしておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、 密生した樹木及び高圧線等が ないこと。	
4 ヘリコプターの進入路及び 離脱が容易に実施できる場所 であること。	 進入離脱の最低条件 消防防災へリコプターについては、着陸地点中心から半径約35m以内は平坦で、障害物がないこと。 自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約50m以内は平坦で、障害物がないこと。 着陸地点中心から半径約100m以内は高さ12m以上の障害物がないこと。 着陸地点中心から半径約150m以内は高さ20m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場 所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流(風)の影響が 少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

第2項 臨時ヘリポート設置作業

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

(1) ヘリポートの標識



(2) 標示方法

表示場所の区分	具 体 的 事 項
地面の堅い所	石灰(その他白い粉末)等で、規定どおり標識図を表示する。 (注) ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので、吹き飛ばされ易いもの(布類等)は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 (注) 原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積(35m×35m)の雪を取り除き周囲を踏み固める。(自衛隊のヘリコプターの場合は、50m×50m)
風向認識の表示	ポール等に紅白(紅白がない場合は識別し易い色)の吹流しを掲揚する。 (注)ポール等(3 m以上)の位置は、ヘリポートの地点に建てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第3項 臨時ヘリポートの整備

市は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、臨時ヘリポートの確保整備に努める。

第9章 災害救助法の適用計画 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、市は応急的かつ一時的な救助対策を実施することになる。

この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、災害救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。

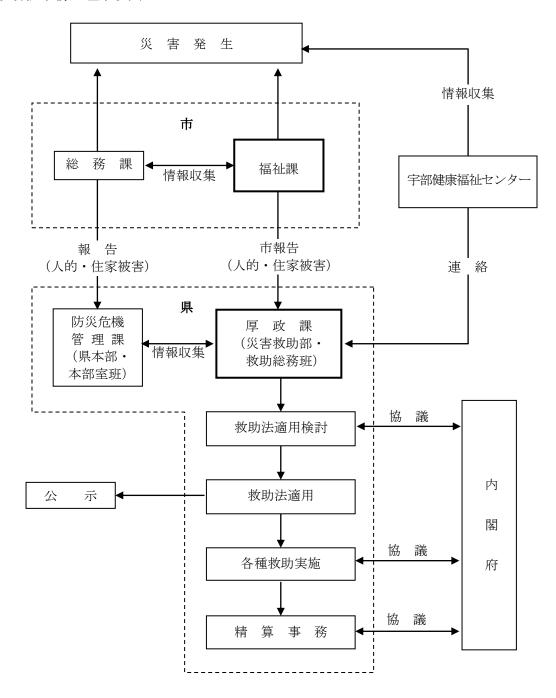
第1節 救助法の適用

【福祉課】

市の地域に救助法適用の災害が発生した場合、知事は、救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助を実施するものとする。

第1項 災害救助法による救助の実施

1 救助法事務処理系統図



2 実施機関

- (1) 救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、 県の法定受託事務とされている。
- (2) 市長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (3) 知事から市長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び 当該事務を行う期間を市長に通知する。
- (4) なお、市長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

	救 助 実 施 内 容	実施機関
1	避難所の設置	市
	応急仮設住宅の供与 1) 建設 2) 入居予定者の選考、敷地の選定	県市
3	炊き出しその他による食品の給与	市
4	飲料水の供給	市
5	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	市
6	医療及び助産	県
7	災害にかかった者の救出	市
8	住宅の応急修理	市
9	障害物(土石、竹木等)の除去	市
10	生業資金の貸与	県
11	学用品の給与	市
12	遺体の捜索	市
13	遺体の処理	市
14	埋葬	市

(5) 委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、 直ちにその内容を詳細に知事に報告するものとする。

3 適用基準

市は、以下の基準に基づき救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第2項に示す手続きを行う。

(1) 当該市の区域内の人口に応じて次の表に定める数以上の世帯の住家が滅失していること。 住家滅失世帯基準数

市の区域内	住家が滅失した世帯の数	
	5,000 人未満	30
5,000 人以上	15,000 人未満	40
15,000 人以上	30,000 人未満	50
30,000 人以上	50,000 人未満	60
50,000 人以上	100,000 人未満	80

- (2) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が1,500世帯以上であって、当該市町の被害住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表に掲げる基準の1/2以上に達したとき。
- (3) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が、7,000世帯以上であって、当該市町の区域内の被害世帯数が多数である場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする 厚生省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生省令で 定める基準に該当するとき。

備考

適用基準の算定方法(単位:世帯)

適用基準=(全壊・全焼・流失等)+{(半壊・半焼等)×1/2}+{(床上浸水・土砂の堆積等)×1/3}

第2項 適用手続き

1 適用手続きに係る処理事項

救助法を適用するに当たって、市長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

9 00	
(1) 報告	アー市長
	(ア) 市長は、当該市域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあると
	きは、直ちにその旨を知事(厚政課)に報告する。
	(イ) 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を
	実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行う
	ものとする。
	(ウ) 報告内容 り災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害
	(エ) 報告系統 「第1項1救助法事務処理系統図」による。
	(オ) 報告主任の設置
(2) 適用の	救助法を適用したときは、知事は速やかに次により公告するものとする。(公告形式)
公告	○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○市町の区域に救助法による
	救助を実施する。

2 適用時における市長の措置

市長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができるものとする。

この場合、直ちにその状況を知事(厚政課)に報告しなければならない。

第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」によるものとする。

第4項 応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類	本 計 画	担当部局名
救助の総括	本章 救助法の適用計画	市民福祉部
被害状況等の調査・報告	本章及び第2章 災害情報の収集・伝達計画	総務企画部
避難所の設置	第5章 避難計画	市民福祉部
応急仮設住宅の供与	第 12 章 応急住宅計画	建設農林部
被災住宅の応急修理		建以辰州即
炊き出しその他による食品の 給与	第 10 章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	市民福祉部
飲料水の給与		上下水道局
被服、寝具その他の生活必需品 の給与又は貸与		市民福祉部
学用品の給与	第 17 章 応急教育計画	教育委員会
医療及び助産	第4章 救助・救急、医療等活動計画	
災害にかかった者の救出		市民福祉部

遺体の捜索		第 11 章	第2節	遺体の処	L理計画	市民福祉部	部
遺体の処理						市民福祉部	部察
埋葬						市民福祉部	部
障害物の除去		第 11 章	第3節	第3項	障害物除去計画	市民福祉部	部
業務 輸送協力 第8章 第3節 輸送車両等の		等の確保	総務企画部	部			
協力	労務協力	本章 第	2節 技	能者、労	務者等の雇い上げ計画	建設農林部	部

第5項 強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助業務を遂行するに当たり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

- 1 従事命令及び協力命令
 - (1) 従事命令
 - 一定の職種の者(医療、土木建築工事又は輸送関係者)を救助に関する業務に従事させる ことができる。(救助法第 24 条)
 - (2) 協力命令

被災者、その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させることができる。(救助法第25条)

- 2 管理、使用、保管命令及び収用・損失補償
 - (1) 管理、使用、保管命令及び収用
 - ア 知事は、次に掲げる場合において施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、 特定業者に保管命令を発し又は救助に必要な物資を収用することができる。(救助法第 26条第1項)
 - (ア) 救助を行うため特に必要があると認めるとき。
 - (イ) 救助法第31条の規定による主任大臣の応援命令を実施するため必要があると認めるとき。

イ 管理

病院、診療所、助産所、旅館、飲食店等を管理する権限

ウ 使用

土地、家屋等を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋物資を物的に利用する権限

工 保管

災害時の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

才 収用

災害の場合、必要物資を多量に買いだめ、売惜しみしているような場合、その物資を収 用する権限

カ 公用令書の交付

物資の保管命令、物資の収用、施設の管理又は土地若しくは物資を使用する場合には、 当該物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対して、公用令書を交付して行うものとす る。

(2) 損失補償

知事は、管理、使用、保管命令及び収用の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。(救助法第26条第2項)

第6項 市長の事務

- 1 救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録、保存
 - (1) 市長は、知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存するものとする。

(2) 救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

2 り災者台帳の作成

市長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、救助法による救助の実施について必要な「り災者台帳」を速やかに作成するものとする。

3 り災証明書の発行

市長は、救助の実施のため必要があるとき又はり災者からの要求があったときは、「り災証明書」を発行するものとする。

第2節 技能者、労務者等の雇い上げ計画

【総務課、商工労働課】

大規模災害時には、市の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援を もってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合において、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な技能者、労務者の雇い上げができることになっており、これに関して市、県及び関係機関がとるべき措置について定める。

第1項 実施機関

技能者、労務者等の確保に必要な措置は、市の各応急対策実施部局が、担当部局(救助法実施機関)及び関係機関と調整の上、実施するものとする。

第2項 市の雇い上げ

- 1 方法
 - (1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇い上げは、 公共職業安定所を通じて行う。
 - (2) 求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。この場合当該地での確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応するものとする。
- 2 給与の支給

雇い上げ労務者等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、労務者等 を使用した地域における通常の実費を支給する。

- 3 救助法による労務者の雇い上げ
 - (1) 労務者雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動に万全を期するため、市長は、次の範囲で救助の実施に必要な労務者を雇い上げる。

対 象 種 別	内 容
り災者の避難	災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者を安全地帯に 避難させるため、市長等が雇い上げる労務者
医療及び助産における 移送	(ア) 救護班による対応ができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための労務者 (イ) 救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う労務者 (ウ) 傷病が治癒せず重傷ではあるが、今後自宅療養によることとなった 患者の輸送のための労務者
り災者の救出	(7) り災者救出行為そのものに必要な労務者 (イ) 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し又は後始末をするための労務者
飲料水の供給	(7) 飲料水そのものを供給するための労務者 (4) 飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する労務者 (ウ) 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する労務者
救済用物資(義援物資 を含む)の整理、輸送 及び配分	(7) 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる労務者 (4) 救済用物資の被災者への配分にかかる労務者

遺体の捜索	(ア) 遺体の捜索行為自体に必要な労務者 (イ) 遺体の捜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための労務者
遺体の処理 (埋葬は除く)	(7) 遺体の洗浄、消毒等の処置をするための労務者 (4) 遺体を安置所等まで輸送するための労務者
特 例 (特別基準)	上記のほか、次の場合は内閣総理大臣の同意を得て労務者の雇い上げをすることができる。 (ア) 埋葬のための労務者 (イ) 炊き出しのための労務者 (ウ) 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための労務者

- (2) 雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難いときは、内閣総理大臣の同意を得て期間延長ができる。
- (3) 賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

第 10 章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 基本的な考え方

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となるが、なかでも食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図るうえで最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となる。

第1節 食料供給計画

【総務課、福祉課、商工労働課、農林課】

大規模な災害の発生等により、流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。

このため、応急用食料の供給について、必要な事項を定める。

第1項 食料の供給体制

応急用食料の供給は、市を実施機関とし、県は、市の要請を受け、主食である米穀を中心に、 必要により副食等についても供給する。

なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、総合防災情報システムの救援物資管理 機能を活用する。

1 主食の供給

(1) 応急用米穀の供給

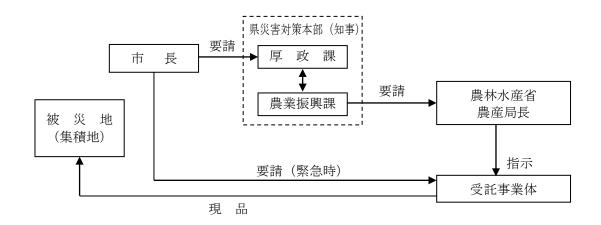
災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省が定める「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

ア 「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又は これを市に引き渡し、市長が供給の実施に当たるものとする。

- (ア) 救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市 は、県(救助総務班)に災害救助用米穀の供給を要請する。
- (イ) 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する。
- (ウ) 農林水産省は、契約の締結を受けて受託事業体に対し、知事又は知事の指定する者 (原則として被災市長とする。)に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。
- (エ) 知事又は知事の指定する者は、受託事業体により災害救助用米穀の引渡しを受け、 直接又は市を通じ、その供給を行う。
- (オ) 市長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省に直接その引渡しを要請することができる。

< 救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図>



2 副食等の供給

県は、次の食料について市から要請を受けたとき、又は、県が必要と認めるときは、あらか じめ締結した協定等に基づき、関係団体、民間企業等に対して、必要量の出荷要請等を行い、 市への供給措置を講じる。

パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉 鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品等

3 食料の輸送

(1) 輸送方法

調達した食料については、実施機関である市が、直接引き取ることを原則とし、県は、被 災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、市が指定する集積地まで の輸送を行う。この場合、食料等の輸送に県有車両等の配車が必要となったときは、物品管 理班に配車要求を行うものとする。

(2) 自衛隊等への輸送要請

知事は、県有車両等での輸送が困難となった場合、又は車両等による輸送が困難な地域への緊急輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部・署に対し、緊急輸送の要請を行うものとする。

第2項 炊き出し、その他の食品の給与

大規模災害発生時には、住家被害も多数にのぼり自宅で炊飯等ができない、また流通機構も一時的に混乱、麻痺し、食料品等の購入も思うようにならず被災者は日常の食事にも困窮する。 このため、被災者に応急的に炊き出し、その他の食品の給与が必要となる。

1 実施機関

救助法による炊き出し等の食品の給与は、市長が実施する。(救助法が適用された都度知事から委任)

- 2 食品の給与措置
 - (1) 対象者
 - ア 避難所に収容された者
 - イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者。なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、 被災地の市において炊き出しの対象とすることができる。
 - (2) 給与の方法
 - ア 炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で実施する。適当な場所がない場合は、 飲食店又は旅館等を使用することも認められる。
 - イ 食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。(現金、原材料等の給与は認めない。)
 - ウ 食品の給与は、産業給食(弁当等)によってもよい。
 - エ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。
 - (3) 給与のための費用

救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費は県が負担する。

(4) 給与の期間

災害発生の日から7日以内、ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

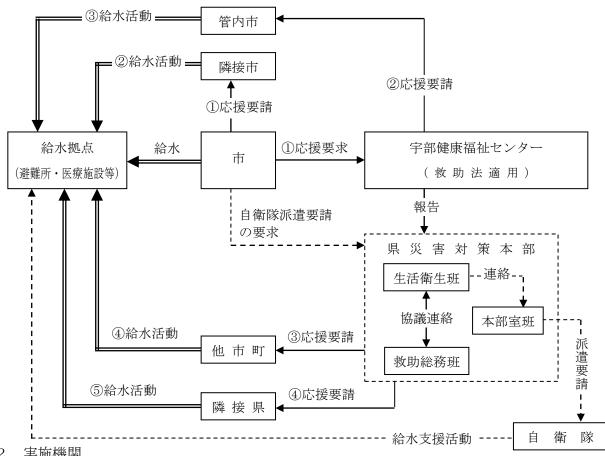
第2節 飲料水供給計画

【上下水道局】

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要となるが、大規模災害の発生時には、給水施設設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について必要な事項を定める。

第1項 応急給水活動

1 応急給水活動系統図



2 実施機関

- (1) 被災者に対する応急給水は、市防災計画に基づき、市長が実施する。
- (2) 県は、被災市の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供 するとともに、他市、隣接県に対し、応援要請を行う。 また、自衛隊に対し、応急給水活動の実施を要請する。
- 3 実施場所

市があらかじめ定めた場所(避難所等)を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

- 4 給水の方法
 - (1) 災害時における供給水量の基準
 - ア 飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの 給水を基準とする。
 - イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施す るものとする。

給 水 条 件	給水基準量 (1人1日当り)	備考
救助法による飲料水の供給	3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による 給水ができる場合	14 リットル	上記用途+雑用水(洗面、食器洗い)
給水できる状態であるが、現地で 雑用水が確保できない場合	21 リットル	上記用途+洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわた るときは必要の都度	35 リットル	上記用途+入浴用

(2) 給水の確保

ア 被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は 容器により運搬して確保する。

- イ 通常使用していない井戸水、また、飲料水が汚染した場合にあっては、ろ過器により 浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。
- ウ 防疫その他衛生上、浄水 (消毒) の必要があるときは、浄水剤 (消毒剤) を投入して 給水し又は使用者に浄水剤 (消毒剤) を交付して、飲料水を確保するものとする。

5 給水体制

- (1) 市
 - ア 市長は、災害が発生した場合、給水状況や市民の避難状況など、必要な情報を把握し、 応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。
 - イ 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資 機材を活用し、水道局保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。
 - ウ 道路啓開が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、濾過器により処理した井戸・ プールの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。
 - エ 後方医療機関となる病院、透析医療機関、医療救護所及び重症重度心身障害者施設等 への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。
- (2) 県
 - ア 環境生活対策部生活衛生班を窓口に、県が保有する資機材の提供及び他の市町、隣接 県に対し、給水資機材、人員の派遣要請を行うとともに、自衛隊による給水活動の派遣 要請を行う。
 - イ 応急給水が円滑に実施できるよう、必要な資機材、応急復旧に必要な水道事業者等に 関して宇部健康福祉センター(環境保健所)に必要な資料の整備を行う。
- 6 給水の応援要求

市において、飲料水の確保及び供給ができないときは、市長は、次により応援の要求を宇部 健康福祉センターに行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、直接隣接市に行うことができるものとする。

- (1) 応援要求に必要な事項
 - ア 供給水量(何人分又は1日何リットル)
 - イ 供給の方法(自動車搬送、その他の方法)
 - ウ 供給地(場所)及び現地への道路状況
 - エ 供給を必要とする期間
 - オ その他参考となる事項
- (2) 県の給水支援
 - ア 市長から応援要求を受けた宇部健康福祉センター(環境保健所)は、他の市に応援要 請を行うとともに、県災対本部(生活衛生班)に報告するものとする。
 - イ 県災対本部(生活衛生班)は、宇部健康福祉センター管内の市の応援では対応できないと認めるときは、直ちに他市町及び隣接県に対して応援要請を行う。
- 7 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備
 - (1) 給水施設等の整備

ア市

- (ア) 市は、水道施設設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じて施設の補強を計画的に実施するものとする。
- (イ) 市は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。 イ 病院、透析医療機関、避難所、多数の入園(所)者を要する施設の管理者等は、災害 発生時の断水に対処できるよう所要の措置を講じるものとする。
- (2) 給水拠点の整備

市は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難所・避難所あるいはその周辺地域に、給水設備、応急給水槽等を計画的に整備するものとする。

(3) 資機材の整備

市は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

第2項 水道対策

1 水道水の緊急応援(水道法第40条)

第3編 災害応急対策計画/第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

知事は、災害発生の場合において、緊急に水道用水を補給する必要があると認めるときは、 水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取 り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命じることができる。

2 水道施設被害報告

市は、宇部健康福祉センターを通して県生活衛生課に報告するものとする。

- ・市長-「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」
- ·水道事業者-「水道事故報告書」

第3項 救助法による飲料水の供給

【上下水道局、福祉課】

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、あるいは、飲料水を汚染させる等により 飲料水の確保が困難な状況になることが多く、飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図る上 で最も重要であることから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限度必要な量 の飲料水を供給し、これを保護する必要がある。

1 宝썲機関

被災者に対する飲料水の供給は、市長が実施する。(救助法が適用された都度、知事から委任)

- 2 飲料水供給の措置
 - (1) 対象者

災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者

- (2) 飲料水供給の方法
 - ア 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。
 - イ 飲料水の供給という中には、濾過器等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する 浄水剤の配布も含まれるものであること。
- (3) 給水量の基準
 - 1人1日最大おおむね3リットル
 - ※ 法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められないものであること。
- (4) 飲料水供給のための費用

救助法に基づく飲料水の供給に必要な経費は、県が負担するものであること。

- ア 水の購入費
- イ 給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費
- ウ 浄水用の薬品及び資材費
- エ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。
- (5) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内

ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の 同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

第3節 生活必需品等の供給計画

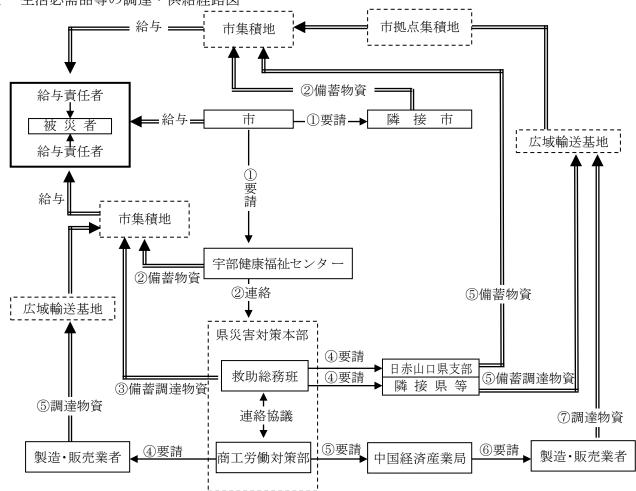
大規模な災害では、住家の全壊、全焼等により、日常生活に必要な物資を喪失あるいは損傷することが予想される。被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保、調達について必要な事項を定める。

第1項 生活必需品等の供給体制

【総務課、福祉課】

生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、山口県総合防災情報システムの救援 物資管理機能を活用する。

1 生活必需品等の調達・供給経路図



2 生活必需品等の確保

(1) 備蓄、調達体制

ア 市は、被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や 調達体制の確立に努めるものとする。

イ 広域支援体制

市の備蓄物資をもってしても不足する場合に備えて、隣接市との応援をより円滑迅速に進めるため、「災害時相互応援協定」の締結を推進する。

ウ 民間業者等との協力体制

市は、災害時における物資調達について民間業者等との協力体制を確保しておく。

(2) 法令による物資の確保調達

大規模な災害時において、救助物資の円滑な供給及び確保ができない場合で、特に必要があると認められるときは、知事は、救助法第26条の規定に基づき物資の生産、集荷、販売、配給保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ又は物資を収用するものとする。

3 生活必需品等の給(貸)与

(1) 給与基準

被災世帯に対する生活必需品等の給(貸)与は、急場をしのぎ、一時的に被災者の生活を安定させるものであることから、被災者への給与基準は市の定めるところによる。

(2) 被災者への物資の給(貸)与

被災者に対する物資の給(貸)与の措置は、市長が行う。

(3) 各機関の実施内容

ア市

- (ア) 市長は、被災者に生活必需品等を給(貸)与する場合、その配分方法等について県 (厚政課)と協議し、あらかじめ定めておく。
- (4) 災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給(貸)与は、市長が実施する。
- (ウ) 市において、給(貸)与の実施が困難な場合は、市長は知事(厚政課・宇部健康福祉センター)に応援を要請する。

イ県

県(厚政課・宇部健康福祉センター)は、市長から応援要請があった場合又は自ら実施することが必要と認めた場合、直ちに災害救助部内各班及びその他の部の協力を得て、応援措置を講じるものとする。

なお、併せて、日赤山口県支部に対して、物資の放出並びに配送等に必要な人員確保のため、「日赤奉仕団」の応援を要請するものとする。

4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

(1) 市

集積する物資には、調達分、他県・他市町、一般人等からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要がある。

避難所(場所)並びに交通アクセス、連絡に便利な公共施設又は広場を災害時における物資の地域内輸送拠点及び集積地として選定し、県(厚政課・宇部健康福祉センター)に連絡する。

(2) 県

ア 県 (厚政課・宇部健康福祉センター) は、市が選定した地域内輸送拠点及び集積地を 把握するとともに、資料の整備をするものとする。

イ 県は、他県等からの応援物資の受け入れのための広域輸送基地として、陸上6箇所(航 空機離発着可能)、海上10箇所を確保している。

5 輸送体制

(1) 市

市長は、市の備蓄する生活必需品等の輸送、配分の方法、受け入れ配送体制について定める。

(2) 県

ア 厚政課(宇部健康福祉センター)は、市が指定する場所に、備蓄物資・業者調達物資を直接又は借上げた車両等により輸送する。

- イ 他県等からの応援物資等は、「広域輸送基地」で引継ぎ、宇部健康福祉センターが、ボランティア等民間人の協力を得て、市が指定する場所に輸送する。
- ウ 輸送に必要な車両の確保は、経理部物品管理班に、労働者は、商工労働対策部労働対 策班にそれぞれ調達を依頼する。
- エ 大規模災害時には、必要に応じ、広域輸送拠点における支援物資の集配業務を民間の 輸送関係者に委託する。

第2項 救助法による生活必需物資の給(貸)与 【福祉課】

災害によって住家に被害(全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水)を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の物資を給(貸)与し、一時的に被災者の生活を安定させるために必要な措置について定める。

1 対象者

次の要件を満たす者であること。

- (1) 災害により、住家に被害を受けた者等であること。 この場合の住家被害の程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水である。
- (2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。
- (3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

2 給(貸) 与の方法

(1) 物資の購入計画

物資の購入については、市からの被害状況報告に基づき、県が購入計画を樹立する。 この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において、緊 急に物資の手配をする必要があるときは、市の平均世帯構成人員により算出して、購入計画 を作成し、事後修正する方法をとるものとする。

(2) 物資の確保及び購入の措置

ア 市から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から行 うものとする。

イ 現地において調達可能な物資については、保健センター所長及び市長において措置するものとする。

- 3 物資の送達及び配分の措置
 - (1) 救助物資の送達

原則として県本部が実施するが、市が輸送能力を有し、かつ、緊急に配分を要する事情があるときは、市が輸送を担当するものとする。

(2) 割当及び配分

ア 知事又は事務を委任された市長は、全壊(焼)、流失世帯と半壊(焼)、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当てを行うものとする。

- イ 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積もり方は、時価評価による。
- ウ 被災者に対する物資の直接支給の配分は、市長が実施するものとする。
- 4 被服、寝具その他生活必需品の品目

品 目 内 容	X/IX XX CVIELIDA	1111 44 4 44 41	
外衣洋服・作業衣・子供服肌着シャツ・パンツ等の下着類身回品炊事道大飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類茶わん・皿・箸等の類日用品石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類	品目	内	容
	外 衣 机 身 回 基 品 具 器 品	洋服・作業衣・子供服 シャツ・パンツ等の下着類 タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル 炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類 茶わん・皿・箸等の類 石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みが	・傘等の類 [ごき粉・上敷ゴザ等の類

原則として以上の8品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも 考えられるため、これらに限定するものではない。

5 物資給(貸) 与の期間

災害発生の日から 10 日以内に対象世帯に対する物資の給(貸) 与を完了するものとする。ただし、この期間内で給(貸) 与を打ち切ることが困難な場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第 11 章 保健衛生計画

基本的な考え方

災害の発生により、被災地では大量のゴミやがれきの発生、また、多数の死者・行方不明者の 発生更には感染症や食中毒等の発生も危惧される。

被災住民の安定を図るには、これらへの対応が遅滞なく行われる必要があることから、必要な措置について定める。

第1節 防疫及び食品衛生監視

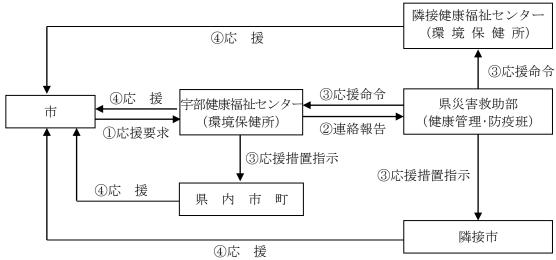
【生活環境課、健康増進課】

災害時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。

このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

第1項 防疫活動

災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき被災地の市長が実施するものであるが、市のみによることは困難であることから、市、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。



1 市の防疫措置

(1) 防疫組織

市は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、おおむね次の基準により防疫班及び検病検査班を編成する。

防疫班及び検病検査班の構成は、状況に応じて医師等を編入するなど弾力的な構成とする。

防疫班	事務職員1名 ・ 作業員2名
検病調査班	保健師又は看護師 2 名

(2) 措置事項

ア 市は、防疫措置の必要を認めた場合は、県災害救助部長に対し、防疫班及び検病調査 班の応援要請を行う。

イ 衛生対策部の指揮のもとに、それぞれ次の業務実施基準に従い、迅速かつ的確に行う ものとする。

防	疫	班	1	浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。
			2	避難所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。
			3	井戸の消毒を実施する。
			4	感染症患者の住居の消毒を実施する。
			(5)	ねずみ族、昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。

	⑥ 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を市町に対して行う。⑦ 被災地域の清掃を実施する。⑧ 感染症発生予防の広報(ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。)
検病調査班	 ① 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・滯水地域 週1回以上 ・避難所等 状況に応じた適切な回数 ② 被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 ③ 一類及び二類感染症患者に対し、入院の勧告をする。 ④ 健康診断を実施する。 ⑤ 就業制限を実施する。 ⑥ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。

ウ 健康診断の実施

検病調査の結果、必要に応じて健康診断を実施する。

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管するものとする。

2 県の防疫措置

ア 指導

宇部健康福祉センター所長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、本章では「法」という。)第 27条、第 28条及び第 29条により災害の状況に応じて職員を現地に派遣し、市が実施する防疫活動等の必要な措置を指導する。

イ 宇部健康福祉センターは、市から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市による応援措置について、調整指示を行う。

- ウ 市に対する指示及び命令
 - (ア) 法に基づく指示
 - ・感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示(第27条第2項)
 - ・ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示(第28条第2項)
 - ・物件に係る措置に関する指示(第29条第2項)
 - ・生活用水の供給の指示(第31条第2項)
 - (イ) 予防接種法に基づく命令
 - ・臨時予防接種に関する命令(第6条)
- 工 代執行

市における被害が甚大であるため又は市の機能が著しく阻害されているため、知事の指示、命令により市長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、知事は、代執行を行うものとする。

3 防疫体制及び防疫資機材の備蓄・調達

ア 市は、防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達計画を立てておくものとする。

イ 資機材の保有状況の把握

市は、防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備するものとする。

- 4 防疫薬剤の使用
 - (1) 防疫薬剤の使用に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律施行規則」第14条及び15条に定めるところによるものとする。なお、消毒及び駆除 のための薬剤の散布に当たっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の 健康及び環境への影響に留意するものとする。

使用薬剤及び方法 (参考)

防疫箇所	使 用 薬 剤 等
井 戸 水	水質検査で使用かのうとなるまで使用しない。やむを得ず使用する場合 は、汲み取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量加える。
浸水家屋内	水洗又は水拭き後、必要により適度に希釈した逆性石けんの噴霧又は浸し

	た布で清拭する。
乾燥しにくい床下	必要により適度に希釈したクレゾール石けん液を噴霧又は散布する。
汚水が付着した 壁 面	水洗後、適度に希釈した逆性石けん又はクレゾール石けん液を浸した布で 清拭する。 なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は、薬剤による消毒は必ずし も必要はない。
汚物の堆積した 場 所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族・昆虫等の駆除のため、 殺虫剤を散布する。

第2項 食品衛生監視

災害時には停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、市は、県と協力し食品の安全確保を図る。

第2節 遺体の処理計画

【生活環境課】

大規模災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく捜索、遺体処理、埋葬が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図る上で重要であることから、実施について必要な事項を定める。

第1項 遺体の捜索

遺体の捜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは 人道上許されないこと、また、被災後の人心の安定を図る上からも必要であることから実施す るものである。

1 実施機関

(1) 市

遺体の捜索は、市長において労務者を雇い上げ、捜索に必要な機械器具等を借上げて実施するものとする。

(2) 県

市からの要請に基づき、遺体の捜索について関係機関との連絡調整に当たり、捜索作業が円滑に実施できるよう努める。

(3) 警察

警備活動に付随し、市が行う遺体の捜索に協力する。

2 捜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この捜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者のり 災場所が対象となるものである。

- 3 遺体の捜索期間
 - (1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。
 - (2) 上記期間内の捜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長(特別基準)の協議を行うものとする。
- 4 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

- (1) 借上費又は購入費 捜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で直接捜索作業に使用したものに限る。
- (2) 修 繕 費 捜索のために使用した機械器具の修繕費
- (3) 燃 料 費 機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、捜索作業を行う場合の照明用灯油代等

第2項 遺体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期にあるため、遺体識別等のための 洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救 助として、これらの処置を実施するものである。

- 1 遺体処理の内容
 - (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 遺体の識別のための処置として行う。
 - (2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所(寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設)に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

- (3) 検 案
 - ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。
 - イ 検案は、遺体の処理として行う場合は、救護班又は医師により行う。
- 2 遺体処理の方法
 - (1) 実施機関
 - ア市

遺体の処理は、市の火葬場で行う。

名 称	所 在 地
美祢市斎場(「ゆうすげ苑」)	大嶺町東分 3055 番地 1
美祢市船窪山斎場	美東町大田 11265 番地 4

- (ア) 遺体の処理(遺体の洗浄、縫合、消毒等) 救護班又は医師により行う。
- (イ) 遺体の収容及び一時保存

遺体収容所の候補地は次のとおりである。

施設名	所在地
美祢市大嶺高校記念体育館	大嶺町東分 11217 番地 1
美祢スポーツセンター	伊佐町伊佐 4885 番地
美祢市美東体育館	美東町大田 6221 番地
美祢市秋芳体育館	秋芳町秋吉 5357 番地

その他の施設に収容する際には、天幕、幕張り等の設備を整備の上、使用する。

- (ウ) 警察署による検視及び救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を 得て遺体収容所に輸送する。
- (エ) 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。

イ県

救助法が適用された災害の場合、遺体処理に必要な措置を行う。

- (ア) 遺体収容所へ救護班を出動させ、遺体の検案及びこれに必要な措置(市が実施する業務)を行う。このため、救護班の医療活動と検案との業務の仕分け等についてあらかじめ整理しておく。
- (イ) 市の行う遺体の輸送を含む全般的事項について、市及び関係機関と必要な連絡調整を行う。
- (ウ) 警察の協力を得て、行方不明者の捜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。
- ウ 日赤山口県支部

救助法が適用された災害の場合は、知事の委託に基づき救護班を派遣して、遺体の洗浄、 縫合、消毒等の処置を行う。

(2) 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打切ることができないときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間の延長(特別基準)を協議する。

(3) 遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用
- イ 遺体の一時保存のための費用
- ウ 検案に要する費用
 - (ア) 通常の場合は、救護班により実施するので費用は支出しない。
 - (イ) 一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。
- (4) 救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地以外の地域に漂着した場合の遺体については、法 適用地が社会的混乱のため、遺体の引き取りができない場合に限り、次により取り扱う。

- ア 遺体の身元が判明している場合
 - (ア) 県内の他の市に漂着した場合

当該地の市長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

(イ) 他の県内の市に漂着した場合

漂着地の市において処理されるものとし、その費用については、救助法 35 条の規定により求償を受ける。

- イ 遺体の身元が判明していない場合
 - (ア) 身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取扱うものとする。
 - (イ) 身元が判明せず、かつ、被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、 漂着地の市長が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

第3項 埋 葬

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施するものである。

- 1 実施機関
 - (1) 遺体の埋葬は、市が実施する。
 - (2) 県は、市が行う埋葬に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。
- 2 埋葬の方法等
 - (1) 埋葬の要件
 - ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者(災害の混乱の際に死亡したものであれば、直接災害により死亡したものに限らない。また、災害発生の日以前に死亡した者であって、まだ、葬祭が終わっていない者も含まれる。)
 - イ 災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合
 - (ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。
 - (イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
 - (ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
 - (エ) 埋葬すべき遺族がいないか又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。
 - (2) 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関(市長)が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。

埋葬は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の 違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

- ア 市は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場 に送付する。
- イ 市は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。
- ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処票」を整理の上引き渡す。
- (3) 身元不明遺体の遺骨の取り扱い
- ア 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し調査に当たるとともに、埋葬は土葬と する。
- ウ 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。
- エ 火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。警察は、市に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。
- (4) 埋葬の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長(特別基準)を協議する。

(5) 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲は、次による。

- ア 棺(付属品を含む)
- イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費及び輸送費を含む)
- ウ 骨つぼ及び骨箱
- エ 埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。
- (6) 必要施設の確保

毎年、市の火葬場処理能力の把握に努め、所要の整理を行っておくものとする。

(7) 体制の確保

市は、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、あらかじめ棺、 骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保しておく。

3 広域火葬計画

(1) 基本方針

広域火葬が必要となった場合には、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう 行動することを基本とし、山口県広域火葬実施要領に基づき、広域火葬を実施するものと する。

- (2) 処理体制等
 - ア 大規模災害時には、多数の埋葬を必要とすることから、県は、近隣市町等、関係者、 業界等との間に応援協力体制を整えておく。
 - イ 県は、山口県広域火葬実施要領に基づき市と連携した広域的な埋葬(火葬)に必要な 対応を行うほか、埋葬業者、その他の事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、 柩、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行う。また、関係部局等の協力による 搬送体制の確立を図るものとする。
 - ウ 県は、広域的な視点から、遺体の円滑な埋葬(火葬)を支援するため、厚生労働省の 火葬データベースを活用する。
 - エ 市は、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。

第3節 清掃計画

大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、市民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設の被害によるし尿処理も困難になることが想定される。このため、ゴミ処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項について定める。

第1項 ゴミ処理計画

【生活環境課】

- 1 実施機関
 - (1) 市

被災地域の廃棄物の処理及び清掃は、市が実施する。処理施設の名称及び位置は、次のとおりである。

版の行物次の歴色は、例のこれの方である。	
名 称	所 在 地
美祢市一般廃棄物最終処分場	美祢市大嶺町西分 2982 番地
美祢市リサイクルセンター	美祢市大嶺町西分 2982 番地
美祢市美東一般廃棄物最終処分場	美祢市美東町赤 3214 番地
美祢市秋芳一般廃棄物保管施設地	美祢市秋芳町秋吉 10811 番地
美祢市カルストクリーンセンター	美祢市秋芳町岩永下郷 10315 番地 6

- (2) 県(環境生活部廃棄物・リサイクル課)
 - ア 被災地域を管轄する宇部健康福祉センター(環境保健所)は、清掃対策に関する技術援助を行う。
 - イ 宇部健康福祉センター (環境保健所) 相互間、市町相互間及び関係団体の応援の調整、 指示を行うとともに、あらかじめ市と協議の上、市町相互間の補完体制を整えておくも のとする。
 - ウ 他県の応援を必要とする場合に備え、所要の体制を整備するものとする。
 - エ 県は、関係団体の応援を必要とする場合に備え、協力体制の確立及び機材等の所有状 況等所要の資料を整備するものとする。
- 2 ゴミ排出量の推定

災害発生時に処理するゴミは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものと がある。

そのうち、災害による発生分として排出されるゴミは、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り部材、建築物の破損、窓ガラス類及び屋外公告等の破損落下物が考えられる。

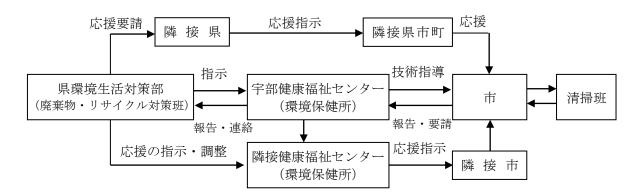
排出量については、おおむね次の数量を目安に、平常時における処理計画等を勘案しつつ作業計画、廃棄場所の確保を図る。

種別	推	推定排出量		
木 造 住 宅	1平方メートル当り	0.2トン		
鉄 骨 造 り	II.	0.07トン		
鉄筋コンクリート造り	II.	0.6トン		

3 処理体制

(1) 市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市、他県から人員及び資機材の応援を得て実施する。このため、市は、あらかじめ、民間の清掃関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受け入れ体制、作業手順等について所要の対策を講じておくものとする。

(2) 対策系統



4 ゴミ処理対策

ゴミ処理、収集は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める基準により行うことになるが、被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、緊急度等を勘案し、第 1 次対策、第 2 次対策、第 3 次対策に分けて実施する。ゴミ処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。

(1) 第1次対策

- ア 一般家庭から排出される生ゴミ、破損家財ゴミ等、生活上速やかに処理を必要とするゴミについては、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。
- イ ゴミ処理施設が被災することも考慮に入れ、処分場の確保を図る。その際、環境衛生 に支障のない公有地等を利用し、臨時ゴミ集荷場とするなどの対策を講じる。

(2) 第2次対策

ア 災害の付属物として排出される廃棄物は、粗大ゴミ、不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられる。このため、必要に応じて環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的 に積置きするなどの方策を講じる。

(3) 第3次対策

- ア 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物(以下「がれき」という。)については、上記2次対策終了後、速やかに次により計画的に処理をする。
 - (ア) 市は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を作成し、計画的な 処理を行う。
 - (イ) 県は、市の処理計画を取りまとめた全体処理計画を作成するとともに、必要に応じ、市の参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを推進する。
- イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者が行うこととし、市はこれらの者が廃棄する処理物に係る処分について、情報の提供、調整を行うものとする。 このため、生活衛生班は、地域ごとに処分場候補地の把握に努め、所要の資料の整理を しておくものとする。

(4) 清掃班の編成

ア 第1次対策に係る清掃班(1班)の編成基準

		/_ / /_/ / / / / / / / / / / / / / / /	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	種 別	数量	備考
運搬車	エ (トラック)	1台	※ 一班で1日20戸を処理する。
作業員	į	8~10 人	
所	スコップ		
要器	トビロ	作業員相応	
具	手ミ		

イ 第2次・第3次対策に必要な機材及び人員(1班編成)

区 分	数量	備考
大型ダンプ車	6	(1班の1日の作業量 192トン)
大型ブルトーザー	1	※ 次の条件による作業の場合(1) 搬出場所が往復1時間の場所にある
トラクターシャベル	1	(2) 積み込み作業に 10 分間を要する
バックホー	1	(3) 大型ダンプの積載量が 4 t (10t ダンプ×40%) と する。
作 業 員	3	(4) 稼働時間を8時間とする。

※機材には運転手及び操作員付きである。

ウ 必要機材、人員

被災家屋数及び1棟当たり廃棄物量をもとに積算

(5) 死亡獣畜処理

ア 牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。

イ 死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事(宇部健康福祉センター (環境保健所))の指示により処分するものとする。

(6) 放射性物質の処理

大規模災害時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取り扱いについては、他のゴミ、がれき等と同様な取扱をすることは極めて危険である。 このため、これの処理方法については、別に処理要領等を定め処理するものとする。

5 一般廃棄物の処理施設の復旧

市は、処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

第2項 し尿処理計画

【生活環境課】

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常のし尿処理が困難になることが 予想される。このため、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等における し尿処理について、必要な事項を定める。

1 実施機関

被災地域のし尿処理は、市が実施する。

2 し尿排出量の推定

し尿排出量は、一人1ヵ月約50リットルとして計算する。

3 し尿処理の方式

(1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で 収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も 多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に素掘式又は便槽付きの 仮設トイレを確保する。

(2) 家庭

水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水 等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3) 避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難所の状況により、素掘式又は 便槽付きの仮設トイレを確保する。

(4) 仮設トイレ

市は、仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備するものとする。

(5) 野外仮設トイレの設置

第3編 災害応急対策計画/第11章 保健衛生計画

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、おおむね次によるものとする。 対象人員 100 人当たり 小3、大2、女3 計8 注意事項

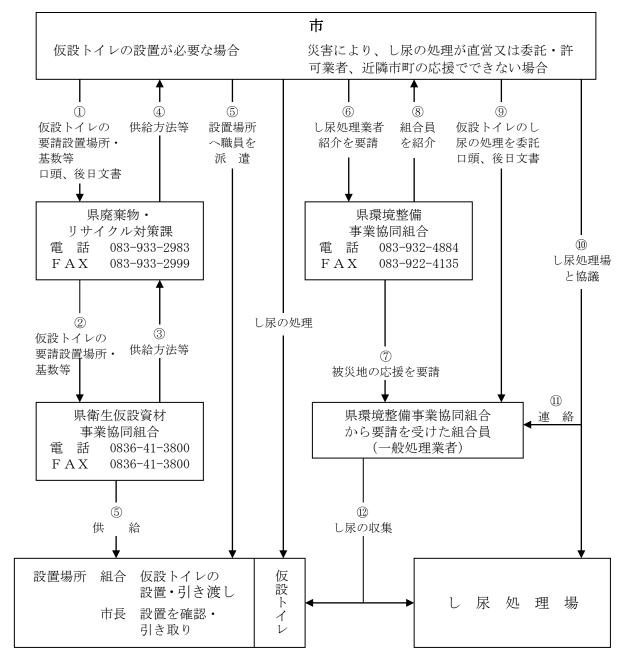
- ・ 立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、 閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没するものとする。
- ・ 迅速な建設を必要とすることから、工事担当課、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておくものとする。
- (6) 要配慮者への配慮

仮設トイレの設置等については、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮するものとする。

4 処理体制

市は、民間業者及び近隣市に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び近隣市等との間に、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておくものとする。

災害時における仮設トイレの供給要請等連絡体制



4 処理対策

- (1) 避難所、空地等の仮設便所のし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行うこととする。また、水洗トイレの使用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。
- (2) し尿処理班の編成

運搬車	作業員	1日処理戸数	備考
1台	3人	30 戸	バキュームカー 1.8 トン

(3) 大規模災害発生時においては、市の処理機能は、麻痺することを前提に、処理体制を構築しておくものとする。

第3項 障害物除去計画

【福祉課、建設課、生活環境課】

障害物の除去は、災害の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川等に運び込まれ、 市民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。このため、これらの 障害物の除去に必要な対応について定める。

1 住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が、住家等に運び込まれ、日常生活を営む上で支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するために実施するものである。

(1) 実施機関

- ア 救助法が適用された災害による障害物の除去は、市長が実施する。(救助法が適用され た都度、知事から委任)
- イ 県は、大規模災害発生の場合は、被害も広域、甚大となることから、関係機関との連 絡調整をし、除去活動が円滑に実施されるよう努める。
- (2) 障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

ア 対象者

被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者

- イ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- ウ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。
- エ 日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、便所等)に運び込まれた障害物 に限られること。
- (3) 障害物除去の方法
 - ア 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況(被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別)、市民税課税状況(非課税、均等割、所得割の別)、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

イ 除去作業の実施

- (ア) 市長が労務者、技術者を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。
- (4) 労力、機械等が不足する場合は、県(救助総務班)、隣接市からの派遣を求めるものとする。
- (ウ) 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化 を図るものとする。
- (4) 障害物除去の実施期間
 - ア 発生の日から10日以内とする。
 - イ 激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、知事は、 内閣総理大臣に対し特別基準(期間延長)の協議を行うものとする。
- (5) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第62条の規定に基づき、市が、除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去 を実施する。

第3編 災害応急対策計画/第11章 保健衛生計画

2 その他の障害物の除去

道路、河川等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、市、県、関係機関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。

特に、緊急啓開路線については、優先的に実施する。

機関名	対策
市	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力するものとする。
県 (土木建築対策部)	出先機関、市、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告 するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導、調整を行うとともに、 所管の道路上の障害物を除去する。
·	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について 道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進に協力するものとする。
中国地方整備局	所管する道路について県、市、関係機関等からの情報あるいは自らの 調査に基づき、障害物を除去する。
西日本高速 道路株式会社	所管する道路について県、市、関係機関等からの情報あるいは自らの 調査に基づき、障害物を除去する。

(2) 河川関係障害物除去計画

機関名	対	策
市	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の打 ついて障害物を除去する。	
県 (土木建築対策部)	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の打ついて障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害 するなどの措置をとる。	拠点として活用する施設等に

(3) 汚物

一般的には廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第12章 応急住宅計画

基本的な考え方

災害のため、住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の供与、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。

第1節 応急仮設住宅等の供与

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に収容されるが、避難所は、被災直後 の混乱時に避難しなければならない者を一時的に収容するものであるから、その期間は短期間 に限定される。これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、自己の資力では居住する住家 を確保できない被災者に対して市長(知事からの委任を受けた場合)は、救助法により応急仮 設住宅を供与する。

第1項 公営住宅等の確保

【建設課、福祉課】

1 公営住宅の確保

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な住居の安定を図るため、市及び県は、積極的に 市営住宅、県営住宅の確保に努める。

2 入居資格等

- (1) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。なお、この場合において高齢者、障害者等に配慮するものとする。
- (2) 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使 用許可として入居の許可を行う。
- (3) 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令、山口県営住宅条例及び美祢市営住宅条例(以下「公営住宅法等」という。)を準用する。
 - ア 入居期間は、原則として1年以内とする。
 - イ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。
 - ウ災害による暫定入居として公募除外対象とする。
 - エ 入居期間中の家賃及び敷金は免除する
- (4) 被災者か否かは、原則として市町が発行する当該地震に係る罹災証明書等により行う。
- (5) 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。
- 3 他の事業主体への要請
 - (1) 公営住宅の確保にあたっては、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。
 - (2) 独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保、提供を要請する。
 - (3) 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

第2項 応急仮設住宅の供与

1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事(委任を受けた市町長)は、救助法の規定に基づき建設(以下「建設型応急仮設住宅」という。)又は民間賃貸住宅等を借上げ(以下「借上型応急仮設住宅」という。)ることにより応急仮設住宅を供与する。

- 2 応急仮設住宅に収容する罹災者の条件
 - (1) 住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等
 - (2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者 これについては、具体 的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を 例示すれば、次の とおりである。
 - ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産がない失業者

- ウ 特定の資産がない未亡人、母子世帯
- エ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障害者
- オ 特定の資産がない小企業者
- カ 上記に準ずる経済的弱者等
- (3) 災害時に、現実に救助法適用市町に居住していること。(被災地における住民登録の有無は問わない。)
- 3 対象者及び入居予定者の選定
- (1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市町長が行う。
- (2) 入居資格については、2「応急住宅に収容する罹災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等災害時要配慮者世帯に配慮すること。
- (3) 市長は、民生委員の意見を聴くなど罹災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。
- (4) 入居者の決定は、市町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。
- 4 応急仮設住宅の管理等
- (1) 建設型応急仮設住宅
- ア 県 (厚政課)が市に委託し、市長が公営住宅に準じて維持管理する。
- イ 供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。
- (2) 借上型応急仮設住宅
- ア 県(厚政課)が民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。
- イ 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。
- ウ 県(厚政課)は、入居契約等転貸借に関する事務を市に委任する。

第3項 建設型応急仮設住宅

1 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市長に委任して実施する。

- 2 建設場所の選定
- (1) 建設場所は、あらかじめ市が選定した建設候補地から建設地を決定する。
- (2) (1)の候補地で不足する場合には、市が公有地等を優先して建設敷地を決定する。なお、 公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市との 間に土地賃貸借契約を締結するものとする。
- (3) 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場(一次集積所、二次集積所) と調整を図るものとする。
- (4) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能であることから、国の協力を得て確保する。(国有財産法第22条)
- 3 建設方法
- (1) 県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。
- (2) 県が建築業者に請負わせて建設する。
- (3) 県は、市において建設することが適当と認めたときは、市に対し設計図書等を示すものとする。
- (4) 建設に関して、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会の協力を求めるに当たっては、両協会との協定書に基づいて行うものとする。
- (5) 建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。
- 4 建設基準
- (1) 延べ床面積1戸当たりの床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して 増減することができる。
- (2) 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。 入居予定者の状況 によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。
- (3) 同一敷地内又は隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
- (4) 高齢者、障害者、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

5 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。(救助総務班と住宅班が協議して定める。)

- 6 建設期間
- (1) 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (2) 災害の状況により、20日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準(着工の延長)の協議を行う。

第4項 借上型応急仮設住宅

被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから民間住宅の確保に努める。民間賃貸住宅の確保に関して、(一社)山口県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会山口県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。

第5項 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、 旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障害者等の要配慮者の一時収容先として確保に努 める。

第2節 被災住宅の応急修理

【建設課、福祉課】

第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件

災害発生によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者

第2項 対象者の調査及び選定

市が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市が発行するり災証明書に基づき県が選定する。場合によっては、市に選定事務を委任する。

第3項 応急修理の方法、基準

- 1 応急修理の方法等
 - (1) 市長が、建設業者に請負わせるか又は市直営工事により行う。
 - (2) 応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分(居室、炊事場、便所等)に限るものとする。
 - (3) 他の者が行う応急修理は排除しない。
 - ア 家主が借家を修繕する場合
 - イ 親類縁者の相互扶助による場合
 - ウ 会社が自社所有の住家(寮、社宅、飯場等)を修繕する場合
- 2 修理の期間
 - (1) 災害発生の日から1ヵ月以内に完成させるものとする。
 - (2) 1ヵ月の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事(厚政課)は、内閣総理大臣に特別基準(期間延長)の協議を行う。

第3節 公営住宅の応急修理

【建設課】

被災した公営住宅については、各管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。公営住宅の応急修理については、救助法の適用はないものであること。

第 13 章 水防計画

基本的な考え方

洪水により水害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防体制について定めるものとする。

第1節 計画の目的及び性格 【建設課】

第1項 目 的

洪水による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減するため、市(水防管理団体) 並びに県及び県の関係出先機関の水防に関する業務の分掌、情報通信の連絡系統及び水防活動 の基準等を明確にし、災害時における水防機能の円滑を期することを目的とする。

この章で定める水防計画は、災対法(昭和36年法律第223号)に基づく県地域防災計画に準じ、水防法(昭和24年法律第193号)第7条第1項の規定に基づく水防計画として位置づけられるものである。

なお、この章において、「法」とは水防法をいう。

第2節 水防実施機関の業務及び責任

【建設課】

第1項 市一水防管理団体(法第3条)

市は、水防の第一次的責任を有する地方公共団体として、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

1 組織、連絡系統等の整備

市は、円滑な水防活動が行われるよう、消防機関及びため池管理者の組織、連絡系統等を整備しておくものとする。

(注) 市は、水防の第一次的責任を有するものとして水防管理団体という。水防管理団体である市の長を水防管理者という。

2 浸水想定区域の指定

洪水予報河川及び水位(情報)周知河川について、知事が指定した浸水想定区域(計画規模及び想定最大規模)をその区域に含む市長は、市地域防災計画において、洪水予報及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるとともに、浸水想定区域内に地下街等又は高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設若しくは大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)がある場合については、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の伝達方法を定めるものとする。

また、住民に周知させるため、これらの事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第7条第1項の土砂災害警戒区域を含む市にあっては、同法第8条第3項に規定する事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他必要な措置を講じなければならない。(法第 15 条)

第2項 県(法第3条の6)

県は、県の区域内の水防管理団体が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。知事が指定した河川及び海岸について水防警報を行うことをはじめ、洪水により重大な損害を生じるおそれのある河川(洪水予報河川)を気象庁長官と協議して指定し、共同して洪水予報を行うとともに、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川(水位(情報)周知河川)について、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定め、水位情報を通知する。また、緊急の際の立ち退きの指示あるいは水防に要する資材の融通などを通じて、市が十分な水防活動を実施でき、効果を発揮するために必要な事務を行う。その他、洪水予報河川及び水位(情報)周知河川について、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。

第3項 県の関係出先機関

現地における状況を的確に把握し、県庁の水防関係各課及び水防管理団体と密接な連絡を保つとともに、県庁の水防関係各課の指示を受けて、水防管理団体が実施する水防活動を指導応援する。

第4項 気象庁下関地方気象台(法第10条、第11条)

気象等の状況により、洪水のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所及び県に通知する。また、知事が気象庁長官と協議して指定した河川について、県と共同して洪水予報を行う。これらを必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。

第5項 (都道府県) 大規模氾濫減災協議会の構成員の責務(法第15条の9,第15条の10)

国土交通大臣により組織された大規模氾濫減災協議会または知事により組織された都道府県 大規模氾濫減災協議会の構成員は、当該協議会で協議が調った事項について、その協議の結果 を尊重しなければならない。

第6項 ため池管理者の責務

ため池管理者は、水害が予想されるときは、当該ため池のある地域の水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉の開閉を行わなければならない。

第7項 居住者等の水防義務 (法第24条)

当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関(市の消防本部、消防署、消防団並び消防職員及び消防団員の養成機関をいう。以下この計画において同じ。)の長が、水防のためにやむを得ない必要があって命じた水防活動に従事しなければならない。

第3節 職員の配備体制及び所掌事務

【総務課、建設課】

第1項 配備体制の種類

水防に関する職員の配備体制は、第3編第1章「応急活動計画」に定めるところにより、第1警戒体制、第2警戒体制、第3警戒体制、第4非常体制とする。

配備区分	配備基準	体制の内容	配備課	人数
第1	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雪警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 の一つ以上が発表されたとき。	 ・災害の発生を防止するため、必要な準備の開始及び気象情報の収集活動を主とする体制 ・第2警戒体制発令時に直ちに参集できる体制 	・各部長が必要と認める課	・各部長が 必要と認 める人員
第2	・大雨警報・洪水警報の一つ以上が発表されたとき。	・防災に 関災に 関災に 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大	・総務課 ・建設課 ・農林課 ・福祉課 ・各総合支所 ■状況にごでででいる。 ・商工労働課 ・監理課 ・教育課 ・整育総課 ・生涯学習スポーツ 推進課	・2人・2人人人人・1人人の長と人・1そ部要る・必要る・必要る・必要る

		制に移行できる体制	・各出張所・公民館 ・その他各部長が必 要と認める課	める人員
第3	・大雨警報 ・洪水警報 の一つ以上が発表され、市内には発生し、災害が発生し、災害が発生し、災害発生し、災等がら判断する。)があると位を超えたとき。② 北砂災害降市危険度がががなとき。② とも風の上陸が明れななとものときが得にしたときなど。 ④ 最そのれるときなど。 ⑤ ないのれるときなど。 ⑥ 発令したときなど。	・ 地名 では、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・総地デ商福建第 ・地デ商福建育習総出別すの務光育理設 ・興ル働・大学を各出別でののでは、 ・大学のでは、 ・ため、 ・大学のでは、 ・大学ので ・大学ので ・大学ので ・大学ので ・大学の ・大学の ・大学の ・大学の ・大学の ・大学の ・	・各部長が認める人員
第4 非常体制 【策书》 【策书》 【策书》 【第二章 】 【第二章 】 【第二章 】 【第二章 】 第二章	・大が発展、表風雪、大が変ない。 ・大がずれたき。 ・気象情報等の有無に関りり現及そのない。 ・気象情地的では、から。 ・気をでしている。 ・気をでいるができないででできないでできないできる。 ・大ががれたとものである。 ・大がずれたとものである。 ・大がでのである。 ・大ができないができないである。 ・大ができる。 ・大がである。 ・大ができる。 ・大ができる。 ・大がである。 ・大がである。 ・大がである。 ・大がである。 ・大がである。 ・大がである。 ・大がである。 ・大がである。 ・大がである。 ・大がである。 ・大がである。 ・大がである。 ・大がである。 ・大がである。 ・大がである。 ・大がである。 ・大がである。 ・たがでかながなななななななななななななななななななななななななななななななななな	・災害対策本部体制 ・全庁体制による災害 予防・応急対策を実 施する体制	・全部局	・ ・ 必る ※外の自 ・ ・ 必る ※外の自

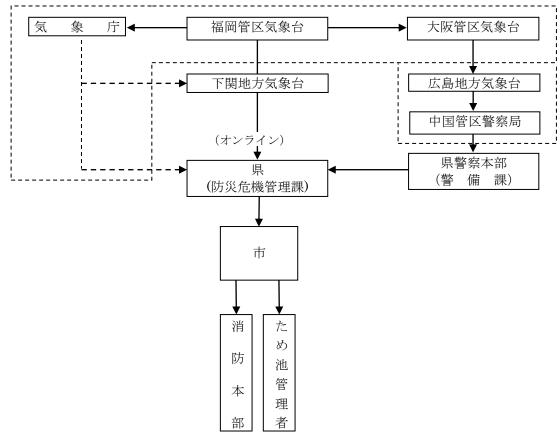
第2項 配備体制の解除

気象警報・注意報が解除されるなど、配備体制の原因がなくなったときは、配備体制を解除する。ただし、市長が継続配備の必要を認めて指示した場合を除く。

第4節 気象状況等の連絡系統

【総務課、建設課】

水防に関係のある気象警報・注意報等の連絡系統は、次のとおりとする。

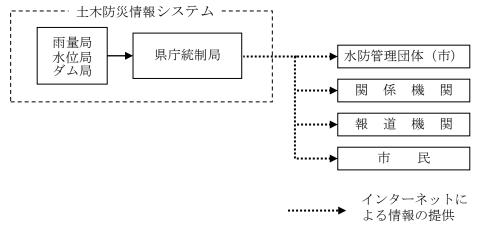


第5節 水位、雨量等の連絡系統 【建設課】

第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡

- 1 雨量、水位、ダム諸量の把握
- 市は、宇部土木建築事務所より雨量、水位等の情報を集め、随時状況を把握する。
- 2 県土木防災情報システムによる情報の提供

雨量、水位の情報は、県土木防災情報システムを通じて、市、関係機関、報道機関及び市民 に提供される。



第6節 水位の通知及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の通知 【総務課、建設課】

第1項 水位の通報(法第12条第1項及び第2項)

第3編 災害応急対策計画/第13章 水防計画

水防管理団体(市)及び国又は県は、水防待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報する。また、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときはその水位の状況を公表することとなっている。

市内各河川の水防団待機水位(通報水位)から氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)までの指定は、以下に示すとおりである。

河川名		厚狭川		大田川	厚東	到	
水位局		美祢大橋	東厚保	西厚保	綾木	岩永	信高橋
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	避難指示発令の目安のひ とつとなる水位	4.60m	5. 10m	4.60m	3.30m	3. 60m	1.60m
避難判断水位	(設定なし)	(設定なし)	(設定なし)	(設定なし)	(設定なし)	(設定なし)	(設定なし)
氾濫注意水位 (警戒水位)	高齢者等避発令の目安の ひとつとなる水位	3. 00m	3. 70m	3. 20m	2.60m	2. 20m	1.50m
水防団待機水位 (通報水位)	消防機関の出動準備の目安 となる水位	2. 00m	2. 20m	1.80m	1.60m	1. 70m	1. 00m

第2項 氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) の通知 (法第13条)

1 水位情報の内容

知事は、それぞれ指定した河川(水位(情報)周知河川)について、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定め、河川の水位がこれに達したときは関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

2 都道府県が行う水位情報の通知(法第13条第2項)

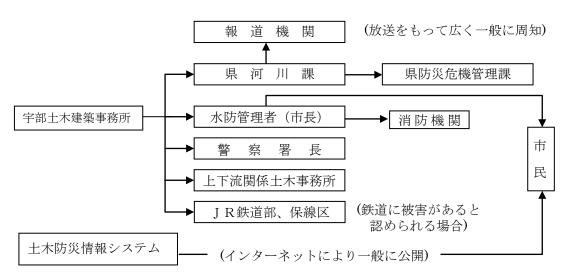
県が指定する河川について、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定め、河川の水位がこれに達したときは市長に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知される。

(1) 水位(情報)周知河川

水防警報を発する指定河川から洪水予報を行う河川以外は、氾濫危険水位(洪水特別警戒 水位)を定める河川とする。

(2) 氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) の伝達

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおりとする。



(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の伝達方法

宇部土木建築事務所は、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を通知するときは、水位(情報)周知用紙をファクシミリで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。一般

加入回線が途絶えている場合は、防災行政無線(地上系)などを利用し、伝達するものとする。

水防管理者(市長)は、通知された氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を、告知放送(IP通信網)、広報車、防災メール等を活用して、市民に対し周知を図る。

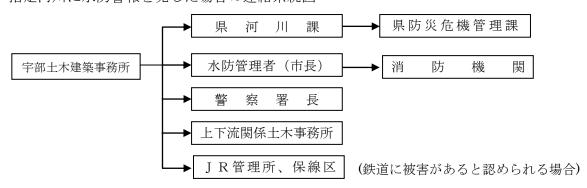
第7節 水防警報(法第2条、第16条) 【建設課】

知事は、それぞれ指定した河川、ダム湖について、洪水よって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防警報を発表する。

1 知事が発する水防警報

知事が発する水防警報は、宇部土木建築事務所が発するものとし、下表により関係機関に通報される。

(1) 指定河川に水防警報を発した場合の連絡系統図



(2) 水防警報の伝達方法

宇部土木建築事務所は、水防警報を発するときは、水防警報用紙をファクシミリで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。一般加入回線が途絶している場合は、防災行政無線(地上系)などを利用し、伝達するものとする。

(3) 水防警報の種類、内容及び発令時期

河川については、次の水防警報を発する。

種類	内容	発 令 時 期
待機	水防要員の足留めを警告するもので状況 に応じて速やかに活動できるようしておく 必要がある旨を警告するもの	気象、河川状況等からみて必要と認められる とき。 特別な事情のない限り、発令しない。
準備	1 水防資器材の点検、整備 2 逆流防止水門、ため池等の水門の開閉 準備 3 河川、その他危険区域の監視 4 水防要員の配備計画等のための水防準 備を通知するもの	河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、なお上昇し氾濫注意水位(警戒水位)に達するおそれがあり出動の必要が予測されるとき。
出動	1 水防要員の警戒配置 2 水防作業の実施等のため水防要員の出 動を通知するもの	1 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき。2 危険箇所等を発見し、災害が起こることが予想されるとき。
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示 し、必要により、危険箇所について必要事 項を指摘するもの	増水の状況を通知するとき、又は災害の起こ るおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの	1 河川の水位が氾濫注意水位 (警戒水位) 以

(4) 水防団待機水位 (通報水位)、氾濫注意水位 (警戒水位) (法第12条) 水防警報等の発表の指標として、水防団待機水位 (通報水位) 及び氾濫注意水位 (警戒水位) を定める。

第8節 水防活動 【建設課、消防本部】 第1項 安全確保

水防活動は原則として複数人で行うものとし、洪水においても消防団又は消防機関自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等により、消防団又は消防機関自身の安全を確保しなければならない。

第2項 重要水防箇所

資料編参照

第3項 水防措置

1 非常警戒

水防管理者(市長)は、水防警報が発せられた後、水防警報が発せられた河川はもとより「水防警報区域」及び「重要水防箇所」に掲げる区域の監視、警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに宇部土木建築事務所に通報するものとする。

2 警戒区域の設定(法第21条)

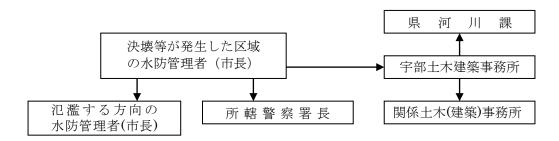
水防管理者(市長)は、水防上緊急の必要がある場合においては、水防作業等の円滑を図るため、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができるものとする。

3 警察官の派遣要請(法第22条)

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を 求めることができる。

4 決壊の通報(法第25条)

水防管理者(市長)は、堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに次の図により関係者に通報するものとする。



第4項 出動及び水防作業

1 出動

水防管理者(市長)は、次の場合に直ちに消防本部をあらかじめ定めた計画に基づき出動させ、警戒配置につかせるとともに、適当な水防作業を行うものとする。

第3編 災害応急対策計画/第13章 水防計画

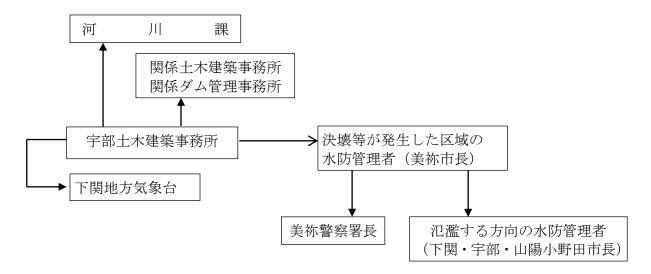
- (1) 出動を要する水防警報が発せられたとき。
- (2) 洪水予報が発せられたとき。
- (3) 河川等の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測されるとき。
- (4) 堤防の異常を発見したとき。
- 2 水防作業

水防管理者(市長)は、平素から水防実施関係者に水防工法等を習熟せしめ、非常事態においても最も適切な水防作業が即時に実施できるよう努める。

第5項 水防管理団体等相互の協力

- 1 河川管理者の協力
 - 河川管理者中国地方整備局長及び山口県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。
- (1) 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供
- (2) 関係者に対する決壊・漏水等の通報

<連絡系統図>



- (3) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (4) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川 管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

2 水防管理団体相互の応援、協力

水防管理団体(市)が他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の 水防に支障のない範囲で、作業員及び必要な資材器具を応援しなければならない。したがって 隣接水防管理者とあらかじめ協議して応援要領を定め、非常の際、水防活動が円滑迅速に行わ れるよう努めなければならない。

第6項 立退きの指示

1 避難

避難のための具体的な措置は、第3編第5章「避難計画」に定めるところによる。

2 立退きの指示

洪水等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者(市長)は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示するものとする。

第7項 水防体制の解除

水防警戒の必要がなくなり、水防体制を解除した場合は、水防管理者(市長)はその旨を一般に周知させるとともに、宇部土木建築事務所を通して県河川課に報告するものとする。

第8項 輸 送

1 県の設備による輸送

水防上必要がある場合、宇部土木建築事務所は、「水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表」に掲げる車両等を使用し、水防管理団体(市)の応援にあたるものとする。

2 他の機関の設備による輸送

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、第3編第8章「緊急輸送計画」に定めるところによる。

第9項 水防てん末報告

1 水防管理団体の報告

水防管理団体(市)が水防活動を行ったときは、水防活動終了後5日以内に宇部土木建築事務所を経由して、県河川課経由で知事に報告するものとする。

2 宇部土木建築事務所の報告

宇部土木建築事務所が水防活動を行ったときは、水防管理団体(市)の報告書に準じて作成し、水防活動終了後10日以内に県河川課経由で知事に報告するものとする。

第9節 公用負担

【建設課】

水防法に定める公用負担については、次によるものとする。

第 1 項 物的公用負担(法第 28 条)

水防管理者(市長)、消防本部長は、水防のための緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができるものとする。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木、その他資材の使用、収用
- 3 車両、その他運搬用機器の使用
- 4 排水用機器の使用
- 5 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記 1 から 4 (2 における収用を除く。)の権限を行使することができる。

第2項 人的公用負担(法第24条)

水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、その水防管理団体(市)の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができるものとする。

第3項 損失補償及び損害補償

物的公用負担により損失を受けた者又は人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、法第28条及び第45条に規定するところによるものとする。

第 10 節 水防標識・水防信号・身分証票 【建設課】

第1項 水防標識(法第18条)

第3編 災害応急対策計画/第13章 水防計画

水防のため出動する優先通行車両の標識は次のとおりである。



- 1 標識の大きさは、縦15センチメートル、横21センチメートルとする。
- 2 標識の材質は、紙製又はプラスチック製とする。
- 3 地色は白色とし、記号は赤色とし、文字は黒色とする。

第2項 水防信号(法第20条)

知事の定める水防に用いる信号は次のとおりである。

	発信の方法種類	警鐘による場合	サイレンによる場合			
警戒信号	氾濫注意水位 (警戒水位) に達したことを知らせるもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 ○- 休止 ○- 約15秒 約5秒 休止 ○-			
出動信号	消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○休止 ○-○-○休止 ○-○-○	約15秒 約5秒 約15秒 ○- 休止 ○- 約5秒 約15秒 休止 ○-			
総出動信号	必要と認める区域内の居住者 で水防活動ができる者の全員 が出動すべきことを知らせる もの	〇一〇一〇一〇休止	約30秒 約5秒 約30秒 ○- 休止 ○-			
避難信号	必要と認める区域内の居住者 に対し避難のため立ち退くべ きことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○- 休止 ○-			

- 1 信号は、適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

第3項 身分証票(法第49条)

水防計画を作成するため必要な土地に立入る場合に携帯提示する身分証票は次のとおりである。

(表)

第 号

水防公務証

所 属

職氏名

上記の者は、水防法 (昭和24年法律第193号) 第49条 第1項の規定により立入りをする者であることを証明しま す。

> 年 月 日発行 美祢市長

印

(裏)

水防法抜粋

(資料の提出及び立入り)

第49条 知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、消防団長、消防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 県の職員、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第11節 水防訓練

【建設課】

水防管理団体(市)は、毎年1回以上訓練を実施し、水防技術の向上を図るとともに、水防 組織の整備点検を行うものとする。

この水防訓練は、市及び県防災計画に定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えないものとする。

第 12 節 水防協力団体

【建設課】

第1項 水防協力団体の指定(法第36条)

水防管理者(市長)は、民法第34条の法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定 非営利活動法人であって、次項に規定する業務を行うことができると認めるものを、その申請 により水防協力団体として指定することができる。

第2項 水防協力団体の業務(法第37条)

水防協力団体は次の業務を行う。

- 1 消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力
- 2 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 3 水防に関する調査研究
- 4 水防に関する知識の普及、啓発

第14章 災害警備計画

基本的な考え方

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、陸上における災害の発生を防御し、 又は災害の拡大を防止するため、早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対 策を実施して、生命、財産の保護並びに社会秩序の維持に当たる。

第1節 陸上警備対策

【警察】

第1項 警備体制(災害警備実施計画)

1 職員の招集・参集

職員は、県内に災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集するものとする。

- 2 警備体制の種別
 - (1) 第1次体制

大雨、暴風、洪水等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して 被害の発生が予想されるとき。

(2) 第2次体制

大雨、暴風、洪水等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して 相当の被害の発生が予想されるとき。

(3) 第3次体制

大雨、暴風、洪水等により、大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき。

3 警備本部の設置

県内に警戒体制及び非常体制を要する災害が発生した場合は、県警察本部及び関係警察署に 所要の災害警備本部を設置する。

県に災害対策本部が設置された場合には、災害警備本部は、県本部の公安部としての活動を 実施する。

4 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備計画の定めるところによる。

第2項 警備対策(災害警備実施計画)

大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

- 1 情報の収集等
 - (1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。

(2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互の災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

- 2 救出救助活動等
 - (1) 機動隊等の出動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。

また、被害の状況により他都道府県警察の警察災害派遣隊の応援を要請する。

(2) 警察署等における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、 被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配意する。

(3) 行方不明者の捜索等

第3編 災害応急対策計画/第14章 災害警備計画

行方不明者の捜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

3 避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、市等関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。また、障害者等の要配慮者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配意する。

4 危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに、災害発生の有無について調査を行う。また、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周囲住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

5 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確保

災害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

(2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

(3) 緊急交通路等機能の確保

ア 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通 規制の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災 害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の3に基づき、 その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期 機能回復措置を講じるものとする。

6 遺体捜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、市が行う遺体の捜索に協力する。また、医師等との連携に 配意し迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

7 二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について市災害対策 本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。

8 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

9 災害情報等の伝達

(1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

(2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口の設置等を行う。

また、避難所等の被災者の不安を和らげるため移動交番の開設、警察官の立寄り等の活動も推進する。

10 通信の確保

災害により被害が発生し又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

第 15 章 要配慮者支援計画

基本的な考え方

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。

このため、避難誘導、避難所の運営、保健福祉サービスの実施など、要配慮者に配慮する必要のある事項について定める。

第1節 避難誘導・避難所の管理等

【総務課、福祉課、生活環境課、関係各課】

市は、避難計画の実施に当たり、次の事項に留意し、要配慮者に配慮した避難誘導等を行う。また、高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

第1項 避難誘導

1 避難指示等の伝達

避難指示等を行う市長は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等への伝達や夜間に おける伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。また、 地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客等にも配慮するものとする。

2 避難誘導の方法

避難指示等が発令された場合、市は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、市民を避難所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先して 避難誘導する。

3 移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては、車両等による移送に配慮する。

4 避難行動要支援者名簿の活用

市は、避難行動要支援者名簿の情報を避難支援者等に関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第2項 避難所の設置・運営

市は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

県は、市からの応援要請に基づき、広域的な福祉支援を実施する。

- 1 避難所の管理
 - (1) 避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等の把握に努めるとともに、平常時に把握している要配慮者台帳、在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障害者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。
 - (2) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約 筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相 談窓口を設置する。

介護職員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。

- (3) 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や健康状態の把握に十分配慮する。また、男女のニーズの違い等、多様な主体の視点等に配慮するものとする。
- (4) 自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者等への情報が徹底されるよう努める。とりわけひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

- (5) 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。
- (6) ペット等がいる場合は、飼い主の責務として、同行避難や適正な管理に努め、避難時においても、飼い主が自らの責任でペットを飼育する。(ペット用の餌等も飼い主が準備する。)なお、避難所の居住部分には、原則としてペットの持込みは禁止し、ペットは敷地内の屋外にスペースを設けて飼育するなど、関係機関や関係団体と協議の上、適切に対応する。
- 2 被災者の他地区等への移送

要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者、妊産婦等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。また、外国人旅行者を含む観光客等の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

第3項 生活の場の確保

高齢者、障害者等の避難生活のハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、 次のような応急住宅の確保に努める。

- 1 応急仮設住宅の建設・供与
 - (1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。
 - (2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦世帯等に配慮する。
- 2 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、市は、その確保に努める。

3 宿泊施設の確保

宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

第2節 保健・福祉対策

【福祉課、健康増進課】

災害時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障害者 等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。また、避難生活 では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、市は、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

第1項 実施体制の確保

災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

1 市の体制

市は、災害救助業務等に並行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、保健・福祉に係る応急対策を実施する。

この場合、必要に応じ県又は他の市町等への応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

2 県の体制

県は、市からの要請に応じ福祉関係職員を派遣するとともに、相談援助業務等に支障が生じるおそれがある場合は、国又は他の都道府県、更には、各種施設・協議会関係団体の職員派遣等の協力要請を行う。

第2項 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、市は、保健師による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

- 1 市の保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導
- 2 宇部健康福祉センター等におけるメンタルヘルスケア
- 3 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの早期実施

第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、 市は、他県等の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢 者、障害者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービスを実施す る。

1 要配慮者の把握等

市は、発災後直ちに福祉関係職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、 介護等の必要な高齢者、障害者、更には家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握 調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受 付等を行う。

この場合、社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を活用して行う要配慮者支援システムによる訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等の連携を図る。

- 2 福祉サービスの提供
 - (1) 市は、介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。
 - (2) 県は、市との連携のもとに、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入れの可能性を探るとともに、保育所や養護施設等への緊急受入れ、ホームステイや里親への委託等の保護を行う。

また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。

- (3) 市は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等 へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊 急に整備する。
- 3 情報の提供

市は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、 掲示板、パソコン、ファクシミリ等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、 手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

また、視覚障害者、聴覚障害者については、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

4 生活資金等の貸付

市は、県を通じて、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付(小口資金貸付制度)の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。

また、生活福祉資金の災害援護資金、母子福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災社会福祉施設は、市、県の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等のための速やかな対応を行う。

第3編 災害応急対策計画/第15章 要配慮者支援計画

1 入所者等の安全確保

- (1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。
- (2) 発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、供電、給食等の施設設備の安全を確認する。
- (3) 市は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

2 要配慮者の受入れ

(1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペース などを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障害者等 の緊急一時受入れを行うものとする。

なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は市に対し、支援を要請する。

市は、これら社会福祉施設の対応を支援する。

(2) 被災地以外の地域の施設は、市の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力するものとする。

第 16 章 ボランティア活動支援計画 基本的な考え方

大規模災害時には、市、県及び防災関係機関の救助活動に併せ、一般市民の協力を必要とする。また、一方において、被災を免れた市民等から被災地の救援活動への参加も予想される。

これらの者の善意を救助活動等に効果的に活かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。

このため、災害時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア (個人・団体) の活動が円滑かつ効率的に行えるよう、その支援計画について定める。

第1節 一般ボランティアの支援体制 第1項 市、県社会福祉協議会の対応

大規模災害発生時には、次のとおり、ボランティア活動支援体制のための体制を確立し、県、 市災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

1 県災害ボランティアセンターの設置

県社会福祉協議会内に県ボランティアセンターを設置し、現地センターが救援活動に専念できるよう、県・市災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。また、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合には、必要に応じ、当該ブロックごとに、現地センターの活動を支援する広域支援センターを設置し、必要な支援を行う。

- (1) ボランティアの募集及び派遣
- (2) ボランティアコーディネーター等の応援要請及び派遣
- (3) ボランティア募集のための広報
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等
- (5) その他関係団体、NPO 等による救援活動の支援調整など
- 2 現地センターの設置

被災地に近接する市の社会福祉協議会内に、ボランティア活動の第一線の拠点として現地センターを設置し、市災対本部と連携を図りながら、被災地でのボランティアの活動支援を行う。 また、大規模かつ広域的な災害が発生し、当該現地センターが被災等によってその機能が十分に発揮できない場合には、必要に応じ、他の市町社会福祉協議会との現地センターの協同設置や民間支援組織等との協働運営を図るなど、適切な活動支援体制の構築に努める。

- (1) 被災者ニーズの把握
- (2) 具体的な活動内容の指示
- (3) ボランティア活動に必要な資機材等の提供等
- (4) ボランティアの募集及び受付
- 3 その他の市町ボランティアセンター

被災地以外の市町社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び現地センターへ必要な 支援を行う。

- (1) 県内ボランティアの募集
- (2) コーディネーターの派遣
- (3) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・集積等

第2項 市民活動支援センター、県民活動支援センターの対応

市民活動支援センターは、市・県災害対策本部、市・県ボランティアセンターとの連携を図りながら、必要な支援を行う。

第3項 市、県の対応

災対本部にボランティア担当窓口を設置し、県災害ボランティアセンター、現地センターと 一体となって、ボランティアの活動支援を行う。

- 1 市の対応
 - (1) 県、現地センター、各応急対策部との連絡調整
 - (2) 被災地ニーズの把握

第3編 災害応急対策計画/第16章 ボランティア活動支援計画

- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他現地センターの運営や活動に対する必要な支援

2 県の対応

- (1) 国、他県、市町、県民活動支援センター、救援センター、各応急対策部との連絡調整
- (2) 被災地ニーズ等の情報収集
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 広域的な活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

第4項 関係団体、NPO 法人、民間企業等の対応

ボランティアや県災害ボランティアセンター、現地センターの円滑な活動を支援するため、 専門人材の派遣や資機材の提供など、必要な支援を行うとともに、平時からの連絡体制の構築 に努める。また、民間企業等において、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、 できるかぎり配慮に努める。

第2節 専門ボランティアの支援体制

第1項 市の対応

市は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもな お必要な人員が不足する場合、県災対本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣さ れたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第2項 県の対応

専門ボランティア関係各班は、市からの要請により、あらかじめ登録され、あるいは、県ボランティアセンターを通じて、新たに登録された専門ボランティアの派遣、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第3項 県社会福祉協議会の対応

県ボランティアセンターは、一般ボランティアの登録に併せ、専門ボランティアの登録を行うとともに、登録内容を県災害救助部救助総務班に報告し、救助総務班は関係各班に報告する。

第17章 応急教育計画

基本的な考え方

大規模災害発生時には、幼児、児童生徒、学生(以下「児童生徒等」という。)の生命、身体 の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

幼稚園、小中学校、高等学校(以下「学校等」という。)は、多数の児童生徒等を預かってお り、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、 教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

このため、学校等における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。

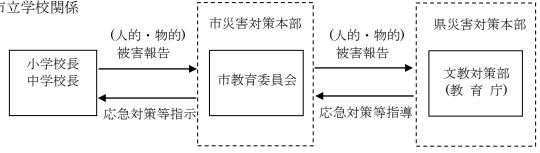
第1節 文教対策

【教育委員会】

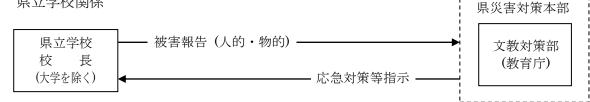
災害時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事 項を実施する。

第1項 文教対策の実施

- 1 文教対策実施系統図
 - (1) 市立学校関係



(2)県立学校関係



私立学校関係 (3)



被害報告の内容 2

(1)	被害報告の種別	 ・災害速報 ・公立学校人的被害に関する報告 ・公立学校物的被害に関する報告(施設、教科書等) ・要保護準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告 ・県立学校生徒等被害調査報告 ・特別支援学校児童生徒被害調査報告 ・私立学校人的被害に関する報告 ・私立学校物的被害に関する報告 ・学校給食関係被災状況調査報告 ・教職員住宅被害報告
(2)	報告者、報告系統	第1項1「文教対策実施系統図」によるものとする。
(3)	学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

第2項 児童生徒等の安全対策

市教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施してきたが、更に次の視点に立った取り組みを推進していく。

取り組みの主な視点

- ア 様々な災害を想定した安全教育の年間指導計画の作成
- イ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ウ 教職員に対する安全教育の充実
- エ 通学路の安全点検
- オ 家庭・地域社会との連携を一層密にした安全教育指導と体制づくり
- カ 集団生活を行う上での基本的生活習慣の確立と自主性の涵養
- キ 災害に対する年齢相応のボランティア活動の推進
- ク 学級活動 (ホームルーム活動) 等において、自他の生命を尊重する態度を育成し、安 全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

市教育委員会は、所管する学校について、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の 確保について、必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

ア 学校における災害応急対策計画の策定指導

市教育委員会は、校長に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するとともにその計画について、児童生徒等、教職員、保護者に周知するよう指導する。

応急対策計画の主な項目

- (ア) 学校の防災組織と教職員の任務
- (イ) 動員計画(勤務時間外における連絡、非常招集の方法)
- (ウ) 情報活動(情報組織、情報の収集、伝達、広報活動)
- (エ) 関係機関(県・市教育委員会、警察署、消防署(団))及び保護者への連絡体制
- (オ) 避難誘導(避難先、避難ルート、避難時刻、避難誘導責任者、避難方法、避難先での留意事項)
- (カ) 実験・実習中の対策
- (キ) 火元の遮断と初期消火活動
- (ク) 救護活動(児童生徒等、避難者)
- (ケ) 応援活動(被災者への応援協力)
- (コ) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- (サ) 特別支援学校及び寄宿舎を有する学校における対策

(避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿生への食料、飲料水の確保等)

(シ) 避難誘導(在校時、登下校時、校外(屋内·屋外))

イ 防災訓練の実施

校長は、災害時に迅速的確な対応がとれるよう、市、県及び防災関係機関等が実施する 防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。

学校における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

- (ア) 総合防災訓練(県によるもの)
- (イ) 地域防災訓練(市、防災関係機関等によるもの)
- (ウ) 学校で行う訓練
- ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限にとどめるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

(ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区 分	内	容
消火設備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、降	方 火扉
避難·救助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハント	ドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医薬品・食料	救急医薬品、担架、非常食・飲料水	(寄宿舎生等用)

(イ) 破損、火災等による被害防止

区	分	該当施設	点	検	確	認	事	項	等
窓ガ	ラス	教室・廊下等	窓枠等	の不良	の有無				
理 科 実 医 薬	寒験類 品類								
ガ	ス	理科実験室·調理室 ·給食室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無						
石 ガスス	油 トーブ	教室·職員室·事務室 ·用務員室	周囲の	引火物	の有無				

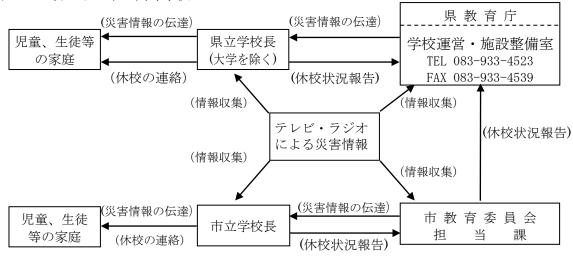
エ 気象情報の収集

学校は、市教育委員会及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、 必要に応じ連絡網により児童、生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。

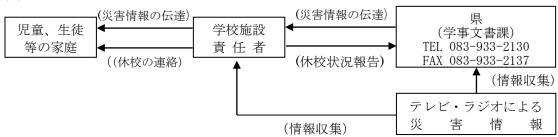
また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校については、児童、生徒の登校前、遅くとも午前7時頃までに決定連絡するよう努める。

なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会(私立学校にあっては学事 文書課)にその旨の報告を行い、市教育委員会は、県教育庁学校運営・施設整備室に休校 の状況を報告することとする。

(ア) 公立幼・小・中・高等学校



(4) 私立学校



(2) 災害時の対応

- ア 市教育委員会は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導及び支援に努める。
- イ 学校教育施設の確保を図るため、下記に記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を 実施し又は指導、助言を行う。

【校長】

- ア 校長は災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定 した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じるものとする。
 - (ア) 学校の管理する危険物安全措置

学校が管理する危険物(電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等)については、 二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等 必要な措置を講じるものとする。

(イ) 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

- ・飲料水(井戸等利用の場合)汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- ・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- ・被災地域における感染症予防上の措置
- イ 校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに 把握するとともに、第1項1「文教対策実施系統図」により、県(学事文書課)又は市 教育委員会に報告する。児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の 分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、市又は 市民等の協力を求める。災害速報を、被害等の把握の都度報告する。
- ウ 校長は、状況に応じ県(教育庁各課・学事文書課)又は市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会(私立学校にあっては、学事文書課)にその旨の報告を行い、市教育委員会は、県教育委員会教職員課に休校の状況を報告することとする。
- エ 校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。なお、確保については下記(4) イに記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」により行うものとする。
- オ 校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、県(教育庁各課・学事文書課)又は市教育委員会に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。
- カ 校長は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは、市に応援を求める。
- (3) 災害復旧時の対応
 - ア 市教育委員会は、授業再開に必要な対策について、所管する学校を指導及び支援する。
 - (ア) 学習場所の確保等
 - (イ) 教員の確保(臨時的任用、近隣学校からの応援、他府県への応援要請等の措置)
 - (ウ) 教科書等の供給
 - イ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全 を期する。この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求め るなどして確保を図るものとする。
 - ウ 市は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての 教育事務の委託を隣接市に対して行うことができるものとする。
 - エ 市教育委員会は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の都道府県及び市教育委員会に依頼するものとする。

【校長】

ア 校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、県(教育庁各課・学事文書課)及 び市教育委員会と連絡し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、 教育再開に向けての態勢を整備する。

第3編 災害応急対策計画/第17章 応急教育計画

- イ 校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等に ついては、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要 な指導を行う。
- ウ 校長は、避難所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能 となった場合は、市教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあっせん依 頼を行う。
- エ 校長は、災害復旧の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く 平常授業に戻すように努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。
- オ 校長は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。
- (4) 被災後の教育施設等の確保

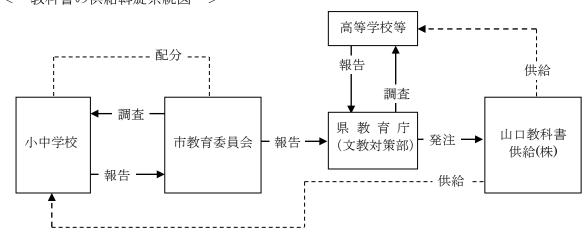
1/人	火饭 ^以 狱 月 旭 队 守 ^以 唯 区	IN .
ア	学校施設の応急復旧	(7) 施設の安全点検と危険箇所の表示(4) 応急復旧計画の樹立等の措置(ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置(エ) 被害状況の詳細な記録(写真等)(オ) 現地指導員の派遣
イ	学校施設の被害に応じた施設確保の基準	(ア) 応急的な修理で使用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 (イ) 学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、体育館等を利用する。 (ウ) 校舎の大部分が使用できない程度の場合 公民館等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施 設設備等を利用する。 (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用 する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建 設を要請する。

第3項 児童生徒等の援助

1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、教科書の供給斡旋系統図に示すとおりとする。

< 教科書の供給斡旋系統図 >



2 学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し以下のような措置が講じられる。

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就 学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒

(2) 給与実施者

第3編 災害応急対策計画/第17章 応急教育計画

通常の場合、知事から委任を受けた市長が、教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

ア 教科書及び教材

- (ア) 教科書の発行に関する臨時措置法第2条に規定する教科書
- (4) 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

- エ 私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる。
- (4) 学用品給与の時期
 - ア 教科書・教材・・・・・・・・・災害発生の日から1ヶ月以内
 - イ 文房具及び学用品・・・・・・・災害発生の日から 15 日以内
- 3 学校給食の確保

県教育委員会は、災害時における学校給食物資の確保及び給食の実施を図るため、次の措置 を行うとともに、市教育委員会に対し、必要な指導及び助言を行う。

また、必要に応じ、学校給食関係団体等に対し、学校給食再開について協力要請する。

- (1) 災害時における給食物資の確保措置
 - ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助
 - イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等
 - ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置
- (2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を 実施する。

- ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理
- イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理
- ウ 調理従業者の確保及び健康診断
- エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整
- 4 児童生徒等に対する就学援助
 - (1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については、学校教育法に基づき援助措置を講じる。

これに必要な取り扱い内容等は、以下による。

ア 援助を必要とする児童、生徒数の把握



イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、校外活動費、通学費、体育実技用具費、クラブ活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費

(イ) 補助率

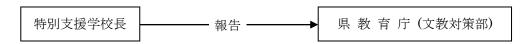
国庫負担 1/2、市負担 1/2

(ウ) 交付手続き

市からの交付申請

(2) 被災特別支援学校児童生徒等就学奨励

特別支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため特別支援学校への 就学奨励に関する法律等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。 これに必要な取り扱い内容等は以下による。 ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握



※寄宿舎入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

教科書、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、通学又は帰省に要する交通費、付添人の付添に要する交通費、学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

(化) 援助額

全部又は一部

(ウ) 交付手続

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

- 5 授業料等の減免及び学資貸与
 - (1) 県立学校授業料等の減免等(県使用料手数料条例)
 - ア 生徒等の被災状況の調査報告

県立高等学校生徒被災状況報告書により、報告するものとする。

校長 → 県教育委員会

イ 減免措置

県教育委員会は、減免を決定し、関係学校に通知する。

県立大学においては、公立学校法人の理事長が減免を決定する。

(2) 私立高等学校生徒に対する授業料減免補助

私立高校生特別就学補助金により、私立高等学校を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

(3) 奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ県ひとづくり財団、日本学生支援機構による奨学金の貸与措置が講じられる。

第2節 災害応急活動 【福祉課、教育委員会】

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、大規模災害が 発生した場合は、市民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の整備の促進を図る。

第1項 避難所としての活動

学校が地域防災に果たす役割は、地域の特性、災害の規模等により異なるが、災害発生時において、その役割及びこれに必要な対応について定める。

学校が避難所となる場合、避難所の運営は、市が行うものとする。

教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

第2項 避難所としての施設設備の整備

市防災計画において、避難所に指定された施設整備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じるものとする。

(1) 情報連絡体制の整備

第3編 災害応急対策計画/第17章 応急教育計画

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

(2) 必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ、防災機能の整備を図る。

(3) 必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な 資材等の備蓄の促進を図る。

第 18 章 ライフライン施設の応急復旧計画 基本的な考え方

大規模災害が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、市民生活に大きな 支障が生じるおそれがある。これらの施設は、どれも市民の日常生活に欠くことのできないも のであり、被災後の速やかな応急復旧を必要とする。

市は、ライフライン事業者の迅速な応急復旧活動を支援するため、道路被害、規制等の情報を提供する必要がある。

第1節 電力施設

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。このため、災害発生時の活動体制、応急対策、復旧対策に係る必要な事項を定める。

第1項 中国電力(株)・中国電力ネットワーク(株)

所管する電気施設等に災害が発生した場合の対応については、防災業務計画により、速やか に応急措置を実施する。

1 災害発生時の防災体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、本社、支社及び各事業所において必要な防災体制を発令する。

防災体制は、警戒体制、非常体制、特別非常体制に区分し、状況に応じた体制をとる。

ア 防災体制の発令の考え方(支社)

7	プラング (ランドエ)				
区 分	発	令	基	準	
警戒体制 (災害準備対策室)	担当区域に大規模な被担当区域の現業機関にの現業機関に非常体制	広範囲に警戒	成体制が発令さ	された場合又は担当	区域
非常体制 (災害対策室)	・担当区域の現業機関に の現業機関に特別非常			された場合又は担当	区域
特別非常体制 (災害対策室)	・担当区域に甚大な被害 影響が非常に大きい場・担当区域の現業機関に	合			:会的

2 災害応急対策

災害が発生し又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、次のような事項により応急対策を実施する。

事 項	対応措置
(1) 災害に関する予 報及び警報の伝達 方式	ア 災害に関する予報及び警報の伝達は、社内通信設備による。 イ 社内通信施設の被災又は故障により伝達ができないときは、局線・非 常通信協議会構成員の無線施設等を利用する。
(2) 災害時における 県への情報伝達	ア 伝達を要する場合 (ア) 気象予警報が発表され、中国電力(株)山口支社に広報班が編成されている間の被害状況 (イ) 大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。 イ 伝達系統図 (ア) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合
	中国電力(株)山口支社 災害対策室広報班 ホットライン 5180 県災害対策本部 (商工労働部) ホットライン 2452 (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・時間内
	中国電力(株)山口支社 (広報) TEL 924-9968 ・休日、時間外
	中国電力 (株) 山口支社 マネージャー (広報) TEL 090-5705-5382 県(防災危機管理課) TEL 083-933-2390

3 災害復旧対策

復旧に際しては、被害の状況、設備の重要度、その時点の工事能力及び復旧資材の状況等を 総合的に勘案して、極力短期日の復旧に努める。

4 保安対策

火災又は注水により危険があると認めた場合及び消防関係者、警察官の命令があった場合は、 次により停電する。

- ア 高圧線 最寄りの開閉器
- イ 低圧線 変圧器の一次側又は低圧線路の適当な箇所
- ウ 引込線 柱上分岐点

第2節 ガス施設

災害等が発生し、ガス施設に被害が生じた場合、ガスに起因する二次災害の発生を防止するとともに、被災者の生活確保のための応急復旧を実施し、ライフライン施設としての機能の維持を図ることが求められる。このため、災害発生時の活動体制、初動措置、応急・復旧対策について、必要な事項を定める。

第1項 LPガス、燃焼器具の供給対策

大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生活を営む上での重要な対策となる。

- LPガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できる。
 - (1) 市において、LPガス等の確保が必要となった場合は、県災対本部(防災危機管理課) にあっせんを要請する。
 - (2) 県災対本部は、LPガス、ガス器具等の供給について、(社) 県LPガス協会に要請する。

- (3) (社) 県LPガス協会は県災対本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を、県災対本部に連絡する。
- (4) 県災対本部は、市連絡するとともに、物資の引渡し場所について市と調整の上決定する。
- (5) 連絡を受けた市は、当該事業者に連絡し、必要なLPガス等を調達するものとする。また、引渡しに当たっては県災対本部又は市は物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。

第3節 水道施設

【上下水道局】

災害による水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災市民の生活安定に重大な影響を与える。このため市は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め迅速な復旧を実施することとしている。

第1項 動員体制の確立

- (1) 要員の確保
 - ア 災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ、上下水道局職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。
 - イ 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、上下水道局に 参集し、応急対策に従事する。
 - ウ 上下水道局職員で不足する場合の人員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共 団体、県災対本部(生活衛生班)へ応援を求める。
- (2) 関係機関及び関係業者への協力要請
 - ア 被災施設の応急処置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定給水装置工 事事業者等へ協力要請を行う。この場合、市内の業者も被災していることが考えられる ことから、隣接、近接市又は県災対本部(生活衛生班)に応援要請を行い、必要業者の 確保を図る。
 - イ 隣接、近接の市に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断されるとき は、県災対本部(生活衛生班)に対して、他県等への要請を依頼する。
- (3) 情報連絡活動
 - ア 応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になる。このことから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ 定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。
 - イ 大規模災害による被害が発生した場合は通常広範多岐にわたることから、他の協力を 必要とする事態も多分に生じる。このため、県災対本部との連絡調整に必要な要員をあ らかじめ指定するなどしておく。

第2項 応急対策

対策項目		措	置	内	容	
(1) 災害復旧用資機 材の整備	するとともに イ 不足する場	、整理をし 合は、取抗 接・近接市	しておく。 吸店、他の市 方と協議する	「町等から	調達するこ	在庫数量を把握 とになるため、 が図られるよう
(2) 施設の点検	災害発生後は ア 貯水、取水 握する。 イ 管路等につ の有無及び被 る。 ウ 次の管路等 (ア) 主要送水	、導水、海 いては、送 害の程度の についてに	争水施設及び 巡回点検を実 ひほか、地上	江事現場等施し、水原 ・構造物の神	等を点検し 王状況や漏 玻害状況等	、被害状況を把 水、道路陥没等

	(イ) 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路 (ウ) 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る 管路 (エ) 河川、鉄道等の横断箇所
(3) 応急措置	被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次 災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。 ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生 じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。 イ 送水・配水管 (7) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断 水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動 等への支障とならないように努める。 (1) 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水 調整を行う。

第3項 復旧対策

水道事業者等は復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、必要な改良復旧を行うとともに、計画的に復旧対策を進める。

対策項目	措 置 内 容
(1) 取水・導水施設の 復旧活動	取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復 旧は最優先で行う。
(2) 浄水施設の復旧 活動	浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を 行う。
(3) 管路の復旧計画	災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施するものとする。 ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等考慮して、復旧効果が最もあがる管路から順次行う。 イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。ウ 送水・配水管路における復旧の優先順位 (ア) 第一次指定路線 送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路 (イ) 第二次指定路線 重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路 エ 給水装置の復旧活動 (ア) 送水管の復旧及び通水と平行して実施する。 (イ) 需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。
(4) 広報活動	ア 災害時における市民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果た す役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について 適時的確な広報を実施する。 イ 広報活動は、広報車、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して実施す る。 ウ 活動体制を確立し(責任者を定めるなど)、万全を期すものとする。

第4節 下水道施設

【上下水道局】

下水道は、市民の日常生活に大きくかかわっており、災害により、施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また、被災者の生活に重大な影響を与える。

第3編 災害応急対策計画/第18章 ライフライン施設の応急復旧計画

このため、下水道管理者(市)は、災害時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応することとしている。

第1項 災害時の活動体制

市の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

1 要員の確保

- (1) 災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、担当業務、担当者を定めておく。この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておくものとする。
- (2) 上下水道局職員が不足する場合の要員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部に対して応援を求める。
- 2 関係機関及び関係業者への協力要請
 - (1) 被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業界等と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ要請するものとする。
 - (2) 大規模災害等発生の場合、市内の業者については、被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部に応援あっせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

3 情報連絡活動

- (1) 応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱がおきないようにしておく。
- (2) 災対本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるよう、必要な要員を配備する。

4 広域支援

大規模地震等の災害により、被災自治体独自では対応が困難な場合は、「九州・山口ブロック及び中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、災害相互支援体制を確立するものとする。

(1) 下水道対策本部の設置

県の下水道所管課長は、次に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を 設置し、災害相互支援体制の確立を行うものとする。

ア 震度6弱以上の地震が発生した場合

イ 震度5強以下の地震又はその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合

第2項 応急対策

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材(発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等)について、調達先等を 把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

災害発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

- (1) 処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。
- (2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。
- 3 応急措置
 - (1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。
 - (2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。
 - (3) 工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限にとどめるよう指示を行い、必要に応じて、現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。
- 4 応急仮設トイレの確保

第3編 災害応急対策計画/第18章 ライフライン施設の応急復旧計画

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急 仮設トイレ等の確保対策を行う。

この場合、生活環境課と連携を図りながら、協力して実施する。

第3項 復旧対策

1 処理場・ポンプ場

停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線 管渠、排水桝、取り付け管の復旧を行う。

3 広報活動

公共施設の被害は、市民の生活を直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。

このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、 ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施するものとする。

第5節 電気通信設備

今日、市民の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウエイトを占めている。災害時において、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。

このため、災害時において、通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等について必要な事項を定める。

第1項 西日本電信電話(株)

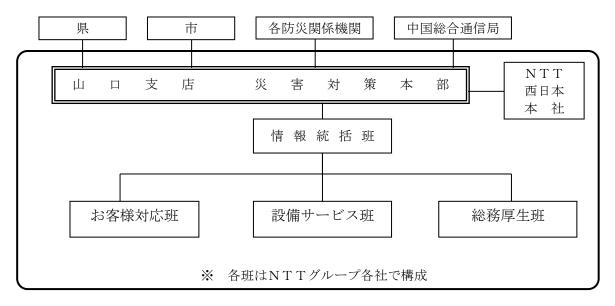
災害が発生した場合には、西日本電信電話株式会社山口支店(以下「山口支店」という。)が 行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「西日本電信電話株式 会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

- 1 災害対策本部の設置
 - (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めた時は、西日本電信電話株式会社職制の規定にかかわらず、山口支店に災害対策本部を設置する。
 - (2) 災害対策本部には、「情報統括班」、「設備サービス班」、「お客様応対班」及び「総務厚生班」を設け、本部長の指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

2 災害情報連絡体制の確立

災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達 に当たる。

(1) 災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図



(2) 災害情報の収集伝達概要

ア 災害状況等の報告経路

山口支店災害対策組織は、各事業所の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかに NTT西日本災害対策組織に連絡する。

イ 災害対策情報の伝達

山口支店は、各事業所からの速報を一元的に収集し、的確な災害対策を実施するため、 必要な事項を指示又は通知するとともに、災害指定の要否についても検討する。

- ウ 災害対策情報の広報及び報告
 - (ア) 県(災対本部又は防災危機管理課)への報告は、情報統括班(本部を設置していない場合は災害対策室)が行う。
 - (イ) 報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、総務厚生班(本部を設置していない場合は総務担当)が行う。
 - (ウ) 県へ伝達を要する場合
 - ・重大な被害(通信不通区間を生じたとき)が発生した場合
 - ・気象警報発表中における一般電話のり障状況
 - (工) 伝達様式省略

エ 災害速報

(7) 災害凍報と災害概況

災害が発生した場合、まず第1報として災害発生速報(日時、場所及び判明模様)を報告し、一般社会的被害状況並びに救助法の発動状況等については、判明しだい災害概況を取りまとめ、報告する。

- (イ) 報告様式
- (ウ) 報告の期間

災害が発生した時点から、応急復旧を完了し、再発のおそれがほぼなくなるまで行う ものとする。

(エ) 速報の経路

災害速報経路図による。

才 災害対策組織設置報告

災害対策組織を設置した場合は、その日時並びに情報連絡責任者正副各1名及び担当者 を関係事業所に報告又は連絡するものとする。連絡系統は、災害対策組織設置連絡図によ る。

カ 社内外への災害情報の周知

第3編 災害応急対策計画/第18章 ライフライン施設の応急復旧計画

- (7) 社内
 - ・支店内は、店内放送により災害情報を周知する。
 - ・事業所に対しては、適時管内の被害状況を周知する。
- (イ) 社外
 - ・総務厚生班から災害情報を提供する。
- 3 応急対策
 - (1) 災害対策機器の配備
 - ア 非常用可搬形収容装置類

災害により、NTT支店の交換設備等が被災したときに運搬し、電話やインターネットサービスを提供する。

イ 無線装置

通信途絶のおそれがある地域へ衛生無線(ポータプル衛生)及び可搬無線機を配備している。

ウ 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を主要事業所に配備している。

エ 応急復旧ケーブル

応急復旧用として各種のケーブルを配備している。

(2) 特設公衆電話の設置と緊急・非常扱い電報の受付け

ア 特設公衆電話の開設

救助法が適用された場合(救助法の発動が確実と思われる場合を含む)や事変その他の 非常事態が発生した場合には開設される救助活動拠点、避難所、救護所等に特設公衆電話 を設置する。

- イ 緊急・非常扱い電報の受付け
 - (ア) 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付番号 115 番で受け付ける。その際発信人はその旨を電報サービス取り扱所に申し出るものとする。
 - (4) 緊急扱いの電報・非常扱いの電報は、他の電報に先立って伝送及び配達を行う。
- (3) 電気通信設備の点検

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次の設備、機材の点検等を行う。

- ア 電気通信設備の巡回、点検並びに防護
- イ 災害対策用機器及び車両の点検、整備
- ウ 応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び確認、輸送手段の確認と手配
- (4) 応急措置

災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

- ア 臨時回線の作成
- イ 中継順路の変更
- ウ 規制等による疎通確保
- エ 災害用伝言ダイヤル (171)及び災害用伝言板(web171) の運用
- オ 特設公衆電話の設置
- カ その他必要な措置
- 4 復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。被災地域、被災施設の状況等を勘案しながら次の工事を実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。
- (4) 災害復旧工事の計画

ア 応急復旧工事

第3編 災害応急対策計画/第18章 ライフライン施設の応急復旧計画

- イ 現状復旧工事
- ウ 本復旧工事
- (5) 復旧の順位等

被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。

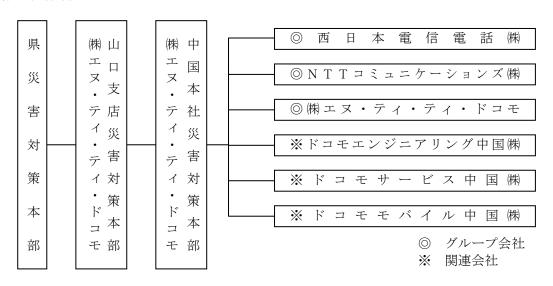
第2項 (株)NTTドコモ

(株)NTTドコモは、災害発生に際し、移動体通信施設の被害の防止を図るとともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、移動体通信の確保を図る。

1 応急対策

非常災害が発生し、また発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは本社及び山口支店内に災害対策本部を設置する。

ア 情報連絡体制



移動通信サービス復旧順位は、公共の利益のため、緊急を要する通話を確保するために、以下の措置を行う。

順位	復 旧	サ	_	ビ	ス		
第1順位	衛星電話サービス(陸上・海上)						
第2順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス		重要通信通話サー		る機関の)	
第3順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス		一般電話	iサービス	ζ.		
第4順位	第1順位、第2順位、第3順位に該当しないもの						

重要通信を確保する機関(契約約款に基づく)

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係の ある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関、ガス・水 道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通 信社、放送事業者及びこれ以外の国又は地方公共団体

第19章 公共施設等の応急復旧計画 基本的な考え方

道路、河川、橋梁、鉄道等の公共土木施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、市民の日常生活に大きくかかわっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も市民の日常生活に大きくかかわっており、これらの施設が災害により被害を受けた場合は、市民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これらの公共施設が被災した場合には、速やかな応急復旧対策が必要となる。

第1節 公共土木施設

【建設課、農林課】

災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じるものとする。

第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

1 道路・橋梁

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは、迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

(1) 災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送路を優先して実施するものとし、各機関のとるべき対応については、次のとおりとする。

	いくは、火のとわりとする。
実施機関名	応 急 措 置
市・県	ア 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、 被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。 イ まず、緊急輸送路線の確保に全力をあげ、必要な措置を講じる。 ウ 次に二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路 の啓開や障害物を除去する。 エ 応急活動等を実施する上で比較的緊急度の高い都市部周辺の施設について、 迅速な被害状況及び応急措置状況の把握に努める。 オ 県は、市が応急措置を実施する上で必要な技術的援助(職員の派遣を含む。) 及び各種の総合調整を行う。 カ 所管する道路、橋梁の被害状況を把握する。 キ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握する。 キ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行 うものとする。 ク 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導 活動を行うものとする。
警察	ア 発災直後の交通の混乱を防止するとともに、車両の安全を確保するため、速やかな情報収集活動を実施する。 イ 各道路管理者と協議又は自らの判断で、必要に応じ被災地域一帯を対象に、あるいは指定された緊急輸送路線確保のための交通規制を実施する。 ウ 必要がある場合は、他県の公安委員会に交通規制を要請する。 エ 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。 オ 災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じるものとする。

(2) 応急復旧対策

_	7 1 1 1 1 2 1 1 7 3 7 1 7									
	実施機関名		応	急	復	旧	対	策		
	市・県	ア 応急復旧(作業は、	建設業界	に委託し	て実施し	、緊急輸	送路の道	路啓開を最優	三定
		イ その後、一次医を誘う 応急工事ル 上下水道、当該施 時間で 終する	引する被 は、被害 電気、 管理者と 的余裕が	災箇所(の状況に ガス、電記 相互に連	陥没、決 応じて必 5線等道路 絡し、適	壊等)の 要な仮工 ら占用施設 切な応急	応急復旧 事を実施 みの被害が 措置を講	工事を実 する。 ³ 併せ発生 じるもの	施する。 とした場合は とする。緊急	、急

2 河川、ダム、ため池及び内水排除施設

暴風等により堤防、護岸施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

(の排除に必要7。 「								
実施機関名		応	急	復	旧	対	策	
市	(4) 下水ポ	見する。 所について する。 施設に被害 るなどして	は、直ち が生じた 内水によ 排水施設	に県に報 場合は、 る浸水被 に被害を	告すると 直ちに県 (害の拡大 受けた場	ともに、 に報告し で防止で けるは、特	必要な応介 /、移動排力 ける。 :に汚水の?	急措置を講
県 (土木建築部) (農林水産部)	(2) 各(3) 市種所提速形がの管防に等水すにし場財河護す域(4) 派) 象アーイウ 置流(6) (6)	点急合の雙置勘役(およのこが、ば、検措調被岸し案の(民、破重埋床著を置整災の、し被(のお堤大ま止し実をを施応水適害(安お、なり、い)を実行設急の切を(全む護影流水被	す施うの措流な取 確ね岸響水門害ポるす。応置出工り 保次、をの、をン。る 急と入法ま のの天与疎樋生プ上 復しをにと 観と然え通門じ等	で 旧て上よめ 点お河るを、る排必 工はめるる かり岸お著樋お水要 事、るもほ ら のそし管そ施な を通工のか 、 決れく又れ設	技 実常事と、 緊 壊の阻はがに術 施本をす移 急 、あ害天あ被的 す工行る動 に ダるす然る害援 る事う。排 応 ムもる護もを	助。よが、水 急 ののも岸の受け、米 復 損 のの けった と いっと た 等 り 壊り り	真の派遣を でかれて でかれて でかれて でかれて でかれて でかれて でかれて でかれて	含む。)及び 反の構造物を については 、被災市町へ と要のある。 れば市民の名 で、これを加 で、これを加 で、これの犯

3 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

実施機関名 応 急 復 旧 対 策
市・県 災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、二次災害から市民を守るための必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。特に、市民の安全確保上緊急に復旧工事を行う必要のある施設は、次のとおりである。 (1) 砂防設備 ア えん堤、床固、護岸、堤防、山腹工事又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれのあるもの イ 渓流保全工若しくは床固の埋そく又は埋没で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれのあるもの (2) 地すべり防止施設 施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれのあるもの (3) 急傾斜地崩壊防止施設 擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊で、これを放置すれば付近住民の安全確保に著しい被害を及ぼすおそれのあるもの (4) 渓流保全工に係る応急工事 ア 渓流保全工が決壊したとき、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は鉄柵等をもって出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度にとどめる。イ 仮設工事では、著しく手戻り工事となるか又は効果がないと認められる場合は、応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。 (5) 砂防えん堤に係る応急工事砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう、板柵その他の応急工事を施工する。

4 治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。 災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

実施機関名		応	急	復	旧	対	策	
市・県	い (2) 林 が だ ア 把 ボ イ (7) あ る る る る る る る る り る り る り る り る り る り	是、谷止、床 この被害状況	を調査す よっては のようかの 産物(生)	るととも 生活道路 状況にあ 維持料の	に、必要 となって るとを及 り か と り と 及 り の り り り り り り り り り り り り り り り り り	な応急対いることを施する。では本産物	策を実施っから、被害 から、被害 されるとも の搬出に著	ける。 野状況の早期 き。

第2項 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保

市及び県、中国地方整備局(以下「応急措置等実施機関」という。)は、災害発生時における 応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急 調達、輸送の措置を定めておくものとする。

(1) 技術者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、 地域別人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じるもの とする。

(2) 建設業者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時においては、緊急 動員できるよう適切な措置を講じるものとする。

(3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、応急措置等実施機関は、大型建設機械及び土嚢用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じるものとする。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておくものとする。

2 関係機関に対する応援要請

大規模災害が発生した場合において、市単独で対応できない場合には、隣接市等に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

なお、自衛隊の派遣要請も併せ実施し、対応するものとする。

3 建設機械等の緊急使用計画

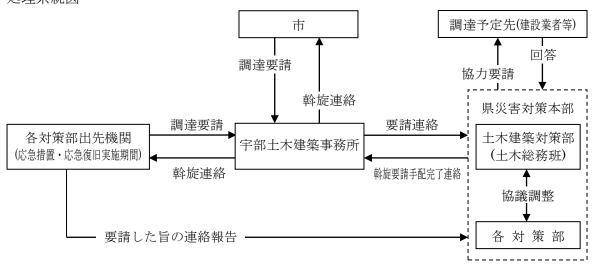
(1) 現況把握

公共土木施設復旧に係る建設機械の現況把握については、県が宇部土木建築事務所美祢支 所所管地域に主要建設業者等の現況を調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明 らかにした台帳を作成する。この台帳は、年1回以上検討を加え、現況整理を行うものとす る。

(2) 緊急使用のための調達

災害又は広域に及ぶ災害のため、各対策部では建設機械等の調達が不可能であるとき、若 しくは建設機械が不足するときは、県が、市域全般の調達計画の策定及び調整、運用等の措 置を担当する。

ア 処理系統図



イ 調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (ア) 使用場所及び使用期間
- (イ) 使用目的(作業内容)
- (ウ) 機械の種類及び必要台数
- (エ) その他必要な事項

(3) 中国地方整備局に対する応援要請

中国地方整備局における応援派遣に対する措置は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ(平成20年8月20日)」に基づき行うものとし、その概要は次のとおりである。

県又は市が大規模災害時に中国地方整備局長に対し、応援を求めた場合、中国地方整備局長は当該地方公共団体に対し、中国地方整備局所管の災害対策用機械を派遣することができる。

(4) 調達方法

緊急時における建設機械等の調達について、市は、調達順位、調整手段、費用負担等について、応急措置等実施機関並びに建設業者とあらかじめ協議しておくものとする。

第2節 公共施設

【関係各課】

地方公共団体が所管する病院、学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護 所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災市民の民心安定を図る上で重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

第1項 応急対策

市は、所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検
- 2 災害時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

(1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

(2) 被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

- (3) 応急対策の実施
 - ア 被災当日及びその後における施設の運営
 - イ 施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置
 - ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置
- (4) 報告・応援要請

管理者は、被災状況について市に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

第2項 復旧対策

各施設管理者は、市と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

第3節 鉄道施設

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、災害等により被害が発生した場合、市民生活に重大な支障を与え、また、利用者の人命に直接かかわるおそれがある。

このため、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

第1項 災害時の活動体制

災害の発生が予想される場合は、速やかに警戒体制を整える。

1 災害、運転事故対策本部の設置

機関名	内 容
西日本旅客鉄道 株式会社	(1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部(以下「対策本部」という。)を、また被災現場に事故復旧本部(以下「復旧本部」という。)を設置する。(2)復旧本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、必要に応じ復旧責任者を置く。(3)事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、復旧責任者が到着するまでの

	間、暫定復旧責任者として任務を遂行し、復旧責任者が到着したときはその任務を引継ぐものとする。		
	(4) 事故発生時における対策本部等の防災組織は、第1章第3節の組織による。		
	(5) 対策本部及び復旧本部の業務は、おおむね次のとおりである。 ア 対策本部		
	(ア) 運転事故、防災及び災害の情報に関すること。		
	(イ) 併発事故、災害の未然防止に関すること。		
	(ウ) 被害の拡大防止に関すること。		
	(エ) 運転事故、災害の復旧に関すること。		
	(オ) 応急輸送に関すること。		
	イー復旧本部		
	(ア) 運転事故並びに災害の復旧及び負傷者等の救護に関すること。		
	(イ) 運転事故及び災害の情報に関すること。		
	(ウ) 被害の拡大防止に関すること。		
	(エ) 応急輸送に関すること。		
日本貨物鉄道 株式会社	災害が発生した場合、西日本旅客鉄道(株)の対策本部及び復旧本部に加わり、 各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道(株)と同様の対策本部及び復旧 本部を設置して同様の業務を行う。		

2 警戒体制

災害の発生が予想される場合は、おおむね次の警戒体制をとる。

機関名	内	容
西日本旅客鉄道 株式会社 日本貨物鉄道株 式会社	ともに必要な指示を行う。特に台 直接電話等により情報の入手に努 (2) 鉄道部長は、災害等のため、業 あるときは、現地に急行し、関係 防止及び被害の拡大防止に努める。 (3) 天候不良時の警戒については、 その地区の気象状況等により線路 との連絡及びラジオその他による 路等の予測に努める。	務に支障を及ぼす事態が発生するおそれが 現業機関の長を指揮督励して、災害の未然

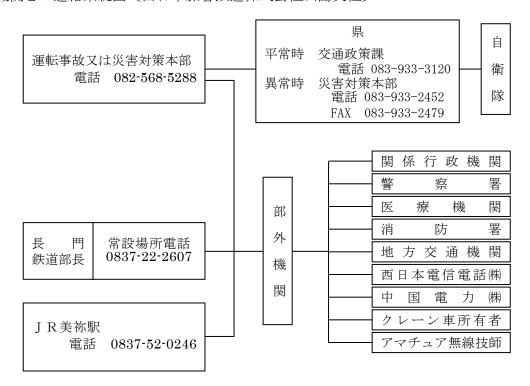
第2項 応急措置

- 1 災害が発生したとき、又は、発生が予想される場合は、人命の救護を第一とし、併発事故等被害の拡大防止に努めるとともに、関係箇所への連絡等の適切な処置をとるものとする。
- 2 事故の状況を判断して部外機関の応援を必要と認めたときはその出動を要請する。
- 3 事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する 各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第3項 応急復旧

鉄道施設は、公共輸送機関として市民の日常生活、社会経済活動を営む上で重要な役割を担っており、災害が発生した場合速やかな応急復旧を実施する。

部外機関との連絡系統図〔西日本旅客鉄道株式会社広島支社〕



第20章 雪害対策計画

基本的考え方

雪害による交通の途絶、農林業をはじめとする各種産業に及ぼす被害及びなだれ等による災害の拡大を防止し、民生の安定に寄与するため、必要な事項について定める。

第1節 道路鉄道除雪計画 【建設課】

第1項 実施機関

積雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施するものとする。

- 1 市道の除雪
 - 市
- 2 国道の除雪

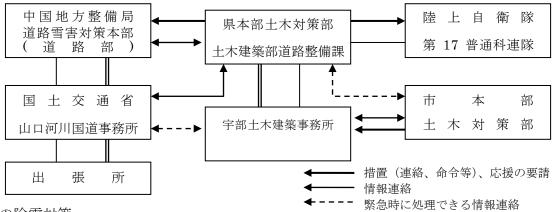
直轄道路については、中国地方整備局(国土交通省山口河川国道事務所)

- 3 県道及び県管理国道の除雪
 - 県土木建築部道路整備課(宇部土木建築事務所)
- 4 西日本高速道路株式会社の管理する道路の除雪 西日本高速道路株式会社
- 5 鉄道除雪

西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

第2項 道路除雪

1 対策系統



2 市の除雪対策

市は、宇部土木建築事務所と密接な連携のもとに実施するものとし、除雪作業の一貫性を図るよう努めるものとする。

(1) 除雪区分

区分	除雪路線の区分	除雪目標	緊急確保区分
第1種	日交通量おおむね 1,000 台以上の区間	2 車線以上の幅員確保を原 則とし、異常な降雪時以外は 常時交通を確保する。	異常降雪時においては5 日以内に2車線確保を図 る。
第2種	日交通量おおむね 500~1,000 台の区間	2 車線幅員確保を原則とするが状況によっては1 車線幅員で待避所を設ける。	異常降雪時には約10日以 内に2車線又は1車線確 保を図る。
第3種	日交通量おおむね 500 台未満 の区間で次に該当するもの 1 国道その他重要な路線 2 代替道路のない路線又は バス路線で民政安定上特に 重要路線	1 車線幅員で必要な待避所 を設けることを原則とする。 状況によっては一時交通不 能となってもやむを得ない。	

3 災害時における道路交通確保のための緊急措置

第3編 災害応急対策計画/第20章 雪害対策計画

市は、積雪時における道路除雪活動を円滑迅速に実施するため、緊急確保路線、除雪用機械及び除雪要員の動員及び連絡系統その他必要な事項を定めるものとする。

- (1) 情報連絡
 - ア 情報連絡系統
 - イ 情報連絡の内容
 - (ア) 指定観測点における降雪量、積雪量等の積雪気象状況
 - (イ) 道路交通確保状況
 - (ウ) 除雪機械及びオペレーターの動員数
- (2) 雪量観測点及び警戒積雪深

ア 雪量観測点

1250/4///			
土木事務所	観測点名	警戒積雪深	観測器具
美	吉則	40cm	1 雪板(降雪量測定) 良質の木材で、30cm 角板厚さ 2.4cm 程度で長さ 60 cm程度の角柱(6 cm角)を立てたものとする。(角柱 に目盛りをいれる) 2 雪尺(積雪量測定)
	大 田	40cm	金属管(¢2 インチ)又は良質の木材(10 cm×5 cm)に白色ペイントを塗り目盛りは黒色エナメル書したものとし、高さは2m程度のものを設置する。

(注) 各観測点には観測に必要な器具(雪尺、雪板、雪暖計等)を整備すること。

イ 警戒積雪深

警戒体制に入る基準の積雪深として、雪量観測点における毎年の積雪の深さの最大値の累年平均(最近5カ年以上の間における平均をいう。)をその観測点の警戒積雪深とする。

(3) 応援派遣等に関する事務的処理

災対法に基づき県本部を設置した県又は市が、中国地方整備局長に対し応援の要請を求めた場合は、中国地方整備局長は当該地方公共団体に対し、除雪機械を貸し付けることができる。その際の機械貸付料無償である。その他の場合は有償である。

なお、貸付料以外の費用(オペレーター等)は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ(平成20年8月20日)」による。

第3項 鉄道除雪対策

西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店は、除雪対策を樹立し、 積雪時には除雪対策を実施する。

1 除雪計画の樹立

降積雪がはなはだしい場合は、早期にラッセル車を運転する。この場合必要により、一部の営業列車を運転休止することもあり得るものとする。

- (1) 積雪状況の把握及び段階的想定
- (2) ラッセル車運転計画の樹立
- (3) 一部営業列車の運転規制及び列車の迂回運転計画の樹立

第2節 家屋の除雪計画

第1項 連担地域の除雪対策

市及び宇部土木建築事務所は、屋根の雪おろし時期、雪の排除方法又は雪捨て場の指定について相互に協議し、適切な排雪計画を樹立、実施に努めるものとする。

第2項 公共施設の除雪対策 (一般的基準)

公共施設の管理者は、次の基準に基づいて除雪に努めるものとする。

- 1 多雪地帯では、屋根上50センチ以上積雪の場合に除雪開始
- 2 両方屋根面の均等除雪の実施
- 3 排雪場所、処分方法の計画的実施
- 4 長期降雪が予想されるときの残雪の除雪

第3項 雪おろしデーの設定

屋根上の雪おろし及びこれに伴う排雪、並びに基幹線以外の道路除雪等の作業は、地域住民が一致協力して計画的に実施することが効果的であり、かつ、関係機関の対策実施上必要であるので、市は、特に多降雪時において地域毎に「雪おろしデー」又は「市民除雪デー」を設定して、自主的な防災活動を促進するものとする。なお、「雪おろしデー」等の設定に当たっては、宇部土木建築事務所等関係機関と事前に十分な連絡をとるものとする。

1 除雪

雪の捨て場の指定についてあらかじめ決定し、屋根の雪おろし、私道・小路の除雪等の共同 作業を計画的に実施する。

2 雪の運搬処理

家屋連担地域の路線、特に幹線道路においては、屋根の雪おろしと同時に、道路上の雪を適切な場所に運搬処理することが交通確保対策上に緊要であるので、雪の運搬方法、雪の捨て場の指定についてあらかじめ決定しておくものとする。

第3節 なだれ対策計画

【建設課】

第1項 巡視警戒体制

市においては、消防機関、警察機関、土木機関等の関係機関と協力のもとに査察を行い、危険箇所の早期発見に努めるものとする。

第2項 危険箇所の標示

市においては、関係機関との連絡のもとに、「なわ張り」、「赤旗」等により標示し、市民、通行者に周知徹底を図るものとする。

第3項 関係機関との連絡

市は、なだれによる被害防止対策について、防災会議関係機関と緊密な連携を保ち、情報の交換、対策の調整に努めるものとする。

第4項 除雪対策

なだれの発生により、市民の生活、交通確保の上に重大な支障を生じた場合は、早急な除雪対策を講じるものとする。

第4節 孤立対策計画

【建設課、関係各課】

第1項 交通確保対策

国土交通省、県、市、西日本高速道路株式会社中国支社・九州支社は必要に応じて所管路線の巡視警戒並びに除雪を実施し、交通確保のための対策を実施するとともに、警察及び運輸関係機関との連絡調整を図るものとする。

第2項 保健衛生対策

- 1 救急患者の緊急輸送対策
 - (1) そり、スノーボードによる輸送対策及び要員の確保
 - (2) ヘリコプターによる空中輸送対策
 - (3) ヘリポートの設定及び標識
- 2 環境衛生対策
 - (1) 水道施設の保全等飲料水の確保
 - ア 水源施設、浄水施設、配水池の換気孔の除雪
 - イ 消毒薬品特に塩素の確保備蓄
 - ウ 滅菌器及び予備滅菌器の整備並びに保温設備の整備
 - エ 送水設備の補助機関の整備及び試験的送電の実施

- オ 積雪地における、どろ吐管、空気弁、制水弁、消火栓、計量装置等の位置の標示並び に消火栓の 除雪確認、凍結防止のための措置
- カ 配水系統の調査と危険個所の確認並びに給水装置等露出配管の凍結破損防止措置
- キ 断水時の給水措置は、市町防災計画に定めるものとする。
- ク 雪どけ時においては、井戸の汚染防止のための事前除雪、汚水の排水を行う。
- (2) し尿、ごみの処理
 - ア し尿の汲取処分
 - (ア) 大雪注意報発令の場合は、各家庭の便槽を汲取っておくこと。
 - (イ) 積雪時に汲取り運搬車の運行不能の場合を想定し、雪どけ時に飲料水、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定し、あらかじめ標識を設けておくこと。なお、処理場への投棄に際しては、同時に消毒剤の散布を行うこと。
 - イ ごみの収集処分

ごみは、各家庭で焼却処分を行い、残物は環境衛生上支障なく、雪どけ後運搬便利な場所を指定し堆積しておくこと。

- (3) 遺体埋火葬
 - ア 火葬場への交通途絶の場合は、応急の「そり」による輸送を図ること。
 - イ 輸送不能の場合は、臨時野焼き場を設置処理すること。 この場合は、所轄警察署への連絡に留意すること。
- (4) 家畜の死体処理

死亡した獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)は、死亡獣畜取扱場に運搬し処理すること。 ただし、運搬不能の場合は、保健センターの許可を得て、解体、埋却若しくは焼却すること。

- 3 食品衛生対策
 - (1) 食品
 - ア 食品不足に備え、びん詰、かん詰、インスタント食品を備蓄すること。
 - イ 食中毒防止のため、食品備蓄方法の指導を行うこと。
 - ウ 洗浄用水の不足が予想されるので、使い捨て容器や衛生手袋を確保すること。
- (2) 搾乳業者の指導

生乳用容器の不足が予想されるので、保存容器の確保及び臨時容器、既存容器の保清について十分指導すること。

第3項 食料・生活必需品等の確保対策

市は、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して市民に供給できるよう、県、防災関係機関等と連携し、食料及び生活必需品等の確保対策を実施する。

また、物資の供給を円滑に進めるため、市は、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、県へ速やかに状況を報告する。

1 飯米の確保

積雪中必要な飯米の貯蔵確保

- 2 乳児用ミルク等の確保
 - 人工栄養乳児用粉ミルク、砂糖の確保
- 3 生鮮食料品、生活必需品の調達確保
 - (1) 生鮮食料品の確保
 - ア 野菜の防寒貯蔵
 - イ 鶏卵、魚、肉類の貯蔵確保
 - (2) 保存食品の確保
 - ア 自家用漬物、乾燥野菜、その他食品の加工、貯蔵
 - イ 缶詰、塩干魚、煮干、豆類、海草類、調味料の確保
 - (3) 燃料の確保

第4項 畜産対策

市は、災害により飼料の確保が困難となり、市民から要請があった場合は、県、国に対し、 飼料用穀類の放出を要請するほか、関係農業団体又は飼料製造販売業者等に対し、必要数量の 確保及び供給の要請を行う。

- 1 飼養管理
 - (1) 飲水対策
 - (2) 衛生対策
- 2 家畜飼料の確保
 - (1) 粗飼料の調達確保
 - (2) 濃厚飼料の調達確保
- 3 畜産物の品質低下の防止
 - (1) 異常乳の防止
 - (2) 生乳・鶏卵の凍結及び腐敗防止

第 21 章 火災対策計画

基本的な考え方

火災による被害の軽減を図るため、消防活動及び消防応援等についての火災防ぎょ計画を定めるとともに、大規模林野火災の自衛隊災害派遣等について林野火災対策計画を定める。

第1節 火災防ぎょ計画

【消防本部】

火災の警戒及び延焼の防止等、火災防ぎょに必要な対策について定める。

第1項 実施機関及び組織

1 実施機関

(1) 市

現行の消防組織は市消防が原則であり、従って区域内における建物、山林、その他の工作物等の火災にかかる防ぎょ活動を実施する。

(2) 県

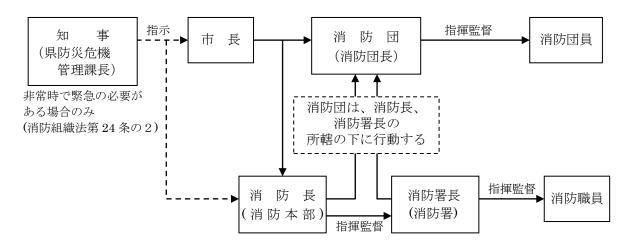
大規模火災で必要がある場合、又は市から要請のある場合、市町相互間の連絡調整又は火 災防ぎょのための必要な指導、助言若しくは勧告等を行い市を支援する。

(3) 警察本部

市民の生命身体及び財産の保護を図るため、消防と相互に協力して火災の防ぎょに必要な措置(交通規制等)を行う。

2 消防の組織体制

市消防機関の系統及び県との関係は下記のとおりである。



第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

- 1 火災気象通報
 - (1) 下関地方気象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。
 - ア 定時に行う火災気象通報

気象台長は毎朝5時頃に、おおよそ24時間先までの気象状況の概要を気象概況として知事に通報する。この気象概況通報において、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しに、「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には火災気象通報には該当しないこととして、見出しの明示を行わない。

イ 随時に行う火災気象通報

直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨に関し随時通報する。

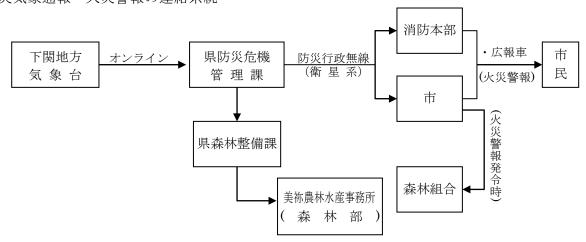
【火災気象通報の通報基準(=乾燥注意報、恐怖注意報の発表基準)】

EN TO TO THE TOTAL	(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(
火災気象通報【乾燥】 (乾燥注意報)	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 最少湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合
火災気象通報【強風】 (強風注意報)	強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合。具体的に は次の条件に該当する場合 平均風速が 10m/s 以上予想される場合
大災気象通報【乾燥・強風】 (乾燥注意報及び強風注意報)	(上段二つの条件に該当する場合)

- (2) 知事(防災危機管理課)は、下関地方気象台長から気象の状況が火災予防上危険である旨の通報があったときは直ちにこれを市長に通報する。
- 2 火災警報の発令

市長は、知事(防災危機管理課)から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防 上危険であると認めるときは、一般に対して警戒を喚起するため「火災警報」を発令する。な お、火災警報の発令基準については、市において地域の実態を勘案しあらかじめ定めておくも のとする。気象台からの火災気象通報以外にも火災予防上必要な注意報として以下のものがあ り、市長はこれを有効に活用し必要な措置を講じるものとする。

3 火災気象通報・火災警報の連絡系統



- 4 火災気象通報・火災警報の周知
 - (1) 火災発生防止のための市民への呼び掛け

- ア 県(防災危機管理課)は、下関地方気象台から火災気象通報を受けた場合、森林整備 課に連絡するとともに市及び消防本部に防災行政無線(一斉ファクシミリ)により伝達 し注意を促す。
- イ 県から通報を受けた市長(消防長)は、告知放送(IP通信網)、広報車、アプリ、防 災メール等を活用して市民に対して火の元の確認、たき火の中止等について呼び掛け、 火災発生の未然防止を図る。
- (2) 市は、火災警報を発令したときは以下の方法により(単独で又は組み合わせるなどして) 一般に周知を図る。
 - ア 主要公共建物の掲示板に必要事項を掲示
 - イ 告知放送 (IP通信網)、アプリ、メール
 - ウ 主要地域における吹流しの掲揚
 - 工 警報信号
 - オ 広報車による巡回広報
- 5 防火パトロールの実施

火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、市職員、消防職員、消防団員等による防火パトロールを強化するとともに、乾燥・強風時(火災気象通報、警報・注意報発表中)には、特に警戒体制を強め、広報車等でパトロールを強化する。

第3項 消防活動

市長は、当該区域内における消防に関して定めている「消防計画」及び「市防災計画」に基づき、所有する資機材、人員を活用して迅速かつ効果的な消防活動を実施する。

1 情報収集活動

火災発生時における応急対策活動を効率よく実施するためには、正確かつ的確な情報を迅速 に入手し、判断することが重要となる。

このため、市、消防機関は情報収集体制を早期に確立するとともに、使用可能なあらゆる手段を有効に活用し、必要な情報を収集する。

中 期 情 報 ・火災の発生場所、程度、延焼方向 ・ 延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び ・大規模救助、救急事象の発生場所及 延焼危険とその方向 び程度 消火活動の見通し 付近の消防水利の状況 ・交通混雑による通行不能箇所及び状況 進入路確保の有無 市民の避難状況及び避難者の動向 • その他必要事項 ・危険物、高圧ガス等の漏洩・流出及び火災危険の状況 その他必要事項

2 資機材の確保

的確な消火活動を展開するには、消防部隊等に適切な資機材、物資の供給が必要となることから、平時から次により、必要資機材の把握に努める。

- (1) 資機材の配置状況
- (2) 必要資機材等の種別
- (3) 資機材等の使用状況及び予備資機材の状況
- (4) 資機材等の調達先(協力先)の状況
- (5) 資機材等の使用期間
- 3 情報伝達
- (1) 関係機関への伝達
 - ア 市消防機関は、火災が発生し、拡大し、又は拡大が予想されるときは、推移状況、被害状況、拡大予測等について関係機関(県、警察署、隣接市・消防本部等)に対し速やかに伝達するものとする。また、詳細な情報が不明の段階であっても概要を速報するものとし、具体的、詳細な情報は判明次第逐次伝達する。

- イ 市消防機関から県への「火災即報」については、原則として、国が定めた「火災・災 害等即報要領」による事項とするが、次のいずれかに該当する火災については火災発生 後直ちに電話・ファクシミリにより報告するものとする。
 - (ア) 死者が3人以上生じた火災又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた火災
 - (イ) 特定防火対象物で死者の発生した火災
 - (ウ) 定期点検報告制度の特例認定を受けた防火対象物等の火災
 - (エ) 空中消火を要請した林野火災
 - (オ) トンネル内車両火災、列車火災等社会的に影響が大きいもの
 - (カ) 危険物の漏洩、流出、爆発等の事故
 - (キ) 放射性物質の漏洩等の事故
 - (ク) 可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故で、社会的影響の大きいもの

4 市民に対する安全対策

大規模火災、危険物の流出・爆発等の発生時には、付近住民が危険にさらされるおそれがあり市民の安全確保対策が必要となる。また、消火活動を円滑に実施するため付近住民等への規制措置も必要となることから、市消防機関は、以下の対策を講じるものとする。

(1) 火災警戒区域・消防警戒区域の設定

ア 火災警戒区域の設定

消防長、消防署長又は警察署長(消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防職員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき)は、ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災が発生したならば付近住民の人命、財産等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは火災警戒区域を設定し、区域内での火気の使用禁止、一定の者以外の者への退去命令・出入りの禁止等の措置を行う。

イ 消防警戒区域の設定

消防職員、消防団員又は警察官(消防職員又は消防団員が現場にいないとき又は消防職員又は消防団員から要求があった場合)は、火災現場において、市民の生命又は身体の危険を防止するため及び消火活動、火災調査等のため、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

ウ 設定・表示要領等

- (ア) 警戒区域の設定に当たっては、災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、 設定の時期範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに適切な表示や付近住民に対 する広報等を実施する。
- (イ) 警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。 掲示板による表示には、立入禁止の旨と実施責任者名(災害対策本部が設置された場合は市長又は権限を委任された者、その他の場合は、消防長又は消防署長)を明記し、 必要に応じて区域設定理由、内容、範囲、期間等を付加する。
- (ウ) 警戒区域には、関係者以外の者の立ち入り等の警戒と事故防止のため、所要の警戒 員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ、照明、赤色灯等を携行させて警戒、広 報等を実施する。

(2) 避難指示

火災の延焼拡大、危険物等の漏洩、流出、爆発等の危険が予想される場合において、市民の身体生命の保護のため、必要に応じ避難指示、誘導を実施する。

ア 一般的な避難判断基準

- (ア) 火災
 - a 延焼拡大の危険があり、人的被害が生じると予想されるとき。
 - b 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき。
- (イ) 危険物の流出
 - a 危険物が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は発生が予想され人的被害が 生じるおそれがあるとき。
- (ウ) ガス等の漏洩

a 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他人的被害が予想される とき。

イ 避難場・避難誘導

(ア) 避難所の決定

市防災計画に定める避難所のうち、火災現場より風上、風横にある公共施設及び広場を選定する。

(イ) 避難順位

火災現場の風下に位置する住民のうち病弱者、高齢者、障害者、子供、女性を優先する。

(ウ) 避難方法等

火災現場付近は、極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで 徒歩を原則とする。

(工) 避難経路

比較的時間的な余裕もあることから、安全にしかも消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。

(オ) 避難誘導

消防団員、市職員によるほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て実施する。

(カ) 避難所・退去跡地の警戒

警察官、市職員及び消防団員を中心に行い、避難者の実態把握と避難所・避難跡地の 防犯活動を実施する。

5 災害広報

市民の不安や混乱の防止及び消防活動への協力を得るため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。この場合、情報の混乱をきたさないよう、市と消防機関で情報の一元化、役割分担等について協議するものとする。

なお、広報活動は、市民に対する広報と報道機関に対する広報に大別して行う。

(1) 市民に対する広報

市民に対する注意と警戒を喚起するとともに避難指示等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する。

ア 災害情報

- (ア) 気象情報
- (イ) 被害状況
- (ウ) 危険区域の状況、警戒区域設定状況
- (エ) 安否情報
- (オ) 道路交通情報
- (カ) その他必要事項

イ 避難に関する広報

- (ア) 避難指示の出された地域の範囲等
- (イ) 避難先(避難所の所在地、名称)
- (ウ) 避難経路
- (エ) 避難の理由(危険切迫の理由)
- (オ) 避難上の留意事項(戸締まり、火気の点検、服装、携行品、集団避難等)
- (カ) 避難順位
- (キ) その他必要事項
- (2) 報道機関に対する広報

市、警察、消防本部等と調整の上、次の事項について発表する。

なお、市災害対策本部が設置された場合は、消防単独の発表は行わない。

ア 被害状況等

- (ア) 消防活動の概況及び関係機関の対応状況等
- (4) 災害危険区域等
- (ウ) 避難、警戒区域設定状況
- (エ) 避難状況、災害に対する留意事項

- (3) 伝達・広報手段
 - ア 広報は、告知放送 (I P通信網)、アプリ、広報車、メール、口頭伝達、テレビ、ラジ オ等公共放送機関を活用して行う。
 - イ 市民等への伝達内容が緊急を要し、他の方法による伝達が困難な場合は、放送要請の 手続きをとる。

第4項 知事の指示権

知事は、台風、水火災等で、数市町にまたがる広域災害、一市町の全域にわたって甚大な被害が発生するなどの非常事態の場合で、特に必要があると認める時は、災対法第72条及び消防組織法第43条の規定による知事の指示権により、市長、消防長、水防管理者に対して災害防ぎょ措置に関し指示し、又は他の市長に応援出動の措置を指示して人的被害の防止に努める。

1 指示権を発動する場合の基準

応急対策措置については、市長が第一次的に相互応援又は応援要求により処理すべきであり 知事の指示権は、市の機能では適切な防ぎょ措置を講じることができない場合に発動する。

- (1) 指示の範囲
 - ア 対策要員の応援派遣
 - イ 災害防ぎょ、鎮圧の措置
 - ウ その他災害防ぎょ措置に関し必要と認める事項
- (2) 指示権の発動の区分

指示権の発動区分及び派遣人員の基準は原則として下記によることとするが、指示先の市と協議の上、出動人員は適宜増減する。

第1次指示権の発動	災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣接市町に対してその所属する消防職員、消防団員、水防団員の実員の1/3の人員を派遣することを指示する。
第2次指示権の発動	災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災 地周辺の市町に対してその所属する消防職員、消防団員、水防団員 の実員の1/2の人員を派遣することを指示する。
第3次指示権の発動	災害が2地区以上に及び、その被害が甚大の場合発動するものであって、被災地域以外の市町に対して、その所属する消防職員、消防団員、水防団員の1/2の人員を派遣することを指示する。

第2節 林野火災対策計画

【消防本部】

林野火災の警戒及び延焼の防止等、林野火災に係る必要な応急対策計画について定める。

第1項 実施機関及び組織

第1節1項参照

第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

第1節2項参照

第3項 林野火災に係る消防活動

- 1 消防活動の実施機関
 - (1) 市長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。消防機関は、林野火災防御図の活用を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を失することなく、近隣市に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。

第3編 災害応急対策計画/第21章 火災対策計画

- (2) 林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に 努めるものとする。
- (3) 市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。
- 2 消防活動の組織体制

第1節第1項2参照

3 林野火災対応の概要

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、 又活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには林野火災 対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから以下にその概略を示す。

事象の経過	市・消防機関の対応	関係機関の対応
異常気象	警戒体制措置 1 火災警報の発令 2 広報の実施 3 森林パトロールの強化 4 出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検整備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 非番職員(団員)の召集準備 (4) 車両の移動配置準備	1 下関地方気象台 「火災気象通報」の発表 2 県 (1) 防災危機管理課 市・消防本部、森林整備課へ 「火災気象通報」の伝達 (2) 森林整備課(農林事務所(森林部)) 森林保全巡視指導員によるパトロ ールの強化
出火	 覚知(通報受信) 1 覚知情報の伝達 2 出 動 (1) 火災初期における防ぎょ体制 ア 非番職員、団員の非常召集 イ 現場指揮本部の開設 ウ 車両部署、水利部署位置の選定 エ 消火隊員の進入位置、注水位置 の選定 オ 現場全体の状況把握と飛火警戒 3 消防防災ヘリコプター出動要請 	1 覚知情報入手 (1) 県の対応 ア 消防防災へリコプターによる状況把握 イ 自衛隊への通報・協議 ウ 県警察へリによる状況把握要請 エ 市からの情報収集 オ 関係先連絡 カ 下関地方気象台からの情報収集 (2) 森林組合等 (3) 隣接市・消防機関 ア 警戒体制 イ 応援隊員の確保 ・ 資機材の確保と点検 ・ 応援隊輸送準備
火災拡大	1 広域応援要請(隣接・他県消防) 2 自衛隊派遣要請 3 空中消火準備 (1) ヘリポート位置の決定、設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市等から空中消火資機材の確保 ア 水のうイ 消防ポンプ車ウ無線通信設備 4 付近住民に対する広報と協力要請 5 危険地域の住民に対する避難指示 6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保	県の対応 (1) 消防防災ヘリコプターによる空中消火 (2) 隣接県への広域応援要請ア消防庁への要請イ隣接県防災危機管理課への連絡 (3) 自衛隊災害派遣要請アヘリコプター・要員の派遣イ消火資機材の搬送ウ地上部隊員の派遣 (4) 消火活動基地に防災危機管理課職員を連絡調整要員として派遣
鎮圧	1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置 2 関係機関への連絡	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 2 派遣部隊撤収要請
鎮火	1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検 3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防ぎょ鎮圧活動関係	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 警察の対応 (1) 火災原因の究明等

4 消防資機材の貸付け

(1) 県(防災危機管理課・農林水産事務所)が保有する林野火災対応資機材

県(防災危機管理課)は、林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう、 樹木伐採用のチェーンソー等の整備を進め関係先に寄託している。

また、農林水産事務所は、樹木伐採用に保有するチェーンソーを、必要に応じて貸し付けることができるものとする。

(2) 貸付け手続き

ア 借り受け側(市)の手続き

「災害対策用資機材貸付け申請書」を、空中消火用資機材にあっては防災危機記管理課長へ、農林水産事務所(森林部)所有資機材にあっては美祢農林水産事務所森林部長に提出する。

ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電話により行い事後速やかに申請書を提出する。

イ 連絡先

(ア) 勤務時間内

県防災危機管理課(TEL 083-933-2367 又は 2360) 美祢農林水産事務所 (TEL 0837-52-1071)

(イ) 勤務時間外

防災危機管理課長宅(守衛室経由)、農林水産事務所森林部長宅(森林づくり推進課長 宅)

ウ 借用証の提出

借り受けに係る資機材を受領するときは、防災危機管理課長又は美祢農林水産事務所森 林部長(以下「貸付者」という。)あてに提出する。

エ 貸付け条件

- (ア) 貸付資機材については、借り受け者の責任において管理する。
- (4) 災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市、他県等からの応援者が使用する場合は派遣を要請した市長に貸付けたものとする。この場合の借り受け手続きは(2)、(3)の手続きによる。
- (ウ) 借り受け者は、借り受け資機材の輸送、使用に係るオイル、ガソリン等の補給に要する経費を負担する。
- (エ) 借り受け資機材を滅失又は破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、借り受け者において補てん又は修繕を行なう。ただし、借り受け者の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合はこの限りでない。
- (オ) 借り受け者は、借り受け資機材を目的外に使用してはならない。
- (カ) その他貸付者が必要と認めた事項

第4項 広域消防応援

市の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難なときには、近隣市、他県の消防隊の応援(航空消防応援)を得て対応することになる。

第5項 自衛隊の支援活動

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特にヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項にて定める。

1 自衛隊の災害派遣要請

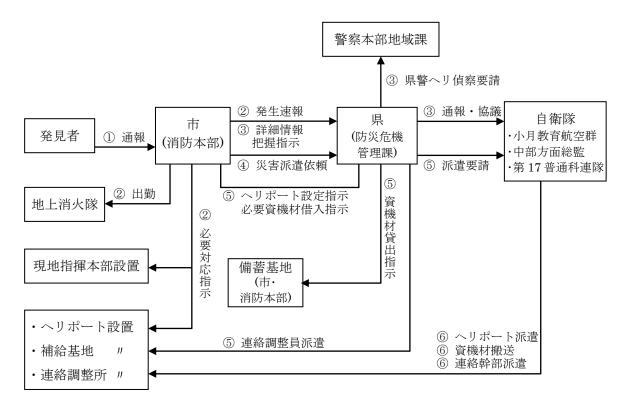
災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、第7章第2節 参照。

2 ヘリコプターの派遣要請に当たっての留意事項

要請に当たっては、次のことを十分考慮する。

- (1) 空中消火を実施する時間帯は日の出から日没までであること。
- (2) 要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間

- (3) 空中消火基地 (給水・薬剤補給活動拠点) 設営の準備に要する時間
- (4) 空中消火用資機材(水のう・薬剤等)の集積に要する時間
- 3 林野火災発見から自衛隊へリコプター出動までの手順



4 空中消火活動体制

(1) 現地指揮本部

ア 現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携 を図り、統一的な指揮をとる。自衛隊が派遣された場合、現地に自衛隊連絡調整所を設 置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することもできる。

イ 現地指揮本部の空中消火に関する任務

(ア) 情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用へリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

(イ) 空中・地上消火隊との活動統制

防ぎょ戦術の実施に際して、各消火隊が有機的に活動できるよう関係機関との間の連絡調整を図る。この場合自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

(2) 補給基地ヘリポート

ア 補給基地ヘリポートの選定

補給基地へリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、おおむね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

- (ア) ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等 がない場所であること。
- (イ) 消火剤吊り下げ時は、風向に正対して離陸することが多いので、着陸方向以外にも 障害物がない場所であること。
- (ウ) 気流の安定した場所であること。

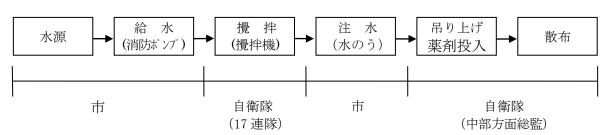
イ ヘリポートの設営

林野火災に係るヘリポートの設営については、「林野火災用空中消火資機材運用基準」による。(県資料編参照)

(3) 補給作業

ア 補給作業体系

薬 剤 投 入



イ 補給作業の内容

- (ア) 給水作業
- (イ) 薬剤準備·投入作業
- (ウ) 撹拌作業
- (エ) 消火剤注水作業
- ウ 作業1個班の人数

市が受け持つ作業内容を上記とした場合の一般的人数は下記のとおり。要員の確保に当たってはこれを目安に要員を確保するものであること。

班 長	給水係	薬 剤 注入係	連 絡 警戒員	計	備考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車(1 台) 防塵眼鏡・防塵マスク・ハンド ・マイク・手旗等用意

5 空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、途中において次の事項について綿密に協議を行い空中消火作業に支障のないようにするものとする。

(1) 空地連絡

上空と地上の間における連絡手段、要員の配備

(2) 偵 察

火災の状況、空中消火区域など地図(地形・林相図等)に基づき十分打ち合せをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。

(3) 地上消火隊との連携

効果的に消火活動が行われるよう火災現場の延焼状況、風向等を常に把握し、消火及び防ぎょ方法について地上消火隊との連携を図る。

(4) 消火効果の連絡

地上消火隊と緊密な連携をとり、空中消火薬剤の散布状況との効果を正確に把握する。

6 安全基準

空中消火活動時に当たっては、次の事項に十分注意し、事故の防止を図るものとする。

(1) 一般的注意事項

- ア 作業開始前に連絡方法等について十分打ち合せた後、作業を開始すること。
- イ 作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したものを着用すること。
- ウヘリコプターの行動には十分注意を払うこと。
- エ 補給基地及びヘリポートの周囲には、標識を立て関係者以外立ち入りを禁止するとと もに、ヘリコプターの飛行経路下には注意標識を立てるなどして一般人の注意を喚起す ること。
- オ 燃料(ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等)の周囲 50m以内は、火気の使用を禁止 するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払うこと。

- (2) ヘリコプター活動中の注意事項
 - ア 飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意志の疎通を図ること。
 - イ ヘリコプターから半径 15m以内での火気の使用を禁止すること。
 - ウ ヘリコプターの離着陸地点付近及び離着陸方向は常に開放しておくこと。
 - エ ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しないこと。
 - オ ヘリコプターに接近する場合は、誘導員(多くの場合自衛隊員)又はパイロットに連絡(合図)した後、前方から接近すること。

第6項 市民等の安全対策

都市化の進展に伴い、林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には付近住民 が危険にさらされるおそれがある。また入山者、遊山者も危険にさらされる。

このため、これらの者の安全確保を図るため、市は必要な対策を講じる。

- 1 市長は、林野火災の延焼拡大により市民の生命安全に危険が及ぶとき、又は予想されると きは法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難指示を行う。また、火災警 戒区域、消防警戒区域の設定を行い、市民の生命身体の安全確保を図る。
- 2 入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、付近住民等から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用し、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

第7項 災害広報

市、県及び消防本部は、市民の不安や混乱の防止及び消火活動への協力を得るため必要な情報を住民等に伝達する。林野火災時において市民への伝達事項等は下記のとおり。

- 1 災害広報事項
 - (1) 気象警報·注意報発表
 - (2) 災害危険区域等に関すること
 - (3) 避難、警戒区域設定に関すること。
 - (4) 消火活動の概況及び関係機関の対応に関すること。
 - (5) その他必要事項
- 2 伝達手段
 - (1) 告知放送 (IP通信網)、アプリ、防災メール等
 - (2) テレビ・ラジオ等公共放送機関
 - (3) 広報車
 - (4) 職員及び自主防災組織による口頭伝達

第8項 残火処理等

林野火災は焼失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。

また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になり やすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意するものとする。

- 1 残火処理留意事項
 - (1) 残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理にあたること。
 - (2) 残火処理については、防ぎょした焼失線の端から逐次発火点に向かって処理する。
 - (3) 堆積可燃物の処理に当たっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。また注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。
 - (4) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は切り倒して 確実に処理する。
 - (5) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急 処置を行わせる。
- 2 事後措置

(1) 確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現地本部責任者(指揮者)は、次の項目について 確認するものとする。

- ア 部隊人員、負傷者の有無、負傷者に対する措置等
- イ 利用資機材の点検
- ウその他
- (2) 火災調査

鎮火(鎮圧)に成功したときは、直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及 び損害額等について調査する。

- (3) 調査事項は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 火災原因関係
 - (ア) 火災発生日時、場所
 - (イ) 発生原因
 - (ウ) 失火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件
 - (エ) 被害状況
 - イ 火災防ぎょ鎮圧活動関係
 - (ア) 消防機関の覚知時刻及び経過
 - (イ) 出動人員及び出動時刻
 - (ウ) 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況
 - (エ) 防ぎょ活動状況(応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等)
 - (オ) 広域応援部隊の活動状況
 - (カ) 残火処理活動
 - (キ) 防ぎょ指揮及び防ぎょ作業の経過概要
 - (1) 救護、資機材給与概要
 - (ケ) その他

第9項 二次災害の防止活動

- 1 市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。
- 2 市は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害の 危険個所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、 関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、 可及的かつ速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第 22 章 交通災害対策計画 基本的な考え方

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、航空災害及び陸上交通災害など大規模な事故による災害についても防災対策の一層の充実強化が求められており、市、国、県をはじめ各防災関係機関は連携の下、各種の応急対策を実施し、市民の生命財産の保全に努めるものとする。

第1節 航空災害対策計画

【消防本部】

市内において、航空機の墜落炎上事故の発生又は事故発生が予想される場合、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

第1項 空港の所在地、管理者等

所	在	地	空 港 の 名 称	管 理 者	備考
宇	部	市	山口宇部空港	県 知 事	特定地方管理空港
下	関	市	海上自衛隊小月航空基地	海上自衛隊小月教育航空群司令	
防	府	市	航空自衛隊防府北基地	航空自衛隊第12飛行教育団司令	
岩	玉	市	岩国飛行場 (民航地区)	国土交通大臣 (国管理空港)	
			海上自衛隊岩国航空基地	海上自衛隊第31航空群司令	
			米国海兵隊岩国航空基地	米国海兵隊岩国航空基地司令	

第2項 民間航空機災害応急対策活動

市内で民間航空機による墜落事故等が発生した場合において、市、県をはじめとする防災関係機関が実施する応急対策活動等について定める。

1 実施機関

航空機災害が発生した場合、航空運送事業者等が必要な応急対策活動を実施することはもち ろんであるが、市域で災害が発生した場合、市(消防機関)、県、警察及び医療機関等は協力し て被災者の救助救出、被害の拡大防止・軽減に努めることとする。

市(消防機関)、県、防災関係機関等が実施する活動内容については次のとおりである。

- (1) 市(消防機関)
 - ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、 2に定める通報連絡系統により県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立す る。
 - イ 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し一般市民等の立入り制限・退去等を命じる。
 - ウ 空港事務所、地元関係機関の協力を得て被災者の救助及び消防活動を実施する。
 - この場合、発災地消防機関の消防力では対応が困難な場合は、近隣市消防機関及び他県の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める。
 - エ 負傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所の設置又は手配を行うとともに地元医療機関等の応援を受け、医療班を編成して現地に派遣し、応急措置を施した後適切な医療機関に搬送する。
 - オ 必要に応じて、被災者及び家族等の関係者に対して食料及び飲料水等を提供する。また家族等への宿泊施設のあっせん等も航空会社と協力して行う。
 - カ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。
 - キ 救助活動等に関して自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県(防災危機管理課)に 対して自衛隊の派遣要請の要求をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の確保に ついて応援を要請する。
 - ク 事故が大規模で、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に職員の派遣を要請するとともに、県に対しては指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣についてあっせんを求める。

(2) 県

- ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、2 に定める通報連絡系統により関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- イ 市の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに必要により 他の市町に対して応援を指示する。
- ウ 大規模航空機事故の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が 困難な場合、自ら医療救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)の派遣を行うととも に、日赤山口県支部及び県医師会等の医療機関に対して救護班(災害派遣医療チーム (DMAT)を含む)の出動要請を行う。
- エ 市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めたときは、自 衛隊に対し災害派遣を要請する。
- オ 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の 機関に対してあっせんを行う。また特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方 行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求め るとともに他の都道府県に対しても応援を求める。
- カ 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。
- キ 山口宇部空港事務所がとる措置
 - (ア) 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者から通報を受けたときは、 2に定める通報連絡系統により関係機関に通報する。
 - (イ) 空港内及び周辺地域において航空機事故が発生した場合には、別に定める「山口県山口宇部空港災害対策要綱・実施要領」、「山口宇部空港消防救難隊についての業務協定」に基づき初期消火、救助活動、空港利用者等の避難誘導措置等を講じるとともに、地元消防機関、警察の協力を得て消防活動、救助活動等必要な措置を講じる。
 - (ウ) 空港内及び周辺地域での大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生した場合、 救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所等を確保する。
 - (エ) 山口宇部空港事務所長は、災害の状況に応じて知事(港湾課又は防災危機管理課) に自衛隊の災害派遣に係る要請を行う。
 - (オ) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。
- (3) 航空運送事業者
 - ア 自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省へ連絡するものとする。
 - イ 自己の運航する航空機について事故が発生した場合には、それによる被害状況を把握 できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡するものとする。
 - ウ 応急対策の活動状況等を国土交通省に連絡する。
 - エ 発災後速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものと する。

(4) 警察

- ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、 2に定める通報連絡系統により県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- イ 事故発生現地及びその周辺地域において、関係者以外の者に対する避難の指示・警告 及び避難誘導を行う。
- ウ 市職員が現場にいないとき又はこれらの者からの要求があったときは、警戒区域を設 定し、一般市民の立入制限、退去等を命じる。
- エ 行方不明者の捜索及び人命救助活動の実施
- オ 遺体の検視及び捜査活動の実施
- カ 必要に応じて事故発生地及び周辺の交通規制の実施
- キ 関係機関の実施する救助活動及び復旧活動の支援
- (5) 地元医療機関・日赤山口県支部・医師会等
 - ア 市又は県の要請により医療救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)を編成し、現 地での医療救護活動の実施及び負傷者の受け入れを行う。

イ 必要に応じて救援物資の提供及び日赤奉仕団による救援活動の実施

(6) 自衛隊

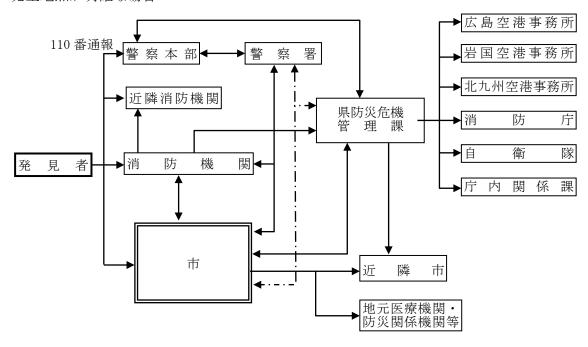
空港事務所長(国機関)又は県知事からの災害派遣要請を受け、航空機等を活用して遭難機の捜索、被災者の救助救出活動及び行方不明者の捜索等について消防機関、空港事務所等と協力しながら応急対策活動を実施する。

2 関係機関に対する通報連絡

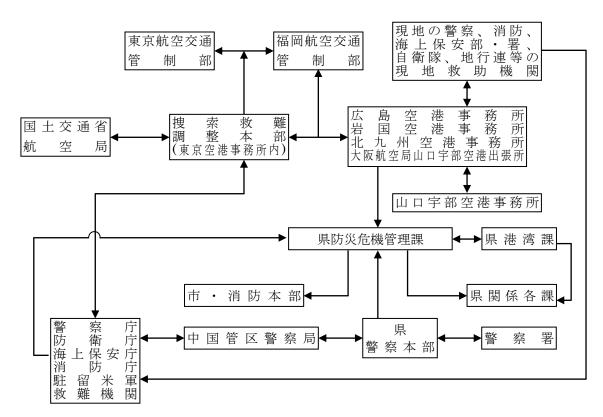
災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは速やかに次の 連絡系統により通報連絡するものとする。

(1) 市域内で発生した場合

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明確な場合(遭難機の捜索)



3 航空機事故等発生時の応急活動体制

航空機事故等が発生した場合における市の応急対策活動実施体制は以下のとおりとする。

災害事象	市の実施体制	実施する応急対策の概要及び実施機関等
市域内で旅客 航空機の遭難、 行方不明 又は 墜落等の事故が 発生した場合	第3非常体制 (1) 市長は直ちに「災害対策本部」を設置するとともに現地に「現地災害対策本部」を設置する。 (設置及び運営等については第1章に定めるところによる。)	市域内で旅客航空機の遭難、行方不明又は 墜落等の事故が発生した場合で、市が防災関 係機関と協力し、全力を上げて人命の救助及 び消火活動等に取り組む体制 なお、関係機関が到着するまでの応急対策 は、現地関係機関が実施することになる。 《応急対策活動の概要等》 発災現地の市・消防機関、警察、防災関係 機関及び県等は、必要な応急対策活動を実施 する。

4 災害情報の収集伝達

市及び消防機関は、大規模航空機事故等が発生した場合における災害情報の収集伝達について定める。

- ア 発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに第2項2に定める通報連絡系統 により県(防災危機管理課)、近隣市(近隣消防本部)、地元医療機関等の防災関係機関 に通報する。
- イ 情報収集伝達体制は、職員、消防団等の協力を得て必要な体制を確立するものとする。
- ウ 県への通報は国が定めている「火災・災害等即報要領」の様式により行うことになる。 以下取扱いを順に示す。
 - (ア) 事故発生等の通報、情報を得た場合は、直ちに電話、無線等で発生場所、覚知時間、 市の対応等を報告する。
 - (4) 事故発生当初の段階で十分な被害状況の把握ができていない場合は、「災害概況即報」により把握した情報を順次報告する。
 - (ウ) 被害状況がある程度把握され、また応急活動の概況も把握されだした段階からは、「火災即報」又は「救急・救助事故即報」により報告する。

第3項 消防活動

航空機事故により火災が発生した場合、空港管理者及び消防機関は、化学消防車、化学消火 剤等を活用して早期の鎮火に努める。

この場合において、空港管理者、消防機関の消防力では十分な対応ができない場合は直ちに 隣接消防機関等に対して応援要請を行い必要な消火活動を行う。

なお、県内各市町及び各消防一部事務組合は、全県下を対象とする広域消防相互応援協定を 締結し、広域的な消防応援体制を整備している。

第2節 陸上交通災害対策計画

第1項 実施機関

1 実施方針

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故時における応急対策及び災害時における交通 規制並びに主要交通路線の確保等について防災関係各機関は、本節並びに県、市防災計画に定 めるところにより、各種の応急対策を実施し、市民の生命財産の保全に努めるものとする。

2 実施機関

企業体、市、県、警察、道路管理者、西日本高速道路株式会社中国支社、防災関係各機関

第2項 陸上交通災害対策

1 応急対策実施機関

道路・・・・・自動車運輸業者、道路管理者、警察、西日本高速道路株式会社中国支社

2 市

第3編 災害応急対策計画/第22章 交通災害対策計画

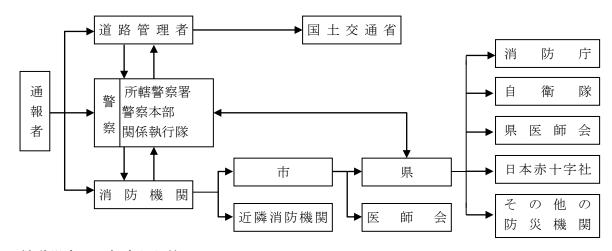
- (1) 市は、大規模な陸上交通災害の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは3に定める通報連絡系統により関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- (2) 市は、国土交通省から受けた情報を関係機関等へ連絡する。

3 県

- (1) 大規模な陸上交通災害の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは3に 定める通報連絡系統により関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- (2) 国土交通省から受けた情報を市、関係機関等へ連絡する。
- (3) 市の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに必要により他の市町に対して応援を指示する。
- (4) 大規模な陸上交通災害の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、自ら医療救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)の派遣を行うとともに、日赤山口県支部及び県医師会等の医療機関に対して救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)の出動要請を行う。
- (5) 市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (6) 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の機関に対してあっせんを行う。
- (7) また特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに他の都道府県に対しても応援を求める。
- (8) 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。

3 関係機関に対する通報連絡

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは速やかに次の 連絡系統により通報連絡するものとする。



第3項 鉄道災害、運転事故対策

- 1 応急対策実施機関
 - (1) 軌道・・・西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店
 - (2) 鉄道・・・西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店
- 2 市 (消防機関)

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

- 3 県の措置
 - (1) 大規模な鉄道災害、運転事故の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは第3編第19章第3節に定める通報連絡系統により関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
 - (2) 国土交通省から受けた情報を市、関係機関等へ連絡する。

第3編 災害応急対策計画/第22章 交通災害対策計画

- (3) 市の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに必要により他の市町に対して応援を指示する。
- (4) 大規模な鉄道災害、運転事故の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、自ら医療救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)の派遣を行うとともに、日赤山口県支部及び県医師会等の医療機関に対して救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)の出動要請を行う。
- (5) 市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (6) 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の機関に対してあっせんを行う。
- (7) また特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに他の都道府県に対しても応援を求める。
- (8) 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。

第4項 中国自動車道路災害対策

1 目的

中国自動車道において暴風、豪雨、豪雪、濃霧、洪水、地震等の異常な自然現象に伴い道路の損壊又は重大な交通事故等が発生した場合、又は発生のおそれがある場合にこれを未然に防止し被害の拡大を防ぎ、及び、災害復旧を迅速に行うため処理すべき業務の要領を定め、もって道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図ることを目的とする。

2 防災及び交通管理施設

高速道路には、円滑な通行及び安全確保を図るための設備が設置されている。また、トンネルには火災などの事故に備えてトンネル延長、交通量等に応じて各種の設備が設置してある。

第23章 產業災害対策計画

基本的な考え方

化学工場等における火災、爆発、ガス漏洩等又は、農産物対策、家畜対策等、各種産業災害に対する対策について防災関係各機関は、各種の応急対策を実施し、市民の生命財産の保全に努めるものとする。

第1節 化学工場等災害対策計画

【消防本部】

第1項 石油類等の保安対策

石油類等の保安対策については、本項に定めるところによるものとする。

- 1 実施機関
 - (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者
 - (2) 市長
 - ア 危険物の規制
 - イ 危険物災害応急対策全般
 - (3) 警察
- 2 応急措置
 - (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置(指導方針)
 - ア 被害状況を地方公共団体へ連絡する。
 - イ 発災後速やかに、職員の参集、情報連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制を とる。
 - ウ 消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。
 - エ 的確な応急点検及び応急措置等を講じる。
 - オ 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。
 - カ 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発 火性物質に対する保安措置を講じる。
 - (2) 市の措置
 - ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。
 - イ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
 - ウ 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる。
 - エ 被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及 び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立 退きの指示をする。
 - オ 火災の防ぎょは、市の消防機関が実施するが、火災の状況、規模、並びに危険物の種類により化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。
 - カ 転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。
 - キ 更に消防力を必要とする場合には、県に対して自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、 指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方 行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。
 - ク 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これ らの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
 - (2) 県の措置
 - ア 国(危険物等の取扱規制省庁)へ災害発生について速やかに通報する。
 - イ 国(危険物等の取扱規制省庁)から受けた情報を市、関係機関等へ連絡する。

- ウ 市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行う とともに、市からの要請により他の市町に応援するよう要請する。
- エ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- オ 市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は必要があると認めたときは、自 衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から必要資機材の確保等について応援の要 請を受けたときは、積極的に協力する。
- カ 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係指 定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、 指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大 臣に対してそのあっせんを求めるとともに他の都道府県に対して応援を要請する。
- キ 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (3) 警察の措置
 - ア 県及び市、市の消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。
 - イ 市長からの要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害を拡大させるお それがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大 を防止するため必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置 をとることを指示する。(事前措置)

第2項 火薬類の保安対策

- 1 実施機関
 - (1) 火薬類の製造者及び火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者
 - (2) 中国四国産業保安監督部
 - (3) 知事
 - (4) 警察
- 2 応急措置
 - (1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置(指導方針)
 - ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、移動の措置をとり、見張を厳重にする。
 - イ 危険又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。
 - ウ 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、必要によって は、付近住民に避難の警告を行う。
 - エ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。
 - (2) 県の措置(新産業振興課)
 - ア 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の 使用の一時停止を命じる。
 - イ 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して製造、販売、貯蔵、 運搬、消費又は廃棄を一時禁止し又は制限する。
 - ウ 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。
 - エ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。
 - (注) 緊急措置命令(火薬類取締法第45条)

経済産業大臣(鉄道、軌道、索道、航空機による運搬については、国土交通大臣、自動車、軽車両その他の運搬については県公安委員会)は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、上記の措置について緊急措置命令を発する。

この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

(3) 警察の措置(第1項石油類等の保安対策における措置に準じる。)

第3項 高圧ガスの保安対策

- 1 実施機関
 - (1) 高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスの貯蔵をする者又は充てん容器の所有者若しくは占有者(以下「製造業者等」という。)
 - (2) 知事(防災危機管理課)
 - (3) 警察
 - (4) 中国四国産業保安監督部
- 2 応急措置
 - (1) 製造業等の措置(指導方針)
 - ア 製造施設又は消費施設が危険状態になったときは製造又は消費の作業を中止し、製造 又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作 業員のほかは退避させる。
 - イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、若しくは容器を安全な場所に移す。
 - ウ 消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて付近住民に退避の警告を行 う。
 - エ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又 はその充てん容器を水中若しくは地中に埋める。
 - (2) 県の措置(防災危機管理課)
 - ア 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命じる。
 - イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
 - ウ 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命じる。
 - (注) 緊急措置命令(高圧ガス保安法第39条)

経済産業大臣又は知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合は、上記の措置について緊急措置命令を発する。

この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

(3) 警察(第1項石油類の安全対策における措置に準じる。)

第4項 放射性物質の保安対策

- 1 実施機関
 - (1) 施設の所有者及び管理者
 - (2) 市 (消防機関)
 - (3) 県
 - (4) 警察
- 2 応急措置
 - (1) 火災等により放射性物質を使用する建築物等が被害を受け、又は受けるおそれがある場合は、関係実施機関は医療機関と連絡をとり、危険場所の認知及び放射線量の測定を行い、延焼防止の対策とともに、汚染区域の拡大を防止する措置を講じる。
 - (2) 市は、事故の通報を受けたときは、防災関係機関に通報、事故に関する情報の収集、文部科学省の指導を得て、事故に対する対応方針の決定、その他関係機関との連絡調整、市民への情報提供等を行う。大量放出又はそのおそれがある場合は、避難対策実施機関は、危険区域内所在者の避難措置をとり、立入禁止区域を設定する。

第5項 特定物質による事故対策

- 1 実施機関
 - (1) 企業(特定物質を発生する施設を有する工場又は事業場)
 - (2) 市長
- 2 応急措置
 - (1) 企業の措置

第3編 災害応急対策計画/第23章 産業災害対策計画

特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出された時にはただちに次の措置をとる。

- ア 被害の拡大防止及び施設の復旧措置
- イ 市長に対する事故状況の報告
- (2) 市長の措置

届出その他の方法で事故の発生を知った場合は、直ちに大気汚染の状態を把握し、企業に対して事故の拡大又は再発防止のため必要な措置について協力を求め、又は勧告するとともに関係機関と協調して必要な応急対策を実施する。

第6項 毒物劇物による事故対策

- 1 実施機関
 - (1) 毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取り扱う者
 - (2) 知事(薬務課)
 - (3) 市長
 - (4) 警察
- 2 応急措置対策
 - (1) 毒物劇物取扱者の措置
 - ア 事故の状況を宇部健康福祉センター、警察署又は消防機関に直ちに届け出る。
 - イ 保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。
 - ウ 毒物劇物の中和等に必要な資材を十分に備蓄する。(指導方針)
 - (2) 市の措置
 - ア 被害の状況により、保健衛生上の危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施 設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対す る避難、立退きの指示、勧告をする。
 - イ 中和剤等の資材が不足するときは、その収集あっせんを行う。
 - (3) 警察の措置

県及び市消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

第7項 危険物等の所在及び防災施設等の状況把握

企業体別の高圧ガス、危険物製造施設、貯蔵所等の所在、ばい煙、特定有害物質を発する施設、責任者、連絡窓口並びに企業体における自衛防災体制、防災施設設備の状況については、毎年資料を整備するものとする。

第2節 ガス災害対策計画

第1項 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

- 1 実施機関
 - (1) ガス消費者
 - (2) ガス供給業者(液化石油ガス法第3条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限るものとする。)
 - (3) 保安機関
 - (4) 市(消防機関)
 - (5) 警察
 - (6) 県(防災危機管理課)
 - (7) 中国四国産業保安監督部(保安課)
- 2 「ガス漏れ事故等」とは、次の各事項に掲げるものとする。
 - (1) ガス漏れ事故
 - (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの
 - (3) ガス爆発事故
 - (4) ガス火災
 - (5) 故意によるガス放出事故

(6) その他対応を必要とするガス事故

3 応急対策

- (1) ガス消費者の措置
 - ア ガス漏れ事故等を発見したとき又はガス漏れ事故等の事実を知らされたときは、ガス の消費を中止するなどの応急措置を講じるとともに、ガス供給業者、保安機関又は消防 機関に通報する。
 - イ ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が 確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。
- (2) ガス供給業者の措置
 - ア ガス消費者等から通報があったとき又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。
 - イ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ市(消防機関)と協議された事項に基づいて市(消防機関)に必要に応じ協力し、又は指示を求めて速やかに初動措置を講じ、 事故の拡大防止に努めなければならない。
 - ウ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再 開してはならない。
- (3) 保安機関の措置

ガス消費者等から通報があったとき又は自らが発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

- (4) 市(消防機関)の措置
 - ア ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。
 - イ ガス漏れ事故等の状況により災害が拡大、波及するおそれがある場合は、関係機関と 連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置 を講じるものとする。
- (5) 警察の措置

事故の状況により、関係機関との連絡をとりながら必要に応じて、情報等の収集、伝達及び技術的言等行い、事故の拡大防止に努めるものとする。

(6) 警察の措置

ガス漏れ事故等の状況により、関係機関との連絡をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり被害の拡大防止に努めるものとする。

4 事前対策

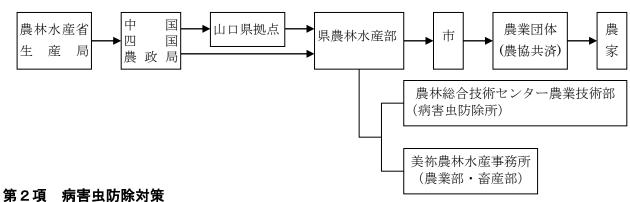
ガス供給業者と市(消防機関)は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項についてあらかじめ協議を行い相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておくものとする。

- (1) 連絡通報体制
- (2) 出動体制
- (3) 現場における連携体制
- (4) 任務分担
- (5) 事後の措置
- (6) 共同訓練等の実施
- (7) その他必要な事項

第3節 農産物対策計画 【農林課】

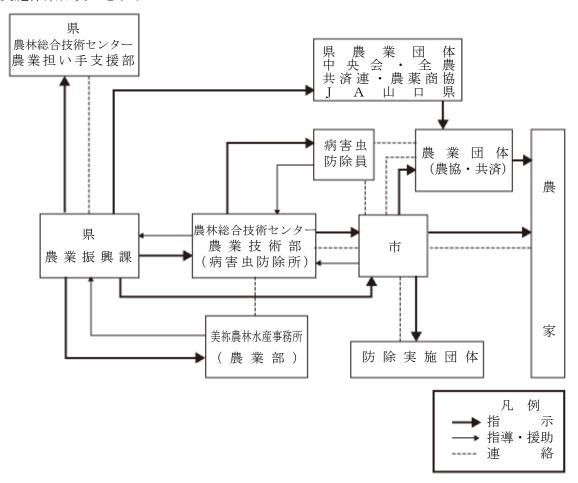
第1項 実施機関

農産物対策全般の実施系統は次のとおりである。



1 病害虫発生予察

予察実施体系は次のとおり



2 市の防除体制

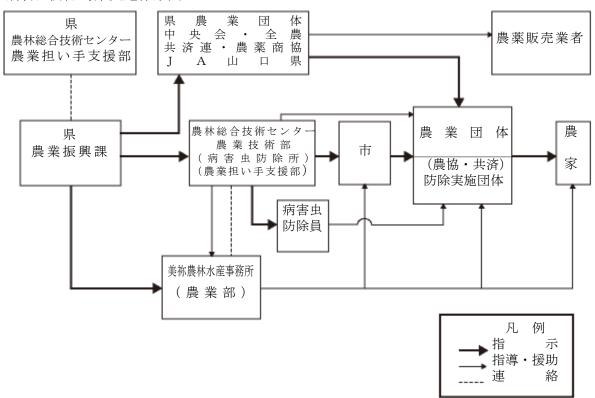
(1) 防除活動

市は、市病害虫防除対策協議会を設置し、県の防除方針に基づき、次の措置を講じるものとする。

- ア 市域内の病害虫発生状況を常時正確に把握するとともに、県農林水産部へ速報する。
- イ 農林総合技術センター農業技術部 (病害虫防除所) は、県農林水産部の発生予察情報 に基づき、関係機関、団体に情報を伝達(提供) する。

ウ 被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があるときは、農林 水産大臣に対し緊急防除の申請を行う。

(2) 病害虫防除対策実施体系図



(3) 農薬等の確保措置

農薬等防除資材の需給調整について県植物防疫農作業安全協会の協力を求めるものとする。

第3項 種子、種苗の確保供給

- 1 確保の措置
 - (1) 水稲関係

災害応急用水稲籾の確保措置

(2) 野菜関係

野菜指定産地及び野菜認定産地における確保措置

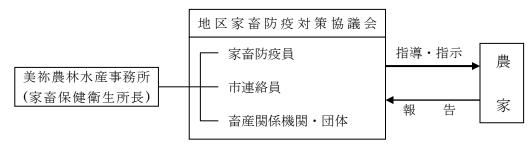
- (3) 飼料作物関係
 - 災害応急用種子の確保措置
- 2 供給の方法
 - (1) 種籾については、市長からの要請申請により、県米麦改良協会を通じ供給のあっせんを行う。
 - (2) 野菜・飼料作物関係については、市長からの要請により、全国農業協同組合連合会山口事務所・山口県農業協同組合を通じ供給のあっせんを行う。

第4節 家畜管理計画 【農林課】

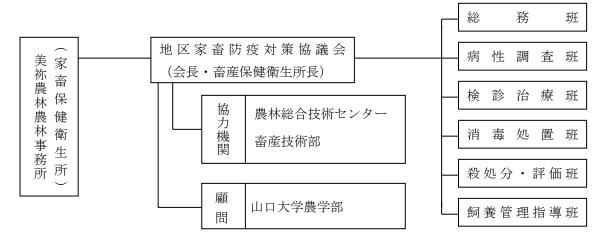
第1項 実施機関

- 1 実施機関及び関係機関
 - (1) 被災地における家畜伝染病予防対策は、美祢農林水産事務所を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。
 - (2) その他、家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策は市が実施する。

2 連絡体系



3 活動組織



第2項 家畜伝染病予防対策

- 1 組織
 - (1) 農林水産事務所又は農林事務所(家畜保健衛生所(東部、中部、西部、北部))
 - (2) 地区家畜防疫対策協議会の構成 農林事務所又は農林水産事務所(家畜保健衛生所)、宇部健康福祉センター(環境保健 所)、県畜産振興協会、市町、県獣医師会、農業協同組合、農業共済組合、酪農関係団 体、養豚関係団体、養鶏関係団体
- 2 活動内容

地区家畜防疫対策協議会が編成する防疫組織は次の業務を行う。

- (1) 総務班
 - ア 家畜伝染病に関する啓もう指導
 - イ 情報収集及び連絡、報告
 - ウ 防疫用資材の調達、あっせん、配分
- (2) 病性調査班
 - ア 疑似患畜及び患畜の病性鑑定並びに疫学的調査
 - イ 発生源及び感染経路の探求調査
- (3) 検診治療班
 - ア 防疫地図の作成
 - イ 家畜伝染病予防法による検査、注射の実施及び協力
 - ウ 疑似患畜の検診、治療
- (4) 消毒処理班
 - ア 発生畜舎、予防指定地域に対する消毒指導
 - イ 死亡獣畜、出荷できない生産物等の埋却、焼却等
 - ウ 疑似患畜及び患畜又は死亡獣畜等の輪送措置及び指導
 - エ と畜場及び死亡獣畜処理場との連絡
- (5) 殺処分·評価班
 - ア 患畜及び疑似患畜の殺処分

第3編 災害応急対策計画/第23章 産業災害対策計画

- イ 殺処分家畜及び埋消却等を行う生産物等の評価
- (6) 飼養管理指導班
 - ア 飼養管理の失宜による疾病発生防止指導
 - イ 家畜管理資材の確保及び調達指導

第3項 被災家畜の管理場の確保

家畜飼養頭数の多い地域で、特に水害多発地域においては、被災家畜の管理対策を準備して おくものとする。

- 1 管理場の設置基準
 - (1) おおむね 3.3 平方米当たり、大家畜 1 頭、大中豚 3 頭、小豚 10 頭、緬山羊 3 頭、鶏 15 羽を収容基準とし、排水良好な地点(場所、施設)とする。
 - (2) 大家畜、緬山羊は繋養を原則とし、その他の家畜は追込式とする。
- 2 確保のための措置

市は、水系及び発生する災害の程度を考慮して、場所、施設の選定及び資材の所在、輸送等について関係機関、団体及び周辺関係者と協議しておくものとする。

3 管理者の確保基準

大家畜 10 頭、中家畜 20 頭、小家畜 100 羽につき管理者 1 名の割合で、市の関係地区ごとに 予定しておくものとする。

第4項 飼料の確保及び調達、配給

畜産、農業関係団体の協力を得て、飼料の確保及び調達、配給対策を講じる。

1 粗飼料

全国農業協同組合連合会県本部等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。

2 濃厚飼料

全国農業協同組合連合会県本部等に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。

第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧·復興活動計画

基本的な考え方

大規模災害が発生した場合には、多数の者が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会は大きな混乱に陥る可能性がある。

こうした社会の混乱を防ぎ、民心の安定と社会秩序の維持を図るには、被災者の生活再建を一日も早く図る必要があり、市をはじめとする防災関係機関は、協力して必要な措置を講じる。

第1節 市の活動体制

市長は、災害応急対策終了後、本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て復旧・ 復興対策を実施するとともに、市及びその他の防災関係機関が処理する復旧・復興対策の実施 を援助し、かつ、総合調整を行う。

第1項 被害復旧対策本部の設置

市長は、復旧・復興対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、市被害復旧対策本部を設置し、復旧・復興対策を実施する。

- 1 被害復旧対策本部は、災害対策本部に準じて設置する。
- 2 市被害復旧対策本部の廃止基準

市長は、本格的な復旧・復興対策のめどがたったと認められるときは、市被害復旧対策本部を廃止する。

3 市被害復旧対策本部の設置(廃止)の通知等

総務部長は、市被害復旧対策本部が設置(廃止)されたときは、直ちに、その旨を次により 通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	担当課	方 法
県 (防災危機管理課)	総 務 課	山口県総合防災情報システム
防災関係機関	"	電話・FAX
報道機関	デジタル推進課	電話・FAX
市民	総務課、 デジタル推進課	告知放送(IP通信網)、アプリ、メール、市HP

第2章 被災者の生活再建計画

市は、災害により被害を受けた市民の速やかな再起が図られるよう、被災者に対する生活相談、職業のあっせん、租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免、住宅・援護資金の貸付等について必要な措置を講じる。

第1節 被災者の生活確保

第1項 生活相談

【市民課】

災害発生後から被災者、一般市民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、様々な問い合わせ、要望が数多く寄せられ、それらに的確・迅速に応えるためには、総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、市は、次の措置を講じるものとする。

機関名	措 置 事 項
市	1 市は、被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるものとする。 3 県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。
県	1 各種相談体制の確立 災害が発生した場合、応急対策実施と同時進行の形で、総合政策部を中心に、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。 2 被害相談室の設置 被害復旧対策本部設置時に、相談、苦情等のたらい回しの防止及び各部が実施している応急対策等に係る情報を県民へ効果的に提供するとともに、情報提供・相談業務の一元化を図るため、総合政策部内に被害相談室を設置することができる。 3 発災初期の混乱が終息したとき、被災現地では地方県民相談室を窓口として、避難所等を巡回し又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係対策部に速やかに連絡する。 この場合の臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討して、知事が決定する。 (1) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣し対応する。 (2) 市、防災関係機関と連携を密にし、相談体制の確立を図る。 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人県民に対する相談体制を確立する。

第2項 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免 【税務課】

各機関の租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

	<u> </u>
実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
市	市は、市が賦課する税目に関して、地方税法及び市条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の 提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与 所得者の源泉所得税の徴収猶予
県 (税務課) (市町課) (県税事務所)	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び県税賦課徴収条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。 また、市においても適切な対応がなされるよう助言するものとする。

※ 地方税の減免基準については、総務省から各都道府県知事あてに「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」が出されており、この通達の中で、主な税目 ごとの減免基準が示されている。

第3項 国民健康保険税の徴収の猶予及び減免 【市民課】

市は、被災した納税者に対して、国民健康保険法及び市条例等に基づき、国民健康保険税の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

第4項 住宅の建設

【建設課】

災害により居住していた住宅を喪失した者については、住居の確保が必要になる。

このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては、公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

1 応急仮設住宅の建設

第3編 第12章 応急住宅計画による。

2 災害公営住宅の建設

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。

3 既設公営住宅等の修理

市及び県は、災害により被災した既設の公営住宅、既設の改良住宅の修理を速やかに行い、 住居の確保を図る。

- 4 住宅資金の確保
 - (1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連住宅資金のあっせん 独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害関係貸付けとして、「災害復興住宅融資」、「災害 予防関連融資」がある。
 - ア 災害復興住宅融資

地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。

市及び県は、被災地のり災家屋の状況を速やかに調査し、住宅金融支援機構が指定する 災害に該当するときは、融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の 被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る ものとする。

この場合、資金の融通を早くするため、市においては、被災者が住宅金融支援機構に大 して負うべき債務を保障するよう努めるものとする。

イ 災害予防関連融資

(ア) 地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法第24条第3項により知事の承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。

(イ) 宅地防災工事資金融資

宅地造成等規制法第16条第2項、第17条第1項、第2項、第21条第2項、第22条第1項、第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項、第10条第1項、第2項又は建築基準法第10条第1項、第3項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、改造等の防災工事を行うときに貸付けられる。

(2) その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障害者世帯及び母子・父子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の住宅資金貸付け、母子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

ア 生活福祉資金の住宅資金

低所得者世帯又は身体障害者世帯が、住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要とする 経費については、生活福祉資金の住宅資金の貸付けを受けることができる。

第4編 復旧・復興計画/第2章 被災者の生活再建計画

災害により特に必要な場合は、貸付限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。 イ 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金住宅資金の貸付けに際して、限度額、据置期間の延長、支払い猶予等の優遇措置が講じられる。

第5項 生活資金の確保

【福祉課】

災害により住居・家財等に被害を受けた者(個人)が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、各種融資制度が設けられている。市及び県は、これら資金の融資が円滑に行われるよう被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行うものとする。

1 生活福祉資金の貸付け

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として設けられ、救助法の適用を受けるに至らない小災害等により負傷又は住居・家財等に被害を受けた低所得世帯に対して貸付けられるものとして、災害援護資金がある。貸付業務は、県社会福祉協議会が、民生委員及び社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行う。

(1) 資金の種類

資金の種類は、更生資金、身体障害者更生資金、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養資金、災害援護資金がある。

(2) 貸付限度額、期間等

貸付限度額、期間、利率等については資料編による。

(3) 申込先

市、市社会福祉協議会

2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

母子福祉資金、寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。

(1) 母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するめに貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

ア 資金の種類

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就 職支度資金、医療・介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金、 特例児童扶養資金がある。

イ 申込先

- 市役所(地域福祉課)
- ・ 宇部健康福祉センター
- ※ 相談については、母子自立支援員が当たる。

(2) 寡婦福祉資金

寡婦(配偶者と死別、離婚した女子であって現に婚姻していない者、配偶者の生死が明らかでない女子等)に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様である。

(3) 父子福祉資金

配偶者のいない男子で、現に20才未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様。

※ 相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

3 県市町中小企業勤労者小口資金

第4編 復旧・復興計画/第2章 被災者の生活再建計画

県内に1年以上居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、貸付けは、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。

(1) 貸付限度額 災害資金 100 万円以内

(2) 償還期間 10年以内
 (3) 利 率 年1.59%
 (4) 申込先 中国労働金庫

4 災害援護資金の貸付け

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立直しに必要な資金を貸付けるもので、市が貸付けを行う。

貸 付 対 象	根拠法令等	貸	付 金	額	貸	付 絫	条 件
救助法が適用され 大自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、その世帯ので、次の世帯に限る。 1人 220万万円円 2人 430万万円円 3人 620万万円円 3人 730万円円 5人以上 730万円円に世帯人員が1人増算した額。ただと場合は1,270万円に緩和	(1) の (1) の (1) の (1) の (2) の (3) の (4) の (4) の (4) の (5) を (5) を (6) を (6) を (7) を	イ 住居 (1) と (2) イ ウ (4) 合に 下 (1) と (2) イ ウ (4) 合に 下 (1) と (2) イ ウ (4) 合に 下 (1) に 万 (1	(2) の (3) の (5) の (5) の (6) の (7)	N	(2) 情年) 置 間 5) 域) 一 (6) 一 (7) (6) 一 (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	害箇置年あ 還年間時年)還賦 付3証則を月期(る 期(3:償 方又 利%人と	受以間別島 間う耳居還 去よけ内 の5 据 期間 年

第6項 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を市において支給する。

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給制限・方法等
災害弔慰金	1 一つの市域内 において、住居 滅失世帯数が5 以上である場合 2 県内におい て、住居滅失世 帯数が5以上の 市町が3以上あ	 災害弔慰金の支給等に関する法律 実施主体市(条例) 	死亡者の配偶者 川 子 川 父母 川 孫 川 祖父母	1 死亡者が遺 族の生計を主 として維持し ていた場合 500万円以内 2 それ以外の 場合 250万円以内	1 支給の制限 (1) 死亡が本人の 故意又は重大な 過失による場合 (市長の判断に よる) (2) 次に掲げる規 則等に基づき支

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給制限・方法等
種別	る場合 3 県内におい て、救助法市町 が、1 以上 おが 明された以上 よる 場合 4 救助 法による 本 対助 法によれた 市町をその 返所 に含む都道所	根拠法令等 3 経費負担 国 2/4 県 1/4 市 1/4	対象の災害により負 傷し又は疾病にかかり、 それが治ったとき次に 掲げる程度の障害を有 する場合支給する。 ア 両眼が失明したも	支給限度額 1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250 万円以内	給される関じゅ で を で を を なり を を を を を を を を き の る 場 察 表 表 き り り り り り り り り り り り り り り り り り
	が2以上ある場合		の イ 咀嚼及び言語の機	2 それ以外の	認める場合 2 支給の方法等
災			能を廃したもの ウ 神経系統の機能又 は精神に著しい障害	場合	市が被害の状 況、遺族の状況 等必要な調査を
害			を残し、常に介護を要するもの		行い支給する
障			エ 胸腹部臓器の機能 に著しい障害を残		
害			し、常に介護を要するもの		
見			オ 両上肢をひじ関節 以上で失ったもの		
舞			カー両上肢の用を全廃したもの		
金			キ 両下肢をひざ関節 以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃 したもの ケ 精神又は身体の障 害が重複する場合に おける当該重複する 障害の程度が前各号 と同程度以上と認め られるもの		

第7項 災害り災者に対する援護措置

1 市の援護措置

市内において発生した災害に係るり災者に対して「市災害り災者に対する援護措置要綱(平成20年美祢市告示第38号)」に基づき、見舞金を支給する。

対象となる事項	金額
人命	1人につき 30,000円
住 家(全壊又は全焼)	1 世帯につき 30,000 円
住 家 (半壊又は半焼)	1 世帯につき 20,000 円
応急的援護を市長が必要と認めるり 災者	1世帯につき 市長が必要と認める額

2 県の援護措置

県内において発生した災害に係るり災者に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

対象となる事項	金額
住家の全壊、全焼又は流出	1 世帯につき 100,000 円
住家の半壊又は半焼	1 世帯につき 100,000円
死 亡	死亡者1人につき 100,000円
重傷者	重傷者1人につき 50,000円

第8項 被災者生活再建支援金の支給

災害により被災者生活再建支援法の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱いについて必要な事項を定める。

1 被災者生活再建支援法の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法(以下「法」という。)は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

(2) 法の適用

市の地域において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続を実施する。

ア 法の対象となる自然災害

(ア) 法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害

- (イ) 法の対象となる自然災害の程度
 - a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市の区域に係る自然災害
 - b 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市の区域に係る自然災害
 - c 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
 - d a 又は b の市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市(人口 10 万人未満に限る)の区域に係る自然災害
 - e aからcの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市の区域に係る 自然災害

2 被災者生活再建支援制度

- (1) 支援金の支給対象となる被災世帯
 - ア 支援金の支給対象となる被災世帯

前述の1(2)(イ) a から e の自然災害により

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)

イ 支援金の支給額

該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯 人数が1人の場合は、各欄の当支給額の金額は3/4の額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の再建	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
方法	((1)ア①に該当)	((1)ア②に該当)	((1)ア③に該当)	((1)ア④に該当)
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

第4編 復旧・復興計画/第2章 被災者の生活再建計画

住宅の被害 程度		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
	支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

3 支援金の支給申請等

(1) 申請期間

基礎支援金については、災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月とする。

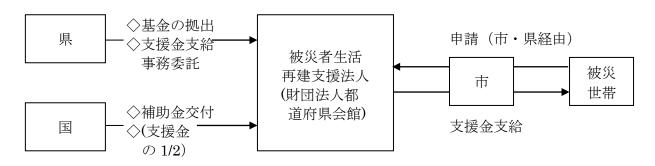
(2) 申請時の添付書類

ア 基礎支援金:り災証明書、住民票等

イ 加算支援金:契約書(住宅の購入、賃貸等)等

(3) 支援金支給に係る手続

被災者からの支援金支給申請に係る市、県、被災者生活再建支援法人、国(内閣府)の事務等の概要は次に示すとおり。



第9項 り災証明書の交付

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、被災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

なお、被災調査、り災証明書発行等の担当部署(窓口)をあらかじめ次のように定める。

被災施設	調査部署	り災証明書発行部署
家屋	税務課	総務課
農林施設	農林課	農林課
商工施設	商工労働課	商工労働課

第10項 その他の生活支援

1 物価安定対策

大規模災害等発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱等が生じ、食料品、 日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響がでることが考えられ る。このため、消費者保護の観点から、次の対策を講じる。

(1) 相談体制

ア 既設の「物価ダイヤル」の機能を充実し、被災者総合相談窓口及び消費生活センター において、市民からの苦情、相談に対応する。

イ 売惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当 な行為については、是正指導を行う。

(2) 物価の安定と物資の安定供給

物価の安定を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

ア 県職員による調査・監視

生活関連物資及び応急復旧資材、緊急生活物資等について、関係対策部の応援を受けて、 店頭価格、需給動向を調査する。

イ 民間調査員による調査・監視

- (ア) 市、県及び国があらかじめ委嘱している「価格調査員」、「くらしの相談員」、「物価 モニター」の協力を得て、価格及び需給動向の調査をする。
- (4) 住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、家賃状況の動向把握について、県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅取扱業者に対する高騰抑制の要請指導等を実施する。
- (3) 国への要請

物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じ、国に対し生活関連物資等の買占め及び売惜 しみに対する緊急措置に関する法律及び国民生活安定緊急措置法の発動並びに公共料金の値 上げの凍結等必要な措置について実施するよう要請する。

2 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、災害の態様及び被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に 係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- (1) 郵便業務関係
 - ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (2) 簡易保険業務関係
 - ア 保険料払込猶予期間の延伸
 - イ 保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払い
 - ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払い
 - エ 解約還付金の非常即時払い
 - オ 保険貸付金の非常即時払い
- 3 放送受信料の免除

非常災害があった場合、総務大臣が認可した範囲及び期間に係る放送受信料の免除。

4 電話料金等の減免

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

第11項 被災者台帳

【総務課】

1 作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2 利用及び提供

市は、次の場合にあっては、被災者台帳に記載し、又は記録された情報を自ら利用し、又は提供することができる。

- (1) 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意があるとき又は本人に提供するとき
- (2) 市町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、 被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第2節 義援金及び見舞品の受入れ・配分 【福祉課】

大規模な災害が発生した場合、市内はもとより、全国、外国から多数の義援金品が寄せられ、 寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金品を、迅速・確実に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、市、県及び日赤山口県支部及び市がとる対応について、必要事項を定める。

第1項 義援金品の受付

- 1 義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想され、各機関は、状況に応じ発災後 おおむね 12 時間以内に受付窓口を開設するものとする。
- 2 義援品は、原則として、補修又は修繕を要するもの及び中古衣料、中古雑誌等で使用に耐 えないもの、また、腐食しやすい食料品等は受け付けないものとする。なお、有効活用の観 点から、被災者ニーズの把握に努める。
- 3 義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、 必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、 寄託者等への周知を図るものとする。
- 4 受付にかかる各機関の対応は、次のとおりである。

機	関	名	措置	内	容
	市		(1) 市は、義援金品の受付窓口を開設する (2) 市が直接受領した義援金品について、 (3) 義援品の保管場所、集積場所を指定し	寄託者に受領	
	県		(1) 義援金品の受付のため、災害救助部は(2) 義援金受付のために普通預金口座を関(3) 県が直接受領した義援金品について、(4) 義援品の受入れについては、あらかじ適当な箇所を選び、管理責任者を配置すうちに正確かつ迅速に行う必要があるこる。また、市からの応援要請についても	設する。 寄託者に受領 め指定している。なお、義 とから、他の	注書を発行する。 いる緊急輸送拠点のうちから 接金品の受付は、短期間の 部からの応援を得て実施す
日が支き	た山 ロ 邪	具	市民及び他の都道府県から日赤に寄託された。 市において受け付ける。ただし、被災の状況 合には、他の場所で受け付けることがある。	兄により、前記	

第2項 義援金品の保管

被災地に寄せられた義援金品は、被災者に配布するまでの間、善良なる管理のもとに保管する。

機	関	名	措置内容
	市		 1 義援金 義援金については、被災者に配分するまでの間、市長名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。 2 義援品 義援品は、市が直接受領したもの及び県が受入れ、配送されるものも併せて、あらかじめ定めている保管場所に保管する。ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。
	県		1 義援金 災害救助部が受け付けた義援金については、被災地区の市に配分するまでの間、 出納長名義の普通預金口座を設け、預金保管する。 2 義援品 他県及び外国等からの義援品については、あらかじめ定めている緊急輸送拠点 (広域輸送基地) のうちから最も被災地に近い箇所を保管場所として、市に配分 するまでの間一時保管する。ただし、災害の状況によっては、県出先機関の庁舎 等に一時保管することもある。
日が支き	歩山口 ※	1県	義援金 日赤山口県支部が受け付けた義援金については、口座を開設し保管する。

第3項 義援金品の配分及び輸送

義援金品の配分については、配分委員会等により公平かつ適正に行う。

機	関	名	措 置 内 容
	市		被災地の市長は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を設
			置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配布するものとする。
			1 義援金
			(1) 市に直接寄託された義援金及び県、日赤山口県支部等から送金を受けた義援金につ
		いて、り災証明書をもとに、被災者に直接又は指定の口座に送金するものとする。	
		(2) り災証明書は、義援金配布時の証明書として、また、他の生活再建に必要な融	
			資等を受ける際にも必要となるものであることから、これの発行が迅速に行われ
			るよう、必要な体制の確立及び手続の簡素化等の措置を講じるものとする。
			2 義援品
			(1) 義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、
			公平に物資が行きわたるよう配慮の上、配布する。
			(2) 配布に当たっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得るものとする。
	県	1 災害が複数の市町にわたる場合において、県が受け付けた義援金品の被災市町へ	
			の配分決定は、配分委員会等において行う。
		2 義援品は、必要車両を借り上げ、市が指定する場所まで輸送し、市に引き渡すも	
		のとする。	
	赤山口県 部	1 日赤山口県支部に寄託された義援金の市への配分については、配分委員会におい	
日赤		て行う。	
支音		ただし、災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。	
			2 義援金は、上記の決定に基づき、市へ送金する。

第3章 公共施設の災害復旧・復興計画 基本的な考え方

道路、河川、農業用施設、学校・社会福祉施設等の公共施設は、市民の日常生活、また、公 共の福祉施設の確保や農林水産業の維持等に欠くことのできない施設であり、災害により大き な被害を被った場合には、これら施設の迅速な復旧・復興が必要となる。

このため、災害復旧事業の実施責任者は、迅速に被害調査を実施の上、復旧・復興計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

第1節 公共施設災害復旧の基本方針

【全課】

災害により被害を被った公共施設の復旧は、第3編による応急対策を講じた後実施することになる。

被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止を考慮に入れ、必要な改良復旧、耐震、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するように努めるものとする。

第2節 災害復旧事業の推進

【全課】

市は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。

第1項 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧事業は、おおむね次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川公共十木施設災害復旧事業
 - (2) 砂防設備公共土木施設災害復旧事業
 - (3) 林地荒廃防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (4) 地すべり防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (6) 道路公共土木施設災害復旧事業
 - (7) 下水道公共土木施設災害復旧事業
 - (8) 公園公共土木施設災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道施設災害復旧事業
- 5 社会福祉施設災害復旧事業
- 6 公立学校災害復旧事業
- 7 公営住宅災害復旧事業
- 8 公立医療施設災害復旧事業
- 9 その他の災害復旧事業

第2項 災害査定の早期実施

市は、災害発生後できるかぎり速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、査定前着工、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努めるものとする。

なお、査定に当たっては、事前打合せ制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

第3項 災害復旧事業計画

- 1 災害復旧に当たっては、原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- 2 復旧事業の計画に際しては、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、 計画的な復旧を図る。なお、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

3 災害復旧に当たっては、事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに、環境汚染の未然防止等市民の健康管理についても配慮する。

第4項 技術職員の確保

被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、 関係機関に応援派遣又は支援を求めて、技術職員の確保を図るものとする。

- 1 市災害復旧事業
 - (1) 市において、技術職員の不足を生じるときは、被災を免れた他の市町又は県職員の派遣を求めて対処するものとする。
 - この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。
 - (2) 農地、農業用施設に甚大な被害が発生したときは、山口県土地改良事業団体連合会等へ支援を求め、早期の災害復旧着手を図るものとする。

第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために 国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰り上げ交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

1 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のとおりである。

- (1) 公共十木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 十地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について(昭和39年8月14日建設省都市局長通達)
- (10) 生活保護法
- (11) 児童福祉法
- (12) 身体障害者福祉法
- (13) 知的障害者福祉法
- (14) 売春防止法
- (15) 老人福祉法
- (16) 水道法
- (17) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について (平成26年4月1日厚生労働事務次官通知)
- (18) 下水道法
- (19) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱
- (20) 廃棄物処理災害復旧事業費補助金交付要綱
- (21) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (22) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の協議について (昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知)
- 2 地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債としては、次のとおり。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 単独災害復旧事業債
- (4) 公営企業等災害復旧事業債

- (5) 災害復旧事業債
- (6) 小災害債
- (7) 歳入欠かん債等
- 3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰り上げ交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

激甚法の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、市は被害の状況を速やかに調査把握 し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。

1 激甚災害に関する調査

市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。

- 2 激甚災害に対する特別な財政措置
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - 工 公営住宅等災害復旧事業
 - 才 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者更正援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関等災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業
 - (イ) 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業
 - セ 湛水排除事業
 - (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例(天災融資 法が発動された場合適用)
 - (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例(政府系金融機関)
 - (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特 別の財政援助
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 計画的な復興

【全課】

大規模な災害により地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから、市は、復興計画を作成するとともに、推進体制の整備をし、計画的な復興を進める。

第1項 復興計画の策定

1 計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。

2 計画策定の目標

再度災害防止により快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災ま ちづくりを実施する。

- 3 復興計画の策定
 - (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
 - (2) 計画策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本的な目標とする。
 - (3) ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図り、進める。
 - (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により解消に努める。
- 4 市民への情報提供

復興計画の策定に当たっては、市民への情報提供をし、コンセンサスづくりに努めるものとする。

第2項 復興計画の推進

事業実施に当たっては、市、県等関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図る。

第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画 基本的な考え方

大規模災害等の発生時には、地域の中小企業、農林水産業等における生産施設設備について も大きな被害を被ることが考えられる。

地域の生産活動や雇用を支えるこれら事業者の活動の回復・維持と経営の安定は、被災後の社会生活の安定を図る上で重要なものとなることから、市、県及び関係機関は、協力して必要な措置を講じる。

第1節 被災中小企業者の援助措置

【商工労働課】

市は、中小企業関係の被害状況、激甚法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

- 1 被災中小企業者に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図る。
- 2 県中小企業特別対策資金(経営安定化貸付・災害復旧資金)の貸付を行うとともに、政府 系金融機関((株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫)、一般金融機関に対し、協力融 資の要請を行う。
- 3 信用力、担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、県信用保証協会に対し、 債務保証の促進を要請する。
- 4 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続の簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

第2節 被災農林業関係者の援助措置

【農林課】

市は、風水害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、経営の安定を図る。

また、被災者に対する共済(保険)金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林産業者の経営の安定を図る。

- (1) 天災資金 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法)
- (2) (株)日本政策金融公庫

第5章 金融計画

基本的な考え方

大規模災害等の発生は、地域の産業、市民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

被災地での早期の復旧復興に当たっては、この計画に定めるところにより所要の措置を講じる。

日本銀行下関支店は、被災地域における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・ 復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講じるものとする。

第1節 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

1 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関 に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じるこ と等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

2 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、 関係行政機関等と密接に連絡の上、各種輸送、通信手段の活用を図る。

3 通貨及び金融の調節

必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

第2節 非常金融措置

- 1 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - (1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講じることを要請する。

(2) 資金の貸付け

金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

2 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議の上被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、日本銀行は災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

3 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置 その他の金融上の措置を適切に講じるよう要請する。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出を認める ほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。
- 4 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に市民に提供するよう努める。

第4編 復旧・復興計画/第5章 金融計画

とくに金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置および損傷 日本銀行券・貨幣の引換え措置等について要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、 金融機関及び放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。